

平成 28 年度財務省政策評価書

平成 29 年 6 月

財 務 省

目 次

○ 平成28年度実績評価書

I 財務省の実績評価の概要

1. 財務省における政策評価の枠組み	7
2. 財務省の政策評価のスケジュール	8
3. 「平成28年度実績評価書」の概要	8
参考1 財務省の「政策の目標」の体系図（平成28年度版）	11
参考2 指標等の設定状況及び主な内閣の基本的な方針との関連一覧表	12
参考3 「政策の目標」の評定結果一覧表	14
参考4 東日本大震災対応（概要）－平成28年度における主な取組状況－	15

II 「政策の目標」ごとの実績評価書

（総合目標 6目標）

総合目標1（財政）	19
総合目標2（税制）	26
総合目標3（財務管理）	30
総合目標4（通貨・金融システム）	38
総合目標5（世界経済）	43
総合目標6（財政・経済運営）	53

（政策目標 24目標）

政策目標1（健全な財政の確保）

政策目標1－1（重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進）	56
政策目標1－2（必要な歳入の確保）	66
政策目標1－3（予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保）	69
政策目標1－4（決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示）	75
政策目標1－5（地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行）	79
政策目標1－6（公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営）	82

政策目標2（適正かつ公平な課税の実現）

政策目標2－1（経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化に対応及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実）	86
--	----

政策目標3（国の資産・負債の適正な管理）

政策目標3－1（国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制）	94
政策目標3－2（財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実）	110
政策目標3－3（庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実）	131

政策目標 3－4（国庫金の効率的かつ正確な管理）	152
<u>政策目標 4（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持）</u>	
政策目標 4－1（通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止）	159
政策目標 4－2（金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理）	168
<u>政策目標 5（貿易の秩序維持と健全な発展）</u>	
政策目標 5－1（内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等）	175
政策目標 5－2（多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進）	180
政策目標 5－3（関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上）	188
<u>政策目標 6（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）</u>	
政策目標 6－1（外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保）	206
政策目標 6－2（開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進）	218
政策目標 6－3（日本企業の海外展開支援の推進）	234
<u>（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保）</u>	
政策目標 7－1（政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保）	238
政策目標 8－1（地震再保険事業の健全な運営）	247
政策目標 9－1（安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理）	252
政策目標 10－1（日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保）	257
政策目標 11－1（たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保）	261
Ⅲ 財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）	269
○ 租税特別措置等に係る政策評価	273
○ 参考資料	
平成28年度において実施したアンケート調査の概要	291
用語集	293

○ 平成 28 年度実績評価書

I 財務省の実績評価の概要

1. 財務省における政策評価の枠組み

(1) 政策評価制度

「政策評価」は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析をし、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、「企画立案（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中において制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものです。

(2) 財務省における政策評価の実施

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」において政策評価の基本事項が定められるとともに、「政策評価に関する基本方針」において各行政機関が定める基本計画の指針となるべき事項や政策評価活動における基本方針が定められています。財務省では、これらを踏まえて、「政策評価に関する基本計画」（現行版は平成25年度に平成29年度までの5年間を対象として作成）で財務省が行う政策評価に関する基本的事項を定めるとともに、翌年度の政策評価の実施計画を定め、これらに基づき、毎年度、実績評価方式による政策評価（以下「実績評価」といいます。）を行っています。

（注）実績評価方式とは、政策の不断の見直しや改善に資するため、事前に設定した目標に対する達成度合いについて評価する方式です。

なお、「政策評価に関する基本計画」や毎年度の実施計画の作成や変更、実績評価書の作成にあたっては、評価の客観性と質を高めるため、有識者の方々から成る「財務省政策評価懇談会」を開催して御意見を頂いております。

(3) 財務省の使命と政策の目標

財務省では、財務省の使命を「納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。」と定めております。この使命に基づき、総合目標6、政策目標24、計30の「政策の目標」を定めております（「参考1 財務省の「政策の目標」の体系図」（平成28年度版）参照）。

(4) 財務省における政策評価の目的

財務省では、政策評価の目的を「政策評価に関する基本計画」において次のように定めています。

- ① 財務省の使命、政策の目標、政策等を国民に明らかにし、納税者としての国民に対する説明責任を果たすこと。
- ② 財務省の行政全般について、客観的な政策評価の実施を確保することにより、

常により効率的で質が高く時代の要請に合った成果重視の行政を目指し続けること。

- ③ 財務省の仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ること。
- ④ 財務省が財政当局として、各府省の政策評価の結果を適切に活用していくこと。

2. 財務省の政策評価のスケジュール

財務省では、毎年3月に、翌年度に行う政策についての政策評価の実施計画及び事前分析表を策定・公表し（Plan）、これに基づいて政策を実施（Do）、翌年6月にその政策について政策評価書の作成・公表（Check）を行っています。また、政策評価書の作成後に評価結果を翌年度の政策の企画・立案や実施に反映しています（Action）。このように、政策評価により、財務省の政策についてのPDCAサイクルの実行を確保しています。

3. 「平成28年度実績評価書」の概要

(1) 目標

平成28年度は、「平成28年度政策評価実施計画」（平成28年3月作成、同年10月一部改正）において設定した30目標について、実績評価を実施しました（各目標に係る施策や測定指標の数等については「参考2 政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び内閣の基本的な方針との関連一覧表」を、「政策の目標」ごとの評価については「参考3 「政策の目標」の評価結果一覧表」を参照ください）。

（注） 測定指標には「テーマ又は施策の番号（3桁）－定量的なもの（A）か定性的なもの（B）かの符号－上記の範囲内での指標番号」という5桁の番号からなる整理番号を付しています。

例 「政1－1－1－A－1」：施策1－1－1（政策目標1－1の一つ目の施策）における定量的測定指標の一つ目のもの。

イ 総合目標（6目標）

総合目標は、財務省の政策の目標の基本となるものであり、財務省として当面取り組んでいる大きな課題を国民に示し、評価を通じてその達成状況についての財務省の認識を説明するものであり、中期かつ大局的なテーマを内容としています。

①財政、②税制、③財務管理、④通貨・金融システム、⑤世界経済、及び⑥財政・経済運営の6つの政策分野について目標を定めています。

なお、総合目標は中期かつ大局的な内容であるため、単年度に実施する目標を定める政策目標のように具体的な達成手段としての施策を設定していません。他方、目標の内容を「テーマ」として明示し、テーマごとの評価を踏まえて目

標全体の評価を行うことで評価過程の透明化に努めています（テーマが一つのものもあります。）。

ロ 政策目標（24目標）

政策目標は、財務省が行う各分野の政策について単年度の達成度を測るものであり、財務省における基礎的な実績評価の対象となるものです。

平成28年度は、次の24目標について政策の実施状況を分析し、その達成度の評価を行いました。

（健全な財政の確保） 政策目標 1－1～1－6 の 6 目標

（適正かつ公平な課税の実現） 政策目標 2－1

（注） 政策目標 2－2～2－4 の 3 目標は、中央省庁等改革基本法第16条第 6 項に基づく国税庁の実施庁としての実績の評価に係る目標であり、平成29年10月頃をめどに評価を行う予定です。

（国の資産・負債の適正な管理） 政策目標 3－1～3－4 の 4 目標

（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持） 政策目標 4－1 及び 4－2 の 2 目標

（貿易の秩序維持と健全な発展） 政策目標 5－1～5－3 の 3 目標

（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進） 政策目標 6－1～6－3 の 3 目標

（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保） 政策目標 7－1～11－1 の 5 目標

(2) 評価方法

イ 測定指標の達成度の判定

全ての「政策の目標」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい政策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。財務省では、政策の内容に応じて、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせ、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績（値）が目標（値）を達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」としています。ただし、総合目標において中期の最終年度でない場合（平成28年度は全ての総合目標について最終年度となっているものではありません。）における途中年度の進捗が適切である場合には「□」としています。

また、実績（値）が目標（値）を達成していないもののその差が僅かである

場合には「△」としています。

ロ テーマ（総合目標の場合）又は施策（政策目標の場合）の評定

測定指標は、原則として、テーマ又は施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、必要に応じて指標以外の要素も考慮し、テーマ又は施策の達成状況について、次の５段階で評定を行っています。

- 「s＋ 目標超過達成」
- 「s 目標達成」
- 「a 相当程度進展あり」
- 「b 進展が大きくない」
- 「c 目標に向かっていない」

ハ 「政策の目標」の評定

テーマ又は施策の評定を総合し、例えば、その「政策の目標」に係る施策の評定が全て「s」であれば「S」、一部が「s」で残りが「a」であれば「A」というように客観的な方法により、次の５段階で評定を行っています。

- 「S＋ 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

（注） 上記ロ及びハの各評定の表現は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に従っています。ただし、符号は財務省において独自に設定しているものです。なお、テーマ又は施策の評定については、「政策の目標」の評定と区別するため、符号を小文字にしています。

二 その他

平成26年度政策評価（平成27年６月実施）より、「政策評価書」に加えて、「政策の目標」ごとに政策の実施状況を説明し、財務省の政策を総覧できる資料として「財務省政策評価書附属説明書」を作成していましたが、平成28年度政策評価（平成29年６月実施）からは、附属説明書を廃止し、その内容を政策評価書へ統合しました。統合に当たっては、情報量の水準を維持することを基本的な考え方としています。

一部の定量的測定指標（政策目標５－３に係る政5-3-2-A-1）については、実績値のデータの集計がこの政策評価書の作成以降となるものがあります。これらは、この政策評価書では達成度を「－」と表示して判定対象外としておりますが、当該実績値を把握後、改めて上記の評定方法を適用し、必要に応じて、その政策目標の評定を見直します。

財務省の「政策の目標」の体系図（平成28年度版）

財務省の使命

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。

政策の目標

財政 (総合目標 1)

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出面において財政健全化に取り組む。

税制 (総合目標 2)

財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進める。

財務管理 (総合目標 3)

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体との連携を進め、国公有財産の最適利用に取り組む。

通貨・金融システム (総合目標 4)

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組む、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済 (総合目標 5)

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営（総合目標 6）

総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、大震災からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現することを目指す。関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

健全な財政の確保 (政策目標 1)

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、国・地方間の財政・歳入・国・地方間の財政・移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現 (政策目標 2)

- 2-1 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の促進
- 2-3 酒類業の健全な発達を促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理 (政策目標 3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、デイスクリュージーの推進及び機能の充てる実
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 (政策目標 4)

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展 (政策目標 5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 (政策目標 6)

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び内閣の基本的な方針との関連一覧表

「政 策 の 目 標」		テーマ 又は 施策	測定指標			内閣の基本的な方針との関連※			
			定量的 指標	定性的 指標	合 計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他
総合 目標	1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	1	1	2	○	○	○	○
	2	財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進める。	1	0	1	○	○	○	○
	3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体との連携を進め、国有財産の最適利用に取り組む。	4	0	4	—	○	○	○
	4	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組む、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	2	0	2	—	—	○	○
	5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	2	0	5	○	—	○	○
	6	総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、大震災からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	1	0	2	—	○	○	○
小 計			11	1	15	16			
政策 目標	1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	2	0	5	○	○	○	○
	1-2	必要な歳入の確保	1	0	1	○	○	—	○
	1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	4	0	4	—	—	—	○
	1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	2	3	0	3	—	—	—
	1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	1	0	1	—	—	○	—
	1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	1	1	1	2	—	—	—
	2-1	経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	2	3	1	4	○	○	○

「政 策 の 目 標」			テーマ 又は 施策	測定指標			内閣の基本的な方針との関連※			
				定量的 指標	定性的 指標	合 計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他
政策 目 標	3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	5	4	6	10	—	○	—	—
	3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	6	2	6	8	—	○	○	○
	3-3	庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	6	7	14	21	—	—	○	○
	3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	3	3	0	3	—	—	—	—
	4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	5	1	5	6	—	—	—	○
	4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	2	0	4	4	—	—	○	○
	5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	2	0	2	2	—	—	—	○
	5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	2	1	2	3	○	—	○	○
	5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	5	12	2	14	—	—	○	○
	6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	4	1	3	4	○	—	—	○
	6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	4	1	5	6	—	—	—	○
	6-3	日本企業の海外展開支援の推進	1	0	2	2	—	—	—	○
	7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	2	0	3	3	—	—	○	○
	8-1	地震再保険事業の健全な運営	2	2	0	2	—	—	—	—
	9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	3	0	3	3	○	—	—	—
	10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	2	0	2	2	—	—	—	—
	11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	2	2	5	7	—	—	—	—
小 計			69	43	77	120				
合 計			80	44	92	136				

※ 施政方針演説：第190回国会（28年1月22日安倍総理）、第189回国会（27年2月12日安倍総理）
 財政演説：第190回国会（28年1月22日麻生大臣）
 骨太方針：「経済財政運営と改革の基本方針2015」（27年6月30日閣議決定）
 その他：骨太方針以外の閣議決定等

注1： 「内閣の基本的な方針との関連」欄の○印は、当該「政策の目標」が明示的に取り上げられているもの。

【総合目標】

		評定
1	財政	A
2	税制	A
3	財務管理	A
4	通貨・金融システム	A
5	世界経済	A
6	財政・経済運営	A

【政策目標】

		評定
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	S
1-2	必要な歳入の確保	S
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	S
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	S
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	S
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	S
2-1	経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	A
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	S
3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	S
3-3	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	S
3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	S
4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	S
4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	S
5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	S
5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	A
5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	A
6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	S
6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	S
6-3	日本企業の海外展開支援の推進	S
7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	B
8-1	地震再保険事業の健全な運営	S
9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	S
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	S
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	S

東日本大震災等への対応（概要）
ー平成28年度における主な取組状況ー

財務省は、東日本大震災等への対応として、平成28年度において主に以下の取組を行いました。各々の取組の概要は、以下のとおりです。

1. 財政・経済運営

平成29年度予算編成に当たっては、引き続き、被災地の抱える問題の解決に直結する取組を着実に実施するとともに、復興のステージの進展に応じて生じる新たな課題に迅速かつ適切に対応することとしており、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業（なりわい）の再生、原子力災害からの復興・再生などのための経費 2 兆6,896億円を東日本大震災復興特別会計に計上しました。また、平成28年4月14日に発生した熊本地震に関し、当面緊急に必要な経費の追加等を行うため、平成28年第1次補正予算が5月13日に国会に提出され、5月17日に成立しました。【政策目標1－1】

東日本大震災からの復興を着実に進める観点から、事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。また、平成28年4月に発生した熊本地震についても東日本大震災への対応と同様の観点から、事故繰越事務手続の簡素化を行いました。【政策目標1－3】

「平成29年度地方財政計画」については、震災復興特別交付税を3,425億円措置するなど、震災対応に万全を期す内容としました。【政策目標1－5】

2. 税制

「平成29年度税制改正の大綱」（平成28年12月22日閣議決定）において、近年災害が頻発していることを踏まえ、これまで災害ごとに特別立法で手当てしてきた対応を常設化するなど、災害への税制上の対応に係る各種の規定の整備等を行うこととし、当該措置を盛り込んだ「所得税法等の一部を改正する等の法律」が、平成29年3月27日に成立しました。【政策目標2－1】

3. 国有財産

東日本大震災及び熊本地震における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、25件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。

このほか、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により売却が求められている政府保有株式については、個々の株式売却の環境が整った時に機動的な売却が行えるよう所要の事務準備等を進め、日本郵政株式会社株式について、平成29年1月の財政制度等審議会において了承された審査要領に基づき審査を行った結果、同年3月に主幹事証券会社を選定しました。

【政策目標3－3】

4. 政策金融

「経済財政運営と改革の基本方針2016」等を踏まえ、東日本大震災及び平成28年（2016年）熊本地震からの復興に貢献するよう、危機対応業務として、日本政策金融公庫からのリスク補完措置等を受け、指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）が円滑な資金供給を実施しています。加えて、日本政策金融公庫では、

① 東日本大震災によって影響を受けた中小企業者の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」の継続や東日本大震災復興緊急保証の適用期限の延長、

② 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げ等の措置を講じ、平成28年（2016年）熊本地震については、「平成28年熊本地震特別貸付」の創設や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証第4号」を九州各県（沖縄県を除く）に適用するなどの措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図っていきました。【政策目標7－1】

5. その他

(1) 金融システム

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、平成29年度予算や借入の認可等に当たり、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう監督を行いました。なお、同機構の支援決定期間について、1年間の延長（平成30年2月22日まで）認可を行い、平成28年度においては、54件の再生支援決定が行われました。【政策目標4－2】

(2) たばこ・塩事業

東日本大震災によって被災されたたばこ小売販売業者の営業再開が円滑に行われるよう、被災地域での営業所の仮移転の許可を弾力的に運用しており、平成28年度においては、48件の処理をしました。【政策目標11－1】

Ⅱ 「政策の目標」ごとの実績評価書

総合目標 1：我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020（平成 32）年度までに黒字化、その後の債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

（平成 28 年 10 月一部改正）

上記目標の概要	急速な高齢化を背景とする社会保障経費の増加、リーマンショック後の経済危機への対応、名目経済成長率の低迷等もあり、財政状況は大幅に悪化しています。国・地方の長期債務残高が平成29年度末には1,094兆円（対GDP比198%）に達すると見込まれるなど、主要先進国の中でも最悪の水準となっており、極めて厳しい状況にあります。 そのため、政府は、日本の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革（用語集参照）を継続するとともに、国・地方の基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現することとします。また、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、財政健全化目標を踏まえ、中長期的に持続可能な財政構造を目指すこととし、上記の目標を設定しています。 （上記目標を構成するテーマ） 総 1-1：国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。
----------------	---

総合目標 1 についての評価結果

総合目標についての評価 A 相当程度進展あり

評 定 の 理 由	政府は、国・地方を合わせた基礎的財政収支（注 1）について、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を掲げています。 平成27年度は、基礎的財政収支の半減目標を達成し、また平成29年度予算は、「平成29年度予算編成の基本方針」（平成28年11月29日閣議決定）に基づき編成され、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（以下「骨太の方針2015」と言います）における「経済・財政再生計画」の「目安」（注 2）に沿って、一般歳出（用語集参照）の伸びを対前年度比0.5兆円に抑制するなど、財政健全化に向けた取組を進めました（公債依存度はリーマンショック以前の平成24年度当初の水準の35.3%）。 また、政府は、消費税率の10%への引上げを平成31年10月まで延期しましたが、社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る実施スケジュールについて改訂するとともに、施策の優先順位付けをして、消費税率 8 %への引上げによる財源を活用し、子育て支援など社会保障の充実に図りつつ、高齢世代への給付が中心となっている構造を見直し、全世代型の社会保障への転換を進めています。 ただし、社会保障分野における給付と負担の不均衡は継続しているため、今後も、これらの取組を継続し、社会保障の充実・安定化と財政健全化目標の同時達成を推進していきます。 以上のとおり、財政健全化に向けた取組を着実に進めています。我が国の財政状況は依然として極めて厳しい状況であることに変わりはなく、更なる財政健全化に努める必要があり、テーマの評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
----------------------------------	--

	(注1) 基礎的財政収支とは、「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。基礎的財政収支が均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出をまかなうこととなる。 (注2) 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018（平成30）年度まで継続させていくこととしている。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 我が国が掲げている財政健全化目標の達成は、財政の長期的な持続可能性を維持していくためには不可欠なものであり、国際的にもコミットしていることから、総合目標1は引き続き政府が取り組むべきものであると考えています。 この目標を達成するために、平成29年度予算では、「平成29年度予算編成の基本方針」に基づき、引き続き歳出全般にわたり聖域なき見直しを行い、成長と分配の好循環の確立に向けた重要政策課題に歳出を重点化するなどしています。これらは政策目標の達成に対して有効に機能していると考えています。

テーマ	総１－１：国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対G D P比の安定的な引下げを目指す。			
測定指標（定量的な指標）	[主要]総1-1-A-1：財政健全化目標の達成に向けた取組			
	年 度	平成32年度目標	その後の目標	達成度
	目標値	国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化	債務残高対G D P比の安定的な引下げ	□
	実績値	—	—	
	（目標値の設定の根拠）			
	骨太の方針2015等において、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015（平成27）年度までに2010（平成22）年度に比べて赤字の対G D P比を半減、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対G D P比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標が定められているためです。			
	（参考）			
	国・地方の基礎的財政収支の対GDP比		国・地方の長期債務残高対GDP比	
	2017（平成 29）年度（見込み）	▲3.4%	2017（平成 29）年末（見込み）	198%
	2016（平成 28）年度（見込み）	▲3.7%	2016（平成 28）年末（見込み）	199%
2015（平成 27）年度	▲3.0%	2015（平成 27）年度	194%	
2014（平成 26）年度	▲3.9%	2014（平成 26）年度	193%	
2013（平成 25）年度	▲5.4%	2013（平成 25）年度	192%	
2012（平成 24）年度	▲5.5%	2012（平成 24）年度	188%	
2011（平成 23）年度	▲6.5%	2011（平成 23）年度	181%	
2010（平成 22）年度	▲6.3%	2010（平成 22）年度	173%	
（注） 「国・地方の基礎的財政収支赤字の対G D P比」及び「国・地方の長期債務残高の対G D P比」については、2008 S N Aへの対応等に伴い、遡及して再計算されたものである。				
（目標の達成度の判定理由）				
内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（平成29年 1 月25日）では、2015（平成27）年度における国・地方を合わせた基礎的財政収支（対G D P比）は▲3.0%の赤字となり、国・地方を合わせた基				

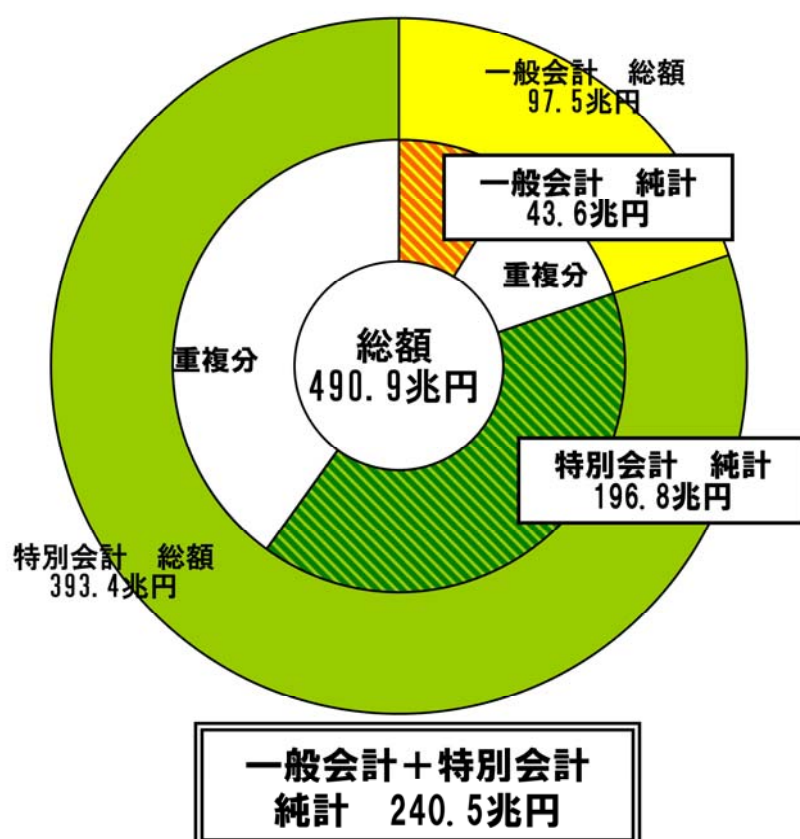
	礎的財政収支について、2015（平成27）年度までに2010（平成22）年度に比べて赤字の対GDP比を半減する目標は達成しました。 「平成29年度予算編成の基本方針」に基づき、29年度予算では、これまでも増して、構造改革は無論として、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることを重視しています。さらに、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じる一方、財政健全化への着実な取組を進め、メリハリの効いた予算編成を行いました。この結果、平成29年度予算は、一般歳出の伸びを対前年度で0.5兆円に抑制し、2年連続で「経済・財政再生計画」の「目安」を達成するなど、経済再生と財政再建の両立を実現する予算となっております。財政健全化に向けた取組を進めたことから、達成度は「□」としました。		
測定指標（定性的な指標）	[主要]総1-1-B-1：社会保障・税一体改革の継続的な実施		
	目 標	引き続き、社会保障・税一体改革を継続的に実施します。	達成度
	実 績	消費税率10％への引上げを延期したものの、施策の優先順位を付けることで、社会保障の充実・安定化を進めています。	□
	（目標の設定の根拠） 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成24年8月10日成立）や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年12月5日成立）等の内容を確実に実施していくためです。 （目標の達成度の判定理由） 消費税率10％への引上げを平成31年10月まで延期したものの、財源を確保し、保育の受け皿拡大、年金受給資格期間の短縮、国保・被用者保険に対する財政支援の拡充などの社会保障の充実を図りつつ、恒久化された基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに必要な財源の確保、将来世代への負担のつけ回しの軽減などに取り組んでいます。これについては引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。		
	テーマについての評価		
評価の理由	a 相当程度進展あり		
	以上のとおり、全ての測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

総1-1に係る参考情報

参考指標1：一般会計収収、歳出総額及び公債発行額の推移

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/04.pdf

参考指標 2：一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額（平成29年度）



(出所) 主計局総務課、法規課調

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

参考指標 3：公債発行額・公債依存度の推移

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/04.pdf

参考指標 4：公債残高の推移

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/04.pdf

参考指標 5：国及び地方の財政収支の対GDP比の国際比較

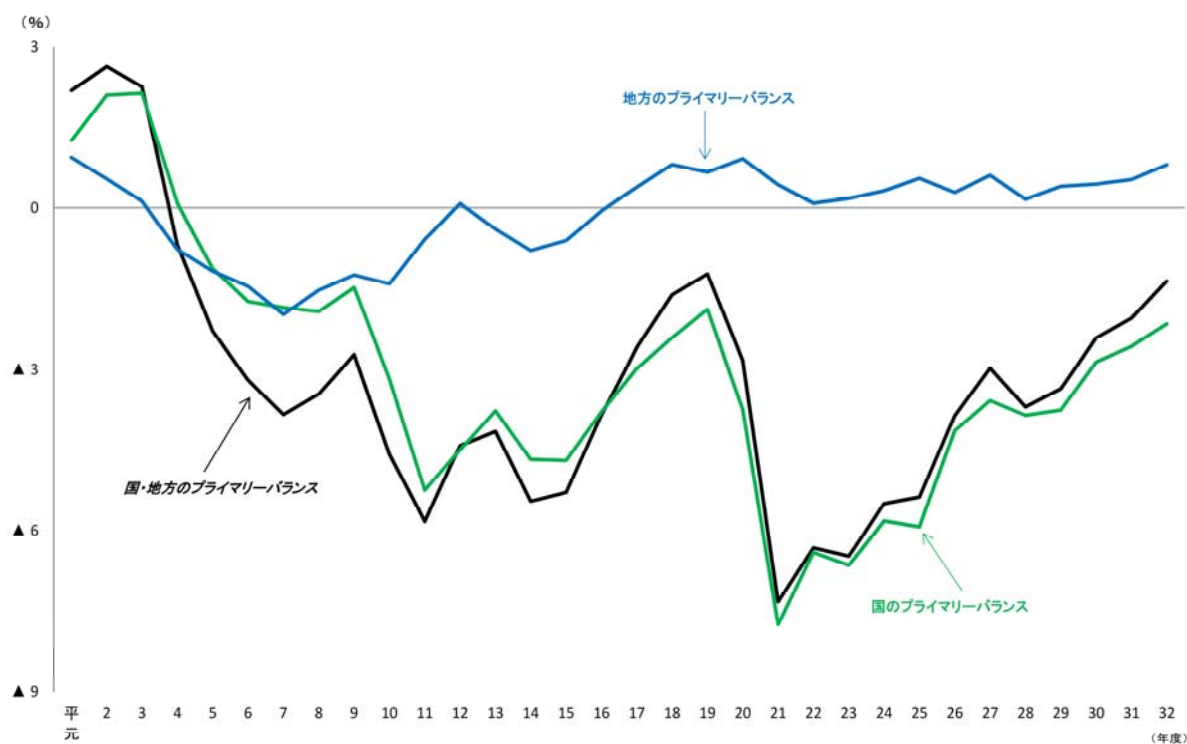
http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/04.pdf

参考指標 6：国及び地方の債務残高の対GDP比の国際比較

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/04.pdf

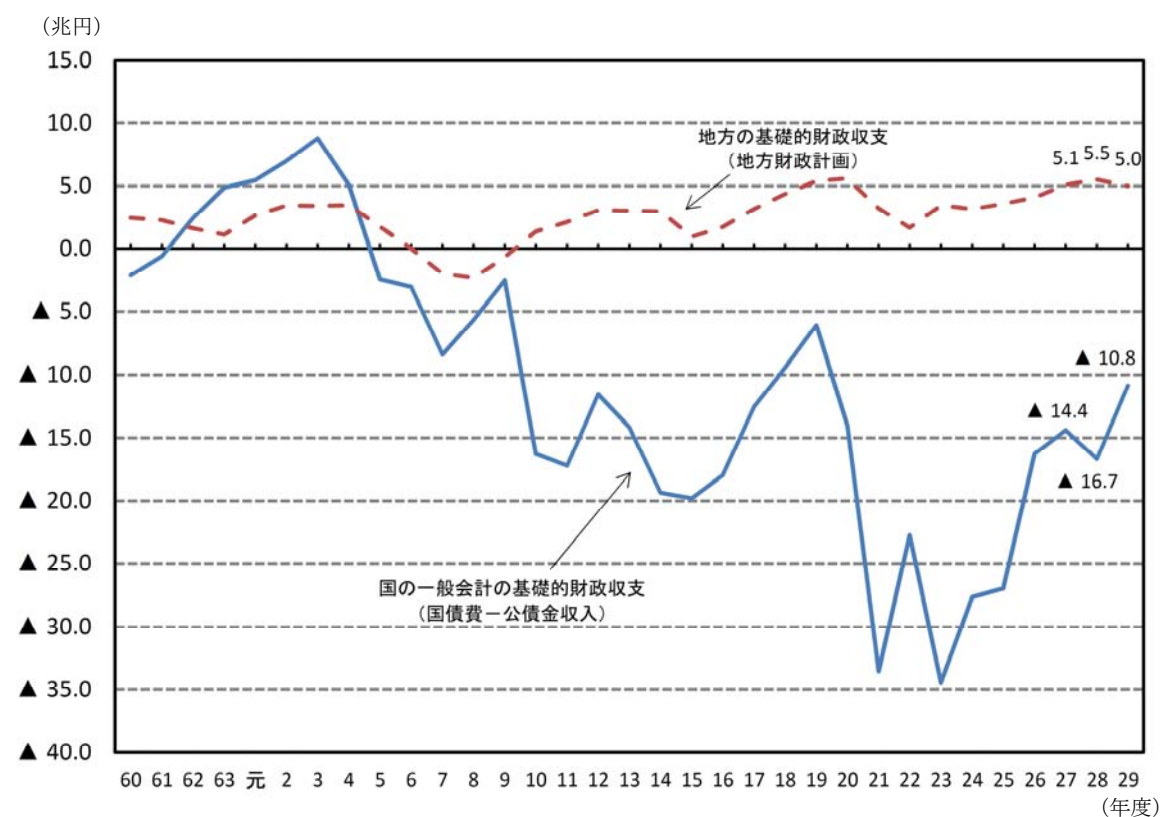
参考指標 7：国及び地方の基礎的財政収支の推移

(対GDP比)



(出所) 内閣府「国民経済計算」及び「中長期の経済財政に関する試算」(平成29年1月)。

参考指標 8：一般会計の基礎的財政収支の推移



(出所) 主計局調査課調

(注1) 地方の地方財政計画の基礎的財政収支は地方財政計画ベース。国の一般会計の基礎的財政収支は、平成27年度までは決算、平成28年度は補正後予算、平成29年度は予算による。

(注2) 国の一般会計の基礎的財政収支について、当初予算ベースでは、平成27年度は▲13.4兆円、平成28年度は▲10.8兆円、平成29年度は▲10.8兆円。

参考指標 9：国民負担率（対国民所得比）の国際比較

<http://www.mof.go.jp/budget/topics/futanritsu/sy2902p.pdf>

参考指標 10：国民負担率（対国民所得比）の状況

<http://www.mof.go.jp/budget/topics/futanritsu/sy2902n.pdf>

参考指標 11：国民経済に占める財政の役割の国際比較（政府最終消費支出、一般政府総固定資本形成、社会保障移転等の対 GDP 比）

		対国内総生産比(%)								
		政府最終消費支出		一般政府 総固定 資本形成	現物社会移転 以外の社会保 障給付(年金、 失業給付等)	そ の 他				一般政府総 支出(合計)
			うち人件費				うち利払費	土地購入(純)	うち補助金	
日本	2005	17.5	6.0	4.0	10.4	3.0	2.2	0.4	0.6	34.9
	2015	19.7	5.5	3.6	12.6	3.0	2.1	0.2	0.6	38.9
アメリカ	2005	15.1	10.1	3.7	11.5	6.2	3.4	0.1	0.5	36.4
	2015	14.4	9.8	3.2	14.7	5.4	3.4	▲ 0.1	0.3	37.7
イギリス	2005	19.5	10.5	1.5	12.1	7.8	2.0	▲ 0.1	0.5	40.8
	2015	19.4	9.3	2.7	14.0	6.8	2.3	▲ 0.1	0.6	42.9
ドイツ	2005	18.4	7.9	1.9	17.9	8.0	2.7	▲ 0.1	1.1	46.2
	2015	19.2	7.5	2.1	15.5	7.1	1.6	▲ 0.1	0.9	44.0
フランス	2005	22.9	12.8	4.0	17.5	8.5	2.6	0.1	1.4	52.9
	2015	23.9	12.9	3.5	20.0	9.6	2.0	0.1	2.5	57.0
スウェーデン	2005	24.9	12.8	4.1	15.0	8.8	1.8	▲ 0.2	1.4	52.7
	2015	26.0	12.5	4.2	13.4	6.6	0.5	▲ 0.0	1.6	50.2

(出所) 主計局調査課調

(資料) 諸外国はOECD Stat Extracts "National Accounts"、日本は国民経済計算(内閣府)。

(注) 一般政府とは、国・地方及び社会保障基金といった政府あるいは政府の代行的性格の強いものの総体（独立の運営主体となっている公的企業を除く）。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

我が国の財政に対する信頼を確保していくために、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方の基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化すると財政健全化目標達成に向けて、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組むこととしています。

財務省政策評価懇談会における意見

- 社会保障と税の一体改革は本当に待ったなしの課題であり、引き続き力強く取り組んでもらいたい。
- 2020 年のプライマリーバランス黒字化の堅持をよろしく願いたい。
- いわゆる政治の大前提というものと、財務省の個々のアクションというものを基本的にもう少し仕分けた形でないと、財務省としてどういうことがクリアされれば評価が「A」なのか「S」なのかということが分かりづらい。
- 28 年度の評価書としては理解できるが、直近の国及び地方の基礎的財政収支の平成 32 年度予測で赤字になっているテーマ総 1－1 参考指標 7 を踏まえ、厳しい状況下で引き続き努力する必要があると思う。
- プライマリーバランスが引き続きマイナスに留まり、均衡させる目標の優先順位が

	下がっていることに懸念を覚える。ソブリン債（長期）の格付も米、英、仏、独などの先進国ばかりでなく、アジアの中国、韓国、台湾などにも劣後している。過度に財政出動に依存する経済運営は、将来世代への負債を増大させ、サステナブルではない。 ○ 我が国の財政の現状、今後起こりうる「財政の崖」というものについて、国民的な議論が起きるよう、エビデンスベースの議論が行えるような指標や資料、ストーリーとして国民が広く分かるようなものを提示することが、今後重要ではないか。 ○ 債務残高のGDP比率の安定化とプライマリーバランスの黒字化が同時に両方入っていることは非常に重要であり、ストックとしての債務残高のGDP比率、フローとしての財政赤字のGDP比率、経済成長率の3つの変数を考えて、歳出と歳入を連立方程式で、パッケージとして考えることが必要である。国民に示す際にもそれを上手く発信してほしい。
--	--

総合目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第193回国会 総理大臣施政方針演説（平成29年1月20日） 第193回国会 財務大臣財政演説（平成29年1月20日） 平成29年度予算編成の基本方針（平成28年11月29日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定） 当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—（平成25年8月8日閣議了解）
---	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	我が国の財政状況：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移 https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/04.pdf 等
--	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	財政健全化目標の確実な達成に向けて、「歳出改革・歳入改革」を推進した結果、平成29年度予算編成に当たっては、「骨太の方針2015」における「経済・財政再生計画」の「目安」に沿って、一般歳出の伸びが対前年度比0.5兆円に抑制されるなど、財政健全化に向けた取組を進めました。
--------------------------------	--

担当部局名	主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、主税局（総務課、調査課）	政策評価実施時期	平成29年6月
--------------	--	-----------------	----------------

総合目標 2： 財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進める。
(平成 28 年 10 月一部改正)

上記目標の概要	税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」の基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。 このため、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築するなど、この四半世紀の経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進めることとしています。こうしたことから、上記の目標を設定しています。 （上記目標を構成するテーマ） 総 2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制の構築
----------------	---

総合目標 2 についての評価結果

総合目標についての評価 A 相当程度進展あり

評価の理由	平成29年度税制改正において、下記の対応を行うこととし、これらを盛り込んだ「所得税法等の一部を改正する等の法律」が、平成29年3月27日に成立しました。 ① 就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。 ・ 所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を150万円に引き上げる。 ・ 配偶者控除等の適用される納税者本人に所得制限を設定し、給与収入が1,120万円を超える場合には控除額が遡減・消失する仕組みとする。 ② デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置として、研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直し等を行う。 ③ 中小企業の「攻めの投資」を後押しする等の観点から、中小企業向け設備投資促進税制の拡充を行う。あわせて、地方創生の観点から、地域経済を牽引する地域中核企業による挑戦を促すための地域未来投資促進税制の創設等を行う。 ④ 類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、酒税改革に取り組む。 ⑤ 経済社会の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制の観点から、外国子会社合算税制の見直し等を行う。 テーマ総 2-1 の評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
--------------	---

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等)
	平成29年度税制改正における措置は、就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築、デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置、ローカルアベノミクスの推進、酒税改革、経済社会の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制などといった、現下の経済社会の状況を踏まえて必要かつ有効として検討されたものであり、妥当と考えています。 また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。

テーマ	総２－１：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制の構築		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]総2-1-B-1：経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討		
	目 標	経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。	達成度
	実 績	平成29年度税制改正についての検討を進め、経済社会の構造変化等に対応した税制上の措置を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました（平成29年３月27日に成立）。	□
	(目標値の設定の根拠) 税制がその役割を適切に発揮するためには、税制が経済社会の構造変化に十分対応したものとなるよう、常にその在り方を検討していく必要があります。こうしたことから、その時々々の経済社会の構造変化に対応する税制を構築するため、当該目標を設定しています。		
	(目標の達成度の判定理由) 平成29年度税制改正では、経済社会の構造変化に対応した税制を構築するため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するとともに、デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置、ローカルアベノミクスの推進、経済社会の国際化・ＩＣＴ化への対応と租税回避の効果的な抑制などのための税制上の措置等を盛り込みました。 これらのことから、達成度は「□」としました。		
テーマについての評定		a 相当程度進展あり	
評定の理由	経済社会の構造変化に対応する税制を構築するため、平成28年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、平成29年度税制改正では、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点からの配偶者控除・配偶者特別控除の見直しをはじめ、上述の税制上の措置等を講じました。 また、今後の税制のあり方の検討を進めるにあたり、税制調査会（用語集参照）において、「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」がとりまとめられました。 こうした対応を行い測定指標が「□」であること、及び当該目標については引き続き取り組んでいく必要があることを踏まえ、「a 相当程度進展あり」としました。		

総 2－1 に係る参考情報

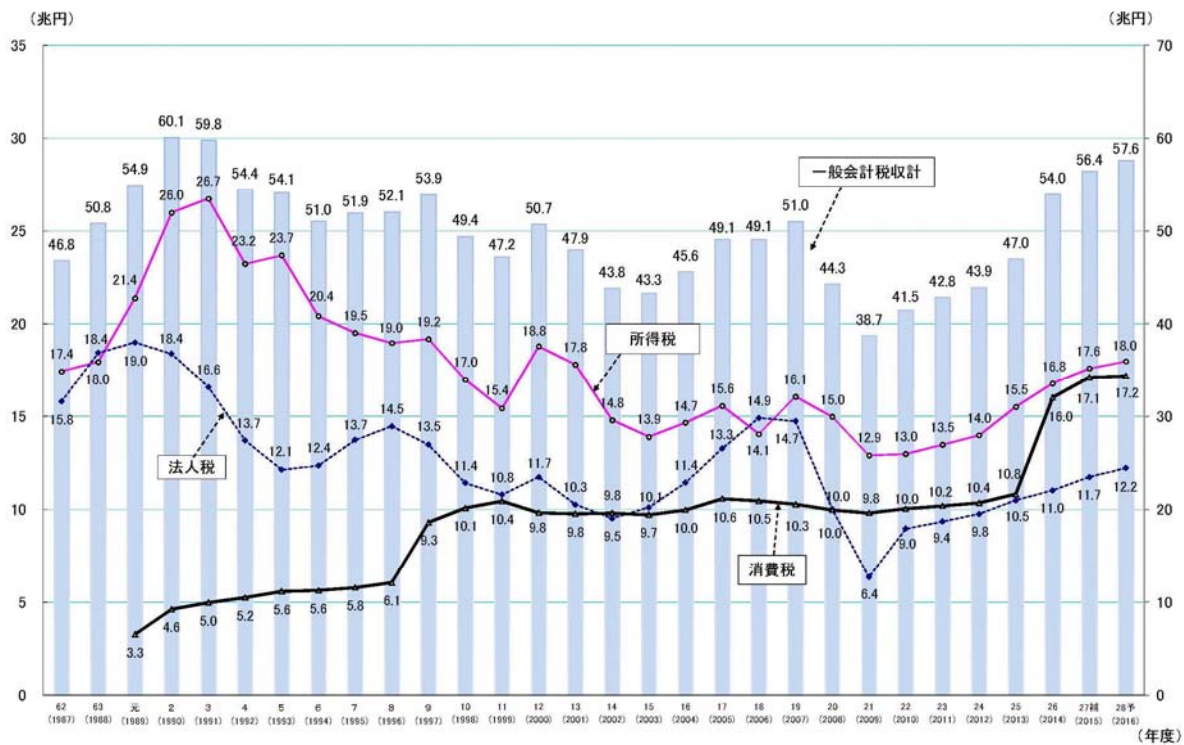
参考指標 1：歳出に占める税収の割合

年度	平成 3	4	5	6	7	8	9	10	11
%	84.8	77.2	72.1	69.3	68.4	66.0	68.7	58.6	53.1
年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20
%	56.8	56.5	52.4	52.5	53.7	57.4	60.2	62.3	52.3
年度	21	22	23	24	25	26	27	28(補)	29(予)
%	38.4	43.5	42.5	45.2	46.9	54.6	57.3	55.7	59.2

(出所) 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」(平成29年 4 月作成)を基に主税局総務課で作成
(http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/04.pdf)

(注) 平成27年度以前は決算額、28年度は補正後予算額、29年度は予算額による。

参考指標 2：主要税目（国税）の税収の推移



(出所) 主税局総務課資料 (平成29年 4 月作成)

(http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm)

(注) 27年度以前は決算額、28年度は補正後予算額、29年度は予算額である。

参考指標 3：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総 1－1）（1）】

評価結果の反映	平成 29 年度も社会保障と税の一体改革を継続するとともに、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進めます。具体的には、その時々々の経済社会の構造変化に対応した税制を構築するため、平成 29 年度税制改正の着実な実施、平成 30 年度の税制改正の内容の検討に取り組みます。
---------	---

財務省政策評価懇談会における意見	○ 日本人の働き方が大きく変わりつつあり、一つの組織に長く勤めるという形態から、転職、副業・兼業、フリーランスが増加するなど働き方が多様化している。税制が多様な働き方に中立的になるようにする、税金の仕組みをできるだけシンプルにして、個人が働き方の変化に対応できるようにする、などの見直しが必要である。		
総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第193回国会 総理大臣施政方針演説（平成29年 1 月20日） 第193回国会 財務大臣財政演説（平成29年 1 月20日） 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年 6 月 2 日閣議決定） 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理（平成27年11月13日税制調査会） 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告（平成28年11月14日） 平成29年度税制改正の大綱（平成28年12月22日閣議決定）		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	税収の推移： 「歳出に占める税収の割合」 「主要税目（国税）の税収の推移」 等		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	社会保障と税の一体改革に引き続き取り組みました。また、平成29年 3 月27日に「所得税法等の一部を改正する等の法律」が国会で成立しました。		
担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施時期	平成29年 6 月

総合目標3：経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策（財務管理）策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体との連携を進め、国公有財産の最適利用に取り組む。

上記目標の概要	我が国の財政は、国及び地方の長期債務残高が平成28年度末には対GDP比で198%になると見込まれるなど、主要先進国の中で最悪の水準にあります。 このような状況を踏まえ、財務省としては、必要とされる財政資金を確実に調達し、中長期的な調達コストを抑制していくという基本的な考え方に沿って、市場との緊密な対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債発行計画の策定を行うなど、国債管理政策を適切に運営していきます。同時に、国庫金（用語集参照）の効率的かつ正確な管理を行います。 また、財政投融资（用語集参照）については、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制を図るという特徴を発揮しつつ、中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消する役割を果たしていきます。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ）及び「経済・財政再生アクション・プログラム2016」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）等を踏まえ、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中、地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から、国公有財産の最適利用を推進していきます。 こうした取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理に努めます。 （上記目標を構成するテーマ） 総3-1：国債管理政策 総3-2：財政投融资 総3-3：国公有財産の最適利用 総3-4：国庫金の管理
----------------	--

総合目標3についての評価結果

総合目標についての評価 A 相当程度進展あり

評価の理由

テーマ3-1から3-4までの取組を通じ、国の資産・負債について、適切な財務管理に努めました。

テーマ3-1の評価は「a」、テーマ3-2の評価は「a」、テーマ3-3の評価は「a」、テーマ3-4の評価は「a」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 経済金融状況及び財政状況を踏まえつつ国債発行計画の策定等の国債管理政策を行うこと、国庫金の適正な管理を行うこと、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用すること及び国有財産(用語集参照)の有効活用を図ることは、これらの取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理が可能となるため、重要で必要な取組と言えます。
	また、国債発行計画の年限配分に当たって、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じて市場との対話を行うこと等により、超長期から短期まで年限間のバランスのとれた発行額を設定すること、各会計の資金需要の状況を的確に把握し、国庫(用語集参照)内に生じた余裕資金を最大限有効活用すること、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応した財政投融资計画(用語集参照)を編成すること、地方公共団体と連携して地域や社会のニーズを踏まえて国有財産を有効活用することは、総合目標3の目標達成に有効であったと考えています。

テーマ 総3-1：国債管理政策			
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 総3-1-B-1：国債管理政策の適切な運営		
	目 標	市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を適切に運営していきます。	達成度
	実 績	国債管理政策については、市場との緊密な対話に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うなど、適切に遂行しています。 平成28年度においては、市場のニーズ・動向等を踏まえ平成27年12月に策定した平成28年度国債発行計画に沿って国債を発行し、必要とされる財政資金を確実に調達しました。 また、同計画に基づき、(1)市場環境を踏まえた年限構成の見直し、(2)国債市場の流動性維持・向上策の拡充等といった施策を実施しました。 平成28年8月24日、「未来への投資を実現する経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を内容とする平成28年度第2次補正予算が閣議決定されました。 国債発行計画については、この補正予算における建設国債の2.8兆円、財投債(用語集参照)の3.1兆円の増額等を反映し、発行根拠法別発行額を変更しました。 また、リニア中央新幹線等のインフラ整備に対する超長期の資金供給に対応するため、40年債の年間発行額を4,000億円増額するとともに、市況や市場関係者の声を踏まえ、物価連動債の年間発行額を4,000億円減額しました。 平成29年度国債発行計画においても、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いつつ、市場のニーズ・動向等を踏まえ、(1)投資家の需要動向を的確に反映した年限構成に見直すとともに、(2)国債市場の流動性維持・向上を図るため、流動性供給入札(用語集参照)を増額しました。	□
	(目標値の設定の根拠) 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策の遂行により、国債市場の予見可能性・安定性が高まることで、中長期的な調達コスト抑制や確実かつ円滑な国債発行を通じた財政運営基盤の確保が可能になると考えられるためです。		

	（目標の達成度の判定理由） 第190回国会 財務大臣財政演説（平成28年1月22日）に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を遂行し、必要とされる財政資金を確実に調達しました。引き続き、国債管理政策の適切な運営を行っていく必要があることから、「□」としました。
テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じて、市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を運営しました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

テーマ	総3-2：財政投融资		
	[主要]総3-2-B-1：各年度の財政投融资計画の編成		
	目 標	財政投融资について、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要なとされる資金需要に的確に対応した財政投融资計画を編成します。	達成度
測定指標（定性的な指標）	実 績	平成29年度財政投融资計画の策定にあたっては、日本経済の成長力を更に高める観点から、現下の低金利環境を活かし、リニア中央新幹線の全線開業前倒しを図るほか、インフラの海外展開支援をはじめとする成長戦略の着実な実行や地域経済活性化に向け、長期のリスクマネーを積極的に供給する一方で、真に必要な資金需要に適切に対応するため、過去の実績を踏まえ、東日本大震災への対応等について財投規模を縮減することとしました。この結果、29年度財政投融资計画の規模は、15兆1,282億円（28年度計画比12.2%増）となりました。 また、財政投融资については、平成13年度の財政投融资改革（用語集参照）以降、資産・負債の圧縮を図るとともに、民業補完の原則のもと、対象事業の重点化・効率化に取り組んだ結果、フロー（平成29年度計画額）、ストック（平成29年度末見込額）ともピーク時（それぞれ平成8年度40.5兆円及び平成12年度末417.8兆円）の約4割の水準までスリム化が進んでいます。 なお、平成28年度においては、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年度8月2日閣議決定）を踏まえ、現下の低金利状況を活かし、インフラ整備に対する超長期の資金供給等を行い未来への投資を加速させるため、3兆6,022億円の追加を行いました。	□
	（目標の設定の根拠） 財政投融资計画について、政策的な必要性や民業補完性を精査し、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、必要な資金需要に的確に対応する平成29年度財政投融资計画を策定しました。引き続き、財政投融资を適切に行っていく必要があることから、達成度は「□」と評価しました。		

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	平成29年度財政投融资計画については、現下の低金利状況を活かし、リニア中央新幹線の全線開業前倒しを図るほか、インフラの海外展開支援をはじめとする成長戦略の着実な実行や地域経済活性化など、真に必要な資金需要に的確に対応しています。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

総 3－2に係る参考情報

財政投融资計画及び計画残高の推移

区 分	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
財政融資					
当初計画	130,621	117,616	109,610	100,876	108,662
改定計画	137,496	120,593	112,529	140,023	
実 績	101,855	91,014	89,242		
年度末残高	1,274,028	1,203,339	1,138,672		
産業投資					
当初計画	2,638	3,172	2,757	2,973	3,792
改定計画	2,838	3,402	2,757	5,667	
実 績	1,450	1,417	1,185		
年度末残高	46,918	48,097	49,004		
政府保証					
当初計画	50,637	41,012	33,848	30,962	38,828
改定計画	50,637	41,012	33,848	33,251	
実 績	46,072	35,192	29,063		
年度末残高	371,665	370,949	355,668		
財政投融资合計					
当初計画	183,896	161,800	146,215	134,811	151,282
改定計画	190,971	165,007	149,134	178,941	
実 績	149,377	127,623	119,490		
年度末残高	1,692,611	1,622,385	1,543,344		

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注1) 平成26年度の実績は資金年度ベースにおける計数整理を行ったものであり、27年度政策評価書の計数と異なっている。

(注2) 平成27年度の実績の計数は、27年度の決算時の見込値である。

(参考) 財政投融资計画残高において、財政融資資金及び簡易生命保険資金の引き受けた債券は引受価格(収入金ベース)で計上し、政府保証債は額面金額(政府保証外債は額面金額を外国貨幣換算率によって換算した金額)で計上している。

テーマ 総３－３：国公有財産の最適利用			
測定指標 (定性的な指標)	[主要]総3-3-B-1：各地域における国公有財産の最適利用		
	目 標	国有財産は国民の貴重な財産であり、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中、公共施設等の老朽化対策・耐震化等の課題に効率的・効果的に対応する必要があることから、地域や社会のニーズを踏まえ、国公有財産の最適利用に取り組めます。	達成度
	実 績	地域における国公有財産の最適利用を進めるため、地方公共団体と連携した取組みを行い、地方公共団体との間で保有する施設の状況等に関する情報共有に取り組んだほか、監査の結果等を踏まえた省庁横断的な庁舎の入替調整等の実施や、「国家公務員宿舎の削減計画」に基づいた宿舎戸数削減の着実な実施、介護や保育などの分野を中心に地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行うなど、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用に取り組めました。	□
	(目標値の設定の根拠) 国と地方公共団体が連携しながら、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、地方公共団体の意見も尊重しつつ、各地域における国公有財産の最適利用について調整を行うことは、上記目標達成のため必要であるためです。		
	(目標の達成度の判定理由) 地域における国公有財産の最適利用を進めるため、地方公共団体と連携した取組を行い、地方公共団体との間で保有する施設の状況等に関する情報共有に取り組んだほか、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用を推進しました。 引き続き、地方公共団体と連携し、上記のような国公有財産の最適利用への取組を行っていくほか、地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から、国有財産の有効活用を推進していく必要があることから、達成度は「□」としました。		
テーマについての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	地方公共団体と連携して国公有財産の最適利用に取り組んでいるほか、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用の推進に取り組んでいます。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

テーマ 総３－４：国庫金の管理			
測定指標（定性的な指標）	[主要]総3-4-B-1：国庫金の効率的かつ正確な管理		
	目 標	国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。	達成度
	実 績	資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも資金全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、国庫金の効率的な管理を行いました。 出納の正確性については、国庫原簿（用語集参照）と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかの検証を行いました。	□
	（目標値の設定の根拠） 国庫金の過不足の調整等国庫金の管理を一層効率的に行うこと、また各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保することが重要であるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、国庫金の効率的かつ正確な管理に努めました。引き続き、国庫金の効率的かつ正確な管理に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。		
	テーマについての評価		
a 相当程度進展あり			
評定の理由	国庫金の過不足の調整（用語集参照）等国庫金の管理を効率的に行い、また日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保しました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 (国債管理政策) 我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方にに基づき、国債管理政策を運営していきます。 (財政投融资) 財政投融资計画の策定にあたっては、政策的必要性、民業補完性、有効性及び償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。各省庁・機関においては、財政投融资計画要求を行うにあたり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して自己の政策評価の結果を合わせて提出するよう求めます。要求内容の審査を行うにあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用していきます。 (国公有財産の最適利用) 国有財産は国民共有の貴重な財産であることから、地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から国有財産の有効活用を推進していきます。 (国庫金の管理) 国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。
財務省政策評価懇談会における意見	○ 国債について、「財政の崖」は二つ考えられる。一つは、国債保有の外国人比率が高まり、金利上昇時に、外国人による国債の売却額が増えるとき。もう一つは、金融政策が引き締められた際に、国債費の利払いが増加するとき。そうならないように早い段階で財政を上手く健全化させないといけない。
総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第190回国会 財務大臣財政演説（平成28年1月22日） 平成28年度予算編成の基本方針（平成27年11月27日閣議決定） 未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定） まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）（平成28年12月22日閣議決定） 経済・財政再生アクション・プログラム2016（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定） 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定） まち・ひと・しごと創生基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定） ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定） 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ）
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	27年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。
	（国債管理政策） 我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営しました。
	（財政投融资） 財政投融资計画の編成においては、政策的必要性、民業補完性、有効性及び償還確実性等の観点から見直しを行い、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、国民のニーズや社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な事業への資金供給を確保しました。
	（国公有財産の最適利用） 地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から、国公有財産の最適利用に取り組んだほか、国有財産の有効活用を推進しました。
	（国庫金の管理） 国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保しました。

担当部局名	理財局（総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融资総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官）	政策評価実施時期	平成29年 6 月
-------	---	----------	-----------

総合目標 4：関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融（通貨・金融システム）危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

上記目標の概要	金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスをとることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と密接な連携を図りつつ、国際的な金融規制改革の議論や技術革新の進展による金融の変革の動きを踏まえながら、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保のため金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を行います。 また、通貨の流通状況等を適切に把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるよう製造計画の策定を行うなど、通貨制度の適切な運用に万全を期すことにより、通貨に対する信頼の維持に努めます。さらに、「世界一安全な日本」創造戦略も踏まえ、通貨の偽造・変造の防止に取り組んでいきます。 このような観点から、上記の目標を設定しています。 (注) 総合目標 4 の記述において、通貨とは、日本銀行券及び貨幣をいいます（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第 2 条第 3 項）。 日本銀行券は、独立行政法人国立印刷局（以下、「国立印刷局」といいます。）が製造し、日本銀行が発行します（日本銀行法第 46 条）。 また、貨幣は、独立行政法人造幣局（以下、「造幣局」といいます。）が製造し、政府（財務省）が日本銀行に交付することにより発行します（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第 4 条）。 （上記目標を構成するテーマ） 総 4-1 金融システムの安定の確保 総 4-2 通貨に対する信頼の維持
-----------------------	--

総合目標 4 についての評価結果

総合目標についての評価		A 相当程度進展あり
評価の理由	金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うための体制整備に努めました。引き続き、金融システムの安定の確保に向けて取り組んでいく必要があります。また、引き続き、通貨制度の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。 テーマ 4-1 の評価は「a 相当程度進展あり」、テーマ 4-2 の評価は「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。	

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。 金融機関等をめぐる情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の整備・運用及び金融危機管理に有効です。 また、金融庁等と連携しつつ、事務運営を効率的に行いました。 通貨は、様々な経済取引の決済に使われ、経済活動の基盤をなすものであることから、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に取り組んでいく必要があります。 平成28年度は、通貨の流通状況等を把握し適切に製造計画を策定し、見直すとともに、通貨の偽造・変造の防止のための国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨に対する信頼の維持に資する取組を行いました。			
	テーマ総４－１：金融システムの安定の確保			
	[主要]総4-1-B-1：金融システムの安定を確保するための取組			
	測定指標（定性的な指標）	目 標	金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と緊密に連携しつつ、必要な金融システムの安定のための金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行い、また、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を実施することにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に万全を期していきます。	達成度
		実 績	金融システムの状況を踏まえながら、金融庁等と連携しつつ、預金保険機構等が行う資金調達について政府保証枠の設定等を行ったほか、金融機能の安定を確保するため、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号。）等の一部改正法の公布・施行を金融庁と連携して行いました。	□
(目標の設定の根拠) 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠であるためです。 (目標の達成度の判定理由) 金融システムについて安定が確保される場合には「○」とするところ、金融システムの状況を踏まえながら、金融庁等と連携しつつ、預金保険機構等が行う資金調達について政府保証枠の設定等を行いましたが、金融システムの安定確保に向けて、引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。				
テーマについての評定		a 相当程度進展あり		
評定の理由	金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うための体制整備に努めました。引き続き、金融システムの安定の確保に向けて取り組んでいく必要があります。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。			

総 4 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 国内金融機関の自己資本比率

(単位 : %)

	平成25年 3 月期	26年 3 月期	27年 3 月期	28年 3 月期	29年 3 月期
主要行等	(国際統一基準行) 15.3 (国内基準行) 14.3	(国際統一基準行) 15.2 (国内基準行) 14.3	(国際統一基準行) 15.6 (国内基準行) 14.0	(国際統一基準行) 16.2 (国内基準行) 13.3	(国際統一基準行) 16.3 (国内基準行) 11.9
地域銀行	(国際統一基準行) 14.3 (国内基準行) 11.2	(国際統一基準行) 14.3 (国内基準行) 11.0	(国際統一基準行) 14.6 (国内基準行) 10.5	(国際統一基準行) 14.1 (国内基準行) 10.2	(国際統一基準行) 13.9 (国内基準行) 9.9

(出所)「主要行等の平成29年3月期決算の概要」(平成29年6月金融庁)

(<http://www.fsa.go.jp/news/29/ginkou/20170602-1.html>) 等

「地域銀行の平成29年3月期決算の概要」(平成29年6月金融庁)

(<http://www.fsa.go.jp/news/29/ginkou/20170602-2.html>) 等

(注1) 小数点第1位の数値は、四捨五入による。

(注2) 主要行等とは、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス、りそなホールディングス、新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

(注3) 主要行等のうち国際統一基準行は、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友トラスト・ホールディングスを指す。また、地域銀行のうち国際統一基準行は、群馬銀行、千葉銀行、横浜銀行、八十二銀行、静岡銀行、滋賀銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、名古屋銀行及び北國銀行を指す。

参考指標 2 : 国内金融機関の不良債権比率・残高

(単位 : 兆円、%)

		平成25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
主要行等	不良債権残高	5.1	4.0	3.5	3.1	2.9
	不良債権比率	1.8	1.3	1.1	1.0	0.9
地域銀行	不良債権残高	6.8	6.2	5.6	5.2	4.8
	不良債権比率	3.1	2.7	2.4	2.1	1.9
全国銀行	不良債権残高	11.9	10.2	9.1	8.4	7.9 (注2)
	不良債権比率	2.3	1.9	1.6	1.5	1.4 (注2)

(出所)「主要行等の平成29年3月期決算の概要」(平成29年6月金融庁)

(<http://www.fsa.go.jp/news/29/ginkou/20170602-1.html>) 等

「地域銀行の平成29年3月期決算の概要」(平成29年6月金融庁)

(<http://www.fsa.go.jp/news/29/ginkou/20170602-2.html>) 等

「平成28年9月期における金融再生法開示債権の状況等(ポイント)」(平成29年2月金融庁)

(<http://www.fsa.go.jp/status/npl/20170203.html>)

(注1) 不良債権残高は金融再生法開示債権(用語集参照) 残高、不良債権比率は金融再生法開示債権残高の対総与信比率。

(注2) 平成28年9月期の数値を記載。

(注3) 小数点第1位の数値は、四捨五入による。

(注4) 主要行等とは、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

参考指標 3 : 預金取扱機関の貸出金・預金残高

(単位 : 兆円)

	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年12月末
貸出金残高	681.7	693.8	717.7	742.9	754.2
預金残高	1,248.0	1,278.7	1,322.7	1,362.6	1,415.5

(出所)「資金循環統計」(日本銀行) (<https://www.stat-search.boj.or.jp/>) より「資産・貸出/預金取扱機関/ストック」および「負債・現金・預金/預金取扱機関/ストック」のデータを抽出

テーマ	総４－２：通貨に対する信頼の維持		
測定指標（定性的な指標）	[主要]総4-2-B-1：通貨に対する信頼を維持するための取組		
	目 標	通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を適切に把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるよう製造計画を策定すること等により、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。	達成度
	実 績	通貨の流通状況等については、日本銀行と連携して適切に把握しました。 平成28年度においては、製造する貨幣について、流通状況等を勘案のうえ必要枚数を検証し、年度途中に適切に製造計画を見直しました。日本銀行券及び貨幣ともに、計画に基づき国立印刷局や造幣局に製造させることで通貨の円滑な供給を行いました。 平成29年度に製造する通貨については、流通状況等を勘案のうえ、円滑に供給できるよう製造計画を策定しました。 また、各国の通貨当局等との意見交換を行うとともに、国内の関係機関との偽造通貨発見時の連絡体制を確認し、情報交換をより緊密に行ったほか、偽造防止技術の練磨の観点から、引き続き偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣（用語集参照）を発行するなど、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。 これらにより、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。 （注）財務省ホームページ 日本銀行券 http://www.mof.go.jp/currency/bill/lot/2017ginnkoukennkeikaku.html 貨幣 http://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2016kaheiseizou-henkou3.html http://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2017kaheikeikaku.html	□
	（目標の設定の根拠） 通貨を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案し、計画的に製造する必要があるほか、通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。引き続き、通貨制度の適切な運用に取り組んでいく必要があるため、達成度は「□」としました。		
テーマについての評価	a 相当程度進展あり		
評価の理由	通貨の流通状況等については、日本銀行と連携して適切に把握し、貨幣の製造計画を見直すこと等により、通貨の円滑な供給を行いました。また、各国の通貨当局等との意見交換を行うとともに、国内の関係機関との偽造通貨発見時の連絡体制を確認し、情報交換をより緊密に行うこと等により、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。こうした取組は引き続き行う必要があります。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 (金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用) 金融庁をはじめとする関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保を図ります。 (通貨に対する信頼を維持するための取組) 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を適切に把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるよう製造計画を策定すること等により、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	○ アジア諸国を回ると、日本の紙幣はよくできていると感じる。この高い品質を海外でも利用してもらうことができれば、特にアジアの途上国にとって非常によいことではないか。
------------------	---

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	未来への投資を実現する経済対策（平成28年 8 月 2 日閣議決定） 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年 6 月30日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年 6 月30日閣議決定） まち・ひと・しごと創生基本方針2015（平成27年 6 月30日閣議決定） まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）（平成27年12月24日閣議決定） 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）
--------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の金融情勢：「主要行等の平成29年 3 月期決算の概要」（金融庁）、「地域銀行の平成29年 3 月期決算の概要」（金融庁）、「資金循環統計」（日本銀行）、一般会計予算書
---------------------------	--

前年度政策評価結果の政策への反映状況	(金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用) 金融システムの安定の確保のために、金融庁をはじめとする関係機関と連携をとりつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用や金融危機管理に努めました。 (通貨に対する信頼を維持するための取組) 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を適切に把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるよう製造計画を策定すること等により、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期しました。
--------------------	---

担当部局名	大臣官房信用機構課、理財局国庫課	政策評価実施時期	平成29年 6 月
-------	------------------	----------	-----------

総合目標 5：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

上記目標の概要	経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジア経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組であり、アジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、「質の高いインフラパートナーシップ」によるインフラ投資等の取組を通じて、アジアを含む世界の成長力の取り込みを図るとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携を推進していきます。 (上記目標を構成するテーマ) 総 5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組 総 5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組
-----------------------	--

総合目標 5 についての評価結果	
総合目標についての評価	A 相当程度進展あり
評価の理由	世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた取組、アジアにおける地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) G 7 (用語集参照)、G 20 (用語集参照) 等の国際的な枠組みへの参画は、世界経済の安定を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組であり、引き続き取り組んでいくべきものと考えています。 また、アジアにおける地域金融協力の強化や途上国支援等にも積極的に貢献しています。更に、「質の高いインフラパートナーシップ」は、新興国の膨大なインフラ需要に対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくことを通じて、持続的な世界経済の成長と包摂的な途上国開発の両者に対し日本として貢献する重要な施策です。W T O (用語集参照) 及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与していると言えます。 日本企業の海外展開支援については、「日本再興戦略」の重要な柱の 1 つであり、国際協力機構 (J I C A) の円借款 (用語集参照) や国際協力銀行 (J B I C) といったツールを活用して推進しています。また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関して、G 20 各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。

テーマ 総５－１：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組			
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画		
	目 標	世界経済の持続的発展等を目的として、G20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、G7議長国として議論を主導し、また国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行います。	達成度
	実 績	G7議長国として、平成28年5月にはG7財務大臣・中央銀行総裁会議を仙台で開催し、世界経済の再興、持続的かつ包摂的な開発、国際的な金融フローの健全性の促進などのテーマにおいて、我々のコミットメントを再確認し、さらなる取組を続けていくことで一致しました。また、テロ資金対策に関するG7行動計画を採択、その後も行動計画をフォローアップするなど、国際金融システムの安定に向けて、議論を主導しました。平成28年4月・7月・10月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議、9月に開催されたG20杭州サミット、平成29年3月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議などの場で我が国の経済政策について説明し、各国の理解を得たほか、世界経済に関する議論に積極的に参画しました。 特に、中国議長下G20における「強化されたG20構造改革アジェンダ」と、より強固で持続可能かつ均衡ある成長に向けたG20全体の計画である「杭州行動計画」の策定に対しては、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて大きく貢献しました。	○
	(目標値の設定の根拠) 国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。		
	(目標の達成度の判定理由) 世界経済の持続的発展に向けた国際的な協力の観点から、我が国の主導により大きな成果を実現するに至ったと考えられる場合に○とするところ、平成28年度には各種会議にて我が国の経済政策について積極的に発信、特にG7では議長国としてG7財務大臣・中央銀行総裁会議を仙台で開催し、世界経済の再興、持続的かつ包摂的な開発、国際的な金融フローの健全性の促進などのテーマにおいて、我々のコミットメントを再確認し、さらなる取組を続けていくことで一致しました。また、テロ資金対策に関するG7行動計画を採択、その後も行動計画をフォローアップするなど議論を主導したことから、達成度は「○」としました。		
	[主要] 総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進		
	目 標	ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）（用語集参照）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していくこと等を通じて、アジア経済の持続的発展に貢献していきます。	達成度

測定指標 (定性的な指標)	実績	ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいては、域内の強靱性向上のため、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ）（用語集参照）の機能強化、AMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス）（用語集参照）の組織強化、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ）（用語集参照）の推進に向けた議論を主導しました。 二国間財務・金融協力に関しては、韓国との間で平成28年8月27日に日韓財務対話を開催したほか、インドネシアとの二国間通貨スワップ取極（用語集参照）の契約期限を延長するなど、各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。	□
	（目標値の設定の根拠） 我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進し、地域金融市場の安定化に資するためです。 （目標の達成度の判定理由） 我が国の主導によりアジア地域の金融市場安定に大きな成果を実現するに至ったと考えられる場合に「○」とするところ、28年度には上記実績のとおりアジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しましたが、引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。		
	[主要]総5-1-B-3：「質の高いインフラパートナーシップ」の推進		
	目標	「日本再興戦略2016」等を踏まえ、「質の高いインフラパートナーシップ」を推進し、国際機関や関係省庁と協調しながら「質の高いインフラ投資」を、アジアへ提供すること等を通じて、これらの国の更なる成長に貢献します。	達成度
	実績	世界全体の膨大なインフラ整備需要に応えるため、平成27年11月21日に発表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」に続き、平成28年5月23日に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」としてその更なる具体策を発表し、関係省庁で円借款金利体系の見直し、海外投融資の検討プロセスの見直し等について合意しました。	□
	（目標値の設定の根拠） アジアをはじめとした世界全体の成長市場は膨大なインフラ需要を抱えており、その持続的な成長に向けて「質の高いインフラ投資」を推進する取組が重要であるためです。 （目標の達成度の判定理由） 新興国の膨大なインフラ整備需要に対し、「質の高いインフラ投資」を促進していくことで世界経済の持続的な発展に貢献するために、平成27年11月21日に発表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」に続き、平成28年5月23日に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」においてJICAの支援量の拡大・迅速化やJBICによるリスクマネー供給拡大等の更なる具体策を発表しましたが、「質の高いインフラパートナーシップ」は継続中の取組であり、今後も個々の施策を引き続き着実に実施していく必要があることから、達成度は「□」としました。		

測定指標 (定性的な指標)	[主要]総5-1-B-4：日本企業の海外展開支援の推進		
	目 標	「日本再興戦略2016」等を踏まえ、関係省庁、関係機関および関連民間企業等と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進し、経済成長の実現に貢献していきます。	達成度
	実 績	日本企業の海外展開を支援するため、JICAの円借款の迅速化・新たな借款制度の導入等の制度改善や、特別業務の新設等リスクマネー供給の拡大を内容とする法改正等、JBICの機能強化等に取り組みました。これを受け、JBICにおいて特別業務第1号案件としてイラク共和国電力省向け変電設備輸出事業を対象とした融資承諾が成立しました。	□
	(目標値の設定の根拠) 新興国を中心とする世界の市場の成長を取り込むために、日本企業が持つ高い技術力等の強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要であるためです。		
	(目標の達成度の判定理由) 日本企業の海外展開支援については、平成27年11月に発表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」に続き、平成28年5月23日に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」において、JICAの円借款の迅速化・制度改善策やJBICのリスクマネー供給拡大のための機能強化等を発表しました。「質の高いインフラパートナーシップ」は継続中の取組であり、今後、関係省庁・機関と連携しながら発表された個々の施策を引き続き着実に実施していく必要があることから、達成度は「□」としました。		
テーマについての評定		a 相当程度進展あり	
評定の理由	世界経済の持続的発展及び国際金融システムの安定に関しては、G7やG20等における国際的な議論・取組に積極的に参画しています。G7では、世界経済の再興、持続的かつ包摂的な開発、国際的な金融フローの健全性の促進などのテーマにおいて、我々のコミットメントを再確認し、さらなる取組を続けていくことで一致しました。また、テロ資金対策に関するG7行動計画を採択し、その後も行動計画をフォローアップするなど、議長国として議論を主導しました。またG20では、「強化されたG20構造改革アジェンダ」や「杭州行動計画」策定に当たっては、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて貢献しました。また、長引く紛争によって不安定化している中東地域への取組として、イラクやヨルダン等、4か国に対する円借款を含む支援策の取りまとめに貢献しました。環境の分野においては、緑の気候基金（GCF）（用語集参照）の詳細設計の議論に参加しました。 アジアにおける地域金融協力の強化については、CMIMの強化、域内の経済監視を行う機関であるAMROの組織強化、ABMIの推進に取り組みました。また、平成28年10月にペルー・リマにて開催されたAPEC（用語集参照）財務大臣会合においては、公共政策の強化、インフラ投資、金融包摂、災害リスクファイナンス・保険についての議論に積極的に参画しました。 二国間の財務・金融協力についても、韓国との間で平成28年8月27日に日韓財務対話を開催したほか、アジア各国との二国間金融協力の強化にも努めました。また、二国間金融協力に関しては、二国間通貨スワップについて、インドネシアと締結していた二国間通貨スワップの契約期限を延長したほか、二国間での対話を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援する等、地域金融協力の強化に取り組みました。		

質の高いインフラパートナーシップについては、新興国をはじめとした世界全体で拡大しているインフラ需要に対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくため、平成27年11月21日に発表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」に続き、平成28年5月23日に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表しました。今後、持続的な世界経済の成長と包摂的な途上国開発の両者に対し日本として貢献していくため、財務省としても引き続き質の高いインフラ投資を推進していきます。MDBs（用語集参照）を通じた支援に関して、我が国は主要出資国として、業務運営に積極的に参画しました。

日本企業の海外展開支援については、円借款の迅速化・制度改善やJ B I Cのリスクマネー供給拡大のためのJ B I C法改正による機能強化等の取組を実施しました。関係省庁・機関と連携しながら引き続き個々の施策を推進する必要があります。

以上のとおり、総5－1－B－1が「○」であり、それ以外の全ての測定指標が「□」であるため、「a 相当程度進展あり」としました。

総5－1に係る参考情報

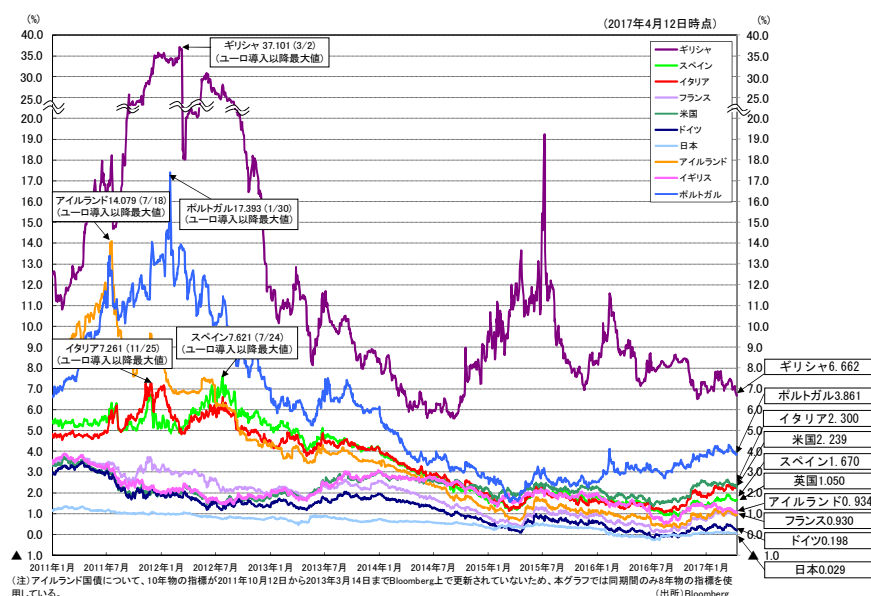
参考指標1：最近の世界経済の動向

	実質GDP成長率 (%)				消費者物価上昇率 (%)				失業率(%)				経常収支 (10億ドル)			
	2014	2015	2016	2017	2014	2015	2016	2017	2014	2015	2016	2017	2014	2015	2016	2017
世界	3.4	3.2	3.1	3.4	3.2	2.8	2.9	3.3	n/a	n/a	n/a	n/a	419.9	247.4	238.6	144.3
日本	0.0	1.2	0.9	0.8	2.8	0.8	-0.2	0.5	3.6	3.4	3.2	3.2	36.5	135.6	176.1	171.0
米国	2.4	2.6	1.6	2.3	1.6	0.1	1.2	2.3	6.2	5.3	4.9	4.8	-392.1	-463.0	-469.4	-518.5
ドイツ	1.6	1.5	1.7	1.5	0.8	0.1	0.4	1.5	5.0	4.6	4.3	4.5	282.9	284.2	301.4	291.7
フランス	0.6	1.3	1.3	1.3	0.6	0.1	0.3	1.0	10.3	10.4	9.8	9.6	-30.3	-4.8	-11.5	-9.7
英国	3.1	2.2	2.0	1.5	1.5	0.1	0.7	2.5	6.2	5.4	5.0	5.2	-140.0	-153.3	-157.3	-112.3
ユーロ圏	1.1	2.0	1.7	1.6	0.4	0.0	0.3	1.1	11.6	10.9	10.0	9.7	334.0	365.7	403.0	382.5
中国	7.3	6.9	6.7	6.5	2.0	1.4	2.1	2.3	4.1	4.1	4.1	4.1	277.4	330.6	270.9	200.5
新興アジア	6.8	6.6	6.5	6.3	3.5	2.7	3.1	3.3	n/a	n/a	n/a	n/a	270.6	333.1	253.5	149.9
中南米	1.0	0.0	-0.6	1.6	4.9	5.5	5.8	4.2	n/a	n/a	n/a	n/a	-187.6	-182.1	-114.0	-125.4
CIS諸国	1.1	-2.8	-0.3	1.4	8.1	15.5	8.4	6.3	n/a	n/a	n/a	n/a	56.1	55.0	22.2	36.1
サハラ以南 アフリカ	5.1	3.4	1.4	2.9	6.3	7.0	11.3	10.8	n/a	n/a	n/a	n/a	-61.7	-88.2	-62.8	-57.4

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2017.4)

(<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2017/01/weodata/index.aspx>)

参考指標2：欧州における国債市場の動向



参考指標 3：途上国の貧困削減状況

1日1.9ドル以下で生活している人口（数）

（単位：百万人）

	2002年	2005年	2008年	2011年	2015年(注1)
東アジア・太平洋	553	367	297	173	83
南アジア	583	539	501	362	231
欧州・中央アジア	29	26	15	11	4
中東・北アフリカ（注2）	-	10	9	-	-
サブサハラ・アフリカ	399	402	392	394	347
中南米	70	56	41	35	30
合 計	1645	1401	1254	983	702

（出所）世界銀行 World Development Indicators 2016 (<http://data.worldbank.org/products/wdi>)

（注1）2015年は予測（projection）

（注2）中東・北アフリカ地域については、域内主要国における紛争と脆弱性のため、信頼できるデータが入手できていない。

参考指標 4：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追 加	解 除
平成13～23年度	627個人・団体	129個人・団体
24年度	30個人・団体	73個人・団体
25年度	11個人・団体	26個人・団体
26年度	46個人・団体	18個人・団体
27年度	46個人・団体	20個人
28年度	13個人	8個人
小 計	773個人・団体	274個人・団体
累 計	499個人・団体	

（出所）国際局調査課外国為替室調

参考指標 5：海外インフラ案件の受注金額

統計等に基づくインフラ受注実績（注）

（単位：兆円）

	2010年	2013年	2014年	2015年
実績	10	16	19	20

（出所）『経協インフラ戦略会議』資料 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/kaisai.html>)

（注）各種統計値や業界団体へのヒアリング等を元に集計した網羅的な集計。「事業投資による収入額等」も含む。

参考情報：日米経済対話の開催

2017年2月10日、ワシントンDCで日米首脳会談を行った際、安倍総理とトランプ大統領は、日米両国間に存在する強固な経済的な絆の深化に向けた取組として「日米経済対話」の立ち上げで一致しました。同年4月18日、本対話の共同議長である麻生副総理とペンス副大統領の間で第1回日米経済対話を実施し、貿易及び投資のルールと課題に関する共通戦略、経済及び構造政策分野での協力、分野別協力、の3本柱で議論を進めていくこと、及び年内の双方の都合の良い時期に、米国で第2回経済対話を開催することで一致しました。

テーマ	総５－２：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組		
	目 標	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。	達成度
	実 績	WTO貿易円滑化協定（用語集参照）の発効や、日EU・EPA（用語集参照）、RCEP（東アジア広域経済連携）（用語集参照）等の経済連携交渉の推進にも取り組みました。またTPP協定（用語集参照）については、国会承認、整備法案の可決・成立、国内手続の完了に関する寄託国への通報がなされました。	□
	（目標値の設定の根拠） 自由貿易の推進は我が国の対外通商政策の柱であり、力強い経済成長を実現するために、諸外国の活力を取り込むことは我が国の成長にとっても不可欠なためです。		
	（目標の達成度の判定理由） 多角的自由貿易体制の維持・強化について、WTOにおいて採択された貿易円滑化協定の早期発効向け、未受諾の加盟国に対し受諾に向けた取組を促すなどの取組を行い、平成29年２月の同協定の発効に貢献しました。また、経済連携の推進について、TPP協定は、平成28年12月に国会で承認され、整備法案が可決・成立、関係政省令の整備を経て、平成29年１月20日、同協定の国内手続の完了に関し、協定の寄託国であるニュージーランドに通報がなされました。日EU・EPA、RCEPなどの経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進しましたが、経済連携の推進は継続中の取組であり、今後引き続き関税制度・通関制度を所管する立場等からこうした交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めていく必要があることから、「□」としました。		
テーマについての評定		a 相当程度進展あり	
評定の理由	以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

総５－２に係る参考情報

① WTOにおける取組

ドーハ・ラウンド交渉の一分野である貿易円滑化については、平成26年11月のWTO一般理事会において「貿易円滑化協定に関する改正議定書」が採択され、平成29年2月に3分の2以上の加盟国が受諾し、本協定は発効しました。各WTO加盟国がこの協定を実施することにより、貿易規則の透明性の向上、税関手続の迅速化・簡素化等を通じて世界的な貿易の拡大に向けた大きな効果が期待できます。

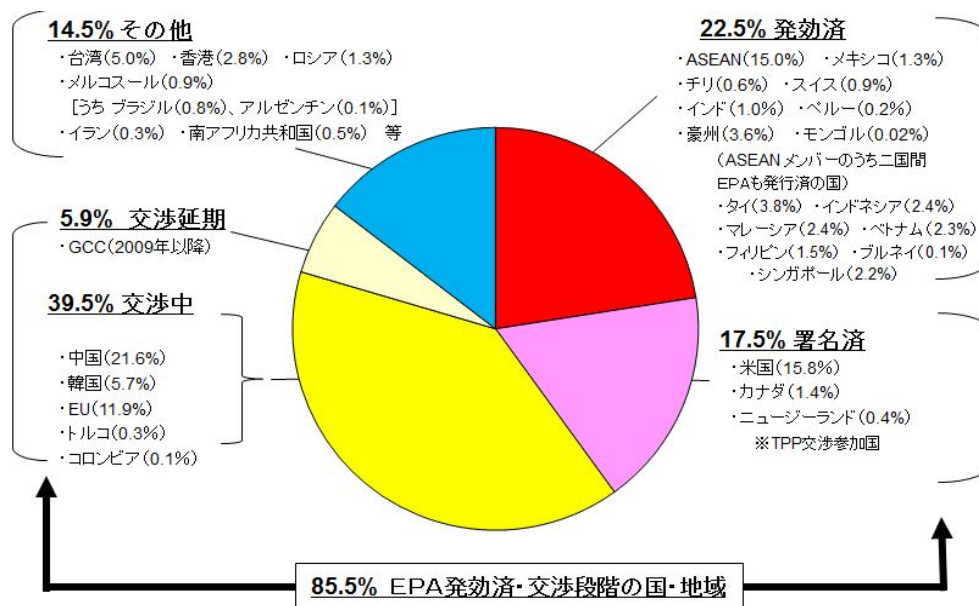
日本は平成27年6月に国会承認を得て同協定を受諾しました。また、協定の早期発効に向け、財務省は、未受諾の加盟国に対し受諾に向けた取組を促すなどの取組を行いました。

② 経済連携の推進に係る取組

経済連携の推進については、「日本再興戦略 2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、「TPPの速やかな発効及び参加国・地域拡大に向けて取り組むとともに、日EU・EPA、RCEP、日中韓FTA（用語集参照）などの経済連携交渉を、戦略的に、かつスピード感を持って推進する。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す」としています。

こうした政府全体の方針を踏まえ、引き続き関税制度・通関制度を所管する立場等からこうした交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めることで、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

参考指標 1：日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合



【参考】主要国のFTA比率^(注1)(2017年2月現在 発効・署名済のもの)

日本: 39.5%、米国: 47.4%、EU: 32.5%、韓国: 67.4%、中国: 38.0%

(注1) 日本は財務省貿易統計(2016年)をもとに作成。他国は「我が国の経済連携協定(EPA)の取組(外務省ホームページ)(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000037892.pdf>)をもとに作成。

(注2) FTA比率: FTA相手国(発効済国又は署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、昨年G7議長国を務めた経験を生かして議論を主導するとともに、G20等の国際的な枠組みにおいても積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。またIMF（用語集参照）のガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献します。 ASEAN+3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進していきます。 ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。 MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。 質の高いインフラパートナーシップについては、2015年11月21日に公表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」に盛り込まれた更なる具体策を着実に実施していきます。 日本企業のインフラビジネスにおける海外展開支援は、「日本再興戦略2016」においても重要な柱の一つとされており、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款やJBIC等を通じて引き続き推進していきます。 国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	○ 質の高いインフラ輸出については、国内では実験する市場がなくなっているため、日本のインフラ技術が相当低下しているという話がある中で、日本の質の高い技術を維持して、中国との競争に負けないためにも、その取組みは必要なことである。
------------------	--

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	インフラシステム輸出戦略（平成28年5月23日改訂） 開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定） 質の高いインフラパートナーシップ（平成27年5月21日公表） 質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ（平成27年11月21日公表） 第193回国会 総理大臣所信表明演説（平成29年1月20日） 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定） 未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定） 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表）
--------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	世界経済の状況：World Economic Outlook 2017年4月（IMF）
---------------------------	--

前年度政策評価結果の政策への反映状況	G7、G20等における取組に積極的に参画し、またIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献しました。 ASEAN+3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進しました。
--------------------	--

	MDBs に関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBs の政策に反映させました。 日本企業のインフラビジネスにおける海外展開支援は、「日本再興戦略」改訂2015」においても重要な柱の一つとされており、「質の高いインフラパートナーシップ」に基づき、JICAの円借款等の迅速化・制度改善やJBICのリスクマネー供給拡大のための機能強化等に取り組みました。 国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進しました。
--	---

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（総務課、関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際交渉担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（研究部国際交流室）	政策評価実施時期	平成29年 6 月
--------------	---	-----------------	-----------

総合目標6：総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災からの復興の加速に取り組むとともに、
 (財政・経済運営) デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現すること
 を目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。
 (平成28年10月一部改正)

上記目標の概要	関係府省と連携しながら、社会保障・税一体改革を継続しつつ、財政健全化と経済成長を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」や、「日本再興戦略」に沿って適切な財政・経済の運営を行う。 (上記目標を構成するテーマ) 総6-1：経済政策「アベノミクス」を推進することで、民需主導の持続的な経済成長を実現するとともに、2020（平成32）年度の国・地方の基礎的財政収支の黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げにより、財政健全化を実現する。
----------------	---

総合目標6についての評価結果	
総合目標についての評価	A 相当程度進展あり
評定の理由	財務省として、関係府省と連携しながら、社会保障・税一体改革を継続しつつ、財政健全化と経済成長を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」や、「日本再興戦略」、「ニッポン一億総活躍プラン」に沿って適切な財政・経済の運営を行ってきました。 また、「未来への投資を実現する経済対策」を策定し、これを踏まえた平成28年度第2次補正予算を迅速かつ着実に実施するとともに、平成29年度予算を編成しました(平成29年3月27日成立)。あわせて、東日本大震災からの復興の加速に取り組みました。 しかし、日本経済再生は未だ道半ばであり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況であること等も踏まえ、以上の状況を総合的に勘案し、テーマの評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 「経済財政運営と改革の基本方針」や、「日本再興戦略」等の政府の重要な方針に基づき適切な財政・経済の運営を行うことは、社会保障・税一体改革を継続するとともに、財政健全化と経済成長を両立するためには必要かつ有効な取組です。 また、内閣府等の関係機関と連携し、政府の経済財政政策に係る方針の策定を効率的に行いました。

テーマ	総6-1：経済政策「アベノミクス」を推進することで、民需主導の持続的な経済成長を実現するとともに、2020（平成32）年度の国・地方の基礎的財政収支の黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げにより、財政健全化を実現する。		
	[主要] 総6-1-B-1：「経済財政運営と改革の基本方針2015」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析		
	目 標	「経済財政運営と改革の基本方針2015」における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。	達成度

測定指標（定性的な指標）	実績	経済成長目標（中長期的に、名目３％程度、実質２％程度を上回る経済成長の実現）及び財政健全化目標（国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げ）達成に向けた取組が適切に行われているかについて把握・分析しました。	□
	（目標の設定の根拠） 経済成長と財政健全化の観点から、「経済財政運営と改革の基本方針2015」における経済成長目標（中長期的に、名目３％程度、実質２％程度を上回る経済成長の実現）及び財政健全化目標（国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げ）達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析することが重要であるからです。 （目標の達成度の判定理由） 経済成長に関する目標と財政健全化目標を達成するための取組が適切に行われているかについて把握・分析しました。経済成長目標については、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、「未来への投資を実現する経済対策」を取りまとめました。財政健全化目標については、「経済財政運営と改革の基本方針2015」及び「経済財政運営と改革の基本方針2016」に基づき、「デフレ脱却・経済再生」への取組と、改革工程表（用語集参照）を十分踏まえた歳出・歳入改革を着実に推進しています。なお、引き続き、目標達成時期までの間、「経済財政運営と改革の基本方針」に記載されている政策の進捗状況を把握・分析していく必要があることから、達成度を「□」としました。		
	[主要]総6-1-B-2：大震災からの復興加速への取組		
	目標	平成28年度政策評価実施計画に記載されている、実施予定の主な取組を着実に実施します。	達成度
	実績	総合目標１から５の目標を追求しつつ、東日本大震災からの復興の加速に全力で、かつ適切に取り組みました。	□
	（目標の設定の根拠） 引き続き東日本大震災からの復興の加速に取り組むことが重要であるからです。 （目標の達成度の判定理由） 総合目標１から５の目標を追求しつつ、東日本大震災からの復興の加速に全力で、かつ適切に取り組みました。なお、引き続きこの取組を行っていく必要があるため、達成度を「□」としました。		
テーマについての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	以上のとおり、すべての測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

総６－１に係る参考情報

参考指標１「主要経済指標（実質成長率等）」

(<http://www5.cao.go.jp/keizai/mitoshi/2016/1220mitoshi.pdf>)

(出所) 平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成28年12月20日閣議了解）

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 関係府省と連携しながら、社会保障・税一体改革を継続しつつ、財政健全化と経済成長を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」や「日本再興戦略」に沿って適切な財政・経済の運営を行ってまいります。 また、「未来への投資を実現する経済対策」、並びにこれを踏まえた平成28年度第2次補正予算を迅速かつ着実に実施するとともに、平成29年度予算について、できる限り上半期に前倒して実施していくことに加え、東日本大震災からの復興の加速に取り組みます。		
財務省政策評価懇談会における意見	○ 最近の研究では、高齢化が進むと財政政策や金融政策の効き方が悪くなるということが顕著になっている。現在の日本経済の問題は、構造改革ができているか、その中で民間企業、特にホワイトカラーの生産性をきちんと上げることができているかである。		
総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定） 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定） ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定） 未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定） 第192回国会 財務大臣財政演説（平成28年度第2次補正予算：平成28年9月26日） 平成29年度予算編成の基本方針（平成28年11月29日閣議決定） 第193回国会 財務大臣財政演説（平成29年度予算：平成29年1月20日） 平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成29年1月20日閣議決定） 産業競争力強化に関する実行計画（2017年版）（平成29年2月10日閣議決定）		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国内の経済状況：主要経済指標（実質成長率等）（内閣府）		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	財政健全化と日本経済再生の双方を実現する道筋について、経済財政諮問会議において検討を進め、「経済財政運営と改革の基本方針2016」を平成28年6月2日に閣議決定しました。また、アベノミクス第2ステージとして、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」とともに、「新・3本の矢」に掲げたGDP600兆円の達成のため、「日本再興戦略2016」を平成28年6月2日に閣議決定しました。また、財務省は、関係府省と連携しながら、社会保障・税一体改革を継続するなど、適切な財政・経済の運営を行いました。		
担当部局名	大臣官房総合政策課、主計局（総務課、調査課）、主税局（総務課、調査課）	政策評価実施時期	平成29年6月

政策目標 1-1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

(平成 28 年 10 月一部改正)

上記目標の概要	国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。 経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的に優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。 (上記目標を達成するための施策) 政 1-1-1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組 政 1-1-2：財政に関する広報活動
----------------	--

政策目標 1-1 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	(重点的な予算配分に向けた取組) 平成28年度においては、平成28年4月14日に発生した熊本地震に関し、当面緊急に必要な経費の追加等を行うため、平成28年第1次補正予算が5月13日に国会に提出され、5月17日に成立しました。 その後、平成28年8月2日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行うため、平成28年度第2次補正予算が9月26日に国会に提出され、10月11日に成立しました。 また、義務的経費の追加やその他の追加財政需要に対応するため、平成28年度第3次補正予算が平成29年1月20日に国会に提出され、1月31日に成立しました。 平成29年度予算編成に当たっては、一億総活躍社会の実現をはじめとした重要課題に取り組んでいくため、また、「経済・財政再生計画」の2年目にあたる予算として、その目安に沿って、一般歳出の伸びを対前年度で5,305億円に抑制しており、経済再生と財政健全化の両立の実現を図っています。 基礎的財政収支対象経費（国の一般会計歳出から国債費を除いたもの）については、73兆9,262億円であり、これに国債費23兆5,285億円を合わせた一般会計総額は、97兆4,547億円となっています。 一方、歳入につきましては、租税等の収入は、57兆7,120億円、その他収入は、5兆3,729億円を見込んでいます。また、公債金は、34兆3,698億円であり、前年度当初予算に対し、622億円の減額を行っています。 以上のとおり、重点的な予算配分に向けた取組については、「目標達成」と考えられます。 (広報活動) 予算編成プロセスを透明化・可視化し、財政の状況について国民各層の理解を得られるよう、我が国の財政について積極的に広報活動を行っています。 また、財務省トップページの「財務省の政策」から予算のページに移動することで、引き続き概算要
--------------	--

	求書及び政策評価調書を速やかに閲覧できるようにしました。 以上のとおり、広報活動については、「目標達成」と考えられます。 以上のとおり、全ての施策について評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進は、平成29年度予算編成の基本方針等の政府の方針に基づくものであり、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指していくうえで、重要な意義のある取組です。 平成29年度予算編成に当たって、上記のとおり重点的な配分を行い、有効な予算配分に努めたほか、決算及び決算検査報告等の反映、予算執行調査結果の反映及び政策評価結果の活用を適切に行うこと等により、予算の効率化に努めています。 (平成28年度行政事業レビューとの関係) 予算編成支援システム 「一者応札の改善に向けた積極的な取組を継続するとともに、更に、他業者の応札の阻害要因を対外的に丁寧な説明を行うなど、調達プロセスの透明性の向上に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、データセンタと財務省を結ぶ通信専用線について、一般競争入札方式（最低価格）による契約の見直しを行い、調達の透明性・競争性の確保に努めることで、コスト削減を図りました。（事業番号0001）

施策	政 1－1－1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政1-1-1-B-1：予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施		
	目 標	一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的に優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。また、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化するととの財政健全化目標の達成に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針2015」を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めてまいります。	達成度
	実 績	平成29年度予算においては、一億総活躍社会の実現をはじめとした重要課題に取り組みつつ、一般歳出の伸びを「経済・財政再生計画」の目安に沿って、抑制しました。	○
	(目標の設定の根拠) 予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。		
	(目標の達成度の判定理由) 平成29年度予算においては、保育士・介護人材等の処遇改善や給付型奨学金の創設といった一億総活躍社会の実現に向けた施策、科学技術振興費の伸びの確保や公共事業関係費の成長分野への重点化といった経済再生に直結する取組の推進など、日本の諸課題にしっかりと対応しつつ、「経済・財政再生計		

画」の目安に沿って、一般歳出の伸びを対前年度で5,305億円に抑制しており、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算とすることができたため、達成度は「○」としました。		
政1-1-1-B-2：予算編成における東日本大震災への適切な対応		
目 標	復興事業については、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」を踏まえ、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。	達成度
実 績	平成29年度予算編成に当たっては、復興のステージの進展に応じて、復興のために真に必要な事業への重点化を図りました。	○
（目標の設定の根拠） 東日本大震災からの復興を迅速に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。 （目標の達成度の判定理由） 平成29年度予算編成に当たっては、引き続き、被災地の抱える問題の解決に直結する取組を着実に実施するとともに、復興のステージの進展に応じて生じる新たな課題に迅速かつ適切に対応することとしており、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業（なりわい）の再生、原子力災害からの復興・再生などのための経費2兆6,896億円を東日本大震災復興特別会計に計上したことから、達成度は「○」としました。		
政1-1-1-B-3：予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映		
目 標	予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映します。	達成度
実 績	予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映しました。	○
（目標の設定の根拠） 財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ドゥ（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算への確にフィードバックするためです。 （目標の達成度の判定理由） 予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映できたため、達成度は「○」としました。 (http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/27.pdf) (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai26/siryou2.pdf)		
施策についての評価	s 目標達成	

評価の理由	平成29年度予算においては、一億総活躍社会の実現をはじめとした重要課題に取り組んでいくとともに、「経済・財政再生計画」の2年目にあたる予算として、その目安に沿って、一般歳出の伸びを対前年度で5,305億円に抑制しており、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算とすることができました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
--------------	---

政 1－1－1に係る参考情報

参考指標 1：一般会計予算の主要経費構成比

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/01.pdf

参考指標 2：一般会計所管別内訳の構成比と伸率

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/03.pdf

参考指標 3：一般会計歳出（国債費・基礎的財政収支対象経費）の構成比と推移

http://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/201610_00_kanryaku.pdf

参考指標 4：社会保障関係費の推移及び内訳

（単位：億円）

	28 年度	29 年度	増△減
			(1.5%)
年金給付費	113,130	114,831	1,701
			(2.0%)
医療給付費	112,739	115,010	2,271
			(2.8%)
介護給付費	29,323	30,130	807
			(4.5%)
少子化対策費	20,241	21,149	908
			(0.3%)
生活扶助等社会福祉費	40,080	40,205	125
			(6.2%)
保健衛生対策費	2,865	3,042	177
			(△73.0%)
雇用労災対策費	1,360	368	△992
社会保障関係費 合計	319,73	324,73	4,997

（出所） 「平成 29 年度社会保障関係予算のポイント」（平成 29 年 12 月 主計局厚生労働係）
http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/13.pdf

（注 1） 計数はそれぞれ四捨五入している。

（注 2） 28 年度予算額は 29 年度予算額と比較対照のため組替え措置している。

参考指標 5：文教及び科学振興費の推移及び内訳

(単位：億円、%)

区 分	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
文教及び科学振興費	53,687	△0.8	(54,330) 54,421	1.4	(53,584) 53,613	△1.3	(53,584) 53,580	△0.0	53,567	△0.0
(内訳)										
義務教育費国庫負担金	14,879	△4.5	15,322	3.0	15,284	△0.2	15,271	△0.1	15,248	△0.1
科学技術振興費	13,007	△1.0	13,372	2.8	12,857	△3.9	(12,930) 12,929	0.6	13,045	0.9
文教施設費	1,293	115.0	733	△43.3	729	△0.6	807	10.7	788	△2.3
教育振興助成費	23,301	△0.5	(23,825) 23,917	2.6	(23,687) 23,716	△0.5	23,442	△1.0	23,315	△0.5
育英事業費	1,208	△12.5	1,077	△10.8	1,027	△4.7	1,132	10.2	1,171	3.5

(出所)「平成29年度文教・科学技術予算のポイント」(平成28年12月 主計局文部科学係)

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/11.pdf)

(注1) 各年度の予算額は当初予算額である。

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注3) 上段 () 書きは、組替え後の計数であり、翌年度の伸率は、組替え後の計数との比較である。

参考指標 6：公共事業関係費の推移

(単位：億円、%)

	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
予 算 額	52,853	15.6	59,685	12.9	59,711	0.0	59,737	0.0	59,763	0.0

(出所)「平成29年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」(平成28年12月 主計局国土交通・公共事業総括係)

(http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/17.pdf)

(注) 各年度の予算額は当初予算額である。

参考指標 7：ODA予算の推移

(単位：億円、%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予 算 額	5,573	5,502	5,422	5,519	5,527
伸 率	△0.7	△1.3	△1.5	1.8	0.1

(出所)「平成29年度内閣、復興、外務・経済協力関係予算のポイント」(平成28年12月 主計局経済協力係)

(http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/05.pdf)

(注) 各年度の予算額は当初予算額である。

参考指標 8：防衛関係費の推移及び内訳

区 分	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
人 件 ・ 糧 食 費	19,896	△3.9	20,930	5.2	21,121	0.9	21,473	1.7	21,662	0.9
歳 出 化 経 費	17,149	3.0	17,944	4.6	18,260	1.8	18,377	0.6	18,767	2.1
一 般 物 件 費	10,493	7.3	9,974	△5.0	10,420	4.5	10,692	2.6	10,822	1.2
防 衛 関 係 費	47,538	0.8	48,848	2.8	49,801	2.0	50,541	1.5	51,251	1.4
S A C O 関 係 経 費	88	2.6	120	36.3	46	△61.5	28	△39.5	28	0.2
米軍再編関係経費 (地元負担軽減)	646	7.8	890	37.7	1,426	60.3	1,766	23.9	2,011	13.9
政府専用機関係経費	—	—	—	—	108	皆増	140	30.1	216	54.2
そ の 他	46,804	0.8	47,838	2.2	48,221	0.8	48,607	0.8	48,996	0.8

(出所)「平成29年度防衛関係予算のポイント」(平成28年12月 主計局防衛係)

(http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/19.pdf)

(注1)「人件・糧食費」とは、隊員等に支給される給与等及び営内で生活している隊員等の食事代である。

「歳出化経費」とは、過去の年度に締結した契約に基づいて生じる当年度の支払いである。

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

参考指標 9：中小企業対策費の推移

(単位：億円、%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予 算 額	1,811	1,853	1,856	1,825	1,810
伸 率	0.5	2.3	0.2	△1.7	△0.8

(出所)「平成29年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算」(平成28年12月 主計局経済産業係)

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/07.pdf)

(注) 各年度の予算額は当初予算額である。

参考指標10: 農林水産関係予算の推移及び内訳

(単位: 億円、%)

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
						増△減	
農 林 水 産 関 係 予 算 総 額		(5.7) 22,976	(1.3) 23,267	(△0.8) 23,090	(0.0) 23,091	23,071	(△0.1) △20
(1) 公 共 事 業 関 係 費		(32.9) 6,506	(1.1) 6,578	(0.2) 6,592	(2.6) 6,761	<29.6> 6,833	(1.1) 72
(2) 非 公 共 事 業		(△2.1) 16,469	(1.3) 16,689	(△1.1) 16,499	(△1.0) 16,330	16,238	(△0.6) △92
	食料安定供給関係費	(△4.5) 10,539	(△0.3) 10,507	(△0.9) 10,417	(△1.3) 10,282	<44.1> 10,174	(△1.0) △108
	一 般 農 政 費	(2.4) 5,930	(4.3) 6,183	(△1.6) 6,082	(△0.6) 6,048	<26.3> 6,063	(0.3) 15
農 業 関 係 予 算		17,128	17,396	17,302	17,308	17,325	17
林 業 関 係 予 算		2,899	2,916	2,904	2,933	2,956	23
水 産 業 関 係 予 算		1,820	1,834	1,818	1,784	1,774	△10
農 山 漁 村 地 域 整 備 交 付 金		1,128	1,122	1,067	1,067	1,017	△50

(出所)「平成29年度農林水産関係予算のポイント」(平成28年12月 主計局農林水産係)

(http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/15.pdf)

(注1) 予算額は当初予算額で、上段の()書きは対前年度増△減率、< >書きは農林水産関係予算に占める構成比である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので端数において合計と合致しないものがある。

参考指標11：エネルギー対策費の推移

(単位：億円、%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予 算 額	8,496	9,642	8,985	9,308	9,635
伸 率	4.3	13.5	△6.8	3.6	3.5

(出所)「平成29年度予算及び財政投融资計画の説明」(平成29年1月 財務省主計局、理財局)

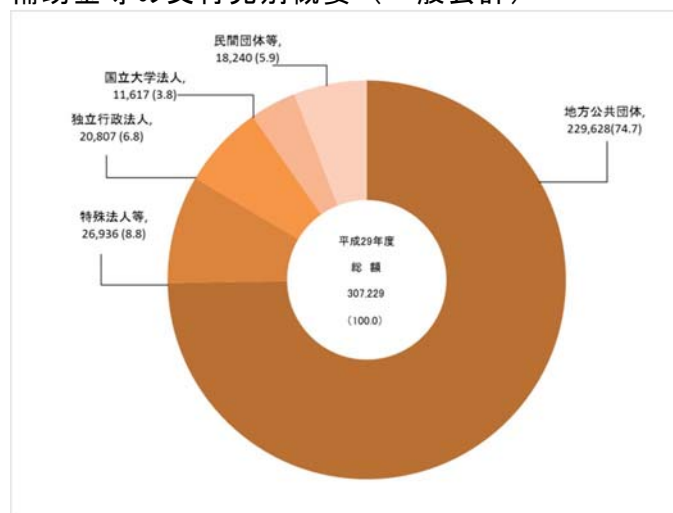
(http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/sy290120/h29y_a.pdf)

(注) 各年度の予算額は当初予算額である。

参考指標12：補助金等の内訳（交付先別、主要経費別）

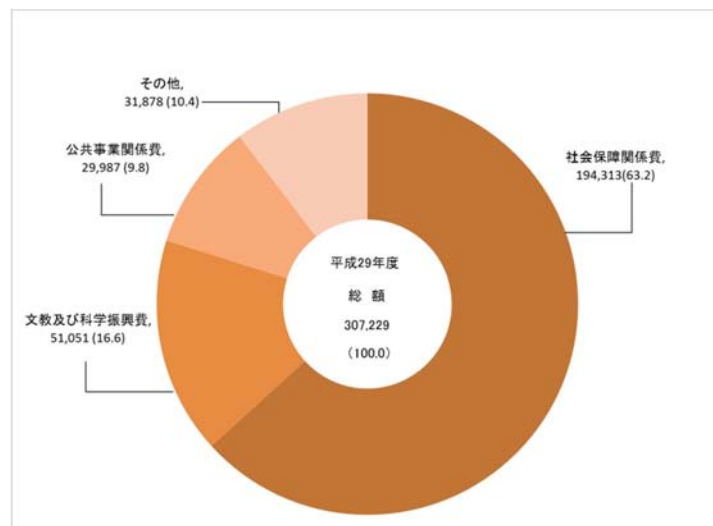
(単位：億円、%)

補助金等の交付先別概要（一般会計）



交 付 先	25 年 度		26 年 度		27 年 度		28 年 度		29 年 度	
	予 算 額	伸 率	予 算 額	伸 率	予 算 額	伸 率	予 算 額	伸 率	予 算 額	伸 率
地方公共団体	201,166	2.5	213,800	6.3	222,182	3.9	224,782	1.2	229,628	2.2
特殊法人等	27,142	3.8	28,138	3.7	27,682	△ 1.6	27,877	0.7	26,936	△ 4.0
独立行政法人	19,688	△ 2.1	19,841	0.8	20,828	5.0	20,614	△ 1.0	20,807	0.9
国立大学法人	11,581	△ 4.7	11,937	3.1	11,792	△ 1.2	11,649	△ 1.2	11,617	△ 0.3
民間団体等	19,114	△ 2.6	21,097	10.4	18,934	△ 10.3	18,232	△ 3.7	18,240	1.0
合 計	278,690	1.6	294,813	5.8	301,419	2.2	303,154	0.6	307,229	1.3

補助金等の主要経費別内訳（一般会計）



事 項	25 年 度		26 年 度		27 年 度		28 年 度		29 年 度	
	予 算 額	伸 率	予 算 額	伸 率	予 算 額	伸 率	予 算 額	伸 率	予 算 額	伸 率
社 会 保 障 関 係 費	168,768	3.3	180,341	6.9	186,861	3.6	189,416	1.4	194,313	2.6
文 教 及 び 科 学 振 興 費	50,957	△ 2.3	52,127	2.3	51,230	△ 1.5	51,046	△ 0.3	51,051	0.01
公 共 事 業 関 係 費	27,322	33.6	29,841	9.2	30,023	0.6	30,024	0.0	29,987	△ 0.1
そ の 他	31,644	△ 17.4	32,504	2.7	33,304	5.2	32,668	△ 1.9	31,878	△ 2.4
合 計	278,690	1.6	294,813	5.8	301,419	2.2	303,154	0.6	307,229	1.3

(出所) 主計局調整係調

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 各年度の伸率は比較対照のため前年度の予算額を組替えて算出している場合がある。

参考指標13：補助金等の整理合理化状況

(単位：億円)

区 分 年 度	新 規		合理化廃止 ア		合理化減額 イ		補助率 引下げ 件数ウ	統合・メニュー化件数			終 期 設 定 件数オ	定 員 削 減 力		その他 件 数 キ	合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		統合前エ	統合後	差 引		件 数	金 額		ア＋ヘキ	ア＋イ＋カ
23	224	12,647	268	7,036	842	6,688	3	11	10	1	462	7	4	67	1,660	13,728
24	187 (1)	3,919 (0)	114	1,763	835	8,084	0	14	6	8	188	6	1	66	1,223	9,848
25	242	13,132	146	8,114	736	10,044	0	12	10	2	390	5	2	94	1,383	18,160
26	307	10,861	121	1,361	614	4,201	1	14	5	9	444	6	1	50	1,250	5,563
27	221 (1)	9,166 (8)	125	3,280	719	4,706	4	2	1	1	316	6	1	57	1,229	7,987
28	167	3,021	149	2,130	657	5,347	4	7	6	1	306	6	1	30	1,159	7,478
29	199	1,657	82	1,679	632	3,249	2	11	10	1	327	6	1	31	1,091	4,929

(出所) 主計局調整係調

(注1) 計数は、一般会計の計数である。

(注2) 上段()は、行政改革推進法等に基づき新たに設立された独立行政法人に対する運営費交付金等を指し、外書である。

(注3) その他件数の主な内訳は、採択基準の見直し等である。

(注4) 件数は整理合理化の区分ごとに措置した補助事項単位で計上しており、合計の件数はそれらの延べ件数である。

施策	政 1－1－2：財政に関する広報活動		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政1-1-2-B-1：財政に関する広報活動の実施状況		
	目 標	積極的に説明会等の広報活動を実施します。	達成度
	実 績	大学及び地方公共団体等において、財政状況についての講義や説明会を実施しました。	○
	(目標の設定の根拠)		
	財政に関し、国民に対する説明責任を果たすためです。		
測定指標 (定性的な指標)	(目標の達成度の判定理由)		
	平成28年度は、日本各地の大学及び地方公共団体等に積極的に出向き、財政の状況に関する講義や説明会といった広報活動を行ったことから、達成度を「○」としました。		

測定指標（定性的な指標）	政1-1-2-B-2：概算要求書等の財務省ホームページからの閲覧可能化		
	目 標	各府省のホームページで公開される概算要求書及び政策評価調書を、財務省ホームページから可能な限り速やかに閲覧できるようにします。	達成度
	実 績	財務省トップページの「財務省の政策」から予算のページに移動することで、引き続き概算要求書及び政策評価調書を速やかに閲覧できるようにしました。	○
	（目標の設定の根拠） 納税者の視点に立った予算編成を行い、予算の効率性を高めるためです。		
	（目標の達成度の判定理由） 財務省ホームページからの速やかな閲覧が可能であるようにしたことから、達成度を「○」としました。		
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	平成28年度は、多数の大学及び地方公共団体等に積極的に講義や説明会に出向くことで、広く学生や国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組み」、「社会保障・税一体改革」について現状と課題を知って頂くことに努めました（講演回数：88回、対象者数：約7,400名）。 また、財務省ホームページから予算のページに速やかに移動でき、概算要求書及び政策評価調書の閲覧を迅速にできるようにすることで、予算がどのように配分されているか、適切な使途が行われたのかについて、分かりやすく必要な情報をすぐに提供できるように努めました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政1-1-2に係る参考情報

参考指標1：予算・決算ホームページへのアクセス件数

（単位：件）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
アクセス件数	316,812	295,090	284,452	270,223	271,155

（出所）大臣官房文書課広報室調

（注）財務省ホームページ内に開設している予算・決算ホームページ（<http://www.mof.go.jp/budget/index>を含むURL）へのアクセス件数。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 2020年度（平成32年度）の財政健全化目標を堅持し、「経済・財政再生計画」期間の当初3年間（2016～2018年度（平成28～30年度））を「集中改革期間」と位置づけ、集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度（平成30年度）のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安とし、引き続き経済再生と財政健全化を共に達成することを目指していきます。 同時に、予算執行調査結果、政策評価結果、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用にも努めます。 広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やホームページ等の多様な媒体によって、引き続き積極的に行います。 また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等及び予算編成支援システムの運用に必要な経費の確保に努めます。
---------	---

財務省政策評価懇談会における意見	○ 高等教育の無償化の話が出ているが、高等教育よりも、日本が今直面している超少子高齢化の「少子」の方を改革するのが喫緊の課題である。また、その財源については保険ではなく、税で賄うべきであり、社会保障全体の中でその費用の組替えをせざるを得ないのではないかと。また、高等教育の無償化のために税を使うのであれば、大学を抜本的に改革して、投資をするに見合う大学にしなければならない。 ○ 高等教育の無償化、保育所の無償化についても、歳出と歳入をパッケージで国民に示し、常にその両方を見ることを必ずやっていただきたい。 ○ 施策政1-1-2「財政に関する広報活動」は、講演後にどのように認識が変わったかに関する調査が望まれる。
------------------	---

	区 分	平成26年度	27年度	28年度	29年度
政策目標に係る予算額	予算の 状況 (千円)	当初予算	2,728,059	2,461,163	2,400,924
		補正予算	△ 12	△ 191	△ 10,442
		繰越等	—	—	N. A.
		合 計	2,728,047	2,460,972	N. A.
	執行額(千円)	2,671,277	2,369,320	N. A.	
(概要) 財政の効率化・質的改善を推進するための予算・決算の作成、調査研究等、並びに予算編成事務等の合理化、迅速化を図るための予算編成支援システムの運用に必要な経費等。 (注) 平成28年度「繰越等」、「執行額」等については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定。					

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第193回国会 総理大臣施政方針演説（平成29年1月20日） 第193回国会 財務大臣財政演説（平成29年1月20日） 平成29年度予算編成の基本方針（平成28年11月20日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定） 平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について（平成27年6月30日閣議決定）
-----------------------------------	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	我が国の財政状況：予算書、「平成29年度予算のポイント」、「日本の財政関係資料（平成28年度10月）」（財務省）等
-----------------------------------	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	平成29年度予算編成に当たっては、「経済・財政再生計画」に定める財政健全化目標の達成に向け、予算の効率化に取り組みました。 広報活動については、日本各地の大学及び地方公共団体等で講義や説明を行ったほか、我が国の財政状況について国民の理解が得られるよう図表等を用いた分かりやすい説明を、多様な媒体により積極的に行いました。
------------------------	--

担当部局名	主計局（総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官）	政策評価実施時期	平成29年6月
-------	----------------------------	----------	---------

政策目標 1－2：必要な歳入の確保

上記目標の概要	健全な財政を確保するためには、財政需要について、原則として公債や借入金にはよらず、税収等で賄うという考え方が基本となります（非募債主義・財政法）。 このうち、まず税収は、内国税である租税等から成るものです。毎年度の税制改正等において必要な税収の確保に努めるとともに、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、適切な見積りに努めます。また、今後とも、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等において開示し、説明責任の向上に努めていきます。 次に、税収及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入」については、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最近の実績等を基礎に適切な見積りに努めます。 最後に、公債の発行は、歳出の重点化、節減合理化に努めてもなお財源が不足する場合に限って、やむを得ない措置として行います。 （上記目標を達成するための施策） 政 1－2－1：必要な歳入の確保等
-----------------------	--

政策目標 1－2 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	平成29年度においては、日本経済の成長力の底上げ等の観点から税制改正を行うとともに、57.7兆円の税収を予算へ計上しました。また、できる限りの税外収入の確保（平成29年度予算5.3兆円）に努めた結果、5年連続で税収が公債金を上回りました。さらに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等において開示し、引き続き国民への説明責任を果たすことに努めました。 施策 1－2－1 の評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 平成29年度予算編成の基本方針等の政府の方針に基づき、財政健全化の実現を目指していくうえで、できるだけ公債の発行によらず、必要な歳入の確保に努めることは必要な取組です。 税収について適切な見積りを行うとともに、できる限りの税外収入の確保を図り、公債の発行額を極力抑制しています。また、税収の見積り等に関する情報をホームページ等において開示するなどの取組を行っています。これらの取組は政策目標の達成に寄与しています。 また、見積り精度の向上に資するため、経済指標や課税実績等の幅広い要素をもとに見積りを行い、効率的な事務運営に取り組んでいます。

施策	政１－２－１：必要な歳入の確保等		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政1-2-1-B-1：必要な歳入の確保及び説明責任の向上		
	目 標	税制改正等において必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等やホームページにおいて開示する方法を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。また「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。	達成度
	実 績	平成29年度においては、日本経済の成長力の底上げ等の観点から税制改正を行うとともに、57.7兆円の税収を予算へ計上しました。また、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等やホームページにおいて開示しました。 さらに、「その他収入」について、適切な見積りに努め、平成29年度予算においては5.3兆円の税外収入を確保しました。	○
	（目標の設定の根拠） 必要な歳入を確保するとともに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等において開示し、説明責任の向上に努めるためです。		
	（目標の達成度の判定理由） 平成29年度においては、日本経済の成長力の底上げ等の観点から税制改正を行うとともに、57.7兆円の税収を予算へ計上しました。また、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等やホームページにおいて開示しました。 http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/budget_explanation/008a29a.pdf さらに、「その他収入」について、可能な限りの税外収入の確保（平成29年度予算5.3兆円）に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りに努めたことから、達成度は「○」としました。		
施策についての評定		s	目標達成
評定の理由	税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等やホームページにおいて開示しました。 また、「その他収入」について、可能な限りの税外収入の確保（平成29年度予算5.3兆円）に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りに努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政 1－2－1 に係る参考情報

参考指標 1：一般会計歳入予算の推移と内訳

(単位：億円)

項 目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
租税及印紙収入	430,960	500,010	545,250	576,040	577,120
税外収入	38,333	46,259	49,518	46,408	53,173
公債金	428,510	412,500	368,630	344,320	343,698
年金特例公債金	26,110	—	—	—	—
前年度剰余金	2,202	54	22	450	556
合 計	926,115	958,823	963,420	967,218	974,547

(出所)「平成29年度一般会計歳入歳出概算」(平成28年12月 主計局総務課)

(http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/03.pdf)

(注) 各年度の計数は、当初予算額(単位未満四捨五入)である。

参考指標 2：一般会計税収の推移

(http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/010.htm)

参考指標 3：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移(再掲(総 1－1)(1))

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後も、経済情勢等に配慮し税収及び税外収入の確保に努めるとともに、税収の適切な見積りや説明責任の向上に努めていきます。
---------	---

財務省政策評価懇談会における意見	
------------------	--

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第193回国会 総理大臣施政方針演説(平成29年1月20日) 第193回国会 財務大臣財政演説(平成29年1月20日) 平成29年度予算編成の基本方針(平成28年11月29日閣議決定)
-----------------------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	日本の財政状況:「平成29年度一般会計歳入歳出概算」、「一般会計税収の推移」(財務省)
-----------------------------------	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	経済情勢等に配慮し税収及び税外収入の確保に努めるとともに、税収の適切な見積りや説明責任の向上に努めました。
------------------------	---

担当部局名	主計局(総務課)、主税局(総務課)	政策評価実施時期	平成29年6月
-------	-------------------	----------	---------

政策目標 1－3：予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保

上記目標の概要	国の予算の執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられていますが、財政当局としても予算執行が法令の定めにより、かつ経済的、効率的に行われるよう各省各庁への要請等を行っています。 また、予算の質の向上・効率化を図るためには、予算執行の透明性の向上を図るとともに、PDCAサイクルにおける、C（＝チェック）及びA（＝アクション）の機能を強化する必要があります。このような観点から、上記の目標を設定しています。 （上記目標を達成するための施策） 政1-3-1：予算執行に関する情報開示の充実 政1-3-2：円滑かつ効率的な予算執行の確保 政1-3-3：予算執行調査の実施 政1-3-4：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等
-----------------------	--

政策目標 1－3 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	全ての施策について評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 予算執行の透明性の向上や適正な予算執行の確保は、次年度の予算編成等への反映にもつながる必要な取組です。 予算執行調査の調査結果の分析等に当たり、財務省が選定した専門家からの意見を活用するなど、調査の質の向上を図りつつ、調査結果を平成29年度予算に的確に反映しています。 また、繰越事務手続については、各地方出先機関等と各地方公共団体との間において簡素化の徹底を図るほか、東日本大震災及び熊本地震からの被災地の復興を着実に進める観点から、事故繰越事務手続の簡素化を図ることなどにより、事務手続の効率化を図るとともに、復興事業を含めた予算の円滑な執行に資しており、有効性が認められると考えます。 （平成28年度行政事業レビューとの関係） 官庁会計システム（歳入金電子納付システムを含む） 予算執行等の会計情報を処理するシステムである官庁会計システムについて、特定ベンダーに依存しないシステム環境の構築（OSS化）等により運用コストの削減を図りました。（事業番号002）

施策	政１－３－１：予算執行に関する情報開示の充実		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政1-3-1-B-1：定期的な予算執行に関する情報開示の確認		
	目 標	各府省庁の予算執行等に係る情報開示の状況を定期的に確認します。	達成度
	実 績	各府省庁の予算執行等に係る情報開示の状況を定期的に確認し、予算執行の透明性の確保に努めました。	○
	(目標の設定の根拠) 各府省庁において開示されている予算執行等に係る情報について、財務省のホームページから閲覧できる状態を維持するためです。		
	(目標の達成度の判定理由) 予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のホームページで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力のもと、財務省のホームページから閲覧できるようにし、その開示状況を定期的に確認したことから、達成度は「○」としました。 (http://www.mof.go.jp/budget/topics/portalsite.htm)		
施策についての評定		s	目標達成
評定の理由	予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のホームページで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力のもと、財務省のホームページから閲覧できるようにしました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

施策	政１－３－２：円滑かつ効率的な予算執行の確保		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政1-3-2-B-1：円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組		
	目 標	法令と予算との整合性等に留意の上、繰越制度等を活用します。	達成度
	実 績	法令と予算との整合性等に留意の上、繰越明許費、国庫債務負担行為及び移流用を活用すること等によって、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めました。	○
	(目標の設定の根拠) 円滑かつ効率的な予算執行を確保するためです。		
	(目標の達成度の判定理由) 予算の執行に当たっては、財務大臣の承認を要するものが法令で定められており、これらの法令の定めにより、繰越明許費、国庫債務負担行為及び移流用を活用すること等によって、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めました。 東日本大震災からの復興を着実に進める観点から、事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。 また、平成28年4月に発生した熊本地震についても東日本大震災への対応と同様の観点から、事故繰越事務手続の簡素化を行いました。 以上のことから、達成度は「○」としました。		

施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	予算の執行に当たっては、財務大臣の承認を要するものが法令で定められており、これらの法令の定めにより、繰越明許費、国庫債務負担行為及び移流用を活用すること等によって、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めました。 東日本大震災からの復興を着実に進める観点から、事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行いました。 また、平成28年4月に発生した熊本地震についても東日本大震災への対応と同様の観点から、事故繰越事務手続の簡素化を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	
施策	政1-3-3：予算執行調査の実施	
測定指標（定性的な指標）	[主要]政1-3-3-B-1：予算執行調査の実施	
	目標	予算執行調査を着実に実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表します。 達成度
	実績	平成28年度については、52件の予算執行調査を着実に実施し、調査結果について平成28年6月28日及び10月28日に、予算への反映状況について平成29年1月20日に公表を行いました。 ○
	（目標の設定の根拠） 予算執行の実態を把握し、予算の効率化が図られるようにするためです。 （目標の達成度の判定理由） 予算の効率化が図られるよう、専門家の知見の活用や積極的な実地調査の実施など、調査の質の向上等を図り、調査を着実に実施しました。また、調査結果を適切な時期に公表し、その反映状況を予算の決定後、速やかに公表したことから、達成度は「○」としました。 (http://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2016/hanei/index.html)	
施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	予算の効率化が図られるよう、専門家の知見の活用や積極的な実地調査の実施など、調査の質の向上等を図り、調査を着実に実施しました。また、調査結果を適切な時期に公表し、その反映状況を予算の決定後、速やかに公表しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政 1－3－3に係る参考情報

参考指標 1 予算執行調査の実施件数及び反映額 (単位：件、億円)

調査年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
調査件数	75	75	75	56	52
翌年度予算への	172	263	379	278	493
反映額	—	0	—	835	2

(注) 翌年度予算への反映額の上段は歳出予算、下段は歳入予算への反映額である。

施策	政１－３－４：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政1-3-4-B-1：予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施		
	目 標	文書による要請及び会議・研修を実施します。 また、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。	達成度
	実 績	各種会議・研修を実施するとともに、契約の透明性を高めるために、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、取りまとめた統計を公表しました。	○
	（目標の設定の根拠） 各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するためです。		
	（目標の達成度の判定理由） 財務局等繰越決算事務担当者会議や会計事務職員研修など、各種会議・研修を実施するとともに、契約の透明性を高めるため、各省各庁が27年度に締結した契約について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表し、随意契約の適正化に努めたことから、達成度は「○」としました。 https://www.mof.go.jp/budget/topics/public_purchase/fy2015_t/index.htm		
施策についての評価		s	目標達成
評価の理由	財務局等繰越決算事務担当者会議や会計事務職員研修など、各種会議・研修を実施するとともに、契約の透明性を高めるため、各省各庁が27年度に締結した契約について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表し、随意契約の適正化に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政 1－3－4に係る参考情報

参考指標 1 会計検査院検査報告に掲記された不当事項等の推移

(単位：件)

事 項 別	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
A. 不当事項	357	470	402	450	345
B. 意見表示又は処置要求事項	81	77	100	49	43
C. 検査院の指摘に基づき改善処置を講じた事項（処置済事項）	53	64	76	57	49

参考指標 2 会計事務職員研修等の実績

(単位：名)

研 修 名 (対象職員)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
会計事務職員研修 (各府省庁等、都道府県)	97	91	97	89	91
	120	119	104	107	101
政府関係法人会計事務職員研修 (政府関係法人)	122	114	112	118	118
会計事務職員契約管理研修 (各府省庁等、都道府県、政府関係法人)	62	58	95	94	86
予算担当職員初任者研修 (各府省庁等)	105	110	115	138	127
会計監査事務職員研修 (各府省庁等)	—	—	—	—	89

(出所) 会計センター研修部調

(注) 会計事務職員研修の上段は春季、下段は秋季の研修である。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	法令や予算との整合性等に留意し、円滑かつ効率的な予算執行の確保に努めます。
	予算の効率化が図られるよう、様々な視点から、より深度のある予算執行調査を実施するとともに、予算執行に関する情報開示の充実、各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修の効果的な実施及び随意契約の適正化に引き続き努めます。
	また、予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保を図るため、予算執行状況について調査の着実な実施等に取り組むために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見

政策目標に係る予算額	区 分		平成26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	5,362,589	8,460,778	8,466,560	4,862,382
		補正予算	—	—	△ 77,411	
		繰越等	130,548	—	N. A.	
		合 計	5,493,137	8,460,778	N. A.	
	執行額(千円)		5,269,227	7,912,041	N. A.	

(概要)

適正な予算執行の確保に必要な経費や会計センターに必要な経費として、各省庁の予算を執行するための官庁会計システムに係る経費等

(注) 平成28年度「繰越等」、「執行額」等については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について（平成25年6月28日閣議決定）
-----------------------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	該当なし
-----------------------------------	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	予算執行に関する情報開示を充実し、適正かつ効率的な予算執行を確保するため、引き続き、財務省ホームページから各府省庁の予算執行に関する情報開示を閲覧できるようにするとともに、法令及び予算に則った予算執行に係る各手続の適切な審査や各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修等の効果的な実施、入札契約の改善や随意契約の適正化の推進に努めました。また、予算執行調査については、予算の効率化が図られるよう、専門家の知見の活用等を図りつつ、より深度のある調査を実施しました。
------------------------	---

担当部局名	主計局（総務課、司計課、法規課）、会計センター	政策評価実施時期	平成29年6月
-------	-------------------------	----------	---------

政策目標 1－4：決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示

上記目標の概要	決算は予算のような規範性はなく、政府が財政法、会計法等の定めるところに従い執行した実績を国民及び国会に対して報告する性格を持っています。 このような決算の性格を踏まえ、広く国民が財政に対する関心及び理解を深めるためにも、今後とも正確で分かりやすい決算の作成に努めます。また、決算及び決算検査報告、決算に関する国会での指摘・議決等については、予算編成や執行への反映に努めます。 (上記目標を達成するための施策) 政1-4-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告 政1-4-2：平成27年度歳入歳出決算の国会への早期提出
---------	---

政策目標 1－4 についての評価結果

政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要であり、予算編成や予算執行へ反映していくためにも国の財政状況や施策の結果を適確に開示した決算の作成は必要かつ有効な取組です。 平成27年度歳入歳出決算を早期に取りまとめ、可能な限り早期に国会へ提出したことは、決算結果等の平成29年度予算編成等への反映や、国会における決算審議の充実に資する観点から有効な取組です。 なお、平成27年度歳入歳出決算の国会提出にあたり、会計事務の電子化等により事務の効率化に努めました。

施策	政1-4-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告						
測定指標(定量的な指標)	[主要]政1-4-1-A-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の定期的な公表状況						
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値	予算使用の状況年5回、国庫歳入歳出状況年15回、決算概要年1回	予算使用の状況年5回、国庫歳入歳出状況年15回、決算概要年1回	予算使用の状況年5回、国庫歳入歳出状況年15回、決算概要年1回	予算使用の状況年5回、国庫歳入歳出状況年15回、決算概要年1回	予算使用の状況年5回、国庫歳入歳出状況年15回、決算概要年1回	○
	実績値	○	○	○	○	○	

	(目標値の設定の根拠) 年度の途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、国民及び国会に対する適時適切な報告に努めるため、目標を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告したことから、達成度は「○」としました。
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政 1－4－1 に係る参考情報

予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

憲法第91条及び財政法第46条において、内閣には国会及び国民に対する財政状況の報告が義務付けられていますが、近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、官報やホームページを活用し、その広報、公開に努めたところです。具体的な内容及び掲載方法は次のとおりです。

- (1) 「平成28年度財政法第46条に基づく国民への財政報告（うち平成26年度決算に関すること）」：官報及びホームページ掲載
http://www.mof.go.jp/budget/report/46_report/fy2016/index.htm
- (2) 「予算使用の状況」（財政法第46条第2項の規定に基づくもので四半期毎）：官報及びホームページ掲載
http://www.mof.go.jp/budget/report/budget_use/index.htm
- (3) 「国庫歳入歳出状況」（毎月）：官報及びホームページ掲載
http://www.mof.go.jp/budget/report/revenue_and_expenditure/index.htm
- (4) 「平成27年度決算概要（見込み）」：記者発表及びホームページ掲載
http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2015/20160701.html
- (5) 「平成27年度決算概要」：記者発表及びホームページ掲載
 - イ 一般会計
http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2015/ke280729.html
 - ロ 特別会計
http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2015/ke280729tokkai.html
- (6) 「平成27年度決算の国会提出」：ホームページ掲載
http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2015/ke2811.html
- (7) 「平成27年度決算書の情報」：ホームページ掲載
<http://www.bb.mof.go.jp/hdocs/bxss010bh27a.html>
- (8) 「平成27年度決算の説明」：ホームページ掲載
http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2015/ke_setsumei27.html

(注) 国の決算は、年度末である3月31日までに収入又は支出の原因が発生しているものは、原則としてその年度の収入又は支出として整理することとなっており、翌年度の7月31日まで、現金の出納の完結に必要な整理期間を設けている。

施策	政１－４－２：平成27年度歳入歳出決算の国会への早期提出						
測定指標（定量的な指標）	政1-4-2-A-1：歳入歳出決算の会計検査院への送付日						
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値	24. 9. 10前後	25. 9. 10前後	26. 9初旬	27. 9初旬	28. 9初旬	○
	実績値	24. 9. 4	25. 9. 3	26. 9. 2	27. 9. 1	28. 9. 2	
	（目標値の設定の根拠） 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けており、会計検査院における検査確認に２ヶ月程度の期間を要していることから9月初旬を目標とするものです。						
	（目標の達成度の判定理由） 平成27年度歳入歳出決算については、平成28年9月2日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出（会計年度翌年の11月20日前後）の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。						
	[主要]政1-4-2-A-2：歳入歳出決算の国会への提出日						
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値	24. 11. 20前後	25. 11. 20前後	26. 11. 20前後	27. 11. 20前後	28. 11. 20前後	○
	実績値	24. 11. 16	25. 11. 19	26. 11. 18	28. 1. 4	28. 11. 18	
（注）平成26年度歳入歳出決算の国会提出が平成28年1月4日となったのは、平成27年11月20日前後に国会が開会されていなかったためです。							
（目標値の設定の根拠） 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているためです。							
（目標の達成度の判定理由） 平成27年度歳入歳出決算については、平成28年11月18日に国会に提出し、国会からの早期提出（会計年度翌年の11月20日前後）の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。							
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	平成27年度歳入歳出決算については、平成28年11月18日に国会に提出し、国会からの早期提出（会計年度翌年の11月20日前後）の要請に応えました。 また、決算審議の参考に供するために作成している「決算の説明」についても、可能な限り、事務・事業の計画と実績、主要な長期計画の実施状況等定量的データを積極的に取り入れるなど、各種の分析や評価に資するものを掲載するよう各省各庁に要請し、分かりやすい資料の作成に努めました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。						

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 年度途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、正確性を確保しつつ、国民及び国会に対し適時適切に報告します。また、平成28年度歳入歳出決算については、平成27年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、平成29年11月20日前後には国会提出が可能となるよう努めます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	
------------------	--

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
--------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、引き続き官報やホームページを活用し、その広報、公開に努めたところです。 平成27年度歳入歳出決算については、国会等の議論も踏まえ、国会における決算審議の充実等に資する観点から、会計検査院へ早期に送付するとともに、平成28年11月18日に国会へ提出しました。
--------------------	---

担当部局名	主計局（司計課）	政策評価実施時期	平成29年6月
-------	----------	----------	---------

政策目標 1－5：地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
(平成28年10月一部改正)

上記目標の概要	平成28年度の地方の財政状況は、国税・地方税の税収の増加により財源不足は前年度に比べ縮小する見込みではあるものの引き続き厳しい状況にあります。 地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。 このような状況において、国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行します。 また、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020（平成32）年度までに黒字化すると財政健全化目標を実現するため、財務省としても適切に対応していきます。 このような状況から、上記の目標を設定しています。 （上記目標を達成するための施策） 政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革
----------------	--

政策目標 1－5 についての評価結果

政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	「平成29年度地方財政計画」は、総務省との調整の結果、震災復興特別交付税を措置するなど、震災対応に引き続き万全を期すほか、歳出面では歳出特別枠を着実に縮減するとともに、歳入面では地方の一般財源の総額を適切に確保するなど、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）に沿った内容となっています。 施策1-5-1の評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 地方財政に関する事務の適切な遂行は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）をはじめとする政府の方針に沿った「平成29年度地方財政計画」の策定等にあたって、必要な取組です。 国・地方間の諸課題については、総務省との調整・協議を円滑に行い、効率的な実施に取り組んでいます。

施策	政１－５－１：地方の歳入面・歳出面の改革		
測指標 合性的な指標	[主要]政1-5-1-B-1：地方の歳入面・歳出面の改革		
	目 標	国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、歳出特別枠や地方交付税の特例加算を見直すなど地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。	達成度
	実 績	財務省は地方税法を総務省と共管する立場から、国税・地方税を通ずる諸課題や平成29年度税制改正を取り巻く状況等について、総務省と密接に意見交換・調整を行い、歳出特別枠の縮減等、地方の歳入面・歳出面における改革を進めました。	○

	(目標の設定の根拠) 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)に、地方行財政制度について、「国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。」「別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。」と定められているからです。 (目標の達成度の判定理由) 財務省は地方税法を総務省と共管する立場から、国税・地方税を通ずる諸課題や平成29年度税制改正を取り巻く状況等について、総務省と密接に意見交換・調整を行い、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、歳出特別枠を縮減するとともに、地方財政計画の歳入面・歳出面における改革等に取り組んだことから、達成度は「○」としました。
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	「平成29年度地方財政計画」は、総務省との調整の結果、震災復興特別交付税を3,425億円措置するなど、震災対応に万全を期すほか、歳出面では歳出特別枠を着実に縮減するとともに、歳入面では地方の一般財源の総額を適切に確保するなど、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)に沿った内容となっています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政1-5-1に係る参考情報

参考指標1：平成29年度地方財政計画（通常収支分）

(URL：http://www.soumu.go.jp/main_content/000463657.pdf 12P)

参考指標2：地方向け補助金等の全体像

(URL：http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/26.pdf)

参考指標3：地方の一般財源総額について

(URL：
http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia281027/02.pdf 22P)

評価結果の反映	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の削減や、地方交付税の制度改革等の諸課題等について総務省と調整を行っていきます。
-----------------------	---

財務省政策評価懇談会における意見

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年 6 月30日閣議決定）		
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	我が国の地方財政状況：「平成29年度地方財政計画」、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」（総務省）「地方向け補助金等の全体像」（財務省）		
前年度政策評価結果 の政策への反映状況	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の削減や地方交付税の制度改革等について総務省と調整を行いました。		
担当部局名	主計局（主計官、主計企画官）、主税局（総務課）、理財局（計画官）	政策評価実施時期	平成29年 6 月

政策目標 1－6：公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

上記目標の概要	現行の財政・会計に係る制度の基本にある考え方は、①国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて行使しなければならないこと、②財政の健全性を確保すること、③国の支出は適正かつ公正に行われなければならないこと、といった点です。 また、財政・会計に係る制度の運用については、透明性、説明責任の向上が求められています。平成28年度においても、国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上等のため、国の財務書類の作成・公表に努めました。 (上記目標を達成するための施策) 政1-6-1：国の財務書類の作成・公表等
---------	--

政策目標 1－6 についての評価結果

政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	施策1-6-1の評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 企業会計の慣行を参考とする特別会計の財務書類については、「特別会計に関する法律」第19条及び第20条の規定に基づき作成・公表しており、一般会計及び全特別会計から構成された「国の財務書類」については、国民への説明責任向上等のため、財政制度等審議会の報告等に基づき平成15年度決算分から作成・公表しています。これらは、公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営に必要な取組と言えます。 発生主義等の企業会計の考え方や手法を活用することで、国の財政状況をストック（資産・負債）やフロー（業務費用・財源）といった情報で一覧的に分かりやすく開示することが可能となり、国民に対する説明責任の履行の向上等につながっています。 財務書類作成システムの運用等により、昨年度に引き続き、「国の財務書類」を平成28年度内に公表しています（平成29年1月）。また、財務書類等の公表についても、ホームページを活用するなど効率化に取り組んでいます。

施策	政1-6-1：国の財務書類の作成・公表等						
測定指標（定量的な指標）	[主要]政1-6-1-A-1：国の財務書類（一般会計・特別会計）の公表日						
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値	24年5月下旬 25年1月下旬	26年1月下旬	27年1月下旬	28年1月下旬	29年1月下旬	○
	実績値	24.5.28 25.1.29	26.1.31	27.1.30	28.1.29	29.1.31	

測定指標 (定性的な指標)	(目標値の設定の根拠) 「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」(平成18年6月14日財政制度等審議会)において、「財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期に作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある」との提言がなされたことから、その測定のため公表日を目標値として設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 平成29年1月下旬とした目標値のとおり、平成29年1月31日に公表したことから、達成度は「○」としました。		
	政1-6-1-B-1：国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表		
	目 標	国の財務書類のポイント(パンフレット)や省庁別財務書類の概要(パンフレット)について、図表等を用いて国民に対するより分かりやすい説明を行います。	達成度
	実 績	国の財務書類のポイント(パンフレット)に新たな図表や解説項目を追加したほか、要旨(リーフレット)を作成するなど、国民に対してより分かりやすい説明を行いました。	○
評 定 の 理 由	(目標の設定の根拠) 『財務書類等の一層の活用に向けて』(平成27年4月30日財政制度等審議会 法制・公会計部会)等において、国民に対する分かりやすい説明が求められていることから目標として設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 国の財務書類のポイント(パンフレット)に新たな図表や解説項目を追加したほか、要点を絞って説明したリーフレットを作成するなど、図表等を用いて国民に対してより分かりやすい説明を行ったことから、達成度は「○」としました。		
	施策についての評定		
	s 目標達成		
評 定 の 理 由	「国の財務書類」の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から1月中の公表を目標とし、平成27年度決算分を平成29年1月31日に財務省ホームページ等で公表を行っており、目標を達成しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成したほか、要点を絞って説明したリーフレットを作成しています。 「特別会計財務書類」については、平成26年度分に引き続き、平成27年度分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました(平成29年1月31日)。 さらに、各府省の作成する省庁別財務書類についても、国民に情報の的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各省庁の求めに応じ助言を行い、前年度に引き続き1月に公表されたところです。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政 1 - 6 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況（平成27年度）

日付	種 類	備 考
平成29年 1月31日	国の財務書類（平成27年度分）	説明資料もあわせて作成・公表
	平成27年度特別会計財務書類	「特別会計に関する法律」第19条に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出
	平成27年度省庁別財務書類	特別会計財務書類と同時に公表

（出所）主計局法規課公会計室調

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	「国の財務書類」について、平成27年度分に引き続き、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努め、予算の審議等に活用するために、翌年度1月に公表します。更に「省庁別財務書類」等についても、各省庁よりの確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行います。
	また、平成30年度の予算要求については、平成29年度「国の財務書類」の平成31年1月公表等のため、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に「省庁別財務書類」等の審査、「国の財務書類」の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	
------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	9,969	9,990	8,968	10,572
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	9,969	9,990	N. A.	
	執行額（千円）		6,718	6,480	N. A.	

（概要）

国の財務書類の作成・公表等

（注）平成28年度「繰越等」、「執行額」等については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	該当なし
-----------------------------------	------

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	該当なし
-----------------------------------	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	「国の財務書類」については、平成26年度分に引き続き、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努めました。「特別会計財務書類」については、会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました。さらに「省庁別財務書類」についても、各省庁よりの確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行いました。 また、「政策別コスト情報」を各省庁が作成・公表するにあたって、的確な情報開示が行われるように必要な助言等を行いました。
---------------------------------------	---

担当部局名	主計局（法規課）	政策評価実施時期	平成29年 6 月
---------------------	-----------------	------------------------	------------------

政策目標 2-1 : 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
(平成 28 年 10 月一部改正)

上記目標の概要	総合目標 2 において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。 併せて、税制全般に対する理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。 (上記目標を達成するための施策) 政 2-1-1 : 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討 政 2-1-2 : 税制についての広報の充実
----------------	---

政策目標 2-1 についての評価結果	
政策目標についての評価	A 相当程度進展あり
評定の理由	平成28年度税制改正で措置した内容について、パンフレット等の作成・送付や全国各地での説明会の実施を通じて周知徹底を図り、各制度の活用を促しました。 平成29年度税制改正において、下記の対応を行うこととし、これらを盛り込んだ「所得税法等の一部を改正する等の法律」が、平成29年3月27日に成立しました。 ① 就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。 ・ 所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を150万円に引き上げる。 ・ 配偶者控除等の適用される納税者本人に所得制限を設定し、給与収入が1,120万円を超える場合には控除額が遡減・消失する仕組みとする。 ② デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置として、研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直し等を行う。 ③ 中小企業の「攻めの投資」を後押しする等の観点から、中小企業向け設備投資促進税制の拡充を行う。あわせて、地方創生の観点から、地域経済を牽引する地域中核企業による挑戦を促すための地域未来投資促進税制の創設等を行う。 ④ 類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、酒税改革に取り組む。 ⑤ 経済社会の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制の観点から、外国子会社合算税制の見直し等を行う。 ⑥ 近年災害が頻発していることを踏まえ、これまで災害ごとに特別立法で手当てしてきた対応を常設化するなど、災害への税制上の対応に係る各種の規定の整備等を行う。 税制改正等の内容を解説したパンフレット等を作成し、財務省ホームページに掲載するとともに、都道府県等へ送付しました。また、税制の現状や課題、税制改正、社会保障と税の一体改革について全国各地で説明会を実施するとともに、メールマガジンを発行しました。 施策 2-1-1 の評価は「s 目標達成」、施策 2-1-2 の評価は「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 平成29年度税制改正における措置は、就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築、デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置、ローカルアベノミクスの推進、酒税改革、経済社会の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制などといった、現下の経済社会の状況を踏まえて必要かつ有効として検討されたものであり、妥当と考えています。 また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。
	(平成28年度行政事業レビューとの関係) ・ 諸外国の税制に関する調査 「引き続き、調査内容については、職員による実施が困難なものに限定するとともに、執行に当たっては更なる経費の効率化に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、調査内容について、職員による実施が困難なものに限定することで、更なる経費の効率化に努めました。(事業番号0003)

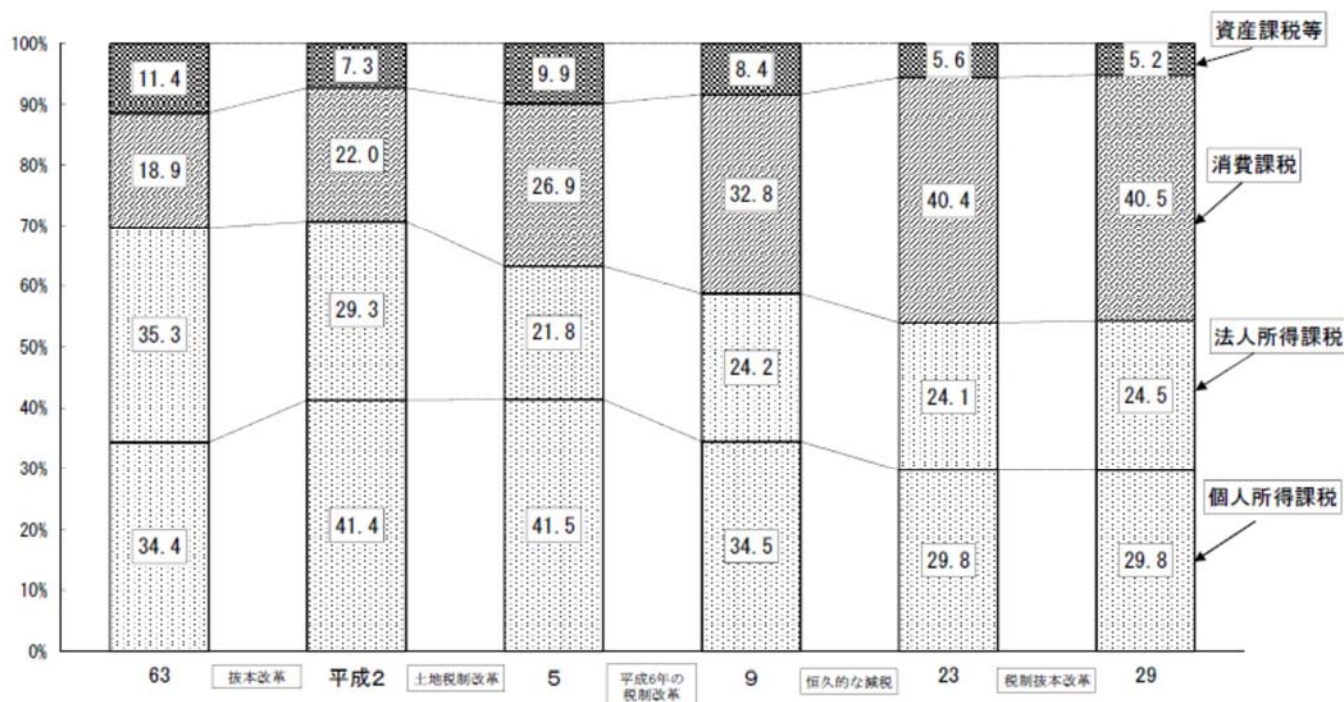
施策	政2-1-1: 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政2-1-1-B-1: 平成28年度税制改正の着実な実施と平成29年度税制改正の検討		
	目標	平成28年度税制改正については着実に実施していきます。また我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、平成29年度税制改正の内容を検討していきます。	達成度
	実績	平成28年度税制改正で措置した内容について、パンフレット等の作成・送付や全国各地での説明会の実施を通じて周知徹底を図り、各制度の活用を促しました。 また、平成29年度税制改正についての検討を進め、経済社会の構造変化等に対応した税制上の措置を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました(平成29年3月27日に成立)。	○
	(目標の設定の根拠) 税制がその役割を適切に発揮するためには、税制が経済社会の構造変化に十分対応したものとなるよう、常にその在り方を検討していく必要があります。こうしたことから、その時々々の経済社会の構造変化に対応する税制を構築するため、当該目標を設定しています。 (目標の達成度の判定理由) 平成28年度税制改正で措置した内容について、周知徹底を図り、各制度の活用を促しました。 経済社会の構造変化に対応した税制を構築するため、平成29年度税制改正では、就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築、デフレ脱却・経済再生、ローカルアベノミクスの推進、経済社会の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制、災害対応の税制基盤の整備などといった、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を盛り込みました。 これらのことから達成度は「○」としました。		
施策についての評価		s	目標達成

平成28年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、平成29年度税制改正では、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点をはじめ、上述の経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を盛り込みました。

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政 2－1－1 に係る参考情報

参考指標 1：所得・消費・資産等の税收構成比の推移（国税）



（出所）主税局調査課資料（平成29年4月作成）

（http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm）

（注1）平成23年度までは決算額、平成29年度は予算額による。

（注2）所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

参考指標 2：国民負担率の内訳の国際比較

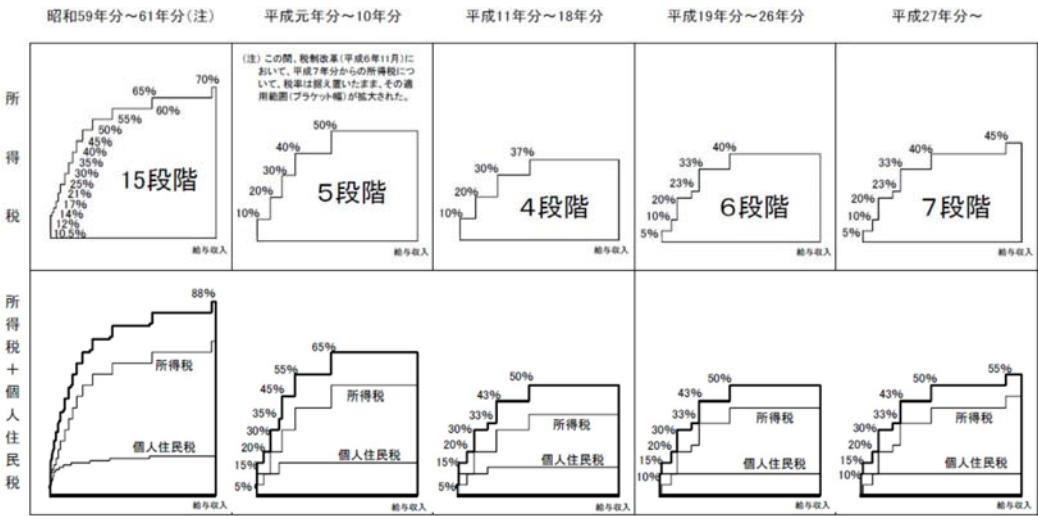
（http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j01.htm）

参考指標 3：税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位:億円)		
改 正 事 項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	390	70
(2) 積立NISAの創設	▲ 240	0
個人所得課税 計	150	70
2. 法人課税		
(1) 研究開発税制の見直し	130	90
(2) 地域中核企業向け設備投資促進税制の創設	▲ 50	▲ 30
(3) 中小企業向け設備投資促進税制の拡充	▲ 120	▲ 80
(4) 協同組合等の受取配当等益金不算入制度の特例	▲ 30	▲ 20
(5) トン数標準税制の見直し	▲ 10	0
(6) 協同組合等の貸倒引当金の特例の見直し	10	10
(7) 中小企業向け租税特別措置の適用要件の見直し	90	-
法人課税 計	20	▲ 30
合 計	170	40

(出所) 主税局総務課資料（平成28年12月作成）
(注 1) 上記の計数は10億円未満を四捨五入している。
(注 2) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しによる地方税の平年度の減収見込額は▲423億円。今回の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。
(注 3) 29年度改正におけるエコカー減税の基準見直しによる増収見込額（29年度のエコカーの普及割合の見込みを基に試算）は平年度290億円、初年度100億円（特別会計分を含む）。他方、27年度から29年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は▲340億円程度（特別会計分を含む）。

参考指標 4：個人所得課税の税率の推移

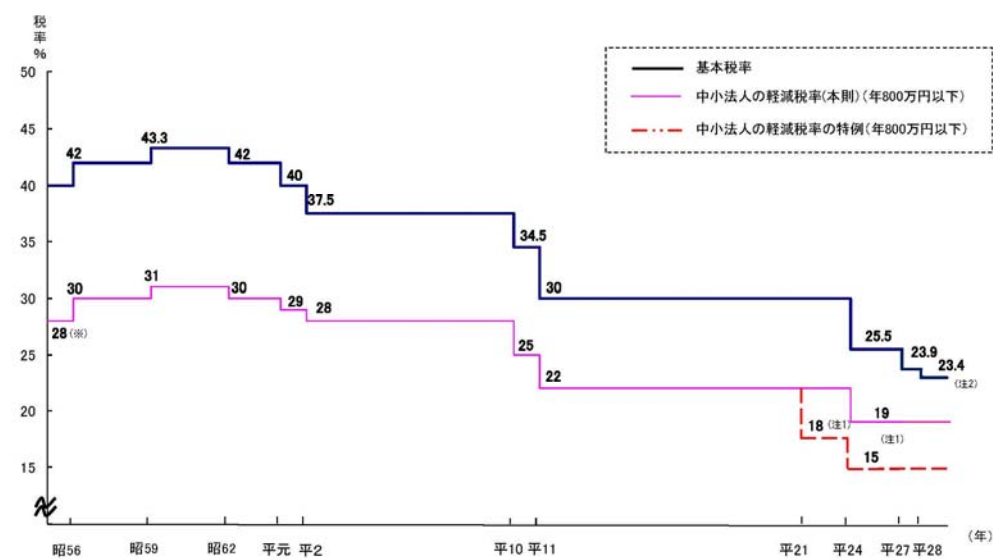


(出所) 主税局税制第一課資料（平成29年 4 月作成）
(注 1) 昭和62年分の所得税の税率は、10.5、12、16、20、25、30、35、40、45、50、55、60%の12段階。（住民税（63年度）の最高税率は16%、住民税と合わせた最高税率は76%）
(注 2) 昭和63年分の所得税の税率は、10、20、30、40、50、60%の6段階。（住民税（元年度）の最高税率は15%、住民税と合わせた最高税率は75%）

参考指標 5：個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦2人（片働き）の給与所得者）

(http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm)

参考指標 6：法人税率の推移



(出所) 主税局税制第三課資料 (平成29年 4 月作成)
(http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm)
(注 1) 中小法人の軽減税率の特例(年800万円以下) について、平成21年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年 4 月 1 日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日の間に開始する各事業年度は15%。
(注 2) 基本税率について、平成30年 4 月 1 日以後開始する事業年度は23.2%。
(※) 昭和56年 4 月 1 日前に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用

参考指標 7：法人実行税率の国際比較

(http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j03.htm)

参考指標 8：国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合

(http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d01.htm)

参考指標 9：付加価値税率（標準税率）の国際比較

(http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j04.htm)

参考指標10：最近における相続税の主な改正

区 分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正 (平成15年1月1日以降適用)	平成25年度改正 (平成27年1月1日以降適用)	
税率構造 (イメージ図)	5億円超 (最高税率 75%) 14段階	5億円超 (最高税率 70%) 13段階	10億円超 (最高税率 70%) 13段階	20億円超 (最高税率 70%) 9段階	3億円超 (最高税率 50%) 6段階	6億円超 (最高税率 55%) 8段階	
基礎控除等	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3,200万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (6,400万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (7,650万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (8,000万円)	同 左 (相続時精算課税 制度の創設)	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数 (4,800万円)	
年分(度)	昭和58年	昭和62年	平成3年	平成5年	平成14年	平成26年	平成27年
課税件数 割合	5.3% → 7.9 %	→ 6.8 %	→ 6.0 %	→ 4.5%	→ 4.4%	→ 8.0%	
負担割合	14.3% → 17.4 %	→ 22.2 %	→ 16.6 %	→ 12.1%	→ 12.1%	→ 12.4%	

(出所) 主税局税制第一課資料 (平成29年 4 月作成)
(注 1) 基礎控除の () 内は、法定相続人が 3 人 (例：配偶者＋子 2 人) の場合の額である。
(注 2) 課税件数割合は、課税件数／死亡者数であり、負担割合は、納付税額／合計課税価格である。
(注 3) 合計課税価格とは、小規模宅地の特例による減額等を行った後、基礎控除を差し引く前の課税対象財産の価格である。

参考指標11：主要国の相続税の負担率

(http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j05.htm)

参考指標12：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲 総1－1（1）】

参考指標13：税収比率の推移【再掲 総2－1（1）】

参考指標14：主要税目（国税）の税収の推移【再掲 総2－1（2）】

施策	政２－１－２：税制についての広報の充実						
測定指標（定量的な指標）	政2-1-2-A-1：財務省ホームページの税制に関するページへのアクセス件数（単位：件）						
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値	増加	増加	増加	増加	増加	×
	実績値	10, 805, 837	12, 047, 882	12, 250, 533	12, 034, 336	11, 081, 200	
	（目標値の設定の根拠） 税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を財務省ホームページの税制に関するページへのアクセス件数で測定するために指標を設定しました。また、更に国民の皆様は財務省ホームページの税制に関するページへアクセスしていただくため、目標値として「増加」と設定しました。						
	（目標の達成度の判定理由） 目標値を達成できなかったことから、達成度は「×」としました。						
測定指標（定量的な指標）	[主要]政2-1-2-A-2：税制メールマガジン登録者数（単位：人）						
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値	増加	増加	増加	増加	増加	○
	実績値	26, 261	27, 242	28, 240	28, 972	29, 771	
	（目標値の設定の根拠） 税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を税制メールマガジン登録者数で測定するために指標を設定しました。また、更に国民の皆様は税制メールマガジン登録をしていただくため、目標値として「増加」と設定しました。						
	（目標の達成度の判定理由） 目標値どおりの実績値となったことから、達成度は「○」としました。						

政2-1-2-A-3：社会保障と税の一体改革に関する説明会の開催			
年 度	平成27年度	28年度	達成度
目標値	47 都道府県	47 都道府県	○
実績値	47 都道府県	47 都道府県	
（目標値の設定の根拠） 社会保障と税の一体改革に対する国民の理解が深まるよう、広報の充実を行った結果を説明会の開催状況により測定するために指標を設定しました。また、幅広い層の方に対して積極的に広報を行っていくため、目標値として「47都道府県で実施」と設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 目標値どおりの実績値となったことから、達成度は「○」としました。			
施策についての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	税制の広報については、税制改正等の内容を解説したパンフレット等を作成し、財務省ホームページに掲載するとともに、都道府県等へ送付しました。また、税制の現状や課題、税制改正、社会保障と税の一体改革について全国各地で説明会を実施するとともに、メールマガジンを発行しました。 こうした結果として、3つの測定指標のうち、主要な測定指標を含む2つの指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		
評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 経済の好循環を確実なものとするための税制を着実に実施するとともに、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制を検討します。 また、財務省の税制関連のホームページについて、そのわかりやすさやアクセスの容易さなどを改善する観点から、平成29年度の政策評価実施計画では、「ホームページへのアクセス件数」に代えて「内容の分かりやすさ」へと測定指標の変更を行ったところであり、引き続き、アンケート調査の結果を踏まえたホームページの内容の改善を目指すなど、広報の充実に一層取り組みます。 社会保障と税の一体改革については、引き続き、関係省庁と連携して周知・広報に努めていきます。 平成30年度の予算要求については、本政策目標の達成に向けて必要となる、企画・立案の整備、調査研究、各種広報活動等の経費を適切に確保するように努めます。		
財務省政策評価懇談会における意見		○ 総合目標 2 参照	

政策目標に係る予算額	区 分		平成26年度	27年度	28年度	28年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	167,409	165,541	164,705	154,082
		補正予算	—	△53	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	167,409	165,488	N. A.	
	執行額（千円）		74,032	63,372	N. A.	
（概要） 税制の企画立案に必要な経費です。 （注）平成28年度「執行額」等については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。						

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第193回国会 総理大臣施政方針演説（平成29年1月20日） 第193回国会 財務大臣財政演説（平成29年1月20日） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定） 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理（平成27年11月13日税制調査会） 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告（平成28年11月14日税制調査会） 「BEP Sプロジェクト」の 勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理（平成28年11月14日税制調査会） 平成29年度税制改正の大綱（平成28年12月22日閣議決定）
----------------------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	我が国税制の現状に関する資料：「所得・消費・資産等の税収構成比の推移」、「国民負担率の内訳の国際比較」 等
-----------------------------------	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	（我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築） 社会保障・税一体改革に引き続き取り組みました。また、平成29年3月27日に「所得税法等の一部を改正する等の法律」が国会で成立しました。 （税制改正についての広報の充実） 税制の現状と課題、税制改正の内容など、税制全般に対する国民の理解・納得が深まるよう、幅広い媒体を活用し、広報活動の一層の充実を図りました。 （政策評価の活用） 租税特別措置を含めた税制改正を行うに当たって、要望時において各府省等に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省等との議論において活用しました。
------------------------	---

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施時期	平成29年6月
-------	-------------------------------------	----------	---------

政策目標 3-1 : 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制

上記目標の概要	我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債管理政策を運営する国債発行当局としては、 ① 確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、 ② 中長期的な調達コストを抑制していくことにより、円滑な財政運営の基盤を確保する、 という基本的な考えから、上記の目標を設定しています。 (上記目標を達成するための施策) 政3-1-1 : 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理 政3-1-2 : 国債市場の流動性維持・向上 政3-1-3 : 保有者層の多様化 政3-1-4 : 市場との対話等 政3-1-5 : 国債に係る国民等の理解向上のための取組
----------------	---

政策目標 3-1 についての評価結果	
政策目標についての評価	
評価の理由	S 目標達成 平成28年度国債発行計画に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた確実かつ円滑な国債発行を行ったほか、中長期的な調達コスト抑制のため、丁寧に市場との対話を行いました。 全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 本政策目標「国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制」は、過去に例を見ない厳しい財政状況下で、必要とされる財政資金を確実に調達し、円滑な財政基盤を確保するために必要かつ有効な取組と考えられます。 また、平成28年度においては、市場のニーズ・動向等を踏まえ国債市場の流動性維持・向上に資する施策を実施したほか、平成29年度国債発行計画の策定にあたり、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いつつ、国債の年限・発行額を設定するなど効率的に施策を実施しました。 (平成28年度行政事業レビューとの関係) 政府借入金入札システム (旧国庫事務電算化システム) 行政事業レビュー推進チームの所見も踏まえ、利用者の利便性向上と事務の効率化を図るとともに、入札における更なる競争性の確保を図るなど運用コストの削減に努めました。(事業番号012)

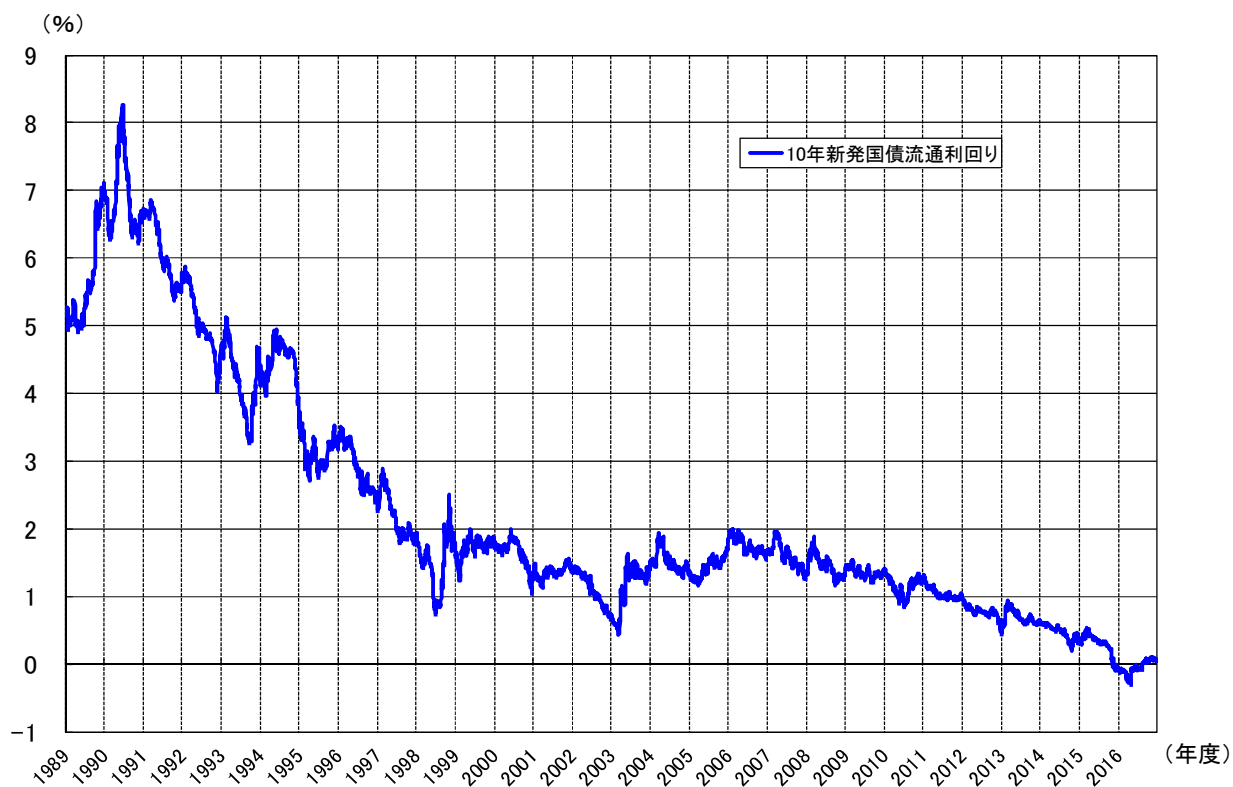
施策	政 3 - 1 - 1 : 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政3-1-1-B-1: 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行		
	目 標	平成28年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行います。具体的には、(1)市場環境を踏まえた年限構成の見直し、(2)国債市場の流動性維持・向上策の拡充、(3)市場育成と国債保有の多様化に向けた取組といった施策を行います。 また、平成28年度中に策定する平成29年度国債発行計画についても、市場のニーズ・動向等を踏まえ、国債の発行年限等のバランスのとれた計画を策定します。	達成度
	実 績	平成28年度国債発行計画に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行いました。具体的には、 (1) 市場環境を踏まえた年限構成の見直し(中短期債(5年、2年、1年債)の減額幅の抑制(平成27年度▲6.1兆円→28年度▲4.8兆円)、40年債の増額(0.4兆円)及び20年債の減額(▲1.2兆円)) (2) 国債市場の流動性の維持・向上策の拡充(残存1年超5年以下の国債を流動性供給入札の対象に追加) (3) 市場育成と国債保有の多様化に向けた取組(生命保険会社・年金基金等の長期運用や定期的購入のニーズを踏まえ、40年債発行の隔月化(平成27年度年5回→平成28年度年6回)) といった施策を行いました。 また、入札の実施日・発行額等を事前に周知すること等により、国債、政府短期証券(用語集参照)及び借入金の入札を円滑かつ確実に実施しました。 国債発行計画は、市場に対し、今後1年間の国債発行予定を明示し、市場の予見可能性、安定性を高める役割を果たしていますが、補正予算で要調達額に変更があった場合や、市場のニーズ・動向等が変化した場合には、市場と対話しつつ、機動的かつ柔軟に見直すことが必要です。平成28年度においても、補正予算の編成に伴い、国債発行計画を変更しました。 平成28年8月24日、「未来への投資を実現する経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を内容とする平成28年度第2次補正予算が閣議決定されました。国債発行計画については、この補正予算における建設国債の2.8兆円、財投債の3.1兆円の増額等を反映し、発行根拠法別発行額を変更しました。また、リニア中央新幹線等のインフラ整備に対する超長期の資金供給に対応するため、40年債の年間発行額を4,000億円増額するとともに、市場の状況や市場関係者の声を踏まえ、物価連動債の年間発行額を4,000億円減額しました。 平成29年度国債発行計画においても、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いつつ、市場のニーズ・動向等を踏まえ、(1)投資家の需要動向を的確に反映した年限構成に見直すとともに、(2)国債市場の流動性維持・向上を図るため、流動性供給入札を増額しました。 平成29年度国債発行計画(平成28年12月22日公表) http://www.mof.go.jp/jgbs/issuance_plan/fy2017/index.htm	○

測定指標（定性的な指標）	（目標の設定の根拠） 28年度国債発行計画策定時の国債発行・流通の状況を踏まえ、市場環境に配慮した年限構成の見直し、国債市場の流動性の維持・向上策の拡充、市場育成と国債保有の多様化に向けた取組が重要と考え、目標として設定しました。 また、平成29年度国債発行計画においても引き続き、市場のニーズ・動向等を踏まえた計画策定が重要です。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・計画の策定を行ったことから、達成度は、「○」としました。	
	[主要] 政3-1-1-B-2: 適切な債務管理	
	目 標 借換債の発行額の将来推計、ストックベースの平均償還年限、コスト・アット・リスク分析（用語集参照）を活用した定量的な金利変動リスクの分析等を踏まえ、平成28年度国債発行計画の見直しや平成29年度国債発行計画の策定を行います。 海外金融環境の急変等にも備え、買入消却（用語集参照）の枠を維持し、市場参加者の意見や市場の状況等を踏まえ、適切に買入消却を実施します。	達成度
測定指標（定性的な指標）	実 績 借換債の発行額の将来推計、ストックベースの平均償還年限、コスト・アット・リスク分析を活用した定量的な金利変動リスクの分析等を行い、国債発行計画を策定する際の参考としました。 買入消却については、国債市場特別参加者会合等における市場参加者の声や市場の変化を踏まえ、物価連動債を対象として総額約1,202億円実施しました。	○
	（目標の設定の根拠） 国債残高が多額に上り、今後も大量の国債発行が見込まれる中、将来の借換債の動向や平均償還年限、金利変動リスクを分析・把握することは、適切な債務管理を行っていく上で重要なためです。同時に、過去に発行した国債の適切な管理に取り組むことも重要です。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、借換債の発行額の将来推計等の定量的な分析や、買入消却の実施を行ったことから、達成度は、「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	平成28年度国債発行計画に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行いました。また、国債発行計画策定における定量的な分析や、市場での取引が極端に少なくなった国債の買入消却の実施等、適切な債務管理を行いました。 平成29年度国債発行計画においても、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いつつ、市場のニーズ・動向等を踏まえ、(1)投資家の需要動向を的確に反映した年限構成の見直しとともに、(2)国債市場の流動性維持・向上を図るため、流動性供給入札を増額しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政 3－1－1 に係る参考情報

参考指標 1：10年新発債利回りの推移

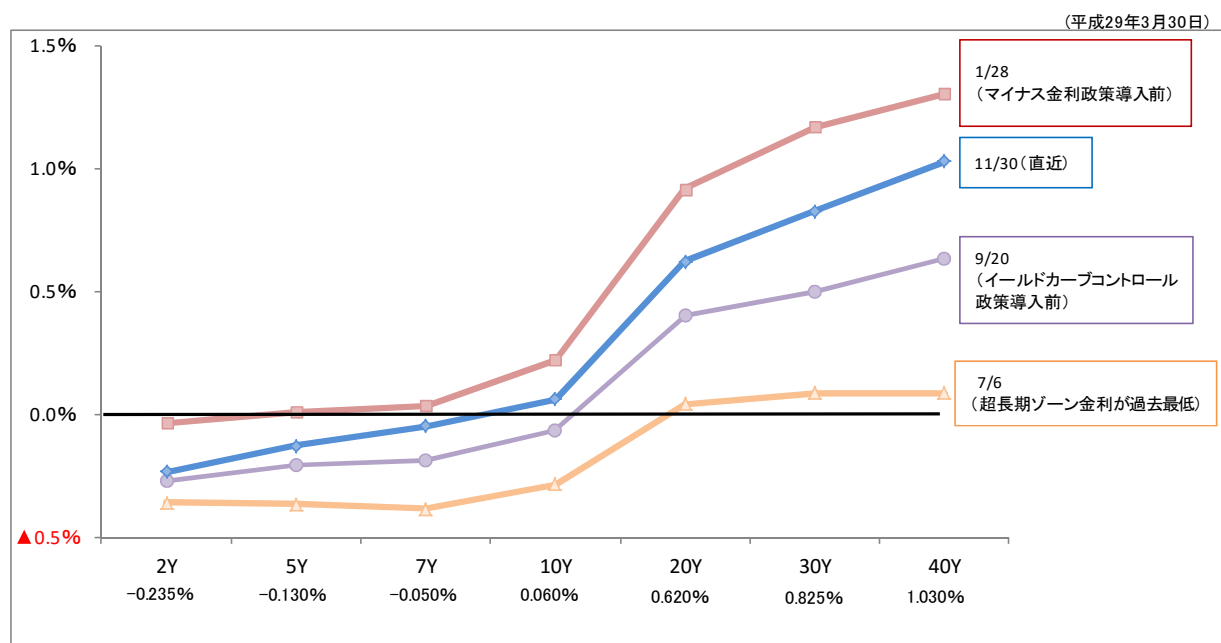
長期金利(10年新発債)の推移



出所：日本相互証券(単利)終値ベース

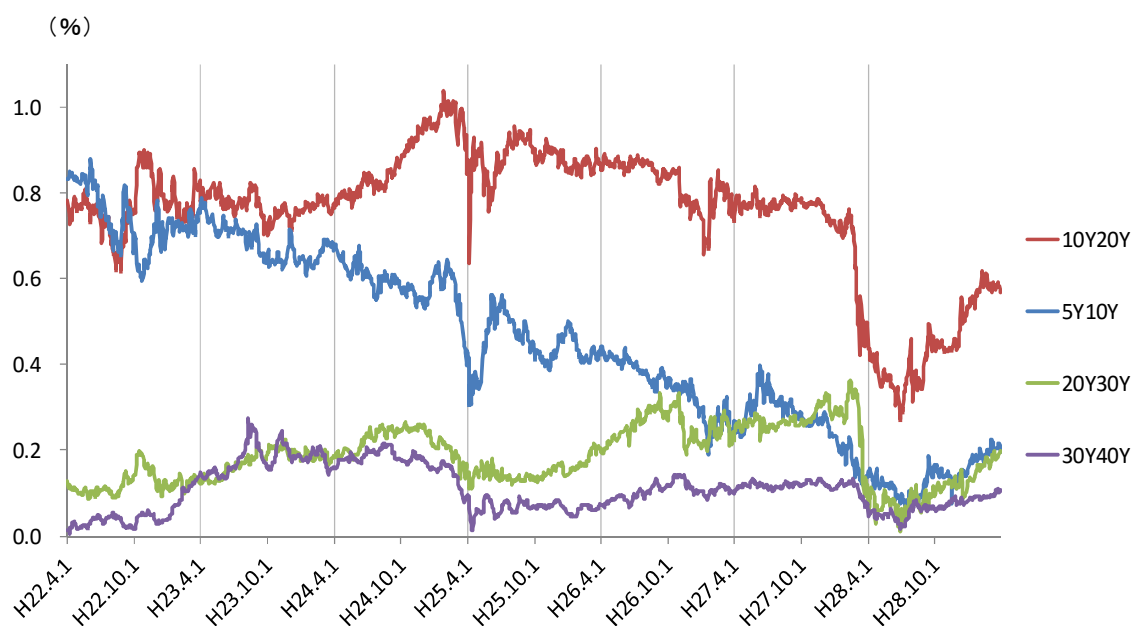
(出所) 10年新発債利回り(日本相互証券)を基に、理財局国債業務課で作成。

参考指標 2：国債のイールドカーブ



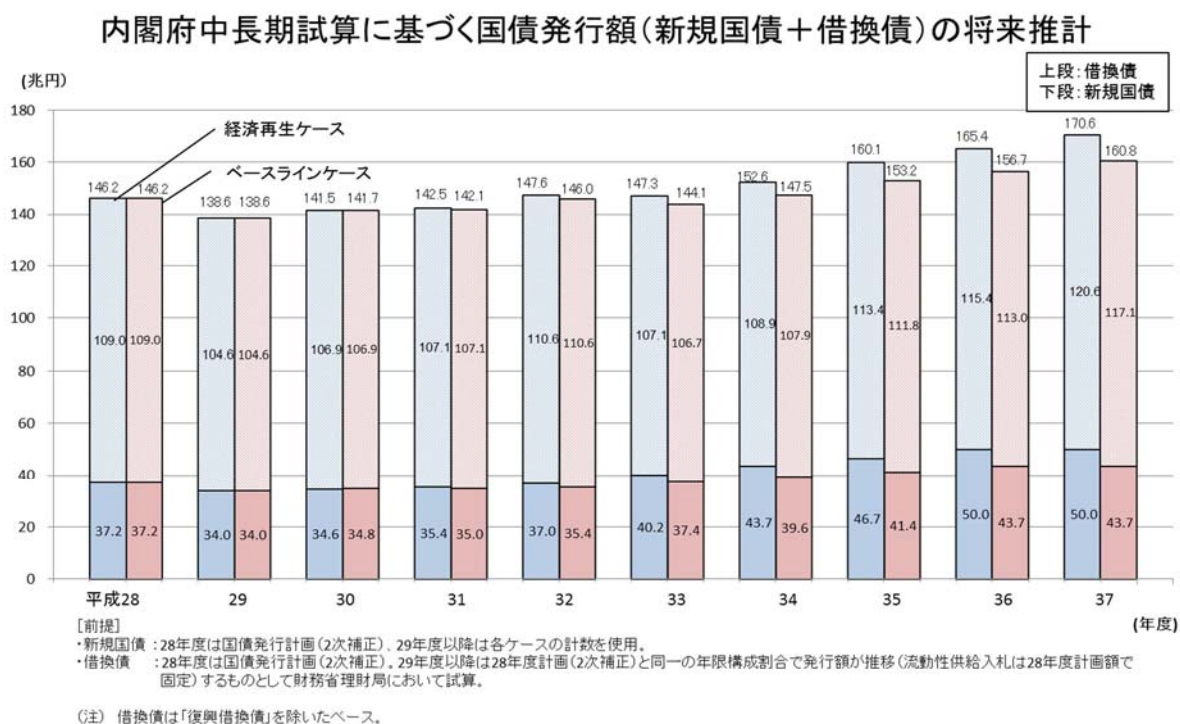
(出所) 日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成。

参考指標 3：国債の年限間スプレッドの推移



(出所) 日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成。

参考指標 4：借換債発行額の将来推計



(出所) 「国の債務管理の在り方に関する懇談会」

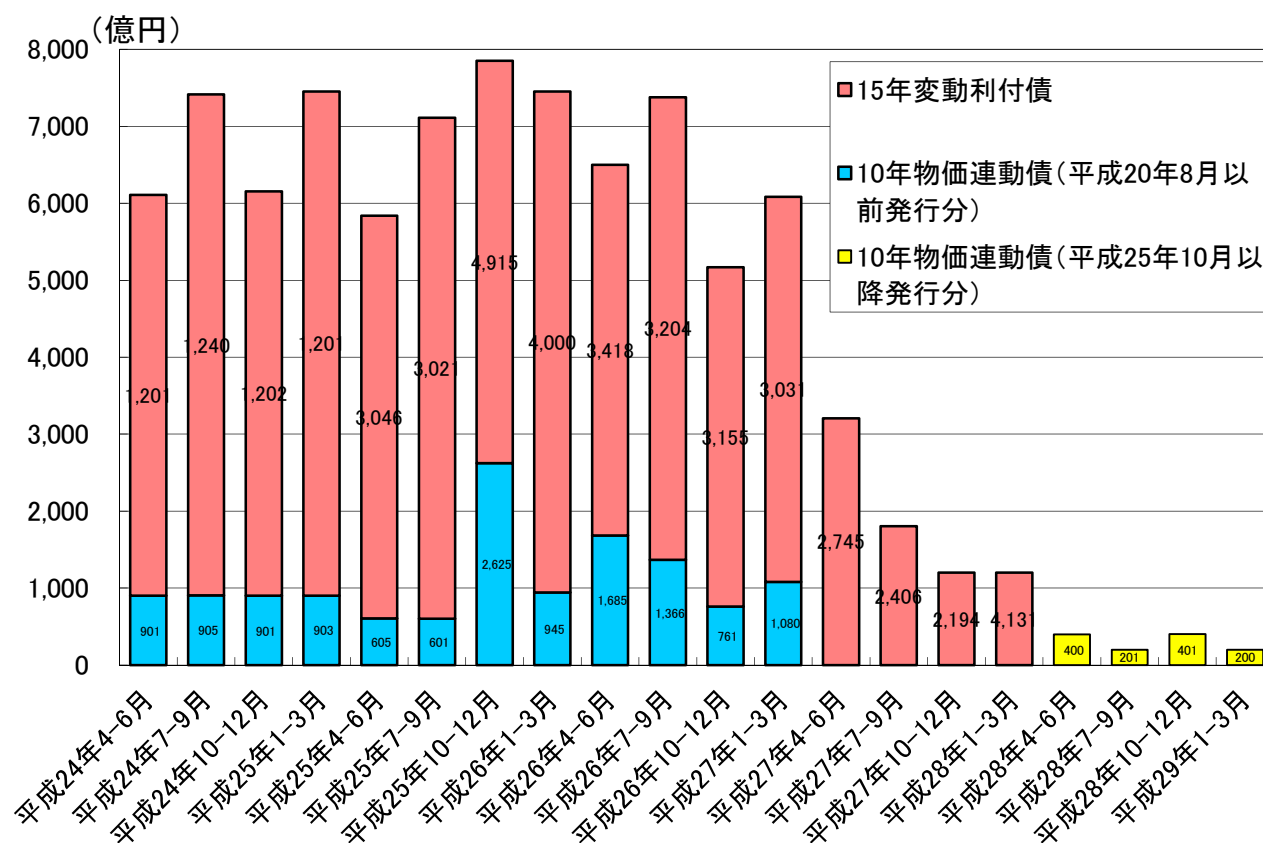
(http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gov_debt_management/proceedings/material/d20161017-3.pdf)

参考指標5：国債の平均償還年限の推移（ストック・フロー）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度（参考）
ストックベース	7年3か月	7年7か月	8年0か月	8年5か月	8年9か月 （推計）	9年0か月 （推計）
フローベース	7年10か月	7年11か月	8年6か月	9年0か月	9年3か月	9年5か月

（出所）「日本国債の平均償還年限」（理財局国債企画課）（http://www.mof.go.jp/jgbs/issuance_plan/fy2017/gaiyou161222.pdf）

参考指標6：買入消却実施実績



（注）金額は実績。

（出所）理財局国債業務課調

（注）金額は実績。

施策	政３－１－２：国債市場の流動性維持・向上		
測定指標 （定性的な指標）	[主要] 政3-1-2-B-1: 国債市場の流動性維持・向上		
	目 標	平成28年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上策の拡充を行います。具体的には、市場参加者のニーズ等を踏まえ、流動性供給入札について、従来対象としていなかった年限（残存１年超５年以下）の国債を供給対象に追加します。	達成度
	実 績	平成28年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上策を拡充しました。具体的には、流動性供給入札について、従来対象としていなかった年限（残存１年超５年以下）の国債を供給対象に追加しました。28年度は、市場参加者との意見交換を踏まえ、同ゾーンにおいて1.2兆円発行しました。 また、平成29年度国債発行計画では、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、市場関係者の意見を聴取した上で、流動性供給入札について、市場において流動性向上を求める声強い「残存５年超15.5年以下」及び「残存15.5年超39年未満」のゾーンの発行額を各0.6兆円（計1.2兆円）増額することとしました。	○
	（目標の設定の根拠） 流動性供給入札の対象年限を拡大することは、流動性の維持・向上に寄与すると考えられるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、平成28年度国債発行計画に沿って流動性維持・向上策を拡充したこと等から、達成度は、「○」としました。		
	施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	平成28年度国債発行計画に基づき、流動性供給入札の規模の拡大を行ったほか、29年度国債発行計画についても市場関係者の意見を聴取しつつ、流動性の維持・向上に関する施策を講ずることとしました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政３－１－２に係る参考情報

参考指標１：投資家の国債取引高と回転率



参考指標 2：流動性供給入札の発行額（総額及びゾーン別発行額）の推移

（単位：億円）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1 年超～5 年以下	—	—	—	—	11,971
5 年超～15.5 年以下	35,920	35,935	47,931	59,884	59,862
15.5 年超～39 年未満	35,896	35,943	35,903	35,914	23,959
合計	71,816	71,878	83,834	95,798	95,792

（出所）理財局国債業務課調

（注）平成25年4-6月期までは残存5～15年及び残存15年～29年、平成25年7-9月期は残存5～15年及び残存15年～39年を区切りとしていた。なお、平成25年10-12月期からは残存5～15.5年及び残存15.5年～39年を区切りとしている。また、平成26年4-6月期以降は、残存5～15.5年においても30年債が対象に加わっている。

施策 政３－１－３：保有者層の多様化			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-1-3-B-1: 保有者層の多様化		
	目 標	個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人向け国債の利便性の向上や海外投資家に対する I R に取り組んでいきます。	達成度
	実 績	個人投資家については、平成28年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を実施しました。 海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層が取引することにより市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、海外 I R を実施しました。具体的には、既存のネットワークを通じた情報提供を継続するとともに、個別海外投資家訪問等を実施しました。平成28年度の海外投資家訪問件数は、前年度よりわずかに減少したものの、過去３年度の平均を上回る98件となりました。また、国内における海外投資家との面談回数は増加しました（27年度84件→28年度141件）。また、日本国債ニュースレター（英）の送付部数は、1,443先（28年３月）から2,142先（29年３月）に増加しました。	○
	（目標の設定の根拠） 銀行等の市中金融機関の保有割合が高く、個人や海外投資家の保有割合が低い日本の国債市場は、市況が変化した場合に、市場参加者の取引が一方に流れがちな傾向にあります。そのため、国債市場の安定化の観点から、様々な市場の見方や投資スタンスに基づいた国債取引が行われるよう、国債の保有者層の多様化を図ることが重要なためです。		
	（目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人向け国債の利便性の向上や海外投資家に対する I R に取り組んでおり、達成度は、「○」としました。		
施策についての評価		s 目標達成	

評価の理由	個人投資家については、平成28年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を行いました。
	海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層が取引することにより市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、海外IRを実施しました。
	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政 3－1－3に係る参考情報

参考指標 1：国債の保有者別内訳の推移

(単位：億円)

所 有 者	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年12月末	割 合
一般政府 (除く公的年金)	151,784	194,808	194,508	23,779	23,678	0.2%
公的年金	687,800	664,268	536,992	523,942	492,160	4.6%
財政融資資金	44,034	6,043	30,571	5	10	0.0%
日本銀行	1,278,814	2,010,605	2,746,067	3,644,155	4,206,664	39.1%
市中金融機関	6,360,899	5,914,700	5,624,636	5,224,684	4,674,540	43.5%
海外	819,414	814,946	976,580	1,097,355	1,128,724	10.5%
家計	242,126	210,328	168,855	137,556	127,283	1.2%
その他	110,308	141,113	98,747	99,807	102,013	0.9%
合 計	9,695,179	9,956,811	10,376,956	10,751,283	10,755,072	100%

(出所)「資金循環統計」(平成27年3月日本銀行作成)を基に、理財局国債企画課で集計。

参考指標 2：海外投資家との面談回数

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
28	58	68	84	141

(出所) 理財局国債企画課調

参考指標 3：在外海外投資家への訪問回数

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
72	49	128	105	98

(出所) 理財局国債企画課調

参考指標 4：個人向け国債の発行額（実績）及び計画額

（単位：億円）

年度		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
計画額	当初	30,000	20,000	25,000	23,000	20,000
	補正後	24,000	24,000	26,000	21,000	32,000
発行額（実績）		20,659	33,962	28,305	22,274	45,565

（出所）理財局国債業務課調

（注）復興債は出納整理期間発行が認められているため、平成 24 年 4 月から 6 月は平成 23 年度歳入として、平成 25 年 4 月から 6 月は平成 24 年度歳入として発行。

参考指標 5：英文ニュースレター送付先件数

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
937	1,143	1,183	1,443	2,142

（出所）理財局国債企画課調

施策	政 3－1－4：市場との対話等							
測定指標（定量的な指標）	[主要] 政3-1-4-A-1: 国債関係の懇談会等の開催状況							
			平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	国の債務管理の在り方に関する懇談会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績値	×	○	○	○	○	○
	国債市場特別参加者会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績値	○	○	○	○	○	○
	国債投資家懇談会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績値	○	○	○	○	○	○
	国債トップリテラシー会議	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績値	○	○	○	○	○	○
	（注）当該年度内に懇談会等の開催実績がある場合には○、ない場合には×を記載。							
	（目標値の設定の根拠）							
市場との対話等は、国債関係の懇談会等を中心に行っていることから、これらの開催を指標としました。市場参加者・有識者との定期的かつオープンな対話を通じ、国債管理政策の企画及び立案を行うこと、並びに施策を適時・的確に市場に発信することは重要であることから、これらの趣旨を踏まえて開催することを目標としました。								
（目標の達成度の判定理由）								
国債関係の懇談会等は、昨年度に引き続き各会合を開催し、国債管理政策の企画及び立案の参考としたほか、施策の適時・的確な市場への発信を行ったことから、達成度は、「○」としました。								

測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-1-4-A-2:入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合 (単位:%)						
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値 (%)	100	100	100	100	100	
	実績値	入札回数 (a)	170	176	172	169	172
		うち入札の結果発表を 所定の時刻に行った 回数 (b)	168	174	170	168	172
		割合 (%) (b) / (a)	98.8	98.9	98.8	99.4	○
	(出所) 理財局国債業務課調 (注1) 測定対象は、国債、国庫短期証券及び借入金の入札回数。 (注2) 国債（割引短期国債は除く）の入札結果発表は、入札当日の午後0時45分を実施。 (注3) 国庫短期証券の入札結果発表は、入札当日の午後0時35分を実施。 (注4) 借入金の入札結果発表は、入札当日の午後1時を実施。 (注5) 平成25年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった理由は、日銀のシステムトラブル、及び入札参加者の応札ミス。 (注6) 平成26、27年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった理由は、入札参加者の応札ミス（それぞれ2件、1件）。 (注7) この指標は入札が行われる場合における結果発表状況に係るもので、入札回数に対する目標値ではありません。						
	(目標値の設定の根拠) 市場との対話等において、入札の結果発表を確実かつ速やかに行うことは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。						
	(目標の達成度の判定理由) 入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合が100.0%であるため、達成度は、「○」としました。						
	[主要]政3-1-4-A-3:「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合						
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値	100	100	100	100	100	
	実績値	前年度第4 四半期分	○	○	○	○	○
		第1四半期分	○	○	○	○	
		第2四半期分	○	○	○	○	
		第3四半期分	○	○	○	○	
		割合	100	100	100	100	

(注) 国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期(該当する月の翌々月10日)に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合に×を記載。 (目標値の設定の根拠) 市場との対話等において、公的債務全体の現状に関する情報を所定の時期に公表し、国債管理政策の透明性の向上を図ることは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100%」を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合は100.0%であるため、達成度は、「○」としました。		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政3-1-4-B-1:市場との対話等	
	目 標	国債関係の懇談会等の開催、入札結果の確実かつ速やかな発表、債務残高の所定の時期の公表のほか、市場との緊密な意見交換を行います。
	実 績	国債市場特別参加者会合や国債投資家懇談会等の開催に加え、国債市場特別参加者や投資家に対する国債市場の動向等に関するヒアリングを実施する等により、市場との緊密な意見交換を行いました。
	(目標の設定の根拠) 市場との対話等を通じて、国債発行当局の施策を適時・的確に市場に発信することや、市場のニーズや動向を的確に把握することは、政策目標の達成のために重要です。 (目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、国債市場特別参加者や投資家など市場関係者との緊密な意見交換を行ったことから、達成度は、「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	国債関係の懇談会等の開催、入札結果の確実かつ速やかな発表、債務残高の所定の時期における公表を行ったほか、市場関係者との緊密な意見交換を実施し、市場との対話の推進に努めたところです。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政 3 - 1 - 4 に係る参考情報

平成27年度に引き続き、公的債務全体の現状や政策を概観する「債務管理レポート」を発行しました。
https://www.mof.go.jp/jgbs/publication/debt_management_report/2016/index.html

施策	政３－１－５：国債に係る国民等の理解の向上のための取組							
測定指標（定量的な指標）	[主要]政3-1-5-A-1:国債関係の定期的な公表資料の年間公表回数							
	年度		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	債務管理レポート （日）	目標値	1	1	1	1	1	
		実績値	1	1	1	1	1	○
	債務管理レポート （英）	目標値	1	1	1	1	1	
		実績値	1	1	1	1	1	○
	日本国債ニュース レター（英）	目標値	4	4	12	12	12	
		実績値	4	4	12	12	12	○
	国債統計年報	目標値	1	1	1	1	1	
		実績値	1	1	1	1	1	○
	（注１）日本国債ニュースレター（英）は、平成25年度までは年４回、平成26年度以降は毎月発行しています。 （注２）レポート等を当該年度内に所定の頻度で発行した場合には○、所定の頻度で発行していない場合には×を記載。 （目標値の設定の根拠） 定期的な公表資料を通じて、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していくことが、国債に係る広報・広告の充実のためには重要であるため、各公表資料について必要な資料作成の頻度の達成を目標値としました。 （目標の達成度の判定理由） 各定期的な公表資料を全て当該年度内に所定の頻度で発行しましたので、達成度は、「○」としました。							
	測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-1-5-B-1:国債に係る国民等の理解の向上						
目 標		「債務管理レポート」や「国債ニュースレター」の発行のほか、積極的にホームページ等を通じた情報発信や広報活動に努めます。また、個人向け国債の国債広告についても、内容を充実させ、国民等の理解の向上に努めます。						達成度
実 績		「債務管理レポート」（年１回発行）や「国債ニュースレター」（毎月発行）の発行、各種会合の議事要旨、資料の迅速な公表等、積極的にホームページ等を通じた情報発信や広報活動に努めました。						○
また、国債広告についても、個人投資家層の裾野を広げる観点等から、新聞広告を減少させる一方で電車内ビジョン等の動画広告やWEB広告等の活用を増やすなど、広告媒体の内容の充実を図り、国民等の理解の向上に努めました。								
（目標値の設定の根拠） 国債の安定消化を確保する等の観点から、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるには、								

	国債に係る国民等の理解の向上が重要なためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、積極的に国債管理政策に関する情報発信を行ったほか、国債広告についても内容を充実させ、国民等の理解の向上に努めたこと等から、達成度は、「○」としました。
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	平成28年度においても、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、国債の安定消化を確保する等の観点から、積極的にホームページ等を通じた情報発信や広報活動に努めました。また、国債広告についても内容を充実させ、国民等の理解の向上に努めました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政 3－1－5に係る参考情報

参考指標 1：個人向け国債及び、その商品性の認知状況の推移 （単位：％）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
認知度	91.0	93.7	95.6	95.0	93.1

（出所）国債広告の効果測定に関する調査

参考指標 2：個人向け国債お知らせメールの登録者数 （単位：件）

	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
登録者数	22,633	22,893	23,130	23,144	23,087

（出所）大臣官房文書課広報室調

参考指標 3：国債等に関する情報のホームページへのアクセス件数と個人向け国債ホームページへのアクセス件数の合計 （単位：件）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
国債関連のホームページへのアクセス件数（注1）	721,512	1,009,407	770,516	528,380	429,706
特設ページへのアクセス件数（注2）				380,766	215,140
スマートフォン専用ページへのアクセス件数		153,829	276,983	178,424	261,223

（出所）大臣官房文書課広報室調

（注1）財務省ホームページ内に開設している「国債等に関する情報」と「個人向け国債」へのアクセス件数の合計。

（注2）特設ページは外部サイトで実施した広告からのアクセス専用で27年度から導入したもの。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施していきます。
	国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定します。さらに、平成29年度においても、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施していきます。
	個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人向け国債の利便性の向上や海外投資家に対する I R に取り組んでいきます。
	また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるため、積極的にホームページ等を通じた情報発信や広報活動に引き続き努めます。
なお、平成28年度政策評価結果を踏まえ、平成30年度においても、国債の確実かつ円滑な発行・償還及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（国債保有者層の多様化に向けた海外 I R（用語集参照）の実施に必要な経費等）の確保に努めます。	

財務省政策評価懇談会における意見	○ 総合目標 3 参照
------------------	-------------

政策目標に係る予算額等	区 分		平成26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の 状況 （千 円）	当初予算	237, 448, 548, 484	230, 378, 029, 059	225, 195, 618, 969	220, 251, 923, 580
		補正予算	△3, 873, 848, 625	△3, 427, 776, 414	△3, 755, 346, 502	—
		繰越等	38, 372, 998	△541, 259, 786	N. A.	
		合 計	233, 613, 072, 857	226, 408, 992, 859	N. A.	
	執行額（千円）		226, 603, 307, 487	220, 791, 350, 752	N. A.	

（注）平成28年度「繰越等」、「執行額」等については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。

（概要）

国債の償還・利払い・事務手数料、国債の円滑な発行を図るための政府借入金入札システムの運用等に使用するための経費等です。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第193回国会 財務大臣財政演説（平成29年 1 月 20 日）
-----------------------------------	----------------------------------

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	金融状況：「資金循環統計」（日本銀行） 等
-----------------------------------	-----------------------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	27年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定した。さらに、平成28年度においても、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施した。 個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人向け国債の利便性の向上や海外投資家に対する I R に取り組んだ。 また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるため、積極的にホームページ等を通じた情報発信や広報活動に引き続き努めた。 なお、平成27年度政策評価結果を踏まえ、平成28年度においても、国債の確実かつ円滑な発行・償還及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（国債保有者層の多様化に向けた海外 I R の実施に必要な経費等）の確保に努めた。
---------------------------------------	--

担当部局名	理財局（国債企画課、国債業務課）	政策評価実施時期	平成29年 6 月
---------------------	-------------------------	------------------------	------------------

政策目標3-2：財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

上記目標の概要	財政投融资については、国民のニーズや社会経済情勢の変化などを踏まえ、政策的な必要性や民業補完性・償還確実性を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。 さらに、財政投融资に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融资計画編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融资に関する透明化を一層進めるとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。 その他、財政融資資金の資産・債務管理（ALM）（用語集参照）の高度化のための施策を引き続き実施していきます。 （上記目標を達成するための施策） 政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた財政投融资計画の編成 政3-2-2：財政投融资対象機関に対する適切な審査 政3-2-3：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給 政3-2-4：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進 政3-2-5：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実 政3-2-6：貸付金の確実な回収とALMの充実等による財務の健全性の確保
----------------	---

政策目標3-2についての評価結果

政策目標についての評価		S 目標達成
評価の理由	全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。	
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 財政投融资の対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な事業への資金供給を確保することは、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現するために必要です。また、財政投融资のディスクロージャーを徹底することは、財政投融资に関する透明性を一層高め、国民からの信頼、市場からの信託を維持するために必要です。 平成29年度財政投融资計画の策定にあたっては、日本経済の成長力を更に高める観点から、現下の低金利環境を活かし、リニア中央新幹線の全線開業前倒しを図るほか、インフラの海外展開支援をはじめとする成長戦略の着実な実行や地域経済活性化に向け、長期のリスクマネーを積極的に供給する一方で、真に必要な資金需要に適切に対応するため、過去の実績を踏まえ、東日本大震災への対応等について財投規模を縮減することとしました。 政策目的を的確に達成するため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性、民業補完性、有効性や償還確実性等の観点から、対象事業の重点化・効率化を図りました。	

施策	政３－２－１：社会経済情勢等の変化を踏まえた財政投融资計画の編成		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-2-1-B-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた財政投融资計画の編成		
	目 標	平成29年度財政投融资計画の編成においては、政策的な必要性や民業補完性・償還確実性を精査し、国民のニーズや社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な資金需要に的確に対応していきます。	達成度
	実 績	平成29年度財政投融资計画の策定にあたっては、日本経済の成長力を更に高める観点から、現下の低金利環境を活かし、リニア中央新幹線の全線開業前倒しを図るほか、インフラの海外展開支援をはじめとする成長戦略の着実な実行や地域経済活性化に向け、長期のリスクマネーを積極的に供給する一方で、真に必要な資金需要に適切に対応するため、過去の実績を踏まえ、東日本大震災への対応等について財投規模を縮減することとしました。この結果、29年度財政投融资計画の規模は、15兆1,282億円（28年度計画比12.2%増）となりました。 また、財政投融资については、平成13年度の財政投融资改革以降、資産・負債の圧縮を図るとともに、民業補完の原則のもと、対象事業の重点化・効率化に取り組んだ結果、フロー（平成29年度計画額）、ストック（平成29年度末見込額）ともピーク時（それぞれ平成8年度40.5兆円及び平成12年度末417.8兆円）の約4割の水準までスリム化が進んでいます。 なお、平成28年度においては、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）を踏まえ、現下の低金利状況を活かし、インフラ整備に対する超長期の資金供給等を行い未来への投資を加速させるため、3兆6,022億円の追加を行いました。	○
	（目標の設定の根拠） 政策的な必要性や民業補完性・償還確実性を精査し、国民のニーズや社会情勢の変化などを踏まえた編成を行うことで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、社会経済情勢等の変化を踏まえ、平成29年度財政投融资計画を策定したことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。		
	施策についての評価	s 目標達成	
評 定 の 理 由	平成29年度財政投融资計画については、日本経済の成長力を更に高める観点から、現下の低金利環境を活かし、リニア中央新幹線の全線開業前倒しを図るほか、インフラの海外展開支援をはじめとする成長戦略の着実な実行や地域経済活性化に向け、長期のリスクマネーを積極的に供給する一方で、真に必要な資金需要に適切に対応するため、過去の実績を踏まえ、東日本大震災への対応等について財投規模を縮減することとしました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政 3－2－1 に係る参考情報

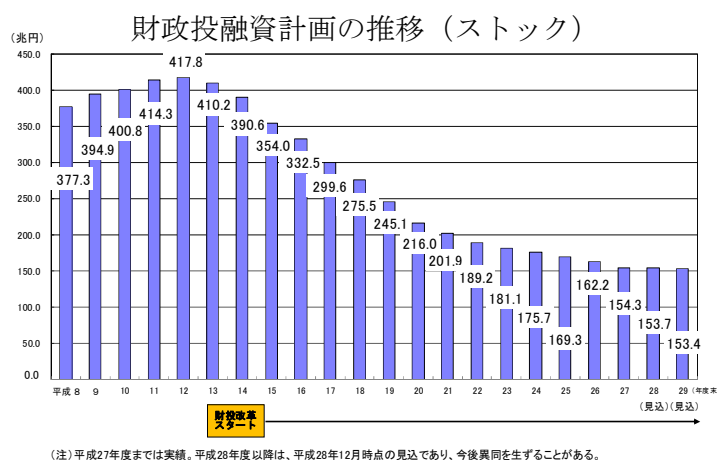
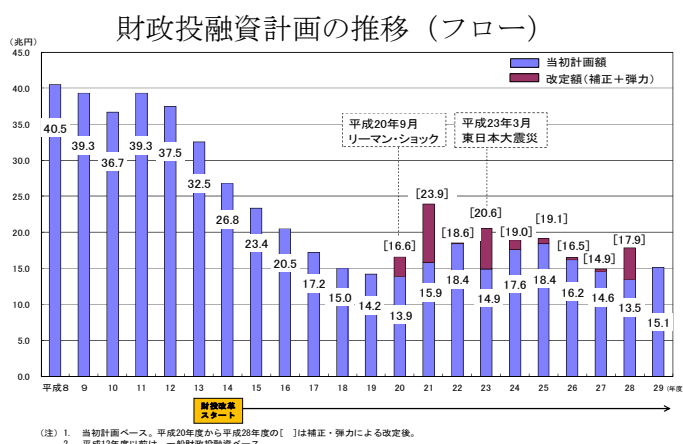
○ 平成29年度財政投融资計画の各分野について見ると、以下のとおりです。

- ・ リニア中央新幹線の全線開業前倒し等については、(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構において、リニア中央新幹線の建設に係る貸付け等を行うこととし、これらのために必要な資金需要に的確に対応することとしました。
- ・ 国際展開戦略推進については、(株) 国際協力銀行、(独) 国際協力機構、(株) 海外交通・都市開発事業支援機構、(株) 海外通信・放送・郵便事業支援機構において、日本企業によるインフラ海外展開への支援等を行うこととしているほか、(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構において、資源の安定供給を確保する観点から、天然ガス、石炭、地熱及び金属鉱物に係る探鉱・開発事業等に対する支援を行うこととし、これらのために必要な資金需要に的確に対応することとしました。
- ・ 地域活性化支援については、(株) 日本政策金融公庫において、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援、創業・事業再生や観光需要の獲得等の地域活性化に資する取組の支援等を行うこととしているほか、(株) 日本政策投資銀行において、企業の成長に向けた積極的な取組を支援するため、成長資金の供給等を行うこととし、これらのために必要な資金需要に的確に対応することとしました。
- ・ 教育・福祉・医療については、(独) 日本学生支援機構において、進学意欲のある学生等に対し貸付規模として所要の額を確保することとしているほか、(独) 福祉医療機構において、福祉医療サービスの基盤強化を行うこととし、これらのために必要な資金需要に的確に対応することとしました。
- ・ 地方公共団体向けについては、地方財源の不足に対応するための臨時財政対策債が増加したこと等により地方債計画の規模が拡大する中で、地方公共団体の円滑な資金調達に的確に対応することとしました。

○ 財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、平成29年度において、財投債12.0兆円の発行を予定しています。また、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券（用語集参照）2.0兆円の発行を予定しています。

○ なお、財政投融资の実行においては、時々々の社会経済情勢の変化等の影響を受け、各機関が行う事業の進捗状況や各機関の資金繰り状況などから、結果として実勢が計画額を下回ることがあります。

参考指標 1：「財政投融资計画の推移（フロー、ストック）」



(http://www.mof.go.jp/filp/reference/filp_statistics/gaku_suii.pdf)

(http://www.mof.go.jp/filp/reference/filp_statistics/zandaka_suii.pdf)

参考指標 2 : 「財政投融资計画及び実績（機関別）」

参考指標 3 : 「財政投融资計画（機関別）の推移」

（単位：億円）

区 分	平成27年度		平成 28 年 度	平成 29 年 度
	改定後計画	実績	改定後計画	当初計画
1. リニア中央新幹線の全線開業前倒し等				15,294
（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構	559	394	23,721	15,294
2. 国際展開戦略推進	13,607	9,657	25,763	24,440
（株）国際協力銀行	7,500	6,616	17,090	16,660
（独）国際協力機構（有償資金協力業務）	4,366	2,973	4,680	5,487
（株）海外交通・都市開発事業支援機構	712	—	1,045	1,137
（株）海外通信・放送・郵便事業支援機構	200	19	679	416
（株）海外需要開拓支援機構	100	—	200	210
（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構	729	50	2,069	530
3. 地域活性化支援	62,929	42,338	61,050	49,207
うち（株）日本政策金融公庫	47,610	29,678	42,950	36,140
（国民一般向け業務）	21,300	17,280	20,840	19,380
（中小企業者向け業務）	14,100	9,545	12,900	11,190
（農林水産業者向け業務）	2,390	1,790	2,740	2,350
（特定事業等促進円滑化業務）	1,500	11	1,000	500
（危機対応円滑化業務）	8,320	1,052	5,470	2,720
（株）日本政策投資銀行	7,150	7,090	12,000	7,000
（独）都市再生機構	4,720	4,524	4,173	4,420
沖縄振興開発金融公庫	707	694	1,069	845
（株）商工組合中央金庫	260	233	230	240
（株）農林漁業成長産業化支援機構	50	—	50	130
4. 教育・福祉・医療	14,179	13,943	14,576	12,197
うち（独）日本学生支援機構	7,797	7,797	7,944	7,003
（独）福祉医療機構	4,608	4,462	4,765	3,531
5. 地 方	42,448	39,517	42,043	34,730
地方公共団体	35,248	32,317	36,443	28,680
地方公共団体金融機構	7,200	7,200	5,600	6,050
6. その他機関	15,412	13,641	11,788	15,414
うち（独）日本高速道路保有・債務返済機構	12,510	12,510	9,560	13,850
（独）住宅金融支援機構	2,100	396	1,658	931
合 計	149,134	119,490	178,941	151,282

（出所）理財局財政投融资総括課調

（注）平成27年度実績は、平成27年度の決算時の見込値である。

参考指標 4 : 「財政投融资計画残高（機関別）」

(単位：億円)

区 分	財政投融资計画残高		
	平成28年度末 見 込	平成29年度末 見 込	増 減 (29－28)
1. リニア中央新幹線の全線開業前倒し等		43,197	43,197
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	28,379	43,197	14,819
2. 国際展開戦略推進	100,976	112,745	11,769
(株)国際協力銀行	73,803	79,729	5,926
(独)国際協力機構（有償資金協力業務）	20,653	24,210	3,556
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	1,195	2,332	1,137
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	698	1,114	416
(株)海外需要開拓支援機構	616	826	210
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,011	4,535	523
3. 地域活性化支援	358,004	358,231	227
うち(株)日本政策金融公庫	160,026	160,053	27
(国民一般向け業務)	60,450	62,252	1,802
(中小企業者向け業務)	48,479	48,294	△ 185
(農林水産業者向け業務)	21,004	21,637	633
(特定事業等促進円滑化業務)	1,672	2,053	381
(危機対応円滑化業務)	28,421	25,817	△ 2,604
(株)日本政策投資銀行	87,369	87,128	△ 241
(独)都市再生機構	102,302	101,718	△ 584
沖縄振興開発金融公庫	5,447	5,670	223
(株)商工組合中央金庫	1,614	1,854	240
(株)農林漁業成長産業化支援機構	350	480	130
4. 教育・福祉・医療	107,604	111,584	3,980
うち(独)日本学生支援機構	59,631	61,492	1,860
(独)福祉医療機構	32,893	34,333	1,441
5. 地 方	641,558	635,209	△ 6,349
地方公共団体	563,176	559,998	△ 3,178
地方公共団体金融機構	78,382	75,211	△ 3,172
6. その他機関	281,655	256,847	△ 24,807
うち(独)日本高速道路保有・債務返済機構	196,453	185,822	△ 10,631
(独)住宅金融支援機構	72,627	58,926	△ 13,701
7. 残高のみの機関等	18,931	15,854	△ 3,078
合 計	1,537,107	1,533,667	△ 3,440

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注) この計数は、平成28年12月時点の見込みであり、今後異動を生ずることがある。

参考指標 5 : 「財投債の種類別発行予定額の推移」

(収入金ベース、単位：億円)

区 分		28年度	28年度 (2次補正後)	29年度
市中消化	40年債	500	7,500	6,000
	30年債	800	9,100	9,000
	20年債	5,250	13,450	500
	15年変動利付債	—	—	—
	10年債	38,550	44,600	34,500
	10年物価連動債	—	—	—
	5年債	57,750	58,450	40,000
	2年債	62,150	62,900	30,000
	合 計	165,000	196,000	120,000

(出所) 「財政投融资リポート2016」等(平成28年8月 理財局財政投融资総括課)
(http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2016/index.html)

参考資料 6 : 「財投債の発行年度別償還年次表」

(単位：億円)

区 分	平成28年度発行分	平成29年度発行分	計
平成 30 年度	62,712	—	129,187
31	—	30,000	135,335
32	—	—	90,813
33	58,150	—	117,389
34	—	40,000	92,490
35	—	—	43,697
36	—	—	51,403
37	—	—	35,306
38	44,397	—	64,559
39	—	34,500	46,539
40	—	—	12,024
41	—	—	12,669
42	—	—	15,383
43	—	—	11,132
44	—	—	8,509
45	—	—	8,986
46	—	—	7,420
47	—	—	4,183
48	13,445	—	17,823
49	—	500	2,625
50	—	—	1,005
51	—	—	190
52	—	—	1,213
53	—	—	1,085
54	—	—	201
55	—	—	1,088
56	—	—	701
57	—	—	—
58	9,100	—	9,100
59	—	9,000	9,000
60	—	—	—
61	—	—	—
62	—	—	—
63	—	—	—
64	—	—	—
65	—	—	—
66	—	—	368
67	2,587	—	2,587
68	5,200	—	5,200
69	—	6,000	6,000
合 計	195,593	120,000	945,225

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注) 本表は、平成29年度末現在高見込額についての償還年次表である。

参考指標 7 : 「財投機関債の発行予定額の推移」

(単位:億円)

機 関 名	金 額	
	28年度	29年度
独立行政法人住宅金融支援機構	23,386	23,379
株式会社日本政策投資銀行	4,000	5,000
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	2,500	3,700
株式会社日本政策金融公庫	2,937	3,030
株式会社商工組合中央金庫	2,660	2,649
独立行政法人日本学生支援機構	1,200	1,200
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,035	1,047
独立行政法人都市再生機構	600	900
独立行政法人国際協力機構	600	800
株式会社国際協力銀行	200	600
新関西国際空港株式会社	4	600
沖縄振興開発金融公庫	250	300
独立行政法人福祉医療機構	200	300
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	50	50
独立行政法人水資源機構	40	40
中部国際空港株式会社	149	—
合 計	39,811	43,595
うち 普 通 社 債	20,935	25,484
資 産 担 保 証 券	18,876	18,111

(出所) 理財局財政投融資総括課資料 (<http://www.mof.go.jp/filp/plan/fy2017/h29seifuan/zt006.pdf>)

(注) 各年度の金額は、財政投融資当初計画策定時の予定額である。

施策	政 3 - 2 - 2 : 財政投融資対象機関に対する適切な審査		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政3-2-2-B-1 : 政策的必要性・有効性、民業補完性、償還確実性等の審査		
	目 標	対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、民業補完性の確保、事業等の有効性、事業等の進捗状況・収支状況等の把握を通じた償還確実性の担保といった観点からの適切な審査を行うことにより、その内容を平成29年度の財政投融資計画に反映させます。	達成度
	実 績	平成29年度財政投融資計画要求の審査にあたっては、リニア中央新幹線の全線開業前倒しを図るほか、インフラの海外展開支援をはじめとする成長戦略の着実な実行や地域活性化など、真に必要な資金需要に的確に対応することとし、政府として支援するにふさわしい分野かといった政策的必要性、民間金融機関では対応が困難かといった民業補完性、採算性があるかといった回収が見込めるかといった償還確実性等の審査により、対象事業の重点化・効率化を図りました。	○
	(目標の設定の根拠)		
	財政投融資計画の要求について、政策的必要性・有効性、民業補完性、償還確実性等の観点から審査を行うことにより、国民のニーズや社会経済情勢の変化などに応じた財政投融資計画を編成することが可能となるためです。		
	(目標の達成度の判定理由)		
	上記実績のとおり、平成29年度財政投融資計画の策定にあたって、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等の審査により、対象事業の重点化・効率化を図っていることから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。		

測定指標 (定性的な指標)	[主要]政3-2-2-B-2：政策評価の活用		
	目 標	各省庁・機関においては、平成29年度財政投融资計画の要求を行うにあたり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して政策評価の結果を合わせて提出することとします。要求内容の審査にあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用します。	達成度
	実 績	各省庁・機関においては、平成29年度財政投融资計画要求を行うにあたり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して政策評価の結果を合わせて提出しました。要求内容の審査にあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用し、審査における政策評価の活用事例は、財務省ホームページに掲載しました。	○
	(目標の設定の根拠) 財政投融资計画の要求内容の審査にあたり、政策評価を活用することにより、どの分野、どの事業を財政投融资の対象とするかについて、民業補完性や償還確実性等の観点から見直しを行うことが可能となるためです。		
	(目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、平成29年度財政投融资計画要求の審査に際し、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用したことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。		
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	平成29年度財政投融资計画の策定にあたっては、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等の審査により、対象事業の重点化・効率化を図りました。また、平成29年度財政投融资計画要求の審査にあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用しました。さらに、審査における政策評価の活用事例については、財務省ホームページに掲載し公表しました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」と評価しました。		

政 3 - 2 - 2 に係る参考情報

平成29年度予算編成等における政策評価の活用状況

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/59hyoukakon4.pdf)

平成29年度財政投融資計画編成における政策評価の活用

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/59hyoukakon4-2.pdf)

参考指標 1 「財政融資資金の各機関への融通条件」

参考指標 2 「地方公共団体向け財政融資資金の各事業毎の融通条件」

機関名	償還期限
エネルギー対策特別会計	13年以内〔2年以内〕
(株)日本政策金融公庫 (国民一般向け業務)	5年以内 ただし、① 平成29年度における貸付けのうち3,530億円については、9年以内、300億円については、15年以内 ② 挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付けについては、7年以内(満期一括償還)
(株)日本政策金融公庫 (中小企業者向け業務)	5年以内 ただし、① 5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、5年以内(満期一括償還)とすることができる。 ② 平成29年度における貸付けのうち2,700億円については、10年以内 ③ 挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付けについては、7年以内(満期一括償還)
(株)日本政策金融公庫 (農林水産業者向け業務)	20年以内〔3年以内〕 ただし、平成29年度における貸付けのうち1,490億円については、10年以内
(株)日本政策金融公庫 (特定事業等促進円滑化業務)	① 特定事業促進円滑化業務に係る貸付けについては、20年以内〔3年以内〕 ただし、平成29年度における貸付けのうち20億円については、15年以内〔3年以内〕 ② 事業再編促進円滑化業務に係る貸付けについては、15年以内〔3年以内〕 ただし、平成29年度における貸付けのうち480億円については、20年以内〔3年以内〕 ③ 特定事業促進円滑化業務及び事業再編促進円滑化業務に係る貸付けのうち、15年以内〔3年以内〕及び20年以内〔3年以内〕の貸付金額については、共通する償還期限毎に合算した貸付金額の総額の範囲内で増額することができる。 ただし、その場合は増額していない業務の貸付金額から同額を減額する。
(株)日本政策金融公庫 (危機対応円滑化業務)	20年以内〔3年以内〕 ただし、① 指定金融機関(株式会社日本政策金融公庫法(平19法57)第11条第2項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。)への貸付条件を15年以内〔3年以内〕とする貸付に係る貸付けについては、15年以内〔3年以内〕 ② 指定金融機関への貸付条件を10年以内〔2年以内〕とする貸付に係る貸付けについては、10年以内〔2年以内〕 ③ 指定金融機関への貸付条件を10年以内(満期一括償還)とする貸付に係る貸付けについては、10年以内(満期一括償還) ④ 指定金融機関への貸付条件を7年以内〔2年以内〕とする貸付に係る貸付けについては、7年以内〔2年以内〕 ⑤ 指定金融機関への貸付条件を7年以内(満期一括償還)とする貸付に係る貸付けについては、7年以内(満期一括償還) ⑥ 指定金融機関への貸付条件を5年以内〔1年以内〕とする貸付に係る貸付けについては、5年以内〔1年以内〕 ⑦ 指定金融機関への貸付条件を5年以内(満期一括償還)とする貸付に係る貸付けについては、5年以内(満期一括償還)
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定)	25年以内〔3年以内〕 ただし、借換に係る貸付けのうち ① 鉄道施設に係る譲渡代金の回収期間が10年以上のものについては、10年以内〔1年以内〕 ② 鉄道施設に係る譲渡代金の回収期間が5年以上10年未満のものについては、5年以内〔1年以内〕
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(海事勘定)	13年以内〔1年以内〕
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(助成勘定)	40年以内〔30年以内〕
地方公共団体	25年以内〔5年以内〕 ただし、特に必要と認められるものについては、償還期限を40年まで延長することができる。
(株)日本政策投資銀行	15年以内〔3年以内〕 ただし、平成29年度における貸付けのうち1,800億円については、20年以内〔3年以内〕

(出所) 平成29年度財政融資資金融通条件(平成28年12月21日財政投融資分科会提出資料)

(注1) [] 内は据置期間

(注2) 上記は全機関の一部を例示したものであり、詳細については、財務省HP

(http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa281221/1-3.pdf) 参照

施策	政3-2-3：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政3-2-3-B-1：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給		
	目標	平成29年度財政投融資計画の編成において、産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。 その際、出資者として、官民ファンドに対しガバナンスの強化を求めています。	達成度
	実績	平成29年度財政投融資計画における産業投資において、インフラの海外展開支援をはじめとする成長戦略の着実な実行や地域活性化に向け、長期のリスクマネーを積極的に供給することとしました。なお、出資に際しては、事業の進捗等を踏まえて実行しています。	○

	また、出資者として、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年9月27日関係閣僚会議決定）を踏まえ、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、官民ファンドに対し、投資内容及び投資実行後の状況等についての適時適切な報告など、ガバナンスの強化を求めました。	
	（目標の設定の根拠） 産業投資については、民間投資を活性化させる呼び水として、長期リスクマネーを供給することが重要なためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、平成29年度財政投融资計画における産業投資について、リスクマネーを供給し、また官民ファンドに対しガバナンスの強化を求めたことから、当該測定指標の達成度を「○」としました。	
	施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	平成29年度財政投融资計画において、産業投資を活用して長期リスクマネーを積極的に供給するとともに、出資者として、官民ファンドに対しガバナンスの強化を求めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政 3－2－3に係る参考情報

平成29年度財政投融资計画産業投資の概要

(<http://www.mof.go.jp/filp/plan/fy2017/h29seifuan/zt004.pdf>)

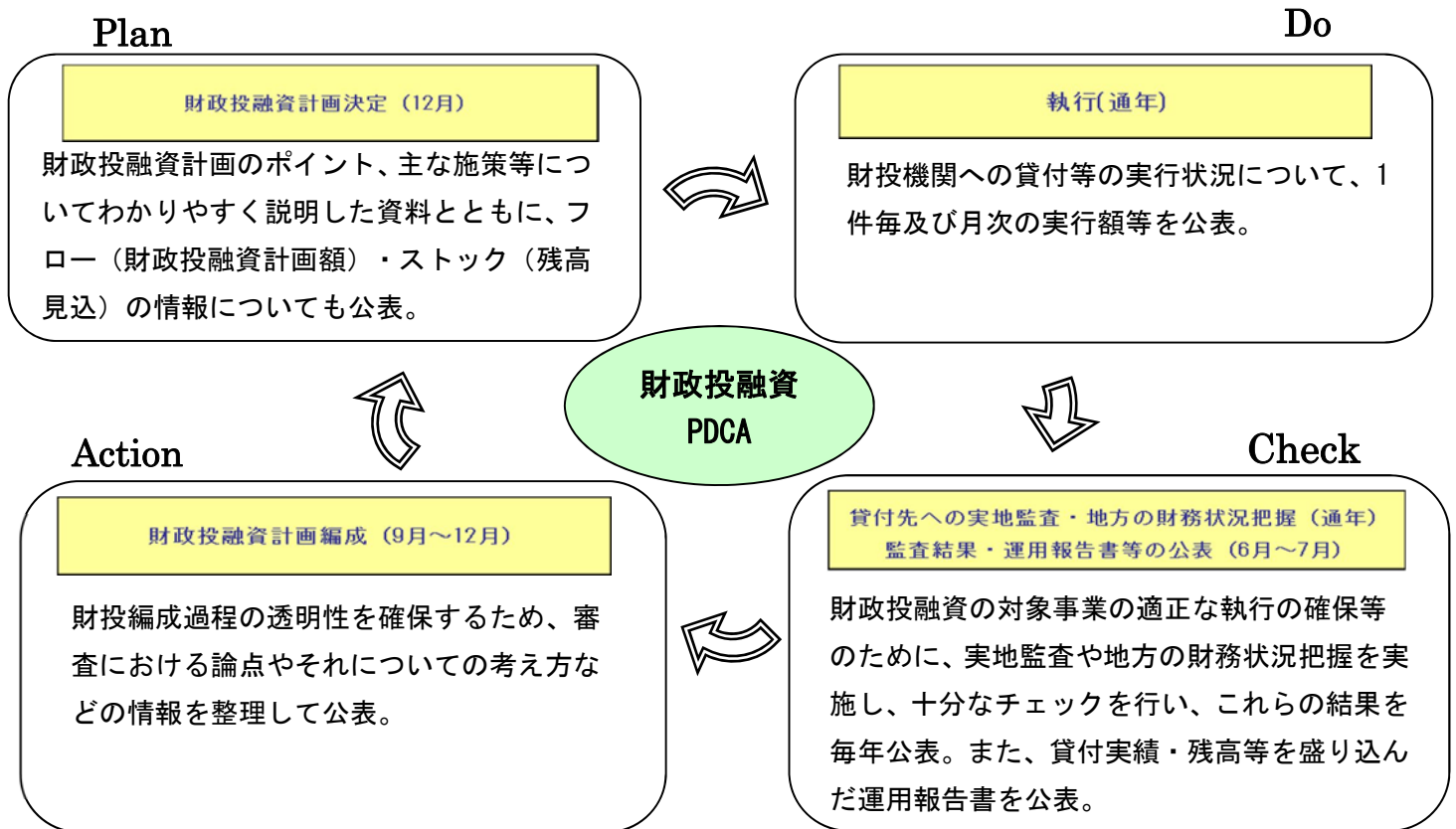
施策	政３－２－４：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進							
測定指標（定量的な指標）	[主要]政3-2-4-A-1：財政投融资関係の定期的な資料の公表及び内容の充実							
	年度	作成頻度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	財政投融资リポート	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	○
		年１回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	FILP REPORT	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年１回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	財政投融资リポート（別冊）	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年１回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	FILP REPORT（Extension Volume）	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年１回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	財政金融統計月報	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年１回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	財政融資資金現在高	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		月１回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	産業投資現在高	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		月１回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	財政融資資金預託金利・貸付金利	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		月１回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	翌年度財政投融资計画要求	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年１回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	財政投融资計画月別実行状況	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		月１回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	財政投融资リポートの内容の充実に向けた取組（トピック等を解説するコラム）		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
			10/10	13/13	15/13	16/15	13/15	
（注）実績値／目標値で記載しています。								
（目標値の設定の根拠）								
財政投融资に関する透明性を一層高め、国民からの信頼、市場からの信認を維持するため、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要です。								
（目標の達成度の判定理由）								
財政投融资リポートの内容の充実に向けた取組（トピック等を解説するコラム）については、従来コラムとしていたもの（「財政融資の沿革」等、計３件）を本文の内容を充実させる観点から、本文に記載								

	したことに伴うものであり、実質的に目標を達成していることから、当該測定指標の達成度は「○」と評価しました。なお、コラムには「低金利状況を活かした財政投融資の積極的な活用」といった最新の情報を盛り込み、充実を図っています。		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-2-4-B-1：政策コスト分析の充実		
	目 標	財政投融資対象の全機関において政策コスト分析（用語集参照）の実施及び公表内容の充実に努めます。	達成度
	実 績	財政投融資を活用している事業について、財政投融資対象の全機関が一定の前提条件を設定して試算した政策コストを取りまとめ、その結果を公表しました。また、感応度分析（金利や事業収入等の前提条件の一部が変化した場合に、政策コストがどれだけ増減するかを試算したもの）の中で、金利を1%上昇させた場合の試算について、全機関において実施したことにより比較可能性を高めるなど、公表内容の充実に努めました。	○
	（目標の設定の根拠） 政策コスト分析の充実は、財政投融資の透明性を高める観点から重要であるためです。		
	（目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、財政投融資を活用している事業について、財政投融資対象の全機関の政策コストを公表するとともに、公表内容の充実に努めたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。		
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	財政投融資について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、PDCAの各段階において、わかりやすい情報発信や透明性の確保に努めています。また、財政投融資を活用している事業について、財政投融資対象の全機関の政策コストの分析結果を取りまとめ、その結果を公表するとともに、公表内容の充実に努めました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政3-2-4に係る参考情報

「財政投融資リポート2016別冊・財政投融資対象事業に関する政策コスト分析（平成28年度）」
http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa280726p.pdf

財政投融資の透明性の確保への取組



(出所) 理財局財政投融資総括課

- 平成28年度においては、①財政投融資計画決定時に、重点分野をわかりやすく説明した「財政投融資計画参考資料」や財投機関別の残高見込を記載した「財政投融資計画残高見込」等の公表（Plan）、②財政投融資の貸付けなどの実行状況の月次別・一件別の公表（Do）、③従来の財務局等が行う実地監査に加えて、地方公営企業の病院事業について、本省実地監査官が財務局等と連携して、監査を実施（Check）、④編成過程における審査の論点や審査当局の考え方について整理した情報の公表（Action）、などに取り組みました。また、「財政投融資レポート」や、財政融資資金の月々の資産・負債の概要を示している「財政融資資金月報」は、多くの人が手軽にアクセスできるよう、財務省ホームページ（<http://www.mof.go.jp/filp/publication/index.html>）に掲載しています。

参考指標 1 : 「政策コスト分析」

(単位 : 億円)

機 関 名	政策コスト (28年度)	① 分析期首までに 投入された出資金 等の機会費用分	② 分析期間中に新 たに見込まれる政 策コスト
(株) 日本政策金融公庫	8,623	10,769	△ 2,146
(株) 国際協力銀行	898	4,458	△ 3,560
(独) 国際協力機構	3,309	35,001	△ 31,693
(独) 日本学生支援機構	1,142	0	1,142
(独) 国立病院機構	1,935	652	1,284
(独) 住宅金融支援機構	675	40	635
(独) 都市再生機構	△ 30,351	5,024	△ 35,375
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	16,867	16,478	389
(独) 水資源機構	797	26	770
地方公共団体金融機構	△ 4,976	—	△ 4,976
(国研) 森林総合研究所	6,763	5,460	1,302
(株) 日本政策投資銀行	△ 2,712	3,940	△ 6,652
新関西国際空港 (株)	△ 517	441	△ 958
中部国際空港 (株)	△ 503	104	△ 607
その他11機関	416	1,179	△ 763

(出所) 理財局財政投融资総括課

「財政投融资リポート2016別冊・財政投融资対象事業に関する政策コスト分析 (平成28年度)」

(http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa280726p.pdf)

(注) マイナス (△) の政策コストは、分析期間全体を通じて、国への納付金・配当金等の現在価値の合計が、国から投入される補助金等と出資金等の機会費用の現在価値の合計を上回ることを示しています。

参考指標 2 : 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」

■ 損益計算書

(単位 : 億円)

損失			利益		
科目	平成26年度	平成27年度	科目	平成26年度	平成27年度
諸支出金	3,834	3,069	資金運用収入	20,086	16,839
事務取扱費	51	55	雑収入等	42	33
公債金利子等	12,468	10,568			
本年度利益	3,776	3,180			
合計	20,128	16,872	合計	20,128	16,872

■貸借対照表

(単位：億円)

借方			貸方		
科目	平成26年度末	平成27年度末	科目	平成26年度末	平成27年度末
現金預金	1,236	48,326	預託金	411,810	367,142
有価証券	65,573	2,616	公債等	993,156	964,522
貸付金	1,345,644	1,284,244	金利変動準備金	6,290	2,566
未収収益等	2,578	4,840	本年度利益	3,776	3,180
合計	1,415,031	1,337,410	合計	1,415,031	1,337,410

(出所)「財政投融资レポート2016」(平成28年8月 理財局財政投融资総括課)

(http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2016/index.htm)

参考指標3：「財政融資資金の保有有価証券の期末残高の推移」

(単位：億円[構成比：%])

区分	平成26年度末	平成27年度末
国債	62,957 [96.0]	- [0.0]
外国債	400 [0.6]	400 [15.3]
信託受益権等	2,216 [3.4]	2,216 [84.7]
合計	65,573 [100.0]	2,616 [100.0]

(出所)「財政投融资レポート2016」(平成28年8月 理財局財政投融资総括課)

(http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2016/index.htm)

参考指標4：「財政融資資金の保有有価証券の残存期間別残高の推移」

(単位：億円)

区分	平成26年度末	平成27年度末
1年以下	62,957	400
1年超2年以下	400	250
2年超3年以下	250	1,966
3年超4年以下	1,966	-
合計	65,573	2,616

(出所)「財政投融资レポート2016」(平成28年8月 理財局財政投融资総括課)

(http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2016/index.htm)

参考指標 5 : 「財政融資資金の預託者別期末残高の推移」

(単位：億円[構成比：%])

区分	平成26年度末	平成27年度末
労働保険特別会計	133,230 [32.4]	134,960 [36.8]
年金特別会計	90,696 [22.0]	83,839 [22.8]
外国為替資金	80,774 [19.6]	48,070 [13.1]
共済組合	39,813 [9.7]	35,380 [9.6]
株式会社日本政策金融公庫	25,478 [6.2]	20,058 [5.5]
地震再保険特別会計	11,486 [2.8]	12,830 [3.5]
貿易再保険特別会計	9,172 [2.2]	9,955 [2.7]
雇用安定資金	6,045 [1.5]	8,329 [2.3]
財政投融資特別会計	6,150 [1.5]	4,896 [1.3]
自動車安全特別会計	2,761 [0.7]	2,674 [0.7]
その他	6,206 [1.5]	6,149 [1.7]
合計	411,810 [100.0]	367,142 [100.0]

(出所)「財政投融資レポート2016」(平成28年8月 理財局財政投融資総括課)

(http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2016/index.htm)

参考指標 6 : 「財政融資資金の預託金の残存期間別残高の推移」

(単位：億円)

区分	平成26年度末	平成27年度末
1年未満	226,033	208,448
1年以上2年未満	50,256	30,897
2年以上3年未満	25,925	12,956
3年以上4年未満	12,822	7,777
4年以上5年未満	7,382	11,076
5年以上6年未満	9,067	7,980
6年以上7年未満	6,427	7,746
7年以上	73,898	80,262
合計	411,810	367,142

(出所)「財政投融資レポート2016」(平成28年8月 理財局財政投融資総括課)

(http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2016/index.htm)

参考指標 7 : 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の資金運用・調達における平均残高の推移」

(単位：億円)

区分	平成26年度	平成27年度
資金運用	1,427,129	1,368,818
うち貸付金	1,370,200	1,314,271
うち有価証券 ^(注)	54,488	29,669
資金調達	1,420,067	1,358,455
うち預託金	412,337	387,439
うち公債金	1,007,672	971,016

(出所)「財政投融资リポート2016」(平成28年8月 理財局財政投融资総括課)

(http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2016/index.htm)

(注) 有価証券には購入証券経過利子を含みます。

参考指標 8 : 「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」

■損益計算書

(単位：億円)

損失			利益		
科目	平成26年度	平成27年度	科目	平成26年度	平成27年度
事務取扱費	1	1	貸付金利息	0	0
出資金償却損	—	264	配当金・納付金	2,586	5,352
雑損等	3	3,000	株式処分益	2,192	—
本年度利益	4,774	2,088	預託金利子等	1	1
合計	4,779	5,353	合計	4,779	5,353

■貸借対照表

(単位：億円)

借方			貸方		
科目	平成26年度末	平成27年度末	科目	平成26年度末	平成27年度末
現金預金	6,155	5,036	資本	28,272	28,272
貸付金	1,323	1,379	利益積立金	23,349	25,822
土地等	0	0	本年度利益	4,774	2,088
出資金	129,683	144,440	固定資産評価差益	80,766	94,673
合計	137,161	150,855	合計	137,161	150,855

(出所)「財政投融资リポート2016」(平成28年8月 理財局財政投融资総括課)

(http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2016/index.htm)

参考指標 9 : 「財政投融资に関するホームページへのアクセス件数の推移」

(単位：件)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
アクセス件数	154,383	126,243	134,576	111,143	119,709

(出所) 理財局財政投融资総括課調

施策 政３－２－５：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実								
測定指標（定量的な指標）	[主要]政3-2-5-A-1：実地監査結果							
	独立行政法人等		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
		目標値（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		計画件数	5（0）	7（2）	6（1）	5(1)	3(0)	
		実施件数	5（0）	7（2）	6（1）	5(1)	3(0)	
		実績（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○
	地方公共団体等		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	地方公共団体	目標値（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		計画件数	303	328	278	280	254	
		実施件数	304	326	277	280	254	
		実績（％）	100.3	99.4	99.6	100.0	100.0	○
	公営企業	目標値（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		計画件数	482	564	429	431	414	
		実施件数	484	564	428	431	414	
		実績（％）	100.4	100.0	99.8	100.0	100.0	○
	（注１）独立行政法人等についての計画及び実施件数の（ ）書は、政策効果の検証等特定の事項に重点を置いて実施する実地監査（スポット監査）の件数（内書）です。 （注２）公営企業についての計画及び実施件数は、経営状況把握を実施した公営企業数です。 （注３）独立行政法人等については、事務年度（７月から翌年６月までの期間）ベースで計上しています。 （目標値の設定の根拠） 財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実において、実地監査に取り組むことは、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、政策目標を達成する観点から重要であるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は、「○」と評価しました。							
	施策についての評定		s 目標達成					

評価の理由	平成28年度の実地監査においては、従来の財務局等が行う実地監査に加えて、地方公営企業の病院事業に対する実地監査の充実を図るため、医療系の独立行政法人に対する監査のノウハウを持つ本省実地監査官が財務局等と連携し、これまでの償還確実性の確認に加え、経営に係る問題点及び将来リスクの確認を行い、財政投融資の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持に努め、目標値に達する実地監査を行いました。なお、実地監査の結果及び反映状況等については、財政制度等審議会財政投融資分科会に報告の上、公表しています。
	この他、地方向け財政融資資金の融資審査の充実を図る観点から、平成17年度以降、財務状況把握を実施しており、平成28年度の地方公共団体の財務状況把握については、モニタリングを行った1,788の地方公共団体のうち、351の地方公共団体に対してヒアリングを行いました。財務状況把握の結果についても、同様に分科会に報告の上、公表しています。
	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政３－２－５に係る参考情報

財政融資資金等の実地監査について（平成28年６月10日財政制度等審議会財政投融資分科会資料）

(http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa280610/zaitoa280610_3.pdf)

平成27年度地方公共団体の財務状況把握等の結果について（平成28年６月10日財政制度等審議会財政投融資分科会資料）

(http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa280610/zaitoa280610_2.pdf)

施策	政３－２－６：貸付金の確実な回収とALMの充実等による財務の健全性の確保		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-2-6-B-1：貸付金の確実な回収とALMの充実等による財務の健全性の確保		
	目 標	財政投融資対象機関に対する既往の貸付金の確実な回収を行うとともに、金利スワップ取引（用語集参照）の実施といった措置も講じます。	達成度
	実 績	財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、対象事業の収益性が確保されているかなどを財政投融資計画の編成を通じて確認するとともに、定期的に各機関の収支状況をモニタリングしつつ、確実な回収を行いました。 また、貸付金の回収が主に均等償還型であるのに対し、財投債及び預託金の償還が満期一括型となっているため、今後の各期間における資産及び負債の満期額の差（マチュリティギャップ）が存在することから、一定の金利変動リスクは引き続き残っており、ALMの観点からはデュレーションギャップの水準を最小化しつつ、マチュリティギャップを縮小することが課題となっています。 なお、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金については、平成18年度に特例法に基づく国債整理基金特別会計への繰入れが行われて以降、臨時的・特例的な一般会計等への繰入れを行い、さらに平成24年度以降は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づき復興財源として活用された結果、金利変動に対する対応余力が著しく低下しているため、財務の健全性の確保が必要とな	○

		っています。 これらを踏まえ、財務の健全性を確保する観点から、金利スワップ取引（用語集参照）の実施（取引回数：24回、想定元本：計7,200億円）を通じて金利変動リスクを低減することにより、適切なA L Mに取り組みました。	
	（目標の設定の根拠） 財政投融资として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収とA L Mの充実等による財務の健全性の確保が重要なためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行うとともに、金利スワップ取引の実施を通じて金利変動リスクを低減することにより、適切なA L Mに取り組んだことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。		
施策についての評価		s	目標達成
評価の理由	財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、約定通りの確実な回収を行いました。また、財務の健全性を確保する観点から、金利スワップ取引の実施を通じて金利変動リスクを低減することにより、適切なA L Mに取り組みました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」と評価しました。		

政 3－2－6に係る参考情報

財政投融资特別会計における金利スワップ取引実施状況（平成28年度）

(http://www.mof.go.jp/filp/reference/zaitou_swap/sw20161001.html)

(http://www.mof.go.jp/filp/reference/zaitou_swap/sw20170401.html)

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 財政投融资計画の策定にあたっては、政策的必要性、民業補完性、有効性及び償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。各省庁・機関においては、財政投融资計画要求を行うにあたり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して自己の政策評価の結果を合わせて提出するよう求めます。要求内容の審査を行うにあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用していきます。 また、財政投融资の透明性向上を一層進めるとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。 さらに、財政融資資金の資産・債務管理（A L M）の高度化のための施策を引き続き実施していきます。 その他、引き続き、民間では実施困難であるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、適切なA L Mを実施するために必要な経費の確保に努めます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見						
政策目標に係る予算額	区 分		平成26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	38, 259, 983, 740	32, 603, 169, 094	37, 853, 102, 935	27, 336, 172, 487
		補正予算	23, 000, 000	△ 605, 854, 965	3, 188, 460, 438	
		繰越等	△ 44, 700, 000	72, 900, 000	N. A.	
		合 計	38, 238, 283, 740	32, 070, 214, 129	N. A.	
	執行額（千円）		35, 009, 962, 425	31, 169, 371, 335	N. A.	
（概要） 民間では実施困難ではあるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、財政投融資対象事業の重点化・効率化等のために必要な経費です。 （注）平成28年度「繰越等」、「執行額」等については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定。						
政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第193回国会 財務大臣財政演説（平成29年 1 月20日） 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」改訂2016（平成28年12月22日閣議決定） 第192回国会 財務大臣財政演説（平成28年9月26日） 未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定） 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定） ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）					
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	財政政策の状況：平成29年度財政投融資計画、平成27年度財政融資資金運用報告書、 「財政投融資レポート2016」、「財政融資資金月報」（財務省） 等					
前年度政策評価結果 の政策への反映状況	平成27年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 財政投融資計画の編成においては、各府省庁・各機関より提出された政策評価や政策コスト分析を活用し、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等の観点から見直しを行い、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な事業への資金供給を確保しました。 財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行うとともに、適切なALMに取り組み、金利変動リスクの低減に努めました。また、政策コスト分析の活用、公表に取り組みました。さらに、PDCAの各段階における情報開示の拡充や実地監査等により、引き続き透明性の向上に取り組みました。					
担当部局名	理財局（財政投融資総括課、管理課、計画官）			政策評価実施時期	平成29年 6 月	

政策目標3-3：庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

上記目標の概要	国民共有の貴重な財産である国有財産については、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した有効活用や、情報提供の充実に取り組むという考えから、上記の目標を設定しています。 (上記目標を達成するための施策) 政3-3-1：行政財産等の監査の推進 政3-3-2：「国家公務員宿舍の削減計画」等の実施 政3-3-3：庁舎の効率的な活用の推進 政3-3-4：未利用国有地等の有効活用の促進 政3-3-5：事務の効率化及び外部委託の活用などによる普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理 政3-3-6：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告と情報提供の充実
----------------	--

政策目標3-3についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	国有財産について、適正な方法による管理・処分、有効活用の推進や情報提供の充実に取り組みました。 全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性) 国民共有の貴重な財産である国有財産を適正な方法により管理・処分することや有効活用を推進することは必要な取組です。具体的には、行政財産（用語集参照）等の監査の実施、「国家公務員宿舍の削減計画」等の実施、庁舎の効率的な活用の推進、未利用国有地（用語集参照）等の有効活用の推進、事務の効率化及び外部委託の活用などによる普通財産（用語集参照）等の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理に取り組みました。 また、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告や情報提供の充実に取り組みました。これらの取組は、政策目標達成のために有効な施策であるほか、外部委託を活用した事務運営は効率化に資する取組です。 (平成28年度行政事業レビューとの関係) - 国有財産台帳価格改定時価倍率調査 「調査の執行に当たっては、引き続き、競争性・透明性の確保によりコストの削減に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、執行に当たっては、適切に発注時期の設定を行い、繁忙期である年末年始等の業者の負担を軽減することにより、競争性を高め、引き続きコストの削減に努めました。（事業番号0013） - 府省共通国有財産総合情報管理システム 「複数の者が入札に参加できる環境整備として、過去に実施した入札における入札不参加業者からの

意見を反映した調達手続の見直しなど、一者応札の改善に向け具体的な取組を実施するとともに、コストの妥当性、透明性の確保にも努めること、また、最新技術の導入等による更なる運用コスト削減について、引き続き取り組むこと」との外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、サーバ機器更新に伴う現行機器の再リース及び運用業務の見直しにより、運用コストの縮減を図ります。また、民間事業者からのヒアリングも行いつつ、資料提供依頼（R F I）、既存設計書や作業報告書等の閲覧資料の拡充、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用、入札情報の業者への積極的な情報提供などの取組を行うことにより、より多くの事業者が入札に参加できることを目指すとともに、より一層の公平性・透明性の確保に努めます。（事業番号0014）

- ・ 公務員宿舍建設等に必要な経費（民間資金等を活用した公務員宿舍の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む）

「宿舍削減計画を着実に実行した後は、真に必要な宿舍について見直しを含め検討を行うこととし、その上で、改修費の節減に引き続き取り組むとともに、国有財産としての効果的な活用の観点も踏まえ、中長期的なコスト抑制に努める」との外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たっては、コスト削減に努めました。（事業番号015）

- ・ 特定国有財産の整備（一般会計及び財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定）

「特定国有財産整備計画（用語集参照）の実施に当たっては、特定国有財産整備計画の不断の見直しを行い、事業を進めるとともに、P F I（用語集参照）事業の積極的な活用、一者応札の改善、新たな工法や使用資材等に関する知見を取り入れることなどにより、引き続き、コスト削減に努める」との外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たっては、コスト削減に努めました。（事業番号016及び019）

- ・ 公務員宿舍の維持管理に必要な経費

「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議（平成23年12月8日衆議院決算行政監視委員会）」の趣旨を踏まえ、国家公務員宿舍の維持管理に当たっては民間委託を推進し、日常管理業務等及び修繕に係る費用については、引き続き過去の執行実績を踏まえた単価の見直しを行うなど、コスト削減に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たっては、コスト削減に努めました。（事業番号018）

- ・ 普通財産管理処分経費

「普通財産の処分の在り方については、引き続き、個々の財産の特性に応じ、きめ細かな検討を行う。また、管理処分業務の外部委託に当たっては、これまでの市場化テストの導入の効果を踏まえながら、地域の実情も考慮した調達に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、未利用国有地の管理等業務、及び普通財産の管理処分等業務については、平成28年度をもって「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れ、市場化テスト（用語集参照）の終了が決定しましたが、平成29年度以降の外部委託にかかる調達に当たっても、引き続き同法の趣旨に基づき、業務の質の維持向上を図るとともに、経費の削減を図るため、事前説明会の開催、入札公告時期の早期化により競争性を高めるよう取り組みました。（事業番号017）

施策	政３－３－１：行政財産等の監査の推進						
測定指標（定量的な指標）	[主要]政3-3-1-A-1：監査実施割合						(単位：％)
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (525)	○
	実績値	100.0 (451)	100.0 (571)	100.0 (530)	100.0 (530)	100.7 (529)	
	(注１) 目標値の（ ）内は年度当初計画の件数 実績値の（ ）内は実績の件数						
	(注２) 平成24年度から27年度までの実施率は、最終的な監査計画に対する実施割合としていますが、平成28年度の実施率は年度当初計画に対する実施割合としています。						
	(目標値の設定の根拠)						
	国有財産の有効活用を促進するため平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めました。 平成28年度においても、引き続き、現地における深度ある監査を監査計画に対して100％実施するため、目標値を設定しました。						
(目標の達成度の判定理由)							
実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。							
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出などに主眼を置いた「庁舎等、省庁別宿舎の公用財産に対する監査」及び「市街地に所在する道路、河川等の公共用財産に対する監査」に事務量を重点的に配分するとの方針に基づき、現地において、国有財産の現況を正しく把握したうえで、財政への貢献や地域のニーズを踏まえた有効活用を求める等の深度ある監査を計画どおり実施し、指標を達成しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。						

政３－３－１に係る参考情報

参考指標１：対象財産別の監査実施状況

(単位：件)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
庁舎等、省庁別宿舎の公用財産に対する監査	133	327	446	505	513
市街地に所在する道路、河川等の公共用財産に対する監査	179	241	84	25	16
特別会計所属の普通財産に対する監査	139	3	－	－	－
合 計	451	571	530	530	529

(出所) 理財局国有財産調整課国有財産監査室調

施策	政３－３－２：「国家公務員宿舎の削減計画」等の実施							
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-3-2-A-1：宿舎戸数の削減状況							(単位：万戸)
	年 度	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度末	達成度
	目標値	(減少)	(減少)	(減少)	(減少)	(減少)	16.3	○
	実績値	20.4	20.1	18.6	17.5	16.6	16.3	
	(注) 平成23年度から平成27年度までは各年 9 月 1 日現在の戸数							
	(目標値の設定の根拠) 平成23年12月に取りまとめられた「国家公務員宿舎の削減計画」において、今後 5 年を目途に、PRE 戦略策定時の宿舎戸数約21.8万戸から宿舎の必要戸数約16.3万戸まで削減することとされており、平成28年度末でこの 5 年が経過することから目標値を16.3万戸と設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 平成28年度末の目標値である16.3万戸まで宿舎戸数を削減したことから、達成度は、「○」としました。							
施策についての評価		s 目標達成						
評定の理由	「国家公務員宿舎の削減計画」及び平成24年11月に取りまとめた『「国家公務員宿舎の削減計画」に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて』において、 ①宿舎戸数について、平成28年度末を目途に、宿舎戸数約21.8万戸から必要戸数の16.3万戸まで、5.6万戸（25.5％）程度の削減を行う、 ②宿舎使用料（駐車場の使用料を含む）については、宿舎に係る歳出に概ね見合う歳入を得る水準まで、使用料の引上げを行う必要があり、平成26年4月から2年ごとに3段階で引き上げを実施する、とされています。 ①宿舎戸数の削減については、指標の目標である16.3万戸まで宿舎戸数を削減し、②宿舎使用料については、政策的対応を講じた上で、平成26年 4 月から段階的な引上げを開始し、平成28年 4 月に 2 回目の引上げを行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。							

政３－３－２に係る参考情報

参考指標１：宿舎跡地の売却状況

(単位：億円、住宅)

年 度	売却済額	住宅数
平成29年3月末まで	4,639	1,535
うち平成27年9月末まで	1,794	601

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注1) 上記表は、削減計画に基づき廃止された国家公務員宿舎の売却状況を示したもの。

(注2) 各計数は特別会計及び一般会計の合計。

参考指標 2： 宿舍整備関係予算（改修予算を含む）の推移

（単位：億円）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額	276	262	255	268	229

（出所）理財局国有財産調整課調

（注）予算額は、財務省所管一般会計予算、財務省及び国土交通省所管財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定の宿舍整備関係予算（補正予算を含む。）の合計。

施策	政 3－3－3：庁舎の効率的な活用の推進		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-3-3-B-1：庁舎の入替調整等の実施状況		
	目 標	借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な活用を推進します。	達成度
	実 績	借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に実施しました。具体的には、平成29年2月及び平成29年3月に、財政制度等審議会に諮った上で、中央合同庁舎第5号館等全国6市・区に所在する合計8庁舎について、庁舎等使用調整計画を策定するなど、既存庁舎の効率的な活用を推進しました。 ※庁舎等使用調整計画（平成29年2月17日及び3月23日諮問） http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_national_property/proceedings_np/index.html	○
	（目標値の設定の根拠） 現下の厳しい経済・財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な活用を推進する必要があるためです。		
	（目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な活用の推進に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。		
施策についての評価		s 目標達成	
評 定 の 理 由	現下の厳しい経済・財政事情を踏まえ、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に実施するため、財政制度等審議会に諮った上で庁舎等使用調整計画を策定するなど、既存庁舎の効率的な使用を推進しました。 また、老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者利便に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法の選択に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政 3－3－3に係る参考情報

参考指標 1： 庁舎整備関係予算（改修予算を含む）の推移

（単位：億円）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額	2,634	2,739	3,115	3,289	4,142

（出所）理財局国有財産調整課調

（注）予算額は、財務省及び国土交通省所管財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定、国土交通省所管一般会計（官庁営繕費）及び各省各庁の庁舎整備関係予算（補正予算を含む）の合計。

参考指標 2：既存庁舎等の入替調整等実績の推移

(単位：件)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
庁 舎 数	61	51	55	60	72
官 署 数	101	108	107	99	105

(出所) 理財局国有財産調整課調

参考指標 3：庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
借受費用縮減	(㎡)	9,868	10,366	2,234	5,254	16,470
	(億円)	9.1	9.1	0.9	2.9	15.5
売却可能財産	(㎡)	5,311	14,258	19,440	7,562	1,820

(出所) 理財局国有財産調整課調

施策	政3-3-4：未利用国有地等の有効活用の促進					
測定指標 (定量的な指標)	政3-3-4-A-1：未利用国有地（財務省所管一般会計所属普通財産）の一般競争入札実施状況[新]					
	(単位：件数)					
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	目標値	1,875	1,619	1,676	1,358	1,342 (90 以上)
	実績値	1,801 (96.1)	1,501 (92.7)	1,265 (75.5)	1,322 (97.3)	1,341 (99.9)
(出所) 理財局国有財産業務課調 (注1) 目標値の()内は目標実施率 実績値の()内は実施計画に対する実施率 (注2) 平成26年度の一般競争入札実施件数(実績値)は、前年度以前の不調、不落財産で売却可能性の向上が見込めない財産を入札に付さなかったことから、一般競争入札実施計画件数を大幅に下回っている。これを受け、平成27年度以降の一般競争入札実施計画件数については、財産の内容をより精査して設定。 (目標値の設定の根拠) 未利用国有地が発生した場合にはまず、地方公共団体等から公的取得等要望を募り、要望がない場合には、一般競争入札に付しているところです。現下の財政事情等を踏まえ、税外収入の確保に努める必要があることから、一般競争入札を計画的に実施する必要性があり、実施計画件数を目標値として設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。						

測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-3-4-B-1：介護や保育などの人々の安心につながる分野での国有財産の有効活用		
	目 標	地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、介護や保育など人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用するため、未利用国有地の情報提供を行い、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを行います。	達成度
	実 績	地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行いました。特に、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を5割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献しています。 ・ 保育関係 : 売却 21件 ・ 高齢者関係 : 売却 8 件 定期借地貸付 11件 定期借地貸付 6 件 ・ 障害者関係 : 売却 7 件 (うち減額貸付 4 件)	○
	（目標値の設定の根拠） 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）における「待機児童解消加速化プラン」、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議とりまとめ）、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえ、「待機児童解消」や「介護離職ゼロ」に向け、保育の受け皿確保や介護施設整備の促進に資する観点から、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図るためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、特別養護老人ホーム等の介護施設や保育所の整備に当たっては、地方公共団体とも連携のうえ、定期借地制度を利用した貸付を行うなど、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用に積極的に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。		
	政3-3-4-B-2：災害応急対策等の備えなど防災に関する諸活動の推進への国有財産の有効活用		
	目 標	災害応急対策等への備えとして、国有地を活用した避難場所、避難所、備蓄など防災の諸活動の推進に配慮します。	達成度
	実 績	災害応急対策等への備えとして、避難場所、避難所、備蓄など防災の諸活動の推進に配慮し、地方公共団体へ未利用国有地の情報提供に取り組みました。その結果、18件の財産について売買契約等を締結しました。	○
	（目標値の設定の根拠） 「防災基本計画」（平成28年5月31日中央防災会議決定）において、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図るとされているためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、防災の諸活動の推進に配慮し、地方公共団体へ未利用国有地の情報提供に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。		

測定指標 (定性的な指標)	政3-3-4-B-3：地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用		
	目 標	一定規模以上で、需要が高く、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上や街づくりの観点から地区計画活用型一般競争入札（用語集参照）や二段階一般競争入札（用語集参照）の活用も含めて検討し、地方公共団体と連携のうえ、処理方針を決定します。	達成度
	実 績	平成28年度においては、上記の効果を実現するために、地方公共団体と連携のうえ、地区計画活用型一般競争入札を実施した財産8件について契約を締結したほか、二段階一般競争入札を1件実施しました（次年度に契約予定）。	○
	（目標値の設定の根拠） 街づくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させるなど、資産価値の向上や地域経済の活性化等の効果を実現するためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、地方公共団体と連携のうえ、決定した処理方針に基づき地区計画活用型一般競争入札及び二段階一般競争入札を実施したことから、達成度は、「○」としました。		
	政3-3-4-B-4：交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施		
	目 標	無道路地・不整形地（用語集参照）といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の有効活用が可能な場合には、交換制度を活用します。 また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。	達成度
	実 績	無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等について、交換制度の活用を検討し、隣接所有者との交渉を行い、1件の交換を実施しました。 また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付した結果、425件の売買契約を締結しました。	○
	（目標値の設定の根拠） 現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、売却困難事由のある財産について、隣接所有者への交渉や瑕疵等明示売却により積極的な処理促進を図ったことから、達成度は「○」としました。		

測定指標（定性的な指標）	政3-3-4-B-5：暫定活用の推進		
	目 標	売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売れ残り財産について、財務局等のホームページで一時貸付に係る要望を募ることなどにより有効活用を図ります。	達成度
	実 績	売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、一般競争入札に付したものの成約に至らなかった売れ残り財産等については、財務局等のホームページで一時貸付等に係る要望を募り、暫定活用の推進に努めた結果、平成28年度においては、416件の財産について一時貸付等の契約を締結しました。	○
	（目標値の設定の根拠） 税外収入の確保の必要性に加え、国有地の管理コストを削減するためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、財務局等のホームページで一時貸付等の要望を募ることなどにより、未利用国有地について、一時貸付契約等を締結し、暫定活用を図ったことから、達成度は、「○」としました。		
	政3-3-4-B-6：売却及び貸付にかかる公正、透明な処理及び暴力団排除の徹底		
	目 標	売却や貸付を行うに当たっては、明確化された手続に従い、公正、透明な処理を行います。 なお、契約に当たっては、警察当局への照会の実施等、連携して暴力団等の排除を徹底します。 また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ホームページ等を通じた注意喚起とともに、売却等手続の理解・浸透を図ります。	達成度
	実 績	売却や貸付を行うに当たっては、法令等に基づいて明確化された手続に従い、公正、透明な処理を行いました。 なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底しました。 また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ホームページ等を通じた注意喚起とともに、国有地の売却等手続きのフロー図を掲載し売却等手続の理解・浸透を図りました。	○
	（目標値の設定の根拠） 未利用国有地の売却等について、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本としつつ、速やかに、かつ、公正、透明な手続により行う必要があるためです。 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）の施行を受け、普通財産の管理・処分に係る契約に関し、警察当局と連携した暴力団排除を行うためです。 国有地の架空取引話による被害を防止するためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、売却や貸付を行うに当たっては、法令等に基づいて公正、透明な処理を行い、契約に当たっては、警察当局と連携し、暴力団等の排除を徹底したこと、また、財務省ホームページ等を通じて、国有地の取得に関する架空取引話への注意喚起とともに、国有地の売却等手続きのフロー図を掲載し売却等手続きの理解・浸透を図ったことから、達成度は、「○」としました。		

施策についての評定	s 目標達成
評 定 の 理 由	未利用国有地については、公用・公共用優先の原則に基づき、優先的に地方公共団体等からの利用要望を受け付け、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、介護や保育などの分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行いました。また、一定期間内に利用要望がない場合には、財政収入確保の観点から、一般競争入札により処分しました。
	そのほか、地方公共団体へ未利用国有地の情報提供や売買契約等を行い避難場所、避難所、備蓄などの防災に関する諸活動の推進に寄与したことや、地方公共団体と連携のうえ地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札を実施しました。
	売却困難事由のある財産や売れ残り財産については、交換制度の活用や瑕疵等明示売却を行うとともに、売却までの間は財政収入の確保や維持管理コスト削減のため、暫定活用を推進しました。
	なお、売却等にあたっては、法令等に基づいて明確化された手続きに従い、公正、透明な処理を行うとともに、契約にあたっては、警察当局と連携し、暴力団等の排除を徹底し、ホームページ等を通じて、国有地の取得に関する架空取引話への注意喚起や、国有地の売却等手続きのフロー図を掲載し売却等手続きの理解・浸透を図りました。
	以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政 3－3－4 に係る参考情報

参考指標 1：財務省所管一般会計所属普通財産（土地）の年度別現在額の推移

（単位：百万㎡、億円）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
面 積	788	787	787	786	N. A
台帳価格	47,401	47,157	47,398	45,959	N. A

（出所）「国有財産増減及び現在額総計算書」（理財局管理課国有財産情報室）

（注）平成28年度については、29年11月に確定後、国会に報告される国有財産増減及び現在額総計算書に掲載予定。

参考指標 2：未利用国有地の推移

（単位：件、百万㎡、億円）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
件 数	3,402	3,186	3,284	3,873	N. A
面 積	9	9	9	10	N. A
台帳価格	4,868	5,457	5,613	4,558	N. A

（出所）理財局国有財産業務課調

（注）平成28年度については、29年11月に確定後、平成29年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 3：未利用国有地の状況（平成27年度末）

合計 3,873件 (4,558億円)					
地方公共団体等が利用する財産		処分対象財産		処分困難事由のある財産	
国利用	地方公共団体等利用	入札未実施	売残(注1)	直困難(注2)	当分困難(注3)
45件 (312億円)	295件 (1,395億円)	1,276件 (1,136億円)	1,000件 (227億円)	515件 (476億円)	742件 (1,010億円)

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注1)「売残」は、過去の入札において、成約に至らなかった財産である。

(注2)「直困難」は、境界の再確認等のために直ちには入札により処分することができない財産である。

(注3)「当分困難」は、境界係争中など、当分の間処分が困難な財産である。

参考指標 4：一般競争入札における落札状況

(単位：件、%)

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
合 計	実施件数	1,801	1,501	1,265	1,322	1,341
	落札件数	597	542	476	517	724
	落札率	33.1	36.1	37.6	39.1	54.0
最低売却価格 公表物件	実施件数	1,283	1,480	1,261	1,319	1,333
	落札件数	487	536	472	514	716
	落札率	38.0	36.2	37.4	39.0	53.7
最低売却価格 非公表物件	実施件数	518	21	4	3	8
	落札件数	110	6	4	3	8
	落札率	21.2	28.6	100.0	100.0	100.0

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注) 平成28年度実績は速報値。29年度に確定後、29年度政策評価書に掲載。

参考指標 5：無道路地・不整形地等とその隣接する土地等の交換実績

(単位：件)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
件 数	8	4	5	1	1

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

参考指標 6：瑕疵等明示売却の実績の推移

(単位：件)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
契約件数	304	228	203	208	425

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

参考指標 7：未利用国有地等の一時貸付等の実施状況

(単位：件)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度
契約件数	462	426	459	416

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注) 平成26年度より、一時貸付契約件数と事業用定期借地等の契約件数を合計で記載している。

参考指標 8：国有財産現在額の状況（国有財産区分別現在額）

財産区分	平成27年度末現在		
	数 量	台帳価格	割 合
土 地	8万7,647 ㎡	17兆7,087 億円	16.8 %
立木竹		2兆8,880 億円	2.7 %
建 物	58 ㎡	3兆3,950 億円	3.2 %
工作物		2兆8,406 億円	2.7 %
機械器具		0 億円	0.0 %
船 舶	2,311 隻	1兆3,734 億円	1.3 %
航空機	1,702 機	5,990 億円	0.6 %
地上権等	2 ㎡	8 億円	0.0 %
特許権等	169万8,538 件	19 億円	0.0 %
政府出資等		76兆948 億円	72.4 %
不動産の信託の受益権	3 件	1,953 億円	0.2 %
合 計		105兆982 億円	100.0 %

(出所) 「平成27年度国有財産増減及び現在額総計算書」(28年11月 理財局管理課国有財産情報室)

(注) 国有財産台帳以外の台帳（道路台帳、河川現況台帳等）で管理されている道路・河川等の公共用財産（公園・広場以外）については、上記表に含まれていない。

参考指標 9：未利用国有地等（財務省所管一般会計所属普通財産）の売却結果の推移

(単位：件数、%、億円)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実施件数	1,801	1,501	1,265	1,322	1,341
落札件数	597	542	476	517	724
契約件数	772	652	542	633	770
成 約 率	42.9	43.4	42.8	47.9	57.4
契約金額	499	777	829	557	1,199

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注1) 上記表は、一般競争入札の売却結果の推移を示したものである。

(注2) 平成28年度実績は速報値。29年度に確定後、29年度政策評価書に掲載。

(注3) 平成27年度の契約件数及び契約金額については、入札の結果、落札となった財産を、28年4月1日以降に契約したものを含むため、27年度実績評価書の計数と異なっている。

(注4) 契約件数及び契約金額は、各年度に入札を実施し、契約が翌年度になったものも含まれる。

施策	政3－3－5：事務の効率化及び外部委託の活用などによる普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理						
	政3-3-5-A-1：旧里道・旧水路等の売却事務処理状況（単位：％）						
測定指標（定量的な指標）	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値	86.8 以上	100.0	100.0	100.0	82.7 以上	○
	実績値	82.7	100.0	100.0	100.0	83.7	
	売却通知 件数	2,664 (2,202)	2,279 (2,279)	2,059 (2,059)	1,983 (1,983)	2,163 (1,811)	
	（注1）目標値及び実績値は、売却価格通知をした件数のうち30日（閉庁日を除く）以内に処理した件数の処理率。 （注2）（ ）内は30日（閉庁日を除く）以内に処理した件数 （注3）25年度から27年度の売却価格通知件数は、国の責によらず通知できなかったものを除いた件数となっており、24年度及び28年度の実施計画及び実績値と異なっています。 （注4）28年度の実績値については、相手方の資金繰り等により契約時期を指定される等のやむを得ない理由により、売却価格通知を30日（閉庁日を除く）以内にできなかった場合を除いた処理率となっています。 （注5）平成25年度の実績件数については、精査の結果、平成25年度実績評価書と異なっています。						
	（目標値の設定の根拠） 迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日（閉庁日を除く）以内とし、期限内の処理を図ることとしています。 なお、目標値について、25年度から27年度においては、国の責によらず通知できなかったものを全て除き、目標値100％としていましたが、継続して目標を達成しており、一層の事務処理の迅速化を図っていく観点から、28年度においては、国の責によらないもののうち、申請時に書類の不備があったものなどについても30日（閉庁日を除く）以内に処理する対象に含めることとし、過去の実績値を参考に目標値を82.7％以上に設定しました。						
	（目標の達成度の判定理由） 実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。平成28年度においても、業務委託した民間事業者に対して迅速な事務処理を徹底するよう指導することに努めました。						
	政3-3-5-A-2：国有財産に関する相談、照会の処理状況（1週間以内に回答又は途中経過を連絡した割合）（単位：％）						
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	○
	実績値	99.9	99.8	99.8	99.8	99.9	
相談、照会 件数	9,791 (9,775)	9,683 (9,662)	10,492 (10,470)	11,376 (11,354)	10,748 (10,736)		
（注）（ ）内は相談、照会件数のうち1週間以内に回答又は途中経過を連絡した件数							

測定指標（定性的な指標）	（目標値の設定の根拠） 国有財産に関する相談、照会に対して、迅速な対応を行うこととしていますが、相談、照会の内容によっては調査に時間を要するケースがあることも踏まえ、過去の実績値を参考に目標値を設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。平成28年度においても、迅速な対応に努め、応接に当たってはできる限り専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、親切・丁寧な対応を心掛けました。		
	政3-3-5-B-1：貸付中財産の積極的な買受勧奨の実施		
	目 標	物納財産などの貸付中財産については、機会を捉えて積極的に買受勧奨を行います。	達成度
	実 績	貸付中の財産については、管理事務の軽減等の観点から、借主に対して買受意向の確認調査を実施するとともに、面談を行うことにより、機会を捉えて積極的に買受勧奨を行い、売却促進に努めました。その結果、631件（速報値）の財産を売却しました。	○
	（目標値の設定の根拠） 貸付中財産の積極的な買受勧奨の実施は、歳入の確保及び資産の圧縮を図るためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、貸付中の財産について、積極的に買受勧奨を行い、売却促進に取り組んだため、達成度は、「○」としました。		
	政3-3-5-B-2：貸付中財産の東日本大震災にかかる適切な対応の実施		
	目 標	東日本大震災における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。	達成度
	実 績	東日本大震災及び熊本地震における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、25件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。	○
	（目標値の設定の根拠） 東日本大震災における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。 （目標の達成度の判定理由） 東日本大震災における被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に対し、丁寧な対応を実施したため、達成度は、「○」としました。		

測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-3-5-B-3：国有財産の管理処分事務等の外部委託[新]		
	目 標	国有財産の管理処分事務等については、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、契約の締結など会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き外部委託を行います。	達成度
	実 績	未利用国有地の管理業務、一般競争入札に係る物件調書の作成、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舎の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き外部委託を行いました。	○
	（目標値の設定の根拠） 「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）に基づき、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託を推進することとされているためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記の実績のとおり、会計法令に則り国自らが行わなければならない事務を除き、外部委託を行ったことから、達成度は、「○」としました。		
	政3-3-5-B-4：政府が保有する特殊会社の株式の管理・処分		
	目 標	処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、処分を行います。	達成度
	実 績	「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により売却が求められている政府保有株式については、個々の株式売却の環境が整った時に機動的な売却が行えるよう所要の事務準備等を進めました。 ・日本郵政株式会社株式については、平成29年1月の財政制度等審議会において了承された審査要領に基づき審査を行った結果、同年3月に主幹事証券会社を選定しました。 ・日本電信電話株式会社による自己株式の消却に伴い生じた政府保有義務超過分について、平成28年6月の自己株式取得に応じて売却しました。その結果、売却収入は約2,672億円となりました。 また、特殊会社等の株式については、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から適切に株主議決権の行使等を行う必要があるため、平成28年5月に「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」を策定し、公表しました。当該方針に基づいて、特殊会社等の株主総会における個別の議案等に対応するとともに、その結果を平成28年9月に公表しました。	○
	（目標値の設定の根拠） 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により、特殊会社の株式の売却や管理・処分が求められているためです。 （目標の達成度の判定理由） 日本郵政株式会社株式の第2次売出しに向けて、事務的準備行為である主幹事証券会社を選定を行ったことや、政府保有義務超過分の日本電信電話株式会社株式の売却を行ったことから、達成度は、「○」としました。		

測定指標（定性的な指標）	政3-3-5-B-5：物納株式等の管理・処分		
	目 標	物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。	達成度
	実 績	物納のあった上場株式については、株式市場の状況等に応じて処分を行いました。非上場株式については、積極的な買受勧奨を実施し、処分できるものは処分を行い、また受益証券についても、換金できるものは解約手続き等を行い換金を行いました。	○
	（目標値の設定の根拠） 物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、株式市場の状況等を考慮しつつ、可能な限り速やかに換価する必要があるためです。		
	（目標の達成度の判定理由） 上記の実績のとおり、物納株式等について、株式市場の状況等に応じつつ、外部委託の活用等により処分を行ったことから、達成度は、「○」としました。		
施策についての評定		s 目標達成	
評 定 の 理 由	未利用国有地等の維持管理事務等について、外部委託を活用し効率的な事務処理を行いました。 旧里道・旧水路（用語集参照）等の財産についての調査依頼等に対し、関係機関への照会調査や現地確認調査等を的確に行い、その結果、誤信使用財産（用語集参照）であることが確認された場合には、使用者の申請により売却を行いました。売却事務処理にあたり申請者に対して丁寧な説明を行い、適正かつ迅速な事務処理をしました。誤信使用財産については、優先順位をつけた計画を策定し、計画的に処理しました。貸付中の財産について、維持管理にかかる事務を軽減する観点から買受勧奨を行うことにより売却促進に努め、東日本大震災や熊本地震における被災地に所在する貸付中の財産について、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。これらの事務についても、会計法令に則り国自らが行わなければならない事務を除き、外部委託を活用し、効率的な事務処理を行いました。		
	また、国有財産に関する相談、照会に対して、迅速かつ丁寧な対応に努めました。 なお、売却が求められている政府保有株式について、日本郵政株式会社株式については、平成29年1月の財政制度等審議会において了承された審査要領に基づき審査を行った結果、同年3月に主幹事証券会社を選定しました。さらに、日本電信電話株式会社による自己株式の消却に伴い生じた政府保有義務超過分について、平成28年6月の自己株式取得に応じて売却しました。物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、株式処分の環境が整ったものについては、株式市場の状況等に応じつつ、外部委託の活用等により処分を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政３－３－５に係る参考指標

参考指標１：財務省所管普通財産の管理業務の状況

(単位：件、箇所、棟)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
巡回	箇所	3,953	3,863	3,963	4,262	5,265
草刈	箇所	3,994	4,392	3,838	4,313	4,848
柵設置	箇所	622	481	484	454	330
不法投棄物処理	件	426	361	310	256	236
立木伐採・剪定	箇所	569	569	589	554	609
立看板設置	件	1,059	1,560	1,128	1,568	1,681
建物解体	棟	30	35	31	30	55
合計	件、箇所、棟	10,653	11,261	10,343	11,437	13,024

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

施策	政３－３－６：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告と情報提供の充実					
測定指標 (定量的な指標)	政3-3-6-A-1: 国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日[新]					
	年度	平成24年度 (平成23年度 決算)	平成25年度 (平成24年度 決算)	平成26年度 (平成25年度 決算)	平成27年度 (平成26年度 決算)	平成28年度 (平成27年度 決算)
	目標値	—	—	—	—	28.9月初旬
	送付日	24.9.4	25.9.3	26.9.2	27.9.1	28.9.2
	(目標値の設定の根拠)					
	決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等について、会計検査院における検査確認に2か月程度の期間を要していることを考慮し、9月初旬を目標とするものです。					
	(目標の達成度の判定理由)					
	平成27年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成しました。また、平成28年9月2日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。					
	[主要] 政3-3-6-A-2: 国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日[新]					
	年度	平成24年度 (平成23年度 決算)	平成25年度 (平成24年度 決算)	平成26年度 (平成25年度 決算)	平成27年度 (平成26年度 決算)	平成28年度 (平成27年度 決算)
	目標値	—	—	—	—	28.11.20前後
	報告日	24.11.16	25.11.19	26.11.18	28.1.8	28.11.18
	(注) 平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告が平成28年1月8日となったのは、平成27年11月20日後に国会が開会されていなかったためです。					

測定指標（定性的な指標）	（目標値の設定の根拠） 決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、当該要請を踏まえて対応するためです。 （目標の達成度の判定理由） 平成27年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国会からの早期提出（会計年度翌年の11月20日前後）の要請に応え、平成28年11月18日に国会へ報告したことから、達成度は「○」としました。		
	政3-3-6-B-1：ホームページにおける情報内容の充実、利便性の向上		
	目 標	財務省ホームページや国有財産情報公開システムについて、情報内容の充実や利便性の向上に努めます。	達成度
	実 績	国有財産レポートについて、最新の国有財産行政を反映するなど内容の充実を図ったほか、国有財産の各種統計について、「財政金融統計月報（国有財産特集）」にまとめ、これらを財務省ホームページに掲載しました。 また、庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」について、地図情報の追加や作成・更新の前倒しを行い、国有財産情報公開システムを通じて提供しました。	○
	（目標値の設定の根拠） 国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たすため、情報内容の充実等を図る必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、国有財産レポートの内容を充実し、国有財産の各種統計とともに財務省ホームページに掲載したほか、国有財産情報公開システムを通じて提供している「国有財産一件別情報」の内容を充実しつつ、早期情報更新により利便性の向上に努めたことから、達成度は、「○」としました。		
	政3-3-6-B-2：未利用国有地の売却情報等の公開・情報発信		
	目 標	売却が適当なすべての未利用国有地については、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報のタイムリーな公開に努めます。 また、国有地の売却情報等に関するメールマガジン（「国有財産物件情報メールマガジン」）を配信します。 更に、一般競争入札及び公共団体等への売却結果等を公表します。	達成度
	実 績	売却が適当なすべての未利用国有地について、「公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件」、「今後入札を予定している物件」等に係る所在地、数量、都市計画法上の制限、図面などの財産情報を各財務局等ホームページに掲載し、それを定期的に更新することにより、国民のニーズに即応したタイムリーな公開に努めるとともに、一般競争入札及び公共団体等への売却結果等を取りまとめて公表しました。 また、一般競争入札にあたっては、新聞広告や折込みチラシにより、未利用国有地の売却情報を発信しました。	○

	更に、平成26年6月以降、引き続き国有地の売却情報等に関するメールマガジン（「国有財産物件情報メールマガジン」）の配信を実施し、平成28年度は220回の配信を行いました。		
	（目標値の設定の根拠） 未利用国有地に関する情報については、売却促進や国民の利便性の向上等の観点から、積極的に情報提供する必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、未利用国有地について、ホームページや国有財産物件情報メールマガジン等を通じて、売却情報等について積極的に公表したことから、達成度は、「○」としました。		
施策についての評定		s	目標達成
評定の理由	平成27年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、会計検査院の検査を経た上で、平成28年11月18日に国会に報告しました。 また、国有財産レポートの内容を充実し、国有財産の各種統計とともに財務省ホームページに掲載したほか、「国有財産一件別情報」を国有財産情報公開システムを通じ提供するなど、情報内容の充実等に努めました。 売却が適当なすべての未利用国有地については、引き続き、国民のニーズに即応した情報のタイムリーな公開を行うとともに、一般競争入札で売却を予定している財産や、一般競争入札及び公共団体等への売却結果を取りまとめて随時公表し、積極的に情報開示を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政３－３－６に係る参考情報

参考指標１：国有財産情報公開システムへのアクセス件数

（単位：件）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
アクセス件数	69,657	486	92,902	86,244	106,315

（出所）理財局管理課国有財産情報室調

（注１）平成24年度のアクセス件数は、国有財産情報公開システムのセキュリティ対策の一層の強化のため、運用を見合わせたことから、平成24年4月から6月の件数となっている。

（注２）平成25年度のアクセス件数は、国有財産情報公開システムのセキュリティ対策の一層の強化等のため、引き続き運用を見合わせたことから、運用を再開した平成26年3月31日の件数となっている。

参考指標2：国有財産に関する定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実

	作成頻度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
国有財産増減及び現在額総計算書 (http://www.mof.go.jp/national_property/reference/houkoku/index.htm)	年1回	○	○	○	○	○
国有財産無償貸付状況総計算書 (http://www.mof.go.jp/national_property/reference/houkoku/index.htm)	年1回	○	○	○	○	○
国有財産の増減及び現在額に関する説明書・国有財産の無償貸付状況に関する説明書 (http://www.mof.go.jp/national_property/reference/houkoku/index.htm)	年1回	○	○	○	○	○
国有財産レポート (http://www.mof.go.jp/national_property/publication/report/)	年1回	○	○	○	○	○
財政金融統計月報 (国有財産特集) (http://www.mof.go.jp/national_property/reference/statistics/data.htm)	年1回	○	○	○	○	○

(出所) 理財局国有財産企画課・管理課国有財産情報室調

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 国民共有の貴重な財産である国有財産については、適正な方法により管理・処分を行います。具体的には、行政財産等の監査の実施、庁舎の有効活用の推進、宿舍の有効活用の推進、未利用国有地等の有効活用の推進、事務の効率化などによる普通財産等の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理に引き続き取り組みます。 また、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告や情報提供の充実に引き続き取り組みます。 さらに、国有財産の適正な管理及び有効活用の推進並びに情報提供の充実のために必要な経費、庁舎の計画的かつ効率的な整備に必要な経費、庁舎の耐震化に必要な経費及び「国家公務員宿舍の削減計画」等の実施後、引き続き使用することとした合同宿舍について、長寿命化を図るための改修に必要な経費の確保に努めます。
---------	---

財務省政策評価懇談会における意見	○ 施策政3-3-3「庁舎の効率的な活用の推進」は、大きな成果があがったと参考指標3から判断される。
------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	69,623,276	70,128,130	81,583,238	51,060,771
		補正予算	△ 33	1,964,378	△188,567	—
		繰越等	△ 7,976,655	1,071,802	N. A.	
		合 計	61,646,588	73,164,310	N. A.	
	執行額(千円)		58,021,918	68,495,806	N. A.	

(概要)

国有財産一般事務費、普通財産管理処分費、国有財産制度等調査経費などの国有財産の管理及び処分に必要

な経費及び老朽化等に伴う宿舍の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費です。

(注) 平成28年度「繰越等」、「執行額」については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ） 防災基本計画（平成28年5月31日中央防災会議決定） 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定） ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定） 経済・財政再生アクション・プログラム2016（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定） 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」改訂2016（平成28年12月22日閣議決定）
---	--

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	該当無し
---	-------------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	27年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組みを実施しました。 国民共有の貴重な財産である国有財産については、適正な方法により管理・処分を行いました。具体的には、行政財産等の監査の実施、「国家公務員宿舍の削減計画」等の実施、庁舎の効率的な活用の推進、未利用国有地等の有効活用の推進、事務の効率化及び外部委託の活用などによる普通財産等の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理に取り組みました。 また、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告や情報提供の充実に取り組みました。 さらに、国有財産の適正な管理、有効活用の推進並びに情報提供の充実のために必要な経費、庁舎の計画的かつ効率的な整備に必要な経費、庁舎の耐震化に必要な経費及び「国家公務員宿舍の削減計画」等を踏まえた宿舍の耐震改修等に必要な経費の確保に努めました。
---------------------------------------	--

担当部局名	理財局（国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室）	政策評価実施時期	平成29年6月
---------------------	---	------------------------	----------------

政策目標 3-4 : 国庫金の効率的かつ正確な管理

上記目標の概要	国庫金の管理を適正に行うため、国庫金の管理を一層効率的に行うとともに、出納の正確性を引き続き確保することを目指します。 (上記目標を達成するための施策) 政3-4-1 : 国庫金の効率的な管理 政3-4-2 : 国庫金の出納事務の正確性の確保 政3-4-3 : 国庫収支に関する情報提供
---------	--

政策目標 3-4 についての評価結果

政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 国庫金は、国の資産の一部を成しており、その効率的かつ正確な管理は、適正な財務管理のために不可欠です。 また、国庫金の効率的な管理を図るうえで、国庫内に生じた余裕資金を最大限活用する施策は、有効な取組であったと考えます。 さらに、国庫収支事務オンラインシステムを活用すること等により、事務を効率的に行いました。 (平成28年度行政事業レビューとの関係) 国庫収支見込システム 国庫収支事務オンラインシステムは行政事業レビューの所見において「システム運用経費について、入札における競争性の確保を図るなど、引き続きコストの削減に努める。」とされたことを踏まえ、平成29年度予算において、執行状況等を踏まえ、運用コストを見直したことによる削減を反映しました。(事業番号020)

施策	政3-4-1 : 国庫金の効率的な管理					
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政3-4-1-A-1 : 資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合[新] (単位: %)					
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	目標値	-	-	-	-	19.6
	実績値	17.5	18.3	17.4	21.6	27.0
	(目標値の設定の根拠) 国庫金の効率的な管理のためには、各会計の資金需要の状況を的確に把握し、国庫内に生じた余裕資					

評定の理由	金を最大限有効活用することが重要です。 具体的には、市場への影響等も勘案しつつ、国庫内に生じた余裕資金を用いて、資金需要が生じている特別会計へ無利子での貸し付け（国庫余裕金の繰替使用）や、特別会計が発行する政府短期証券の引受け（政府短期証券の国庫内引受）を行うことにより、特別会計の資金需要を満たすとともに民間からの資金調達額を抑制することが可能となります。 したがって、資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合について、過去5年の平均より増加させることを目標値として設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 国庫内に生じた余裕資金を有効活用し、特別会計への貸し付けを行い、民間からの資金調達額を抑制しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。	
	施策についての評定	s 目標達成
	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政３－４－１に係る参考情報

国庫収支事務オンラインシステムを活用することで、各府省庁等の歳出金等の受払情報を迅速に入手するとともに、受払実績のデータを蓄積することにより、国庫の資金繰り業務を効率的に行いました。

国庫金の受入と支払のタイミングのずれにより、国庫に一時的に発生する国庫余裕金を抑制するため、国庫金の受入日（租税・年金保険料の受入日）に支払日を合わせる調整を行いました。

国庫収支の時期的な調整を行った上で、それでも国庫に余裕が生じている場合には、外国為替資金特別会計に国庫余裕金の繰替使用を行うことにより、外国為替資金証券（用語集参照）の発行残高が抑制されました。

なお、国庫金が不足する場合には、財務省証券の発行による資金調達を行います。

参考指標１：国庫対民間収入・支出の各月最大額の推移

受入超過額の各月最大額とその日付

（単位：億円）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
4月	(20日) 34,605	(18日) 26,450	(17日) 26,739	(20日) 65,503	(11日) 31,952
5月	(21日) 37,754	(20日) 49,812	(19日) 49,953	(7日) 46,086	(12日) 34,079
6月	(1日) 15,121	(3日) 26,433	(3日) 26,003	(2日) 33,089	(2日) 47,658
7月	(12日) 27,322	(19日) 28,204	(14日) 32,138	(21日) 50,845	(11日) 55,280
8月	(23日) 28,895	(5日) 32,082	(4日) 41,877	(4日) 59,173	(22日) 48,626
9月	(4日) 43,372	(17日) 18,373	(29日) 22,693	(10日) 20,645	(12日) 19,586
10月	(9日) 30,333	(18日) 29,643	(20日) 39,034	(13日) 49,306	(11日) 39,764
11月	(2日) 32,337	(18日) 42,889	(17日) 57,601	(19日) 27,251	(10日) 49,648
12月	(4日) 22,234	(4日) 28,147	(3日) 31,038	(2日) 73,063	(2日) 72,512
1月	(10日) 29,405	(15日) 43,000	(8日) 31,486	(21日) 26,825	(10日) 39,201
2月	(4日) 36,299	(4日) 35,736	(3日) 35,549	(3日) 53,276	(2日) 70,716
3月	(4日) 34,502	(4日) 38,759	(4日) 43,957	(2日) 48,721	(2日) 47,540
年間最大	43,372	49,812	57,601	73,063	72,512
受取超過日	(9月4日)	(5月20日)	(11月17日)	(12月2日)	(12月2日)

（出所）理財局国庫課調

支払超過額の各月最大額とその日付

(単位：億円)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
4月	(13日) 26,973	(15日) 20,329	(15日) 18,167	(15日) 59,023	(15日) 69,339
5月	(30日) 6,161	(28日) 21,329	(23日) 26,521	(15日) 13,097	(26日) 6,617
6月	(20日) 73,296	(20日) 45,297	(20日) 50,884	(15日) 84,402	(15日) 52,317
7月	(17日) 12,993	(25日) 8,790	(4日) 3,682	(31日) 20,276	(5日) 5,358
8月	(15日) 27,628	(15日) 3,937	(15日) 40,494	(14日) 70,579	(15日) 34,692
9月	(20日) 57,267	(20日) 50,230	(22日) 60,340	(24日) 43,464	(20日) 43,425
10月	(15日) 40,066	(10日) 5,226	(15日) 35,793	(15日) 53,804	(14日) 62,045
11月	(19日) 24,239	(29日) 8,806	(28日) 6,583	(30日) 12,542	(30日) 14,702
12月	(20日) 58,440	(13日) 44,691	(22日) 35,387	(21日) 67,232	(20日) 59,948
1月	(25日) 10,349	(10日) 7,394	(23日) 2,749	(18日) 2,667	(25日) 6,478
2月	(15日) 50,309	(14日) 63,713	(13日) 67,808	(15日) 54,752	(15日) 52,147
3月	(21日) 48,402	(20日) 56,917	(25日) 20,991	(22日) 48,868	(21日) 64,230
年間最大 支払超過日	73,296 (6月20日)	63,713 (2月14日)	67,808 (2月13日)	84,402 (6月15日)	69,339 (4月15日)

(出所) 理財局国庫課調

参考指標2：国庫余裕金繰替使用による外国為替資金証券発行残高抑制額の推移

(単位：億円)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
4月	28,300	33,867	24,633	—	314,133
5月	226	19,290	15,032	1,742	326,516
6月	6,033	14,900	22,933	31,667	327,067
7月	—	26,161	23,355	45,903	323,484
8月	15,677	109,581	62,484	82,194	319,161
9月	933	101,233	49,067	136,367	310,233
10月	2,387	95,774	39,774	83,323	296,871
11月	—	104,633	34,733	80,467	292,667
12月	—	137,613	113,935	210,645	288,226
1月	—	123,065	90,161	139,000	290,065
2月	48,393	161,357	94,286	195,862	294,714
3月	77,581	123,774	83,258	300,097	293,032
平均抑制額	14,753	87,260	54,381	108,975	306,392

(出所) 理財局国庫課調

(注) 平成27年度9月以降は、政府短期証券の流通市場相場における利回りが恒常的にマイナスとなったことから、政府短期証券の国庫内引受に代えて国庫余裕金繰替使用を実施したため、国庫余裕金繰替使用による外国為替資金証券発行残高の抑制額が増加した。

参考指標 3：財務省証券の平均残高の推移

(単位：億円)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
4月	7,200	—	8,833	24,300	—
5月	15,516	—	16,548	21,194	—
6月	16,467	2,767	—	—	—
7月	25,935	3,161	—	—	—
8月	3,548	—	—	—	—
9月	17,467	—	—	—	—
10月	33,645	—	—	—	—
11月	39,467	—	—	—	—
12月	69,903	—	—	—	—
1月	53,581	—	—	—	—
2月	1,607	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—
年度平均	23,915	496	2,132	3,787	—
年度末残	—	—	—	—	—

(出所) 理財局国庫課調

(注) 特例公債法の成立が平成24年度は11月26日となったこと等により、財務省証券の発行が増加しました。

参考指標 4：国庫金の受入日に支払日を合わせた件数

(単位：件)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
調整件数	495	540	577	587	569

(出所) 理財局国庫課調

(注) 本表の件数は、国庫金の受入日と支払日を合わせる調整を行うことについて、各府省庁等から報告があったものの件数。

施策	政３－４－２：国庫金の出納事務の正確性の確保						
測定指標 （定量的な指標）	[主要]政3-4-2-A-1：一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果						
	(単位：円)						
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値	0	0	0	0	0	○
	実績値	0	0	0	0	0	
（目標値の設定の根拠） 国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」は、日本銀行からの報告に基づき作成しています。国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、毎年度、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果（歳入歳出主計簿）が一致することを確認しているため、国庫原簿と歳入歳出主計簿との金額の差異を指標として設定しました。 平成28年度においても引き続き日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくように、歳入歳出差引剰余金等について一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を目標値として「0」と設定しました。							

	(目標の達成度の判定理由) 国庫原簿と一般会計歳入歳出主計簿とを突合し、両者が一致することを確認しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。なお、特別会計についても、国庫原簿と歳入歳出主計簿の突合を行いました。
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

施策	政３－４－３：国庫収支に関する情報提供					
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-4-3-A-1：国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況 (単位：%)					
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	100	100
	(目標値の設定の根拠) 国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を以下のとおり行うため、定期的な作成資料を予定通りに公表した割合を目標値として「100%」と設定しました。 ①「財政資金対民間収支」を毎月報道発表し、ホームページに掲載します。(年12回) ②「国庫の状況報告書」を財政法の規定に基づき四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに、国民に対する報告として官報及びホームページに掲載します。(年4回) ③「財政金融統計月報(国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します。(年1回) (目標の達成度の判定理由) 平成28年度においても引き続き、上記の定期的な作成資料を予定通りに公表しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。					
施策についての評価	s 目標達成					
評価の理由	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。					

政３－４－３に係る参考情報

参考指標１：国庫の状況に関する情報のホームページへのアクセス件数 (単位：件)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
アクセス件数	29,320	67,408	73,323	65,921	75,314

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注) 上記は、財務省ホームページ内に開設している財政資金対民間収支のホームページ

(http://www.mof.go.jp/exchequer/reference/receipts_payments/data.htm) 及び国庫の状況報告書のホームページ(http://www.mof.go.jp/exchequer/reference/exchequer_report/data.htm) へのアクセス件数の合計。

評価結果の反映	資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めます。 出納事務の正確性の確保については、国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行います。 国庫収支に関する情報提供については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、ホームページに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行います。 また、国庫収支の見込みの精度向上に必要なシステム関係経費等、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	
------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	55, 576	54, 100	134, 425	55, 667
		補正予算	△755	—	△7, 921	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	54, 821	54, 100	N. A.	
	執行額（千円）	51, 988	49, 810	N. A.		

（概要）

国庫の資金繰りを効率的に行うため、日本銀行や各府省等から報告されるべき情報をオンラインで登録・確認するための国庫収支事務オンラインシステムに関する経費等です。

（注１）平成28年度「繰越等」、「執行額」等については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。

（注２）平成 28 年度のみ予算額が大きいのは、国庫収支事務オンラインシステムの更改に伴う一時的経費が含まれていることによるものです。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
---------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	27年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めました。 出納事務の正確性の確保については、国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行いました。 国庫収支に関する情報提供については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、ホームページに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行いました。 また、国庫収支の見込みの精度向上に必要なシステム関係経費等、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めました。
---------------------------------------	---

担当部局名	理財局（国庫課）	政策評価実施時期	平成29年 6 月
---------------------	-----------------	------------------------	------------------

政策目標 4-1 : 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止

上記目標の概要	財務省設置法第3条では「通貨に対する信頼の維持」が任務とされています。これは、通貨を通じた取引の安全の確保という国民生活に直結する重要な責務です。通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用を行います。 (注) 政策目標 4-1 の記述において、通貨とは、日本銀行券及び貨幣をいいます（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第2条第3項）。 日本銀行券は、独立行政法人国立印刷局（以下、「国立印刷局」といいます。）が製造し、日本銀行が発行します（日本銀行法第46条）。 また、貨幣は、独立行政法人造幣局（以下、「造幣局」といいます。）が製造し、政府（財務省）が日本銀行に交付することにより発行します（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条）。 （上記目標を達成するための施策） 政 4-1-1 : 通貨の円滑な供給 政 4-1-2 : 通貨の偽造・変造の防止 政 4-1-3 : 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行 政 4-1-4 : 貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理 政 4-1-5 : 通貨への関心の向上
----------------	---

政策目標 4-1 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 財務省の任務である「通貨に対する信頼の維持」（財務省設置法第3条）を図る上で、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止は必要です。 通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定や通貨の偽造・変造の防止のための国内外の関係機関との連携強化等は、通貨に対する信頼を維持するために有効な取組と言えます。 （平成28年度行政事業レビューとの関係） 貨幣の製造に必要な経費 行政事業レビュー推進チームによる「外部有識者の所見を踏まえ、貨幣の信頼性の維持に十分配慮しつつ、製造現場での生産管理ノウハウの活用等により、引き続き、コスト削減に努める。その際には、機械の更新を遅らせて、固定費を抑えるだけでなく、最新の機械を導入して、良質な通貨を製造するという視点も考慮する」との所見を踏まえ、設備投資等により貨幣製造体制の効率化を図り、コストの削減に努めました。（事業番号022）

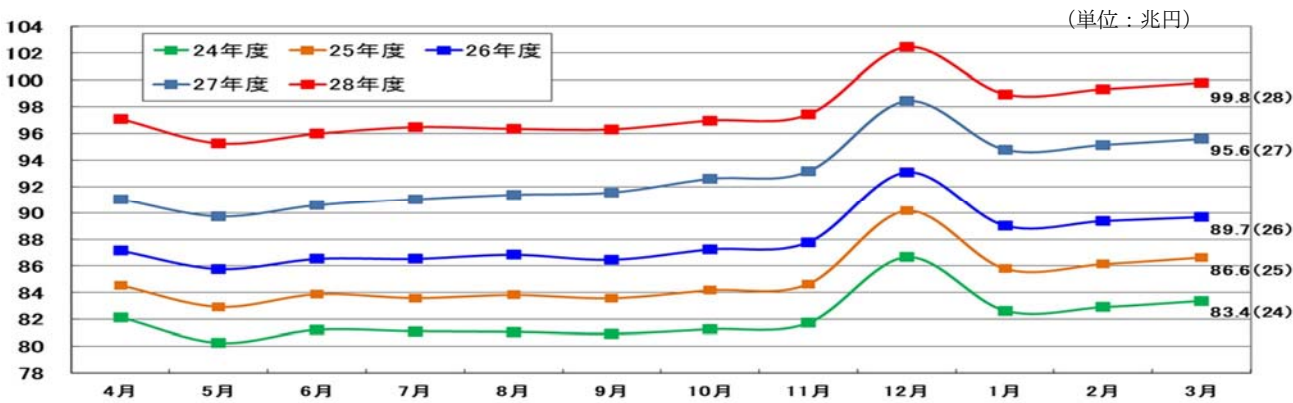
施策	政４－１－１：通貨の円滑な供給		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政4-1-1-B-1：流通状況等を勘案した製造計画の策定等による通貨の円滑な供給		
	目 標	通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるよう、通貨の流通状況等を勘案した製造計画を策定すること等により通貨を円滑に供給します。	達成度
	実 績	平成28年度においては、製造する貨幣について、日本銀行と連携しつつ貨種毎の市中の流通状況や磨損の状況等を勘案のうえ、必要枚数を検証し、年度途中に適切に製造計画を見直しました。具体的には、五百円貨幣の製造枚数を追加する等の変更を行いました。日本銀行券及び貨幣ともに、計画に基づき国立印刷局及び造幣局に製造させることで通貨の円滑な供給を行いました。 平成29年度に製造する通貨については、通貨の流通状況等を勘案のうえ、円滑に供給できるよう製造計画を策定しました。 (注) 財務省ホームページ 日本銀行券 (http://www.mof.go.jp/currency/bill/lot/2017ginnkoukennkeikaku.html) 貨幣 (http://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2016kaheiseizou-henkou3.html) (http://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2017kaheikeikaku.html)	○
	(目標値の設定の根拠) 通貨の流通状況等を勘案した製造計画を策定することや高い品質で均一な通貨を製造させることにより、通貨を市中からの払出要求に応じて円滑に供給し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。 (目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等により、通貨を円滑に供給したため、達成度は「○」としました。		
	政4-1-1-B-2：製造貨幣大試験の実施状況		
	目 標	平成28年度においても、製造貨幣大試験（用語集参照）を実施し、貨幣の量目が適正であることを確認します。	達成度
	実 績	昨年度の製造貨幣大試験以降に製造された貨幣について、平成28年10月24日に第145次製造貨幣大試験を適切に行い、貨幣の量目が適正であることを公開の場で確認しました。	○
	(注) 量目とは、「りょうめ」と読み、目方のことをいいます。 (目標値の設定の根拠) 市中に対して貨幣の量目が適正であることを公開の場で確認し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。 (目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、貨幣の量目が適正であることを確認したため、達成度は「○」としました。		

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	流通状況等を勘案した製造計画の策定等による通貨の円滑な供給については、必要枚数を検証し、28年度の貨幣製造計画の見直しなどにより通貨を円滑に供給したほか、翌29年度の製造計画について、通貨を円滑に供給できるよう流通状況等を勘案し策定したため、達成度は「○」としました。 また、製造貨幣大試験の実施状況についても、大試験を適切に行い、貨幣の量目が適正であることを確認したため、達成度は「○」としました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

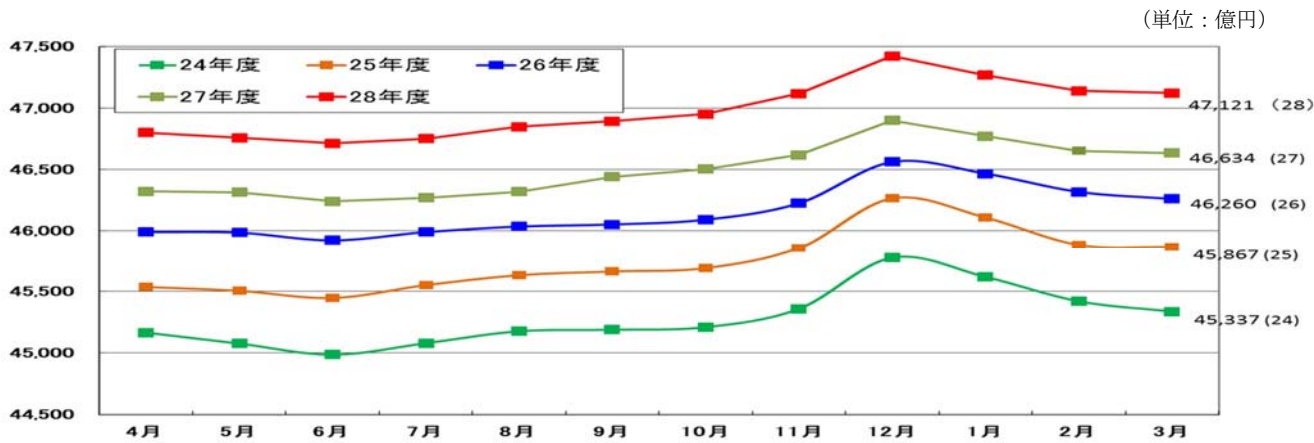
政４－１－１に係る参考情報

参考指標１：通貨の流通高

①日本銀行券



②貨幣



(出所) 日本銀行調（日本銀行統計）を国庫課通貨企画調整室においてグラフ化したもの。
(注) () 内の数字は年度を示しています。

参考指標 2：製造貨幣大試験の実施結果

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
開催日	24. 11. 12(月)	25. 10. 28(月)	26. 10. 27(月)	27. 11. 16(月)	28. 10. 24(月)
試験対象枚数	893百万枚	832百万枚	995百万枚	1,086百万枚	864百万枚
試験枚数	18,425枚	16,889枚	18,177枚	19,775枚	15,200枚
試験結果	適正	適正	適正	適正	適正

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注) 当年度分の試験対象貨幣は、前年度に製造された貨幣のうち貨幣大試験の対象とならなかったもの及び当年度初日から製造貨幣大試験実施日の14日前までに製造されたものであり、製造計画枚数及び試験の開催時期により、試験対象枚数は年度によって異なります。

施策 政４－１－２：通貨の偽造・変造の防止			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政4-1-2-B-1：偽造・変造通貨の発生状況		
	目 標	国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨の偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期します。	達成度
	実 績	平成28年度においては、世界造幣局長会議への出席等を通して各国の通貨当局等との意見交換を行うとともに、国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局や関係業界団体等との意見交換の実施等による連携強化を図りました。また、五百円貨幣のクリーン化（用語集参照）の継続、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣の発行、通貨偽造及び偽造通貨行使の防止を企図したポスター（約6万枚）の配布などを行いました。 「「世界一安全な日本」創造戦略について」（平成25年12月10日閣議決定）も踏まえたこれらの取組により、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。 こうした取組の結果として、平成28年度における偽造通貨の発見枚数は、日本銀行券2,576枚、五百円貨幣656枚と低い水準でした。	○
	（目標値の設定の根拠） 通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記のとおり、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期したため、達成度は「○」としました。		
	施策についての評価	s 目標達成	
評定の理由	通貨の偽造・変造の防止については、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政４－１－２に係る参考情報

参考指標１：偽造通貨の発見枚数

日本銀行券及び貨幣の偽造発見枚数は、近年低い水準で推移しています。

(１) 日本銀行券

(単位：枚)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
一万円札	1,020	528	1,649	904	2,495
五千円札	110	53	107	43	13
二千円札	4	2	1	18	0
千円札	436	225	543	364	68
合 計	1,570	808	2,300	1,329	2,567

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

(２) 貨幣

(単位：枚)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
五百円貨幣	1,915	1,206	610	592	656

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

施策	政４－１－３：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政4-1-3-B-1：記念貨幣の発行状況		
	目 標	記念貨幣の発行について、関係機関と連携しつつ、法令に則り、着実に実施します。	達成度
	実 績	平成28年度においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣及び第8回アジア冬季競技大会記念貨幣の発行が閣議決定されたことを踏まえ、政令改正により発行する貨幣の図柄や発行枚数を定める等、所要の手続きを経て、関係機関との連携の下、これらの記念貨幣を発行しました。このほか、平成20年度から発行が続けられてきた地方自治法施行60周年記念貨幣についても、関係機関と連携しつつ、平成28年度発行予定分を着実に発行しました。	○
	(目標値の設定の根拠) 記念貨幣は、国家的な記念事業（用語集参照）として閣議の決定を経て発行されるものであり、その着実な実施により、通貨に対する信頼の維持を図るためです。		
	(目標の達成度の判定理由) 上記のとおり、平成28年度発行分の記念貨幣については、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを経て着実に発行したため、達成度は「○」としました。		
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	国家的な記念事業としての記念貨幣の発行については、平成28年度発行の記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを着実に発行しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政４－１－３に係る参考情報

参考指標１：発行記念貨幣の内容

28年度発行	千円貨幣	五百円貨幣
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣 (リオ2016ー東京2020 開催引継記念)	平成28年12月	—
第8回アジア冬季競技大会記念貨幣	平成29年1月	—
地方自治法施行60周年記念貨幣(東京都)	平成28年6月	平成28年 7月20日(水)
地方自治法施行60周年記念貨幣(福島県)	平成28年7月	

(注1) 千円貨幣は発送開始時期、五百円貨幣は金融機関における引換開始時期です。

(注2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣について

財務省ホームページ

(http://www.mof.go.jp/currency/coin/commemorative_coin/2020_olympicgames/index.html)

(注3) 第8回アジア冬季競技大会記念貨幣について

財務省ホームページ

(http://www.mof.go.jp/currency/coin/commemorative_coin/8th_asian/index.html)

(注4) 地方自治法施行60周年記念貨幣について

財務省ホームページ

(http://www.mof.go.jp/currency/coin/commemorative_coin/47_pref_coin_program/index.html)

施策	政４－１－４：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理						
	[主要]政4-1-4-A-1：地金の売払い計画及び実績						(単位：t、%)
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値	3,300.0	1,900.0	1,200.0	850.0	250.0	○
	実績値	3,306.8 (100.2)	1,904.0 (100.2)	1,204.4 (100.4)	851.5 (100.2)	251.4 (100.6)	
測定指標 (定量的な指標)	(注) 25年度、26年度及び28年度の目標値については、年度途中に見直しを行っています。						
	(目標値の設定の根拠)						
	磨損等により市中の流通に不相当となり、政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は原則として新たな貨幣を製造するために使用しています。新たな貨幣の製造等に使用しない地金については、資源の効率的な管理の観点から市中へ売却しており、必要な地金の在庫量や地金の需要動向を見極めつつ、適切に地金の売払いを行うため、指標を設定しています。						
	(目標の達成度の判定理由)						
	磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れた貨幣の数量を適切に把握しました。また、受け入れた貨幣を溶解した地金について、新たな貨幣の製造に必要な数量を確保しました。これに加えて、新たな貨幣の製造等に使用しない地金については、地金の在庫量や地金の需要動向を見極めつつ、売却を行いました。						
	上記のとおり、貨幣回収準備資金(用語集参照)の保有する地金を適正に管理したため、達成度は「○」としました。						
施策についての評価		s 目標達成					

評定の理由	新たな貨幣の製造に必要な地金の数量を確保しました。新たな貨幣の製造等に使用しない地金については、地金の在庫量等を見極めつつ売却するなど、貨幣回収準備資金の保有する地金を適正に管理しました。
	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政４－１－４に係る参考情報

参考指標１：地金の売払いに係る電子入札実施率

年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
入札実施回数	44	25	14	12	3
電子入札実施回数	44	22	14	12	3
電子入札実施率	100.0	88.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調
 (注１) 平成25年度については、財務省電子入札システムの消費税率の設定変更にもない、26年２月中旬～26年３月末まで対応が不可能となったことから電子入札実施回数が入札実施回数を下回っています。
 (注２) 平成26年６月16日以降に公告した入札は府省共通の電子調達システムを利用しています(財務省の電子入札システムは26年８月末をもって運用を停止しています)。

施策	政４－１－５：通貨への関心の向上		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政4-1-5-B-1：通貨に関する情報の発信と質問への対応状況		
	目 標	通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。	達成度
	実 績	通貨に関する情報については、ホームページやポスターの活用等により、分かりやすく正確な提供に努めました。平成29年2月には通貨の偽造防止技術を紹介するための政府広報を実施しました。 また、寄せられた質問等については速やかに回答するとともに、応接に当たっては、専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、インターネットが使用できる方には内容に関連する事項が記載されているホームページも参照していただきながら説明するなど丁寧な対応に努めました。	○
	（目標値の設定の根拠） 通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨に関する関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものであるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記のとおり、通貨に関する適切な情報提供に努めたため、達成度は「○」としました。		
	施策についての評定		s 目標達成
評定の理由	通貨への関心の向上のための取組については、通貨に関する適切な情報提供に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政４－１－５に係る参考情報

参考指標１：通貨に関する報道発表の実施状況

報道発表日	発表内容
平成28年4月1日	平成28年度の貨幣の製造枚数を定めました
	平成28年度の日本銀行券の製造枚数を定めました
平成28年4月19日	地方自治法施行 60 周年記念貨幣(福島県、東京都)の発行枚数を決定しました
平成28年6月8日	地方自治法施行60周年記念五百円貨幣(福島県及び東京都)の引換えを開始します
平成28年7月12日	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣を発行します
平成28年8月24日	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣 (リオ2016－東京2020 開催引継記念)の図柄等を決定しました
平成28年9月27日	第145次製造貨幣大試験を実施します
平成28年9月28日	平成28年度の貨幣の製造枚数を改定しました
平成28年10月14日	平成28年度の貨幣の製造枚数を改定しました
	第8回アジア冬季競技大会記念貨幣を発行します
平成28年10月26日	第145次製造貨幣大試験を実施しました
平成28年12月22日	平成28年度の貨幣の製造枚数を改定しました
平成28年12月26日	偽造1万円銀貨幣が発見されました
平成29年3月31日	平成29年度の貨幣の製造枚数を定めました
	平成29年度の日本銀行券の製造枚数を定めました

(注) 財務省ホームページ

(http://www.mof.go.jp/whats_new/2016currency.htm)

(http://www.mof.go.jp/whats_new/2017currency.htm)

参考指標２：通貨に関する質問、照会等の受付件数

(単位：件)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
質問・照会等件数	1, 006	1, 316	4, 637	2, 595	3, 535

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注) 理財局国庫課通貨企画調整室にあった質問、照会の件数です。

評価結果の反映	平成28年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き平成29年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用を行います。 このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めます。
---------	---

財務省政策評価懇談会における意見

○ 総合目標 4 参照

政策目標に係る予算額	区 分		平成26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	14, 845, 135	14, 906, 886	14, 789, 726	14, 712, 923
		補正予算	—	—	—	
		繰 越 等	—	—	N. A.	
		合 計	14, 845, 135	14, 906, 886	N. A.	
	執行額（千円）	14, 837, 396	14, 900, 035	N. A.		
(概要) 貨幣の製造等に必要な経費。 (注) 平成28年度「繰越等」、「執行額」等については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。						

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）
-----------------------------------	---------------------------------

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	該当なし
-----------------------------------	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	平成27年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 (通貨の円滑な供給) 通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等により、通貨の円滑な供給を行いました。 (通貨の偽造・変造の防止) 関係機関との偽造通貨発見時の連絡体制を確認し、情報交換をより緊密に行ったほか、五百円貨幣のクリーン化の継続、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣の発行、通貨偽造及び偽造通貨行使の防止を企図したポスターの配布など通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進めました。 (国家的な記念事業としての記念貨幣の発行) 平成28年度発行分の記念貨幣については、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを経て着実に発行しました。 (貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理) 新たな貨幣の製造に必要な地金の数量を確保して製造に充てたほか、新たな貨幣の製造等に使用しない地金については、地金の在庫量を見極めつつ売却するなど、貨幣回収準備資金の保有する地金を適正に管理しました。 (通貨への関心の向上) 通貨に関する情報については、ホームページやポスターの活用等により、分かりやすく正確な提供に努めました。
------------------------	--

担当部局名	理財局（国庫課）	政策評価実施時期	平成29年 6 月
-------	----------	----------	-----------

政策目標 4-2 : 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

上記目標の概要	金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等とともに、金融破綻処理制度の適正な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を実施します。 また、地域経済活性化支援や東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。 (上記目標を達成するための施策) 政4-2-1 : 金融システムの安定のために必要な制度の整備 政4-2-2 : 預金保険機構等の適正な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施
-----------------------	---

政策目標 4-2 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うための体制整備に努めました。また、預金保険機構や株式会社地域経済活性化支援機構等について、平成29年度予算の認可等の監督を適切に行いました。 以上のとおり、施策4-2-1の評価は、「s 目標達成」、施策4-2-2の評価は、「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。 金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理などに十分対応できる規模の政府保証枠の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に有効です。 また、金融庁等と連絡調整を密に行い、事務運営を効率的に行いました。

施策	政４－２－１：金融システムの安定のために必要な制度の整備		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政4-2-1-B-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備		
	目 標	金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、金融庁等と連携して、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における公的資金枠（用語集参照）について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、公的資金枠が適切なものとなるようにします。	達成度
	実 績	金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融庁等と連携を取りながら、預金保険機構等が行う資金調達について政府保証枠の設定を行ったほか、金融機能の安定を確保するため、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号。以下「金融機能強化法」といいます。）等の一部改正法の公布・施行を金融庁と連携して行うなど金融破綻処理制度の整備・運用に努めました。	○
	（目標の設定の根拠） 金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するためです。		
	（目標の達成度の判定理由） 金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融庁等と連携を取りながら、政府保証枠の設定を行ったほか、金融機能の安定を確保するため、金融機能強化法等の一部改正法の公布・施行等を行い、金融破綻処理制度の整備・運用に努めたことから、「○」としました。		
施策についての評価		s	目標達成
評価の理由	金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うための体制整備に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政４－２－１に係る参考情報

参考指標１：預金保険機構等が行う資金調達に対する政府保証枠

（単位：兆円）

		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
預金保険機構		51	69	69	69	69
(内訳)	一般勘定	19	19	19	19	19
	危機対応勘定	17	35	35	35	35
	金融再生勘定	3	3	3	3	3
	金融機能強化勘定	12	12	12	12	12
生命保険契約者保護機構		0.46	0.46	0.46	0.46	0.46
銀行等保有株式取得機構		20	20	20	20	20
(株) 地域経済活性化支援機構		1	1	1	1	1
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構		0.50	0.50	0.50	0.50	0.50

（出所）一般会計予算書を基に、大臣官房信用機構課で作成

参考指標 2 : 国内金融機関の自己資本比率【再掲（総 4）（1）】

参考指標 3 : 国内金融機関の不良債権残高・比率【再掲（総 4）（2）】

参考指標 4 : 預金取扱機関の貸出金・預金残高【再掲（総 4）（3）】

施策	政 4－2－2 : 預金保険機構等の適正な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政4-2-2-B-1 : 預金保険機構等の適切な監督		
	目 標	預金保険機構等について、金融庁等とともに、予算・資金計画の策定及び借入残高の管理や既に供与した公的資金の回収が適切に行われるよう監督します。また、保険契約者保護機構や投資者保護基金等についても、適切に監督します。	達成度
	実 績	預金保険機構等については、国民負担が生じないよう、平成29年度予算・資金計画や借入の認可等を行いました。また、金融機関の財務基盤を強化することにより、信用秩序の維持に資するよう金融機能強化法に基づく国の資本参加決定（全国信用協同組合連合会）に同意しました。	○
	（目標の設定の根拠） 適正な監督を通じて国民負担が生じないようにするためです。 また、保険契約者や投資者の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。 （目標の達成度の判定理由） 預金保険機構等の平成29年度予算・資金計画や借入の認可等のほか、金融機能強化法に基づく国の資本参加決定への同意など、適切に監督を行ったことから、「○」としました。		
	[主要] 政4-2-2-B-2 : 株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督		
	目 標	公的資金を適正に活用し、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を通じて地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ地域経済の活性化に資する事業活動を支援する株式会社地域経済活性化支援機構について、関係省庁と連携して適切に監督します。	達成度
	実 績	株式会社地域経済活性化支援機構については、平成29年度予算の認可等に当たり、地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう監督を行いました。なお、平成28年度においては、20件の事業再生支援決定、37件の特定専門家派遣（用語集参照）決定、4件のファンド設立、21件の特定支援（用語集参照）決定が行われました。	○
	（目標の設定の根拠） 公的資金を適正に活用し、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を通じて地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。 （目標の達成度の判定理由） 株式会社地域経済活性化支援機構については、平成29年度予算の認可等の監督を適切に行ったことから、「○」としました。		

測定指標 (定性的な指標)	[主要]政4-2-2-B-3：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督		
	目 標	公的資金を適正に活用し、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図る観点から、被災地域における事業者の再生を支援する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、関係省庁と連携して適切に監督します。	達成度
	実 績	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、平成29年度予算や借入の認可等に当たり、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう監督を行いました。なお、同機構の支援決定期間について、1年間の延長（平成30年2月22日まで）認可を行い、平成28年度においては、54件の再生支援決定が行われました。	○
	(目標の設定の根拠) 公的資金を適正に活用し、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。 (目標の達成度の判定理由) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、平成29年度予算の認可等の監督を適切に行ったことから、「○」としました。		
	施策についての評定		
評定の理由	s 目標達成 預金保険機構等の平成29年度予算・資金計画や借入の認可等の他、金融機能強化法に基づく国の資本参加決定への同意などの監督を適切に行いました。また、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構についても、平成29年度予算の認可等の監督を適切に行いました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政4-2-2に係る参考情報

参考指標1：預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位：件、億円)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
資金援助の件数	0 (注)	0	0	0	0
金銭贈与	—	—	—	—	—
金銭贈与 (衡平資金援助)	—	—	—	—	—
資産買取	1 (注)	—	—	—	—

(出所)「資金援助実績表(年度別内訳)」(預金保険機構)

(<http://www.dic.go.jp/katsudo/shikinenjo/jisseki-nendo.html>)

(注) 資金援助の件数については、日本振興銀行に係るものを平成23年度に計上している。なお、同行に係る資産買取りは、平成23年度から平成24年度にかけて実行されている。

参考指標 2：預金保険機構等の借入等残高

(単位：億円)

		平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
預金保険機構		28,373	25,855	22,474	21,196	20,897
(内訳)	一般勘定	—	—	—	—	—
	危機対応勘定	4,447	2,693	—	—	—
	金融再生勘定	18,454	18,213	17,969	16,810	16,490
	金融機能強化勘定	5,472	4,949	4,505	4,386	4,407
生命保険契約者保護機構		—	—	—	—	—
銀行等保有株式取得機構		7,500	8,500	8,500	10,500	10,500
(株) 地域経済活性化支援機構		—	—	—	—	—
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構		—	320	450	400	400

(出所) 預金保険機構等の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 3：預金保険機構の資本増強額の状況

(単位：億円)

根拠法	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
旧金融安定化法	1,900	1,900	1,900	1,300	1,300
早期健全化法	4,688	3,883	3,358	1,200	1,200
預金保険法 (102条1項1号措置)	7,117	1,960	—	—	—
金融機能強化法	5,556	4,705	4,875	4,781	4,843
返済額 (年度ごと)	2,623	7,213	2,485	2,958	—

(出所) 預金保険機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 返済額以外については、年度末の残高を記載しています。

参考指標 4：生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位：件、億円)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
資金援助件数	0	0	0	0	0
資金援助額	-	-	-	-	-

(出所) 生命保険契約者保護機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 5：銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移

(単位：億円)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
株式等買取額	1,876	905	499	1,667	1,129

(出所) 「銀行等保有株式取得機構による買取実績」(銀行等保有株式取得機構) (<http://www.bspc.jp/pdf/kaitori.pdf>) を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 買い取った株式等については、引き続き、市中における売却を一時凍結しています。

参考指標 6：株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
事業再生支援決定件数	8	5	18	19	20
特定専門家派遣決定件数	0	19	44	52	37
ファンド設立件数	0	4	15	12	4
特定支援決定件数	—	—	3	21	21

(出所) ㈱地域経済活性化支援機構の資料を基に大臣官房信用機構課で作成。

(注) 平成25年3月17日以前の支援決定件数は、改組前の㈱企業再生支援機構にかかるもの。

参考指標 7：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数の推移

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
再生支援決定件数	167	243	169	93	54

(出所) ㈱東日本大震災事業者再生支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携をとりつつ、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督等を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用や迅速かつ的確な金融危機管理に努めるほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督等を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めることとしています。
	また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことによる金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めることとしています。

財務省政策評価懇談会における意見	
------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	10, 920	10, 739	10, 652	10, 549
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	10, 920	10, 739	N. A.	
	執行額（千円）		9, 561	9, 335	N. A.	

(概要)

金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことによる金融システムの安定の確保を目的とした、事務運営のために必要な経費

(注) 平成28年度「繰越等」、「執行額」等については、平成29年11月に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定） 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定） まち・ひと・しごと創生基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定） まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）（平成27年12月24日閣議決定）
-----------------------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	・預金保険機構等が行う資金調達に対する政府保証枠等 ・預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移 ・預金保険機構等の借入等残高 ・預金保険機構の資本増強額の状況（残高、返済額） ・生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移 ・銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移 ・(株)地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移 ・(株)東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数の推移
-----------------------------------	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことによる金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めました。
------------------------	--

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	平成29年 6 月
-------	-----------	----------	-----------

政策目標 5-1 : 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

上記目標の概要	関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。 (上記目標を達成するための施策) 政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施 政5-1-2 : 特殊関税制度の適正な運用
---------	---

政策目標 5-1 についての評価結果

政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等は、政府の方針に沿うものであり、また、需要者・消費者への影響等を勘案しつつ、他の政策手段とともに、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につなげるためには、重要で必要な取り組みです。 平成29年度関税改正の検討に当たり、内外の市況や国内産業の実情等客観的なデータの収集を行い、国民のニーズの的確な把握に努め、改正作業に活用することや、WTO協定及び国内関係法令に基づいて、不当廉売関税（用語集参照）の課税といった特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用を行うことも、内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等に寄与しています。 また、要望を受け付ける際に客観的情報の提示を求めるとともに、政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求め、関係省庁との協議の際、それらの資料の十分な活用に努める等、効率的な事務運営に努めています。 (平成28年度行政事業レビューとの関係) ・ 輸出入・通関情報処理システム等経費 平成28年度事前分析表において輸出入・通関情報処理システム等経費は当該目標に関連する予算額として記載していますが、当該経費は政策目標 5-3 と共通するものであるため、そちらで記載します。(事業番号0023)

施策	政５－１－１：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政5-1-1-B-1：適切な関税改正の実施		
	目 標	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等を行う。	達成度
	実 績	平成29年度関税改正において、内外経済情勢等を踏まえつつ、 ・平成29年３月31日に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限を延長 ・子ども・子育て支援法による企業主導型保育事業の施行に伴い給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の対象への同事業に係る保育施設を追加、パラ－ニトロクロロベンゼン、玩具等の関税率を無税化 ・平成29年３月31日に適用期限の到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、これらの適用期限を３年延長等 ・平成29年３月31日に適用期限の到来する特定免税店制度及び選択課税制度について、これらの適用期限をそれぞれ３年及び２年延長 ・東京オリンピック・パラリンピック等に向けたテロ対策強化の一環として、旅客及び航空貨物に係る事前報告制度を拡充 ・国税犯則調査手続の見直しを踏まえ、関税法上の犯則調査手続においても電磁的記録に係る証拠収集手続を整備 ・特惠適用実績や諸外国の動向などを踏まえ、特惠関税制度（用語集参照）の全面適用除外措置の対象国の基準を見直し ・申請者の負担軽減等の観点から、不当廉売関税等の課税の求め（申請）に係る要件等を見直し ・入国旅客の利便性の向上を図る観点等から、本邦国際空港等に到着時免税店（保税売店）を設置し、入国旅客が到着時免税店において購入して輸入する外国貨物について、携帯品免税制度を適用 ・生産資材の価格引下げの観点から、承認工場において製造される配合飼料の原料品の対象を拡充 する等の適切な関税改正を実施しました。	○
	（目標の設定の根拠） 関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税の改正を行うことを目標として設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 上記のとおり平成29年度関税改正において、適切な関税改正を実施したため、達成度を「○」としました。 平成29年度における関税率及び関税制度の改正についての答申（平成28年12月8日） http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/ka-na20161208.htm		

施策についての評価		s 目標達成
評 定 の 理 由	(適切な関税改正の実施)	
	関税改正に当たっては、関係府省からの関税改正要望において、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等に関して記載を求めるとともに、関係府省から提出された関税改正要望を精査するにあたり、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響の聴き取りをしました。	
	その後、関税・外国為替等審議会において、平成28年10月から、計4回にわたり検討が重ねられ、同年12月8日、平成29年度における関税率及び関税制度の改正についての答申が取りまとめられ、本答申を踏まえて策定した関税改正案の主要事項を「平成29年度税制改正の大綱」に盛り込みました。	
	これらを踏まえて作成した関税定率法等の一部を改正する法律案を、平成29年2月7日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年3月31日に成立し、同日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されています。	
	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政5-1-1に係る参考情報

参考指標1：特惠関税を適用した輸入額

(単位：10億円)

	平成25年度	26年度	27年度
一般特惠受益国からの輸入額	35,796	36,541	34,369
うち特惠適用輸入額	934	1,037	1,073

※ 確定値による（平成27年度中、28年1月から3月は確報値）

施策	政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用		
	目 標	特殊関税制度の適正な運用を行う。	達成度
	実 績	WTO協定及び国内関係法令に基づき、 ・大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税 ・中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税に関する調査 等において特殊関税制度の適正な運用を行いました。	○
	(目標の設定の根拠) 近年のグローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 上記のとおりWTO協定及び国内関係法令に基づき、特殊関税制度の適正な運用を行ったため達成度を「○」としました。		

	水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税についての答申（平成28年 7 月11日） http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kanb20160711.htm 中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査開始報道発表資料（平成28年9月30日） http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20160930.htm
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。 関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断していきます。 また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行っていきます。 不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行っていきます。 平成30年度予算概算要求にあたっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会における意見	

政策目標に係る予算額	区 分		平成26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	415,728	817,771	517,577	582,420
		補正予算	△ 2,331	△ 94	△3,804	
		繰越等	—	—	—	
		合 計	413,397	817,677	513,773	
	執行額(千円)		361,835	737,318	N. A.	

(概要) 関税制度等の企画及び立案や、その基礎データとなる貿易統計等を作成するための貿易統計業務機能の開発・運用等に係る経費です。 (注) 平成28年度「執行額」等については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	平成29年度税制改正大綱（平成28年12月22日閣議決定）
--	--------------------------------------

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	特になし
--	-------------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	(適切な関税改正の実施) 関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断しました。 また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行いました。 (特殊関税制度の適正な運用) 不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行いました。
--------------------------------	---

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施時期	平成29年 6 月
--------------	---------------	-----------------	------------------

政策目標 5-2：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

上記目標の概要	自由貿易の推進は我が国の対外経済政策の柱であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があるというのが、政府全体としての基本的立場であること、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、成長戦略の重要な柱の一つとして掲げられた「経済連携の推進」は、その後の改訂においても、引き続き主要な施策として取り組むこととされ、第190回国会総理大臣施政方針演説（平成28年1月22日）においても経済連携交渉の加速が取り上げられていること、さらに、税関分野における貿易円滑化は日本企業の海外展開を支援することとなること等から、上記の内容を政策目標として設定しています。 財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO（世界貿易機関）（用語集参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。 また、貿易ビジネス環境の改善を通じて我が国企業の国際競争力の強化を図り、我が国経済の成長力を強化していく観点から、WCO（世界税関機構）（用語集参照）、JICA（国際協力機構）及びMDBs（国際開発金融機関）とも連携しつつ、各国の貿易円滑化を積極的に推進し、具体的な成果を追求していきます。 さらに、現在、WCO等の国際機関をはじめ、APEC（アジア太平洋経済協力）（用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者利便の向上、我が国社会の安全・安心の確保等にも貢献するものと考えられます。 貿易大国である我が国としては、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びEPA等において、税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みます。 （上記目標を達成するための施策） 政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進 政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進
-----------------------	--

政策目標 5-2 についての評価結果

政策目標についての評価	A 相当程度進展あり
評価の理由	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。 施策5-2-1の評価は「s 目標達成」、施策5-2-2の評価は「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等)
	国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進は引き続き必要です。
	平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定は、貿易規則の透明性の向上、税関手続の迅速化・簡素化を通じて世界貿易の促進に資するものであり、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化につながるものです。政府全体として同時並行的に交渉を行っているEPAは、貿易・投資の拡大を通じた我が国経済の活性化に資するものです。
	また、ASEAN諸国を中心として、相手国税関の支援ニーズ等を踏まえた技術協力を実施し、貿易円滑化の推進に積極的に貢献しています。これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。
	また、上記施策に効率的に取り組むため、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。

施策	政5－2－1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進		
	目 標	WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行います。	達成度
	実 績	WTO貿易円滑化協定の未受諾の加盟国に対し受諾を促すなどの取組を行い、平成29年2月に同協定が発効しました。また、日EU・EPA、RCEP等の経済連携交渉の推進に取り組みました。またTPP協定については、平成28年12月の国会承認、整備法案の可決・成立を経て、平成29年1月、国内手続の完了に関する寄託国ニュージーランドへの通報が行われました。	○
	(目標の設定の根拠) 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進という政府全体の取組に財務省として貢献するため目標として設定しました。		
	(目標の達成度の判定理由) 上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。		
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

参考指標 1：日本の貿易総額に占める E P A 締結国・地域の割合【再掲（総 5－2）（1）】

参考指標 2：E P A 交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

① W T O における取組

平成 13 年に開始された W T O ドーハ・ラウンド交渉（用語集参照）については、全体として合意に至ることが容易でない状況が続いていましたが、平成 27 年 12 月にケニア・ナイロビで開催された第 10 回 W T O 閣僚会議においては、農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む閣僚宣言が採択されました。また、情報技術協定（用語集参照）の品目拡大交渉が妥結するなど一定の成果がありました。

ドーハ・ラウンド交渉の一分野である貿易円滑化については、平成 26 年 11 月の W T O 一般理事会において「貿易円滑化協定に関する改正議定書」が採択され、平成 29 年 2 月に 3 分の 2 以上の加盟国が受諾し、本協定は発効しました。各 W T O 加盟国がこの協定を実施することにより、貿易規則の透明性の向上、税関手続の迅速化・簡素化等を通じて世界的な貿易の拡大に向けた大きな効果が期待できます。

日本は平成 27 年 6 月に国会承認を得て同協定を受諾しました。また、協定の早期発効に向け、財務省は、未受諾の加盟国に対し受諾に向けた取組を促すなどの取組を行いました。

② 経済連携の推進に係る取組

経済連携の推進については、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、「T P P の速やかな発効及び参加国・地域拡大に向けて取り組むとともに、日 E U ・ E P A、R C E P、日中韓 F T A などの経済連携交渉を、戦略的に、かつスピード感を持って推進する。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す」こととしています。

こうした政府全体としての方針を踏まえ、平成 28 年度においては、T P P 協定は、平成 28 年 12 月に国会で承認され、整備法案が可決・成立、関係政省令の整備を経て、同協定の国内手続が完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに通報が行われました。なお 1 月 30 日、米国は他の署名国に対し、T P P からの離脱を表明しました。今後の T P P の進め方については、各国が緊密に連携していきます。平成 28 年度以前に交渉開始していた E P A のうち、E U、R C E P、中韓、トルコ等との E P A については、交渉会合等を開催しました。

平成 28 年度における各 E P A の主な交渉実績は以下のとおりです。

○ 日 E U ・ E P A

計 2 回の交渉会合（第 16 回～第 17 回）を開催。

○ R C E P

閣僚会合及び計 6 回の交渉会合（第 12 回～第 17 回）を開催。

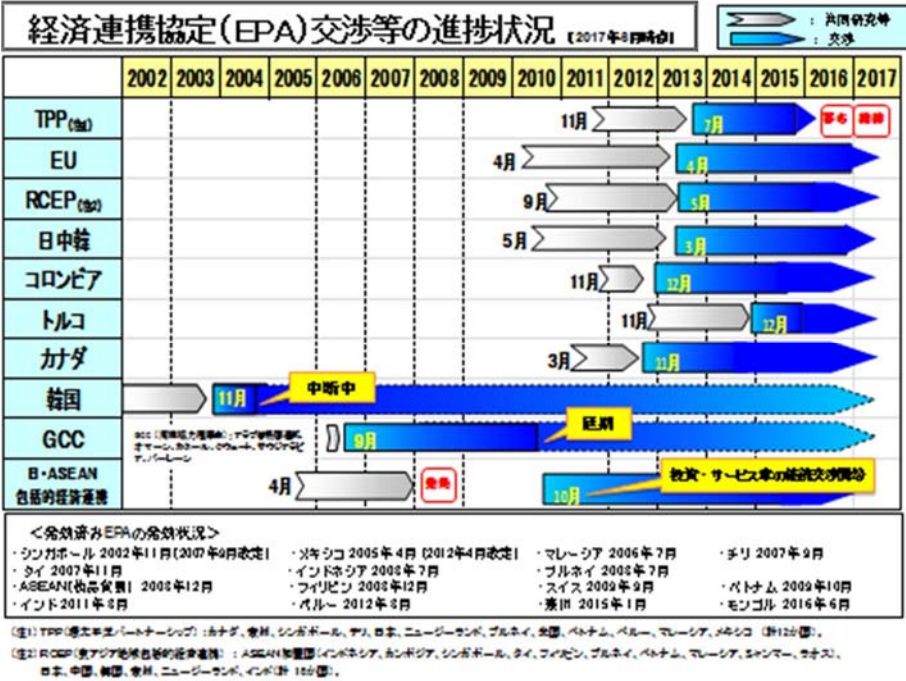
○ 日中韓 F T A

計 2 回の交渉会合（第 10 回～第 11 回）を開催。

○ 日トルコ E P A

計 2 回の交渉会合（第 5 回～第 6 回）を開催。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況 (平成 29 年 6 月現在)



施策

政 5－2－2：税関分野における貿易円滑化の推進

測定指標
(定量的な指標)

[主要]政 5-2-2-A-1：税関相互支援協定等の締結数

(単位：国・地域)

年 度	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	達成度
目標値	前年より増加	前年より増加	前年より増加	前年より増加	32	△
実績値	24	26	28	30	31	

(目標値の設定の根拠)

税関相互支援協定（用語集参照）等の締結数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができることを踏まえ、交渉中のブラジル、ノルウェーなど各国・地域との締結をめざし、目標値として「32」か国・地域と設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

平成 28 年 9 月にノルウェーとの税関相互支援協定を締結し、「31」となりました。目標値の「32」には達しなかったものの、ブラジル・メキシコについては、政府間で平成 28 年中に実質合意に至った後、締結に向け両国で必要な手続を行っているほか、平成 29 年 4 月にはロシア当局との貿易円滑化・税関協力覚書に署名、ベルギー当局との交渉については内容につき合意に至り署名に向けた調整を行っています。また、これまで締結に向けた取組が必ずしも十分ではなかった地域の国も含め、各国との締結に向けた交渉を開始するなど、交渉が大きく進展している等目標までの差が僅かであると認められることから、達成度を「△」としました。

測定指標（定性的な指標）	政5-2-2-B-1：税関分野における貿易円滑化の推進		
	目 標	税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。	達成度
	実 績	関税技術協力については、平成28年度に67ヵ国から393名の受入、28ヵ国へ223名の派遣を実施し、特に、ミャンマーに対しては、平成28年11月に運用が開始された通関システムの導入支援を行いました。 APECにおいては、貿易・渡航円滑化や水際取締の強化に向けたキャパシティビルディング（途上国の能力構築）支援の実施を通じ、貿易円滑化及び地域経済統合等の実現に向けて積極的に貢献しました。 ASEM（用語集参照）においては、AEO制度（用語集参照）及び乗客予約記録（PNR）（用語集参照）に関する取組のアジア側コーディネーターを務め、ASEM域内における貿易・渡航円滑化の促進に貢献しました。 平成27年10月に約4年ぶりに開催された日中韓3ヵ国関税局長・長官会議の結果を踏まえ、平成28年度は密輸情報、知的財産、AEO等、様々な分野における実務レベルの協力を推進し、また平成28年11月に日韓税関協力会議、平成29年1月に第8回日EU税関協力合同委員会を開催し、税関間の更なる協力強化について意見交換を行いました。さらに、新たにノルウェーとの間で税関相互支援協定を締結したことで、貿易円滑化の推進に貢献しました。	○
	（目標の設定の根拠） 税関分野における貿易円滑化の推進は、我が国による技術協力をはじめとしたこれらの取組への貢献により達成されるものであるためです。 （目標の達成度の判定理由） 税関分野における貿易円滑化の推進に向けて、目標に掲げる各取組を着実に実施しましたので、達成度は「○」としました。		
施策についての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	測定指標「税関相互支援協定等の締結数」は目標値に達しませんでしたでしたが目標までの差が僅かであると認められます。 ASEAN諸国を中心に、相手国の支援ニーズ等を踏まえつつ、税関行政の近代化のための技術協力を実施し、ミャンマーでの通関システムの運用開始等、アジアにおける貿易円滑化に大きく貢献しました。このほか、WCOをはじめとする国際機関等での枠組、第8回日EU税関協力合同委員会や日中韓3ヵ国関税局長・長官会議など地域協力の枠組において、貿易円滑化の推進に貢献しました。 以上のとおり、測定指標が「○」及び「△」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

政5-2-2に係る参考情報

① 途上国の税関行政近代化への取組

途上国の税関行政の近代化を通じ、国際貿易の円滑化を図るとともに、安全・安心な社会を実現する見地から、地理的・経済的な関係性が深いASEAN諸国を中心に、関税分類、関税評価、原産地規則（用語集参照）、事後調査、リスク管理、通関システム、AEO制度（用語集参照）等の貿易円滑化に資する分野にお

いて、相手国税関の支援ニーズを的確に把握した上で、受入研修及び短期専門家派遣等により、きめ細かな技術協力を実施しました。その成果についても、定期的な検証を行い、技術協力の計画・内容に反映しました。

特に、日本の優れた通関システムであるNACCS（用語集参照）をベースとした通関システムの導入に向けた支援については、ベトナムにおいて、平成26年6月末に全国展開を完了し、更に有効活用するための支援を行いました。ミャンマーでは、平成28年11月中のシステム運用開始に向けた支援に加え、導入後も引続き安定的な運用のための支援を行いました。WCOにおいては、我が国はWTO貿易円滑化協定に関する作業部会での議論に参画したほか、WCOが行う同協定の実施を推進するための途上国支援活動に対して、人材面（専門家の派遣）や資金面（拠出金の活用）での支援を行いました。

（参考）平成28年度における研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

- 受入研修 コース数 34
- 受入研修 受入人数 393
- 専門家派遣 案件数 81
- 専門家派遣 派遣人数 223

（出所）関税局参事官室（国際協力担当）調

（参考）改正京都規約（用語集参照）に係る締約国数 102 か国（平成29年3月現在）

② 税関当局間の情報交換等に関する取組

不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品（用語集参照）等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国・地域の税関当局との間で関連する情報の交換に積極的に取り組みました。また、税関相互支援協定及び税関当局間取決めの締結にも積極的に取り組みました。また、EPA交渉中の国について、双方のニーズ・権限等を踏まえ、税関の相互支援に係る規定をEPAに盛り込む取組も実施しました。

平成28年度においては、平成28年9月にノルウェーとの間で税関相互支援協定を締結しました。

（参考）税関相互支援協定等の現状（平成29年3月現在）

署名・発効済 (31 か国・地域)	○税関相互支援協定（11 か国・地域） 米国（1997年6月）、韓国（2004年12月）、中国（2006年4月）、EU（2008年2月）、ロシア（2009年5月）、オランダ（2010年3月）、イタリア（2012年4月）、南アフリカ（2012年7月）、ドイツ（2014年12月）、スペイン（2015年5月）、ノルウェー（2016年9月） ○経済連携協定関連（注）（17 か国） シンガポール（2002年11月）、マレーシア（2006年7月）、タイ（2007年11月）、インドネシア（2008年7月）、ブルネイ（2008年7月）、フィリピン（2008年12月）、スイス（2009年9月）、ベトナム（2009年10月）、インド（2011年8月）、ペルー（2012年3月）、オーストラリア（2015年1月）、モンゴル（2016年6月）、TPP（※）（2016年2月署名） （※）TPP参加国：オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム ○税関当局間取決め（7 か国・地域） オーストラリア（2003年6月）、ニュージーランド（2004年4月 2014年6月改訂）、カナダ（2005年6月）、香港（2008年1月）、マカオ（2008年9月）、フランス（2012年6月）、英国（2013年6月）
----------------------	---

（出所）関税局参事官室（国際交渉担当）調

（注）EPAの条文の中に税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの。

評価結果の反映	以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。
	多角的自由貿易体制の維持・強化については、貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組みにも貢献していきます。
	経済連携の推進については、日EU・EPA、RCEP等の経済連携交渉に引き続き積極的に取り組んでいきます。
	税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の締結数については目標値に達していないことから、内容につき実質合意に至っている協定等につき、締結に向けた必要な手続の着実な実施、進行中の交渉の推進・新規の交渉の開始などにより、締結数の増加に努めます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。
	また、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。
	平成30年度予算概算要求にあたっては、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	○ 税関や徴税の仕組みを新興国に導入することは、新興国に対してソフトパワーを持つという意味で意義のある取組である。導入を効率的かつ生産性高く行うために、日本の仕組みを標準化、言語化するとよいのではないかと。
------------------	---

政策目標に係る予算額	区 分		平成26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	40,279	54,031	52,709	49,162
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	40,279	54,031	N. A.	
	執行額(千円)		11,798	40,681	N. A.	

(概要)	
多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。	
(注) 平成28年度「繰越等」、「執行額」等については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。	

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第190回国会 総理大臣施政方針演説（平成28年1月22日） インフラシステム輸出戦略（平成28年5月23日改訂） 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定） 総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定） 第191回国会 総理大臣施政方針演説（平成29年1月22日）
---------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	多角的自由貿易体制の維持・強化については、貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組みにも貢献しました。 経済連携の推進については、日EU・EPA、RCEP等の経済連携交渉に引き続き積極的に取り組みました。 税関分野における貿易円滑化の推進については、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。 また、WCOをはじめとする国際機関等枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。 平成29年度予算概算要求にあたっては、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。
---------------------------------------	---

担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	政策評価実施時期	平成29年 6 月
---------------------	---	------------------------	------------------

政策目標 5-3 : 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

上記目標の概要	経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。 急成長するアジア圏の需要を取り込み、我が国の経済活性化につなげていくため、貿易円滑化を推進することが要請されています。 一方、世界的な物流の拡大・複雑化に伴う密輸手口の巧妙化を背景に、不正薬物、銃器をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。 これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。 (上記目標を達成するための施策) 政 5-3-1 : 関税等の適正な賦課及び徴収 政 5-3-2 : 社会悪物品等の密輸阻止 政 5-3-3 : 税関手続における利用者利便の向上 政 5-3-4 : 税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上 政 5-3-5 : 税関行政に関する情報提供の充実
----------------	--

政策目標 5-3 についての評価結果

政策目標についての評価 A 相当程度進展あり

評価の理由	施策「政 5-3-3 税関手続における利用者利便の向上」について、「b 進展が大きくない」とされましたが、これは、主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」の一部の達成度が「×」であったことによるものでした。一方で、当該指標は、施策「政 5-3-3」の評価の理由に記載のとおり、不正薬物の密輸取締りや公平かつ適正な課税の確保を目的として税関が利用者に対して厳正に対処する必要もあり、「利用者満足度」の観点からは常に良い評価を得られるとは限らない側面があり、さらに、他の主要な測定指標はすべて達成度が「○」であり、他の重要性の高い施策が「s 目標達成」または「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 政策目標 5-3 は、適正な課税と厳格な水際取締りを確保しつつ、貿易の円滑化を図るという、税関の使命を達成する上で、非常に重要な取組であり、引き続き、本目標に資する有益な施策に取り組んでいくべきものと考えています。 適正な関税等の賦課及び徴収の確保のため、申告誤りといった非違事案の捕捉に取り組むとともに、事後調査を活用した適正な課税に努めているほか、事前教示制度(用語集参照)を的確に運用しています。さらに、社会悪物品等の密輸阻止のため、取締・検査機器の使用状況等に応じた更新時期の延長や配備替えなどによる有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施しています。 加えて、利用者利便の向上を図るために、制度の改善に取り組むとともに、制度が活用されるよう十

分な情報提供に努めています。

（平成28年度行政事業レビューとの関係）

・ 輸出入・通関情報処理システム等経費

「システムの安定稼働を前提とし、引き続き、運用経費について、入札における更なる競争性の確保を図るなど、コストの削減に努める。また、ソフトウェアの機能統合に向け、機器の構成や運用体制の見直しを図るなど、コストの削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、税関ネットワークに係る通信専用料について、回線容量及びネットワーク構成を見直すことにより削減を図りました。（反映額：▲50百万円）（事業番号023）

・ 税関監視艇整備運航経費

「引き続き、密輸リスクの高い地域への重点配備により効果的・効率的な水際取締りが行えるよう、能力向上も踏まえた中長期的な配備を検討する。また、監視艇の建造及び運航経費について、引き続き、入札における競争性の確保を図るなど、コスト削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、耐用年数満了による更新予定の監視艇のスペックを見直すことにより、建造費の削減を図りました。（反映額▲30百万円）（事業番号024）

・ X線検査装置整備等経費

「引き続き、貨物の取扱量や使用実績などの稼働状況等を的確に把握し、機器の計画的かつ効果的・効率的な配備・活用に努めるとともに、機器の更新に当たっては、最新の技術動向を踏まえるとともに、法定耐用年数等にとらわれることなく、使用状況等を勘案し使用期間を延長するなど、コストの削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、車載式不正薬物・爆発物探知装置（TDS）の更新にあたり、車両を継続利用し、機器のみを更新することによる削減及び執行状況を踏まえた維持管理経費の削減を図りました。（反映額▲10百万円）（事業番号025）

・ 大型X線検査装置整備等経費

「ランニングコストの見直しや入札手続の改善等により、引き続きコストの削減に努める。また、機器配備の適正性を高める努力を継続する。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、大型X線検査装置に係る維持管理経費の削減を図りました。（反映額▲0.3百万円）（事業番号026）

・ 埠頭監視カメラ整備等経費

「引き続き、リスク分析の定量化、監視手段の機能面の検討を行い、適正配置と最新鋭化に努め、効果的・効率的なシステムの運用に取り組む。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、埠頭監視カメラについて、既存機器の再リースを活用することによる削減を図りました。（反映額▲13百万円）（事業番号027）

・ 麻薬探知犬整備等経費

「引き続き、麻薬探知犬の育成過程の効率化に向けた知見の集約に努めるとともに、育成コストの削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、麻薬探知犬に係る経費の執行状況を鑑みて、維持管理経費の削減を図りました。（反映額▲0.02百万円）（事業番号028）

施策	政5－3－1：関税等の適正な賦課及び徴収								
測定指標（定量的な指標）	政5-3-1-A-1：事前教示制度の運用状況（一定期間内で回答した割合（単位：％、日））								
	年 度		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度	
	文書による回答（％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	○	
		実績値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9		
	平均処理日数（日）	目標値	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	○	
		実績値	13.2	13.0	13.3	13.1	13.0		
	口頭による回答（％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	△	
		実績値	99.7	99.8	99.9	99.9	99.8		
	（注）各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数（処理日数）が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日回答できない場合を除く。）以内であったものの割合。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均。 （目標値の設定の根拠） 輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度（事前教示制度）があります。 輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 各税関の困難事例に対する統一的解釈の確保、進捗管理を適切に実施することにより、事前教示制度の運用の効率化を図り、回答の早期化に努めました。こうした取組の結果、文書による回答のうち30日以内に回答した割合について目標を達成し、平均処理日数についても13.0日と迅速な回答を行い、目標を達成したことから、これらの項目の達成度は「○」としました。 他方、口頭による回答のうち即日回答した割合については、回答に慎重な検討を要する照会があり、目標値を下回ったため達成度は「△」としましたが、目標値との差は僅差でした。								
	策 施	[主要]政5-3-1-B-1：輸入（納税）申告の適正性の確保[新]							
測定指標（定性的な指標）	目標	関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。						達成度	
	実績	税関において、輸入（納税）申告された貨物の品目分類、課税価格及び原産地等が適正かどうかを審査・確認し、疑義がある場合には貨物の検査や分析を行いました。その結果、申告誤りを発見した場合には輸入者に申告を修正するよう懲通しました。主な具体例としては、 ①輸入申告時に提出された書類の審査において、分類決定の根拠となる貨物の材質等が不明であったことから、貨物確認を実施したところ、申告された						○	

	実績	貨物の品目分類と適正な品目分類が異なっていることが判明しました。 そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を懲慥しました。 ②輸入申告時に提出された書類の審査において、製造方法等に疑問を感じたことから貨物確認を実施し、分析を行ったところ、書類に記載されている成分と実際の成分が異なっていることが判明しました。そのため、適正な品目分類に変更し、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を懲慥しました。 また、通関業者に対する定期的な立入調査のほか、通関業者の経営者等に対し、申告誤りの発生状況に応じた原因究明と再発防止策を検討させたうえで、コンプライアンス体制の整備について助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。	
	（目標の設定の根拠） 関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督等の取組によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 申告時や輸入許可後に申告内容の適正性を的確に確認するとともに、通関業者・通関士に対して適切に指導・監督等を実施することができたため、達成度は○としました。		
	施策についての評価	a 相当程度進展あり	
評価の理由	測定指標「事前教示制度の運用状況」について、文書による回答のうち30日以内に回答した割合及び平均処理日数は目標を達成したものの、口頭による回答のうち即日回答した割合は目標を僅かに下回りました。また、主要な測定指標「輸入（納税）申告の適正性の確保」については、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督等に努めました。 以上のとおり、測定指標に「△」があるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

政 5－3－1 に係る参考情報

参考指標 1：関税等の徴収額（国税全体に対する割合を併記）

（単位：億円、％）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
収納額	57,816	65,151	89,028	85,768	N.A.
国税全体に対する割合	12.3	12.7	15.4	14.3	N.A.

（出所）関税局業務課調

（注1）収納額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、石油石炭税、揮発油税及び地方揮発油税（地方道路税）、石油ガス税並びにとん税及び特別とん税の徴収額を合算したもの。

（注2）国税全体に対する割合：税関による関税等の収納額／租税及び印紙収入（国税）。

（注3）平成28年度実績値は、29年8月以降にデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 2：関税等の滞納整理中の税額

(単位：百万円)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
滞納整理中の税額	52,505	77,257	72,305	79,500	84,181

(出所) 関税局業務課調

(注) 関税、消費税等を合算した年度末における総滞納税額

参考指標 3：審査・検査における非違発見件数

(単位：件数)

年 度	平成24年度 (平成20～24年度 平均)	25年度 (平均21～25年度 平均)	26年度 (平成22～26年度 平均)	27年度 (平成23～27年度 平均)	28年度 (平成24～28年度 平均)
実績値	88, 221	100, 560	104, 660	105, 267	102, 215

(出所) 関税局業務課調

(注) 当該年を含めた過去5年間の審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数の1年間あたりの平均値。

参考指標 4：輸入事後調査実績

(単位：件、百万円、%)

事務年度(7～6月)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施件数	4, 960	3, 614	3, 545	4, 302	N. A.
不足申告価格	163, 997	88, 818	108, 254	152, 135	N. A.
非違の割合	68. 6	67. 2	66. 7	69. 2	N. A.

(出所) 関税局調査課調

(注1) 輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

(注2) 不足申告価格については、非違に係る申告漏れ課税価格。

(注3) 非違の割合については、非違発見件数(実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数)／実施件数。

(注4) 平成28年度(事務年度)実績値は、29年7月以降にデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 5：通関業者の業務の運営状況(通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数)

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
許可件数	47	40	46	27	31
総数	1437	1456	1473	1478	1490
処分件数	1	1	2	0	4

(出所) 関税局業務課調

(注1) 許可件数：年度内に通関業の許可を与えた件数。

(注2) 総数：各年度末における通関業許可件数。

(注3) 処分件数：通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

参考指標 6：保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数

(単位：件)

事務年度(7～6月)	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
非違発見件数	101	92	95	116	N.A.
処分件数	4	4	7	9	N.A.

(出所) 関税局監視課調

(注1) 非違発見件数：保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為(非違)を発見した件数。

(注2) 処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度(回数、実行行為者等)によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

(注3) 平成28年度(事務年度)実績値は、29年7月以降にデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定。

測定指標
(定量的な指標)

施策 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止							
政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合 (単位：%)							
年 度		平成24年度 (20年～24 年平均)	25年度 (21年～25 年平均)	26年度 (22年～26 年平均)	27年度 (23年～27 年平均)	28年度 (24年～28 年平均)	達成度
不正薬物	目標値	増加	増加	増加	増加	増加	—
	実績値	62.9	71.3	75.4	78.0	N. A.	
うち覚醒剤	目標値	増加	増加	増加	増加	増加	
	実績値	96.5	97.9	99.8	99.3	N. A.	
(注1) 国内全押収量に占める税関関与分の割合。当該年を含めた過去5年間の平均値。(注2, 3) (注2) 当該年を含めた過去5年間ににおける不正薬物(覚醒剤、大麻、あへん、麻薬類(ヘロイン、コカイン))の国内全押収量(厚生労働省統計)中、税関押収量(税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量)の占める割合。 (注3) 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。 (目標値の設定の根拠) 具体的な数値目標の設定は困難ですが、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において社会悪物品等の輸出入が禁止されている物品に対する厳格な取締りを行う必要があることから、目標値を「増加」としました。 (目標の達成度の判定理由) 平成28年における国内全押収量の把握が10月頃となる予定であるため、その把握後、平成24年～28年の平均実績値を算出し、平成29年度実績評価書に記載します。							
政5-3-2-A-2：事前選定による検査の割合 (単位：%)							
年 度		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
目標値		—	増加	増加	増加	増加	△
実績値		—	22.1	24.8	24.3	24.1	
(目標値の設定の根拠) 我が国へ到着する海上貨物の検査においては、輸入申告前に検査対象貨物の選定(事前選定)(用語集参照)を行い、重点的な取締りを行っています。今後は、事前選定する際に用いている情報を精緻化し、より一層活用していくこととしているため、目標値を「増加」としました。 (目標の達成度の判定理由) 平成28年度においては、事前選定による検査は、前年の実績よりも大幅に増加しているものの、海上貨物の検査はそれ以上に増加し、事前選定による検査の割合の実績値は目標値を下回りましたが、目標値との差が僅差であったことから達成度は「△」としました。							

測定指標（定性的な指標）	[主要]政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施		
	目 標	社会悪物品等の密輸を阻止するため、厳正な水際取締りを実施します。	達成度
	実 績	入国者数の増加や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた水際対策を強化するため、X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等の取締・検査機器の整備を行い、積極的に活用しました。 社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関との連携を積極的に図る必要があるところ、平成28年度には、関係機関との合同訓練を324件実施するとともに、密輸事犯を摘発した際には積極的に情報交換・犯則調査を実施するなど国内関係機関との連携を強化しました。また、ノルウェーと新たに税関相互支援協定を締結するなど、海外からの情報収集にも積極的に取り組みました。 さらに、航空機旅客については、乗客予約記録（PNR）の電子的取得を進め、ほぼすべての航空会社から電子的PNRを取得し、それを分析・活用する等、情報の収集・活用を進め、効率的かつ効果的な取締りを行いました。 取締・検査機器の有効活用等による水際取締りの結果、平成28年における不正薬物全体の押収量は前年を上回りました。	○
	（目標の設定の根拠） 税関においては、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する水際取締りの厳格な実施を行うことを目標として設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 上記のとおり、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締を実施したことから、達成度を「○」としました。		
	施策についての評価	a 相当程度進展あり	
評 定 の 理 由	主要な測定指標「密輸入事犯に対する水際取締りの厳格な実施」については、各種取締・検査機器やPNR等の事前情報を活用した効果的・効率的な水際取締りに努めるとともに、合同取締りや犯則事件の共同調査等を通じて国内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、情報交換を積極的に推進しました。他方、「事前選定による検査の割合」については、目標値をわずかに下回りました。なお、平成28年度の「不正薬物の水際押収量の割合」はまだ確定していませんが、平成28年における不正薬物全体の押収量は前年を上回りました。 以上のとおり、確定している指標について、主要な測定指標が「○」、その他の測定指標が「△」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

政５－３－２に係る参考情報

参考指標１：不正薬物等の密輸事犯の摘発実績

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
不正薬物	308件 626kg 16千錠	382 1,007 27	390 630 11	1,896 519 8	892 1,649 3
覚醒剤	141件 482kg	154 859	174 549	83 422	104 1,501
銃砲	3件 4丁	4 6	3 4	5 5	4 4
偽造カード等	— —	— —	6件 147枚	6 147	13 3373
ワシントン条約 該当物品（輸入 差止件数）	627件	421	545	728	723
知的財産侵害物品 （輸入差止件数）	26,607件	28,135	32,060	29,274	26,034
盗難車両（輸出 申告時における 摘発件数）	84件 136台	61 91	42 60	34 55	23 34

（出所）関税局調査課、業務課調

（注１）偽造カード等とは、偽造クレジットカード及び偽造クレジットカード作成用のプラスチックカード（いわゆる生カード）をいう。

（注２）ワシントン条約とは、国際取引によって生存を脅かされている又は絶滅してしまう恐れのある野生動植物を保護することを目的とした条約で、同条約で輸出入の規制の対象となっている動植物を輸入するには、条約で定めた機関の発行する書類が必要である。

参考指標２：航空機旅客等による不正薬物の密輸事犯の摘発件数

（単位：件）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
不正薬物	130件 269kg 45錠	135 314 30	171 275 162	107 110 73	176 106 83
覚醒剤	84件 204kg	104 304	126 246	37 84	53 79

（出所）関税局調査課調

（注）航空機旅客等には、航空機乗組員を含む。

参考指標３：知的財産侵害物品に係る差止申立等件数

（単位：件）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
輸入差止申立件数	715	764	742	733	693

（出所）関税局業務課調

（注）各年12月31日時点において有効な輸入差止申立件数

参考指標４：輸出事後調査実績（実施件数）

（単位：件）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
実施件数	657	655	638	577	545

（出所）関税局調査課調

参考指標 5：関係機関との連携・情報収集の実績

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国内関係機関からの情報入手件数	200	156	176	277	238
密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	188	178	185	202	167
国内関係機関との合同取締・犯則調査件数	5,357	4,288	4,411	4,609	4,817

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

(注2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

(注3) 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

(単位：件)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
外国関係機関との情報交換件数	13,994	15,700	21,123	13,389	14,518
密輸防止に関する覚書に基づく通報件数	3,001	2,875	3,238	3,337	2,870

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 外国関係機関との情報交換件数については、外国税関（含む在京アタッシェ）、WCO、RILO等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。

(注2) 密輸防止に関する覚書に基づく通報件数については、「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

参考指標 6：大型X線検査装置による検査指数

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
大型X線検査装置による検査指数	83	80	81	80	90

(出所) 関税局監視課調

(注1) 大型X線検査装置による検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指数を測定する（各年度の指数の測定にあたっては、当該年度に更新等のため稼働停止している装置を除いたうえで18年度の検査件数を修正している）。

(注2) 全国13港16箇所に設置されている大型X線検査装置は、平成18年3月までに設置された。

測定指標（定量的な指標）	施策 政５－３－３：税関手続における利用者利便の向上							
	政5-3-3-A-1：事業者のＡＥＯ制度利用状況（ＡＥＯ事業者新規承認数）							（単位：者）
	年 度		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値		30	40	30	30	30	○
	実績値		47	32	33	44	38	
	（目標値の設定の根拠） ＡＥＯ制度とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度です。制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることによって、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化を両立させるための指標であり、目標値は、近年の実績値を踏まえ、設定しました。							
	（目標の達成度の判定理由） 全体としてＡＥＯ事業者の増加のための努力を行ったこと、特に、「輸出入申告官署の自由化」の実施を控え、通関業者からのＡＥＯ認定取得についての相談が増加し、税関においても個々の事業者の実情に応じた指導・助言等に努めた結果、ＡＥＯ事業者、とりわけＡＥＯ通関業者の新規承認数が増加し、目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。							
	（注）平成28年度末現在のＡＥＯ事業者数は、609者（うち輸出者240者（貿易額シェアは57.2%）、輸入者91者（貿易額シェアは13.4%）、倉庫業者127者、通関業者144者（者数シェアは15.5%、輸出入申告件数シェアは52.9%）、運送者7者）。							
	[主要]政5-3-3-A-2：輸出入通関における利用者満足度（上位３段階及び４段階）							（単位：％）
	年 度		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	輸出入者 （上位３段階）	目標値	60.0	60.0	—	—	65.0	×
		実績値	50.0	58.3	60.1	56.2	56.5	
	輸出入者 （上位４段階）	目標値	—	—	維持	維持	維持	○
		実績値	96.1	96.2	95.8	94.0	97.1	
	通関業者 （上位３段階）	目標値	75.0	75.0	—	—	75.0	×
		実績値	74.1	74.1	72.6	68.4	70.3	
通関業者 （上位４段階）	目標値	—	—	維持	維持	維持	△	
	実績値	93.1	97.4	97.3	97.1	95.9		
（注）輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの７段階評価で、アンケート調査したものです。								
（参考）利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適切な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があることから、それらのバランスを考慮して、上位３段階及び４段階で評価することとしました。								

	(目標値の設定の根拠) 輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標であり、上位4段階の指標については、近年の実績値が95%以上であることを踏まえ、平成27年度の実績値を維持、上位3段階の指標については、近年の実績値を上回る目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 輸出入者に係る上位3段階の実績値は前年度実績値を上回ったものの目標値を下回ったため「×」としましたが、上位4段階の実績値は目標値を上回ったため、達成度は「○」としました。一方、通関業者に係る上位3段階の実績値は前年度実績値を上回ったものの目標値を下回りましたので「×」としましたが、上位4段階の実績値は、目標値を下回ったものの目標値(前年度実績値)との差は僅かであり、引き続き95%以上という高い水準であったため、達成度は「△」としました。	
	施策についての評価	b 進展が大きくない
評価の理由	主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」については、測定指標欄「(参考)」にも記載した通り、不正薬物の密輸取締りや公平かつ適正な課税の確保を目的として税関が利用者に対して厳正に対処する必要もあり、「利用者満足度」の観点からは常に良い評価を得られるとは限らない側面があるなかで輸出入者及び通関業者(上位3段階)については目標値を下回ったものの輸出入者(上位4段階)については高水準を得られました。しかしながら、前年度実績を上回ってはいるものの目標値に届かず達成度を「×」とした指標があることから、「b 進展が大きくない」としました。	

政5-3-3に係る参考情報

参考指標1：旅具通関に対する利用者の評価

(単位：%)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
評価 (上位4段階)	96.8	97.1	97.4	96.5	96.6

(出所) 関税局監視課調

(注) 入国者に対し、旅具通関(用語集参照)手続等について、「大変良い」から「大変悪い」の7段階評価で、アンケート調査したものです。

参考指標2：輸入通関における平均所要時間

(単位：時間)

		20年度 (H21.3実施)	23年度 (H24.3実施)	26年度 (H27.3実施)
平均所要時間	海上	3.1	2.6	2.4
	航空	0.4	0.3	0.3

(出所) 関税局業務課調

(注1) 調査を実施した年度のみ計上している。

(注2) 目標年度(調査実施年度)は、今後の状況により変更する場合がある。

施策	政５－３－４：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政5-3-4-A-1：NACC Sの運用状況（システム稼働率）						(単位：％)
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値	99.99	99.99	99.99	99.99	99.99	○
	実績値	99.99	99.99	100.00	100.00	99.99	
	(目標値の設定の根拠)						
	NACC Sは我が国の国際物流の基幹システムであるため、NACC Sの運用状況によって我が国の国際物流に多大な影響を及ぼすこととなります。システム障害によって円滑な国際物流を阻害しない範囲は年間稼働時間の1時間程度と考えられることから、年間のシステム稼働率99.99%とします。年間稼働時間の0.01%のシステム障害が発生するとシステム停止時間は1時間弱(24時間(分換算)×365日×0.01%=52.56分)となっています。						
	(目標の達成度の判定理由)						
システム障害時に迅速な復旧を確保するため、障害対応訓練の実施及び障害対応マニュアルの点検を行い、システムの安定的な稼働に努めました。その結果、業績指標として設定したシステム稼働率については99.99%となり、実績値が目標値に達したことから、達成度は「○」としました。							
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。						

政５－３－４に係る参考情報

参考指標１：NACC Sの利用状況（システム処理率）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
システム処理率	98.1%	98.4%	98.5%	98.5%	98.8%

（出所）関税局総務課事務管理室調

（注）（NACC Sにより処理された輸出入申告件数）／（税関への全輸出入申告件数（輸出入申告件数には、輸出入許可、蔵入承認件数、移入承認件数、総保入承認件数及び積戻し件数を含む））

施策

政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実

測定指標
(定量的な指標)

政5-3-5-A-1：税関ホームページへのアクセス状況

(単位：者)

年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
目標値	1,450,000	増加	2,500,000	2,900,000	3,000,000	○
実績値	2,480,760	2,697,892	2,897,470	2,937,334	3,559,752	

(注)税関ホームページ (http://www.customs.go.jp) の訪問者数を月単位で計測しました。ただし、同一の訪問者 (IPアドレス) は、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず1件として計上しています。

(目標値の設定の根拠)

税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めていますが、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を上回ることを目標として、目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

政5-3-5-A-2：講演会及び税関見学における満足度 (上位3段階)

(単位：%)

年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
目標値	維持	維持	維持	維持	維持	○
実績値	97.3	93.3	92.9	92.2	95.4	

(注) 講演会や税関見学の参加者に対して、「大変良い」から「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査を行ったものです。

(目標値の設定の根拠)

税関の取組については、講演会や税関見学の際に分かり易い形で積極的に説明し、理解していただくよう努めていますが、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が90%以上であることを踏まえ、平成27年度の実績値を維持することとしました。

(目標の達成度の判定理由)

目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

測定指標
(定量的な指標)

政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度								(単位：％)
年 度		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度	
事前教示 制度	目標値	75.0	75.0	75.0	75.0	80.0	○	
	実績値	69.4	74.2	78.9	79.0	80.0		
納期期限 延長制度	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	○	
	実績値	68.7	74.7	78.2	78.0	82.8		
AEO制度	目標値		90.0	90.0	90.0	維持	○	
	実績値	81.3	79.6	87.2	86.4	89.4		
開庁時間 外におけ る通関	目標値	90.0	90.0	90.0	90.0	維持	○	
	実績値	79.3	82.9	87.2	83.0	86.2		
(注) 輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。 (目標値の設定の根拠) 利用者利便の向上に努め、実効性ある税関行政実現を図る観点から、各種制度の情報提供の効果を測定するための指標であり、「AEO制度」と「開庁時間外における通関」の認知度については、近年の実績値が90%近いことを踏まえ、平成27年度の実績値を維持、その他の指標については、近年の実績値を上回る目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 全項目において、実績値が目標を達成したことから達成度は「○」としました。								
[主要] 政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度								(単位：％)
年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度		
目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	81.0	○		
実績値	77.8	80.2	80.4	83.5	83.4			
(注) 輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。 (目標値の設定の根拠) 税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めていますが、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を上回る目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。								

測定指標（定量的な指標）

政5-3-5-A-5：税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）（上位3段階及び4段階） (単位：%)							
年 度		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
上位3段階	目標値	80.0	80.0	—	—	80.0	×
	実績値	76.3	65.0	72.9	69.8	66.7	
上位4段階	目標値	—	—	維持	維持	維持	○
	実績値	96.6	96.6	96.4	95.7	95.9	
(注) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。 (参考) 利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適切な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があることから、それらのバランスを考慮して、上位3段階及び4段階で評価することとしました。 (目標値の設定の根拠) 税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標であり、上位4段階の指標については、近年の実績値が95%以上であることを踏まえ、平成27年度の実績値を維持、上位3段階の指標については、近年の実績値を上回る目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 上位3段階の指標については、目標値を下回る実績値となったことから、達成度は「×」としました。上位4段階の指標については、目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。							
政5-3-5-A-6：カスタムスアンサー利用件数 (単位：件)							
年 度		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
目標値		128,000	150,000	150,000	150,000	150,000	×
実績値		147,423	129,275	126,064	125,653	130,793	
(目標値の設定の根拠) 税関ホームページで、通関手続等についてのQ&Aを掲載しています（カスタムスアンサー）。制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使い易いものとするための指標であり、近年の実績値を上回る目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 目標値を下回る実績値となったことから、達成度は「×」としました。							

施策についての評価	a 相当程度進展あり
評価理由	主要な測定指標「密輸取締り活動に関する認知度」について、目標値を上回るとともに、測定指標「税関ホームページへのアクセス状況」、測定指標「講演会及び税関見学における満足度」、「輸出入通関制度の認知度」、「税関相談官制度の運用状況」の上位4段階についても目標値を達成しました。他方で、測定指標「カスタムアンサーの利用件数」及び「税関相談官制度の運用状況」上位3段階については、目標値を下回りました。 以上のとおり、主要でない測定指標に「△」や「×」のものがあるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

政5-3-5に係る参考情報

参考指標1：税関相談制度の運用状況（相談処理件数）

（単位：件）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
処理件数	174,305	167,103	174,195	180,340	175,690

（出所）関税局業務課調

（注）税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

参考指標2：税関ツイッター、税関チャンネル及び税関フェイスブックの利用状況

（単位：件）

	平成28年度
税関ツイッターのフォロワー数（単位：者）	1,616
税関チャンネルの再生回数（単位：回）	693,194
税関フェイスブックの「いいね」数（単位：者）	404

（出所）関税局総務課調

（注1）税関ツイッターと税関フェイスブックの数値は、平成28年度中における増加数

（注2）税関チャンネルの数値は、掲載されている動画が平成28年度中に再生された回数

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 政策運営にあたっては、評価結果を踏まえた改善を行ってまいります。 適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等による関係職員の知識向上を通じて、通関審査及び輸入事後調査（用語集参照）の一層的確な実施を図るとともに、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等に努めます。 また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めます。 さらに、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、AEO制度の利用拡大に努め、我が国と同様のAEO制度を導入している国との間の相互承認の早期実現や適切な実施に向けて協議を推進していきます。また、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するなど、各種の取組に努め、利用者利便の向上に努めます。さらに、引き続きNACCSの安定稼働に努めます。 加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、ソーシャルメディアを活用した情報提供の充実に努めます。 なお、今回目標を達成できなかった指標があったことを踏まえ、以下の通り対応する予定としていま
---------	--

す。

「輸出入通関における利用者満足度」、「税関相談官制度の運用状況」については、アンケート調査の内容が7段階の満足度評価のみであり、政策目標「税関手続における利用者利便の向上」につなげるための調査として不十分な面があることから、質問項目をより具体的なものとする見直しを行い、輸出入通関手続及び税関相談官制度に係る利用者の評価をこれまでより詳細に把握することとします。また、「カスタムスアンサー利用件数」については、利用者にとって使いやすいものとなるよう、質問・回答内容の充実に加え、閲覧回数上位の質問の表示等に係る工夫を行います。

平成30年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見

政策目標に係る予算額	区 分		平成26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の 状況 (千 円)	当初予算	28,630,313	29,331,728	30,695,197	31,408,413
		補正予算	21,120	743,964	2,339,007	
		繰越等	742,056	△288,349	N. A.	
		合 計	29,393,489	29,787,343	N. A.	
	執行額(千円)		27,847,078	28,286,787	N. A.	

(概要)

不正薬物・銃砲等の社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費等、税関手続の処理に係る経費です。

(注)平成28年度「繰越等」、「執行額」等については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策

知的財産推進計画2016(平成28年5月9日知的財産戦略本部決定)
日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)
経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)
パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について(平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)
平成29年度税制改正の大綱(平成28年12月22日閣議決定)

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報

関税等の賦課・徴収状況:審査・検査における非違発見件数(財務省)、事前教示制度の運用状況(財務省)、輸入事後調査実績(財務省)等
社会悪物品等の密輸阻止状況:不正薬物の国内全体押収量(厚生労働省)、不正薬物の水際押収量(財務省)等
税関手続状況:輸入通関における利用者満足度(財務省)、NACC Sの運用状況(輸出入・港湾関連情報処理センター(株))等

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	研修等を通じた関係職員の知識向上、輸入事後調査における調査水準の維持・向上に努めたほか、通関業者への指導・監督の充実や、事前教示制度における迅速な回答等に努めました。 より充実した貨物、旅客等のリスク評価を行い、効果的かつ効率的な取締りを実施しました。また、外国関係機関との連携強化に引き続き努めました。 AEO制度の利用拡大に努めたほか、輸出入者等の利用者利便の向上に努めました。 NACCSの安定稼働に努めました。 税関ホームページ等を活用した他、ソーシャルメディアによる発信量を増加させ、積極的な情報発信に努めました。
--------------------------------	---

担当部局名	関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所	政策評価実施時期	平成29年6月
--------------	---	-----------------	---------

政策目標 6－1：外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

上記目標の概要	世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、近年は、国際金融システムを安定させることが重要となっています。 このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて外国為替制度の運営に当たっているほか、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいます。 （上記目標を達成するための施策） 政 6－1－1：外国為替市場の安定 政 6－1－2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画 政 6－1－3：アジアにおける地域金融協力の推進 政 6－1－4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応
-----------------------	---

政策目標 6－1 についての評価結果	
政策目標についての評価	
評価の理由	S 目標達成 全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） G 7、G 20等の国際的な枠組みへの参画は、世界経済の安定を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組であり、引き続き取り組んでいくべきものと考えています。 アジアにおける地域金融協力の強化にも積極的に貢献しています。これらは、政策目標の達成に大きく寄与しています。 また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関して、G 20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。

施策 政 6－1－1：外国為替市場の安定								
測定指標（定量的な指標）	[主要]政6-1-1-A-1：正確かつ適時な情報の提供							
	作成頻度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	達成度
	国際収支状況	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	本邦対外資産負債残高	年 1 回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	外貨準備等の状況	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等	年 1 回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	外国為替平衡操作実施状況（月ベース）	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	外国為替平衡操作実施状況（日ベース）	年 4 回	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
	オフショア勘定残高	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	対外及び対内証券売買契約等の状況	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	○
	（目標値の設定の根拠） 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況、外貨準備等の状況や国際収支状況等について、引き続き正確にかつ適時公表することとし、上記目標値を設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 外国為替市場の安定に資するため、平成28年度においても適切な作成・公表を行いましたので、達成度は「○」としました。							
施策についての評価		s 目標達成						
評定の理由	外国為替市場の安定に関しては、平成28年は、G 7 議長国として、各国当局とも緊密に連携し、取り組んで参りました。平成28年年初から、金融・為替市場の変動の高まりが見られたところですが、このような状況を踏まえ、G 7 伊勢志摩サミット（平成28年 5 月）においてはG 7 議長国として議論をリードしながら、「為替レートの変動の過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得る」などといったこれまでの認識を改めて共有しました。6 月下旬の英国のEU 離脱に関する国民投票を受け、金融・為替市場が動揺を見せた際には、G 7 議長国として迅速に行動し、G 7 としての対応をとりまとめました。こうした対応は、金融・為替市場の動揺を速やかに鎮めることに効果があったものと考えています。 また、G20杭州サミット（平成28年 9 月）においても、これまで確認されてきたことを改めて確認するとともに、我が国の主張を反映して「為替レートの変動の過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えうる」との文言を 3 年ぶりに盛り込むこととなりました。加えて国内においては、財務省・金融庁・日本銀行からなる国際金融資本市場に係る情報交換会合を創設し、英国のEU 離							

脱に関する国民投票や、米国の大統領選挙の際には、市場の急激な動きを受けて直ちに同会合を開催するなど、政府として迅速に対応しました。

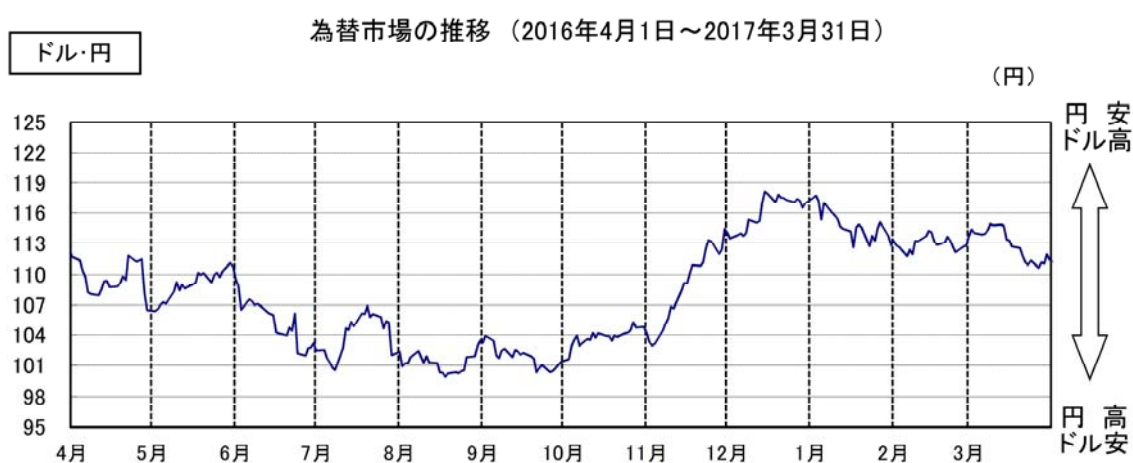
外為特会の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。

国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年に移行したIMF国際収支マニュアル第6版に基づく統計について、適切な作成・公表を行いました。

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政 6－1－1 に係る参考情報

参考指標 1：為替相場の動向



(出所) Bloomberg（日次、NY終値）より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
平成28年度	118円66銭 (28年12月15日)	99円00銭 (28年6月24日)	19円66銭 (16.6%)
27年度	125円86銭 (27年6月5日)	110円67銭 (28年3月17日)	15円19銭 (12.1%)
26年度	122円04銭 (27年3月10日)	100円81銭 (26年5月21日)	21円23銭 (17.4%)



(出所) Bloomberg（日次、NY終値）より財務省国際局為替市場課作成

参考指標 2：国際収支動向

国際収支状況

(単位:億円)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
経常収支	42,495	23,929	86,954	178,618	201,990
貿易収支	-52,474	-110,455	-66,389	3,296	57,654
輸出	622,026	697,326	756,403	731,559	706,520
輸入	674,499	807,782	822,792	728,263	648,866
サービス収支	-40,280	-34,330	-27,728	-13,527	-15,058
第一次所得収支	144,825	183,191	200,411	208,964	180,356
金融収支	14,719	-9,830	142,052	238,492	249,526
直接投資（資産）	97,658	164,872	151,698	174,126	197,046
〃（負債）	1,076	16,604	17,861	14,591	30,130
証券投資（資産）	-11,322	-51,509	292,558	381,954	169,130
〃（負債）	123,833	158,081	241,469	83,742	107,367
その他投資（ネット）	42,464	-27,168	-92,303	-219,796	8,221

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注 1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注 2) 平成28年度実績値は速報値。29年 7 月にデータが更新されるため、平成29年度実績評価書に掲載予定。

直接投資・証券投資の地域別状況（国際収支ベース）

(単位:億円)

		資産（本邦資本）		負債（外国資本）	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	平成27年度	174,126	381,954	14,591	83,742
	28年度	197,046	169,130	30,130	107,367
米国	27年度	62,617	217,981	8,338	-20,793
	28年度	48,227	88,556	6,400	-18,511
EU	27年度	51,118	28,482	2,082	425,170
	28年度	88,992	1,086	11,512	383,587
アジア	27年度	40,007	9,631	6,598	36,197
	28年度	13,111	3,394	7,485	68,901

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注 1) 符号は「+」は資産又は負債の増加、「-」は資産又は負債の減少を示す。

(注 2) 平成28年度実績値は速報値。29年 7 月にデータが更新されるため、平成29年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 3：対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高（円ベース比較）

	対外純資産額
日本	349兆1,120億円（平成28年末）
アメリカ	▲947兆2,074億円（平成28年末）
イギリス	67兆2,470億円（平成28年末）
ドイツ	209兆9,234億円（平成28年末）
フランス	▲43兆2,335億円（平成28年末）
イタリア	▲27兆6,613億円（平成28年末）
カナダ	16兆3,802億円（平成28年末）
中国	210兆3,027億円（平成28年末）

(出所) 日本：財務省資料、中国及びイタリア：各国資料、その他：IMF資料

(注) 日本以外の計数は、IMFで公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4：外貨準備動向

(単位：百万ドル)

	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
外貨準備高	1, 254, 356	1, 279, 346	1, 245, 316	1, 262, 099	1, 230, 330

(出所) 財務省「外貨準備等の状況」(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/official_reserve_assets/data.htm)

参考指標 5：外国為替平衡操作の実施状況

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
金 額	0円	0円	0円	0円	0円

(出所) 財務省「外国為替平衡操作の実施状況」(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/feio/data.htm)

施策 政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画			
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画		
	目 標	G 20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、G 7議長国として議論を主導し、また国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。	達成度
	実 績	我が国はG 7議長国として、平成28年5月にG 7財務大臣・中央銀行総裁会議を仙台で開催し、世界経済の再興、持続的かつ包摂的な開発、国際的な金融フローの健全性の促進などのテーマにおいて、我々のコミットメントを再確認し、さらなる取組を続けていくことで一致しました。また、テロ資金対策に関するG 7行動計画を採択、その後も行動計画をフォローアップするなど、国際金融システムの安定に向けて、議論を主導しました。 平成28年4月・7月・10月に開催されたG 20財務大臣・中央銀行総裁会議、9月に開催されたG 20杭州サミット、平成29年3月に開催されたG 20財務大臣・中央銀行総裁会議などの場で我が国の経済政策について説明し、各国の理解を得たほか、世界経済に関する議論に積極的に参画しました。 特に、中国議長下G 20における各国の「強化されたG 20構造改革アジェンダ」と、より強固で持続可能かつ均衡ある成長に向けたG 20全体の計画である「杭州行動計画」の策定に当たっては、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて大きく貢献しました。 また、平成29年3月にバーデン＝バーデンにて開催されたG 20では、米国新政権発足後の不確実性が高まる中、マクロ政策・為替について、G 20のこれまでのコミットメントを再確認することが出来、会議後採択されたコミュニケでも、金融、財政、構造政策のすべての政策的手段を個別にまた総合的に用いることに合意しています。 また、IMF関連政策としては、平成24年に締結した600億ドルの資金貢献を平成28年10月に他国に先駆けて延長し、また、IMF融資制度改革の議論を主導、さらに、IMFにおける資本フロー管理を巡る議論にも積極的に貢献し、各国の近年の経験のレビューの実施につなげる等、IMFの機能強化に向けて主導的な役割を果たしました。また、平成28年1月に発効に至ったIMFの第14次クォータ見直しに続き、第15次クォータ見直しを2019年春会合まで、遅くとも2019年年次総会までに完了させるべく、IMFのガバナンス向上につながる議論に積極的に貢献しました。	○

	IMFの組織のあり方に関しては、IMFの正当性、有効性、信頼性を高めるために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを国際通貨金融委員会（IMFC）等の場で主張してきました。	
	（目標の設定の根拠） 国際金融システムの安定を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。 （目標の達成度の判定理由） 国際金融システムの安定に向けた国際的な協力の観点から、我が国の取組みが国際金融の安定・世界経済の持続的発展に大きく貢献するに至ったと考えられる場合に○とするところ、28年度には各種会議にて我が国の経済政策について積極的に発信し、特にG7では、我が国は議長国として、平成28年5月のG7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議などを通じ、国際金融システムの安定に向けた議論を主導したこと、またG20でも、「強化されたG20構造改革アジェンダ」や「杭州行動計画」の策定に向けた取組や、G20における世界経済の議論に貢献したこと、IMFのガバナンスや機能強化等の議論に積極的に参画したことから、達成度を「○」としました。	
	施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国際金融システムの安定に関しては、G7やG20における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。G20としての「強化されたG20構造改革アジェンダ」や「杭州行動計画」策定の取組に対しては、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて大きく貢献しました。また、IMFに関してはIMFのガバナンスや機能強化等の議論に積極的に参画しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政6-1-2に係る参考情報

参考指標1：国際通貨基金（IMF）への主要国出資

国名	出資額（億SDR）	シェア（%）
米	829.9	17.46
日	308.2	6.48
中	304.8	6.41
独	266.3	5.60
英	201.6	4.24
仏	201.6	4.24

（出所）IMF公表統計等

（注）SDR（Special Drawing Right）は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1SDR＝約1.36米ドル（平成29年4月現在）

参考指標 2：国際通貨基金（IMF）の活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

IMFの融資状況（平成29年3月末現在）（単位：億SDR）

一般資金勘定融資残高（借入国：27か国）	477.2
譲許的融資残高（借入国：54か国）	63.7

（出所）IMFホームページ（<http://www.imf.org>）

IMFにおける日本人職員数等

	23年4月	24年4月	25年4月	26年4月	27年4月	28年4月
日本人職員数	50(16)	54(16)	58(19)	57(20)	53(18)	55(19)
日本人幹部職員数	8	9	10	8	6	6
日本人比率	2.53%	2.65%	2.81%	2.69%	2.45%	2.47%

（出所）IMF公表統計等

（注1）（ ）内は女性職員数。

（注2）日本人幹部職員数は、審議役以上を指す。

（注3）マネジメントを含み、サポートスタッフを除く。

施策 政6－1－3：アジアにおける地域金融協力の推進			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-1-3-B-1：アジアにおける地域金融協力への取組		
	目 標	チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）やアジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進していきます。	達成度
	実 績	ASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいては、CMIMの強化、ASEAN＋3マクロリサーチオフィス（AMRO）の組織強化、ABMIの推進等地域金融協力強化のための議論を行いました。 また、韓国との間で平成28年8月27日に日韓財務対話を開催したほか、インドネシアとの二国間通貨スワップ取極の契約期限を延長する等アジア各国との二国間金融協力の強化・金融市場整備にも努めました。	○
	（目標の設定の根拠） アジア地域での金融協力を強化することは、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。		
	（目標の達成度の判定理由） 上記実績の通り積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。		
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	アジアにおける地域金融協力の強化に関しては、ASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおいて積極的に取り組みました。 また、CMIMについては、CMIMの即時性・有効性の向上のための機能強化やIMFとの連携強化のための合同テストランの実施等、ASEAN＋3財務大臣プロセスにおける議論をリードしました。域内の経済監視を行う機関であるAMROに関しては、中期戦略の策定をはじめとするAMROの機能強化や、CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）をはじめとする域内国家の能力向上を支援するテクニカルアシスタンスプログラム支援を行いました。 さらに、ABMIにも積極的に取り組んでおり、現地通貨建てグリーンインフラボンドの活用可能性に		

関する研究の開始や、現地通貨建て債券の情報を提供するウェブサイトの拡充などを通じて、投資家が市場にアクセスしやすい環境整備等を推進しました。

二国間財務・金融協力に関しては、韓国との間で平成28年8月27日に日韓財務対話を開催したほか、平成28年12月には、インドネシアとの間の二国間通貨スワップ取極の契約期限を延長するなど、アジア各国との二国間金融協力の強化にも努めました。

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政6-1-3に係る参考情報

参考指標1：チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額

		貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
日中韓		1,920.0		80.00			1,173.0
中国	中国 (香港除く)	768.0	684.0	32.00	28.50	0.5	342.0
	香港		84.0		3.50	2.5	63.0
日本		768.0		32.00		0.5	384.0
韓国		384.0		16.00		1	384.0
ASEAN		480.0		20.00			1262.0
インドネシア		91.04		3.793		2.5	227.6
タイ		91.04		3.793		2.5	227.6
マレーシア		91.04		3.793		2.5	227.6
シンガポール		91.04		3.793		2.5	227.6
フィリピン		91.04		3.793		2.5	227.6
ベトナム		20.0		0.833		5	100.0
カンボジア		2.4		0.100		5	12.0
ミャンマー		1.2		0.050		5	6.0
ブルネイ		0.6		0.025		5	3.0
ラオス		0.6		0.025		5	3.0
合計		2,400.0		100.00			2,435.0

(出所) 国際局地域協力課調 (平成26年7月時点)

参考指標 2 : ASEAN+3 の現地通貨建て債券市場の規模

ASEAN+3 (除く日本) の現地通貨建て債券市場の規模

(単位: 10億ドル)

	平成9年	14年	24年	25年	26年	27年	対前年比
中国	58	342	4,068	4,685	5,273	6,249	18.5%
香港	45	68	177	194	194	209	7.7%
韓国	36	486	1,471	1,641	1,703	1,720	1.0%
インドネシア	3	56	111	108	124	127	2.4%
マレーシア	-	79	327	312	316	261	-17.4%
フィリピン	-	27	99	99	104	101	-2.9%
シンガポール	24	61	231	244	244	228	-6.6%
タイ	11	47	279	275	281	278	-1.2%
ベトナム	-	-	26	32	42	42	-0.5%
合計	176	1,167	6,789	7,590	8,281	9,214	11.3%

(出所) ADB “Asian Bonds Online”

(注) 数値は国債及び社債の年末発行残高

施策		政 6－1－4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応	
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政6-1-4-B-1：国連安保理決議及び国際協調等に基づく制裁措置の実施等		
	目 標	国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく資産凍結の措置等の着実な実施を図ります。 また、国際社会と協調し、資金洗浄・テロ資金対策に関するF A T F（金融活動作業部会）（用語集参照）勧告の実施等を関係省庁と協力して推進していきます。 さらに、検査の効率性及び有効性を高めることに留意しつつ、内部監査のヒアリングを含む外国為替検査を実施し、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、同法に基づく制裁措置の実効性を確保することとします。	達成度
	実 績	国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等及び北朝鮮の核・ミサイル計画等に関与した者等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。 タリバーン関係者その他のテロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、平成28年度においては、13個人を措置の対象に追加し、8個人に対する措置を解除しました。これにより、平成28年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているタリバーン関係者その他のテロリスト等は計499個人・団体となりました。 北朝鮮に関しては、外為法に基づき、国連安保理で指定された21個人・団体及び我が国が独自に指定した15個人・団体に対し、12月9日付で資産凍結等の措置を実施しました。これにより、平成28年度末時点で北朝鮮関連の外為法に基づく資産凍結等の措置の対象者は112個人・団体となりました。	○

		また、これらの措置の実効性を確保するため、国際局調査課為替実査室及び各財務局において、「外国為替検査マニュアル」（注）に従い、外国為替検査を行っており、平成28年度は計137の金融機関等に対し検査を実施しました。本年度は、北朝鮮関係送金などのリスクが高い分野に重点を置いた検査を実施し、また、検査の効率性及び有効性を高める観点から、立入検査前に金融機関の内部監査部門へのヒアリングを行い、その状況により立入検査の項目や日数に差を設ける「内部監査ヒアリング」を前年度に引き続き実施しました。 （注）同マニュアルには、①外為法令等遵守のための内部管理体制の整備状況、②資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況、③金融機関等の取引時（本人）確認義務等に関する犯罪収益移転防止法令及び外為法令の遵守状況、④特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況、⑤両替業務に係る疑わしい取引の届出義務等に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況、⑥外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況等を確認するためのチェックリストが定められています。 F A T F 勧告実施のための国際法令整備の取組を推進し、第187回臨時国会において成立した資金洗浄・テロ資金対策関連法の施行に向けた関連政省令の整備に取り組みました。さらに、今後予定される第四次対日相互審査に向けた対応を進めました。	
		（目標の設定の根拠） 国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく資産凍結の措置等の着実な実施が、国際金融システムの安定に資するためです。 （目標の達成度の判定理由） 平成28年度においては、外為法に基づく資産凍結等の措置とともに外国為替検査を適切に実施し、また、F A T F 勧告の実施に向けた国内法令整備のための取組を推進してきたことから、達成度を「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評 定 の 理 由		北朝鮮等に関しては、累次の国連安保理決議又は主要国との国際協調等に基づき、核開発等に関与する者に対する資産凍結等の措置を講じてきており、平成28年度も、国連安保理決議等により新たに指定された対象者に対し、着実に措置を実施しました。また、タリバーン関係者その他のテロリスト等については、国連安保理決議に基づく資産凍結等の措置を適切に実施しました。 これらの措置等の実効性を確保するため、外国為替検査を実施するとともに、検査の効率性及び有効性を高める観点から、立入検査に先立ち金融機関への内部監査のヒアリングを実施し、その状況に応じて立入検査の項目や日数に差を設ける「新たな検査手法」を導入しました。 さらに、F A T F 勧告実施のための国内法令整備の取組を推進するとともに、今後予定される第四次対日相互審査に向けた対応を進める等、F A T F 勧告の実施に向けた取組を進めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政 6－1－4 に係る参考情報

参考指標 1：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総 5－1）（4）】

参考指標 2：外国為替検査の実施状況

(単位：件、人日)

	検査実施件数				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
都市銀行 信託銀行	4	3	1	3	2
在日外国銀行	23	14	3	16	11
地方銀行	41	29	2	33	32
信用金庫	44	69	27	66	50
その他金融機関	11	4	—	7	9
資金移動業者	8	9	1	3	11
両替業者	18	39	8	16	22
計	149	167	42	144	137
延べ人日数	1, 617	1, 410	371	1, 385	1, 270

(出所) 国際局調査課為替実査室調

(注) 平成26年度は、新たな検査手法の導入に向けた検討作業等を行ったため、検査実施件数は例年より減少した。なお、当年度は検討作業等の一環として、内部監査ヒアリング調査を計170件実施した。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも、G 7 声明やG20声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外為特会の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行っていきます。 世界経済の持続的発展等を目的として、G 7、G20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、昨年のG 7 議長国として議論を主導し、また国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。またIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献します。 ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進していきます。 また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組み等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行っていきます。 各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯収法)の実効性の確保、FATF勧告の実施に向けた更なる国内措置の検討、タリバーン関係者その他のテロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。 また、平成28年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	
------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の 状況 (千 円)	当初予算	1, 334, 760, 894	1, 308, 485, 348	890, 144, 814	613, 964, 179
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	△737	N. A.	
		合 計	1, 334, 760, 894	1, 308, 484, 611	N. A.	
	執行額（千円）		77, 866, 947	45, 558, 369	N. A.	

（概要）

政府短期証券の利子の支払に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ等に必要な経費です。

（注）平成28年度「繰越等」、「執行額」等については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第187回国会 総理大臣所信表明演説(平成26年9月29日) 第189回国会 総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日) 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)
----------------------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況(月ベース)、外国為替平衡操作実施状況(日ベース)、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況(財務省ホームページ)
-----------------------------------	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	G7声明やG20声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外為特会の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行いました。 G20、G7等の枠組みを通じ、各国と一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進め、またIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献しました。 ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進しました。また、アジア各国との二国間金融協力の枠組み等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行いました。 各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯収法)の実効性の確保、FATF勧告の実施に向けた更なる国内措置の検討、北朝鮮等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。 また、平成27年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。
------------------------	--

担当部局名	国際局(総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課)	政策評価実施時期	平成29年6月
-------	--------------------------------	----------	---------

政策目標6-2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

上記目標の概要	自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や気候変動等の地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。 （上記目標を達成するための施策） 政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用 政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA）を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等 政6-2-3：債務問題への取組 政6-2-4：開発途上国に対する知的支援
----------------	---

政策目標6-2についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 円借款やJBIC業務等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要で必要であると言えます。 ODAの効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。 MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助方針の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組む等、業務の効率化に努めています。 （平成28年度行政事業レビューとの関係） - アジア開発銀行貧困削減日本基金（JFPR）への拠出 他18事業 国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き効率的な執行に努めました。（事業番号029～046、新28-001） - 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門への出資 独立行政法人国際協力機構（JICA）の有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事業の効率的な執行を図るため、国際機関との連携に一層努めました。ま

	た、円借款対象事業の実施において入札手続の透明性・公正性の確保に引き続き努めました。（事業番号047）		
施策	政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用		
測定指標 （定性的な指標）	[主要]政6-2-1-B-1：ODAの効率的・戦略的な活用		
	目 標	円借款を実施するにあたって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。	達成度
	実 績	平成27年11月に発表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」に続き、平成28年5月「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」として、JICAの円借款や海外投融資（用語集参照）の制度改善や更なる迅速化を発表し、関係省庁で円借款金利体系の見直し、海外投融資の検討プロセスの見直し等について合意しました。	○
	（目標の設定の根拠） 我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） 新設円借款の活用や新たな迅速化・制度改善策の発表など、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組が着実に進んでいることから、達成度を「○」としました。		
	[主要]政6-2-1-B-2：その他の政府資金（OOF：Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用		
	目 標	JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。	達成度
	実 績	特別業務第1号案件としてイラク共和国電力省向け変電設備輸出事業を対象とした融資承諾成立のほか、JBICによる支援を通じ、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献しました。	○
	（目標の設定の根拠） 「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力は、ODAのみならず、OOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高めることが求められているためです。 （目標の達成度の判定理由） JBICについては、GREEN（用語集参照）等を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めたことから、達成度を「○」としました。		
	施策についての評価	s 目標達成	

評 定 の 理 由	JICAの円借款業務に関しては、世界全体の膨大なインフラ需要に対応するため、平成27年11月に発表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」に続き、平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」として、JICAの円借款や海外投融資の制度改善や更なる迅速化を発表するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を着実に進めています。
	JBICについては、特別業務第1号案件としてイラク共和国電力省向け変電設備輸出事業を対象とした融資承諾成立のほか、途上国における高い地球環境保全効果を有する案件に対して支援を行うGREEN (Global action for Reconciling Economic growth and ENvironmental preservation) 等を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献しました。
	以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政6-2-1に係る参考情報

参考指標1：開発途上国に対するODA、OOF及びPFの実施状況

(単位：百万ドル)

	23年	24年	25年	26年	27年
ODA	10,831	10,605	11,582	9,266	9,203
ODA以外の政府資金(OOF)	2,905	5,393	1,286	-899	-1,055
民間資金	47,594	32,494	45,133	31,667	29,262
非営利団体による贈与	497	487	458	467	498
資金の流れ総計	61,828	48,977	58,459	40,501	37,909

(出所) 財務省ホームページ「開発途上国に対する資金の流れ」

(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

(参考：開発途上国に対する資金の流れ（純額）

http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標2：円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位：億円、件数)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
金 額	12,265	11,412	8,280	20,510	17,535
件 数	53	57	44	66	51

(出所) 国際局開発政策課（参事官室）調

(注1) 数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

(注2) 平成26年度、国際開発協会（IDA）に対する円借款「国際開発協会第17次増資のための借款」1,903億8,645万円を含めた場合の金額及び件数は約1兆184億円、45件。

円借款実施状況（地域別）の推移

（金額単位：億円、シェア：％）

	平成24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
アジア	10,548	86.0	8,397	73.6	5,254	63.5	14,240	69.4	11,423	65.1
ASEAN	4,791	39.1	4,396	38.5	2,671	32.3	7,860	38.3	5,413	30.9
中央アジア・コーカサス	—	—	349	3.1	987	11.9	163	0.8	—	—
中東・北アフリカ	901	7.3	1,139	10.0	746	9.0	2,527	12.3	1,531	8.7
サブサハラ	472	3.8	614	5.4	789	9.5	1,763	8.6	1,156	6.6
中南米	211	1.7	855	7.5	405	4.9	50	0.2	3,426	19.5
大洋州	133	1.1	—	—	—	—	315	1.5	—	—
欧州	—	—	59	0.5	100	1.2	1,452	7.1	—	—
合計	12,265	100.0	11,412	100.0	8,280	100.0	20,510	100.0	17,535	100.0

（出所）国際局開発政策課（参事官室）調

（注1）数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

（注2）地域分類は外務省による。

（注3）アフリカ開発銀行はサブサハラに分類。

参考指標3：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」（9か月間）の達成率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
達成率	40.00%	68.50%	51.10%	47.80%	56.90%

（出所）外務省調（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html>）

参考指標4：JICAの詳細型事後評価完了案件の分布

2015年度外部評価結果（注）

（総合評価）

レーティング	A（非常に高い）	B（高い）	C（一部課題がある）	D（低い）
総合評価	39%	52%	6%	3%

（項目別評価）

	③高い	②中程度	①低い
妥当性	97%	3%	0%
有効性・インパクト	80%	17%	3%
効率性	20%	63%	17%
持続性	47%	51%	2%

（出所）国際協力機構調

（https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2016/ku57pq00001zfibd-att/part02.pdf）

（注）国際的基準に基づき、①妥当性、②有効性・インパクト、③効率性、④持続性について評価を実施したうえで、総合評価をA～Dの4段階でレーティング（格付）。2015年度は90件が総合評価のレーティング対象。

参考指標5：国際協力銀行（J B I C）の出融資等実施状況（国際協力銀行業務）

出融資および保証承諾状況

（承諾ベース、単位：億円）

	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
融 資	213	38,634	212	18,966	251	29,042	287	22,764	19,300
輸出金融	40	1,267	33	1,263	49	4,064	22	1,411	1,751
輸入金融	4	3,043	5	563	—	—	1	2,523	—
投資金融	157	31,386	167	16,710	197	24,511	260	18,582	17,211
事業開発等金融等	12	2,938	7	460	5	467	4	248	338
保 証	21	3,033	20	2,092	15	3,123	7	1,067	2,935
出 資	8	744	7	974	5	329	4	144	163
合 計	242	42,410	239	22,062	271	32,494	298	23,974	22,397

（出所）国際協力銀行調

（注）四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

（承諾ベース、単位：億円）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
アジア	3,904	3,780	3,737	2,336	6,933
（東南アジア）	(3,259)	(3,044)	(2,589)	(1,954)	(6,878)
大洋州	10,057	2,930	1,738	69	111
中央アジア	335	89	2,052	415	—
ヨーロッパ	6,606	3,503	2,288	5,984	5,258
中 東	2,165	1,049	3,776	4,276	1,343
アフリカ	594	568	1,323	149	—
北 米	6,596	5,777	13,008	4,554	5,502
中南米	7,576	1,865	1,236	4,968	63
国際機関等	—	—	—	—	98
その他	1,543	409	213	155	154
合 計	39,377	19,970	29,371	22,908	19,462

（出所）国際協力銀行調

（注）四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

（承諾ベース、単位：億円）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
アジア	897	858	317	578	1,500
（東南アジア）	(818)	(433)	(117)	(550)	(1,500)
大洋州	—	—	—	—	—
中央アジア	—	—	—	—	—
ヨーロッパ	—	—	—	—	—
中 東	895	—	1,161	—	—
アフリカ	250	243	634	—	—
北 米	512	764	886	383	556
中南米	479	226	126	105	828
国際機関等	—	—	—	—	51
その他	—	—	—	—	—
合 計	3,033	2,092	3,123	1,067	2,935

（出所）国際協力銀行調

（注）四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

施策	政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援への参画		
	目 標	世界銀行グループ、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（MDBs）の主要出資国として、業務運営に積極的に参画します。	達成度
	実 績	平成28年度には、世界銀行（世銀）は、広範な危機に対応するため、日本が重視するパンデミックや自然災害への予防・備え・対応の強化を包含する形で、既存の危機対応ツールを集結させるプラットフォームを立ち上げ、強靱性強化に積極的に取り組む方針を打ち出し、日本もこれを支持しました。 また、国際開発協会（IDA）の第18次増資に係る議論を主導し、途上国の増大する資金ニーズに応える過去最大規模の増資の実現に寄与しました。 この他、質の高いインフラ投資の国際的展開に向けた、米州開発銀行（IDB）やアフリカ開発銀行（AfDB）とJICAの協調融資を推進、世銀での質の要素を考慮する新たな調達制度の導入といった、日本が重視する分野でのMDBsとの連携を進めるなど、MDBsの融資等の業務や組織運営等について積極的に参画しました。	○
	（目標の設定の根拠） MDBsの業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBsの政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。 （目標の達成度の判定理由） MDBsの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、我が国の政策の反映に努めました。 例えば、世銀は、広範な危機に対応するため、日本が重視するパンデミックや自然災害への予防・備え・対応の強化に向けた取組を包含する形で、世銀が有する危機対応ツールを集結させるプラットフォーム（GCRP）を立ち上げるとともに、2030年に向けた世銀グループのビジョン（Forward Look）において世銀として強靱性強化に積極的に取り組む方針を打ち出しました。 また、世銀グループにおける貧困国・脆弱国支援の中核機関であるIDAの第18次増資では、途上国の増大する資金ニーズに応えるため、新たに市場からの資金調達を導入することで、ドナー国の財政負担を抑えつつも、過去最大となる750億ドルの増資が実現しました。日本は、増資を巡る議論を主導し、アジアを代表するドナー国としての日本の主張に沿って、ベトナムやスリランカなど、経済成長に伴いIDAを卒業する国々の円滑な移行を支援するため十分な資金量が確保され、日本が重視するパンデミックや自然災害への予防・備え・対応の強化がIDAの重点政策に位置づけられるなど、その内容を高く評価しています。 質の高いインフラ投資、保健、防災など、日本が重要視する分野でのMDBsとの連携も進んでいます。インフラ分野では、ライフサイクルコストや安全性などに配慮する質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに取り入れるべく、アジア開発銀行（ADB）やIDB、AfDBとの間で協調融資を推進するとともに、日本の働きかけにより世銀が質の要素を考慮した新たな調達制度を導入するなど、質の高いインフラ投資の国際的展開を図っています。		

測定指標 (定性的な指標)	保健分野では、世界銀行と連携し、感染症危機への対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進などに積極的に取り組んでいます。例えば、UHCについては、平成28年8月の第6回アフリカ開発会議（T I C A D V I）において、日本は世銀等とともに、アフリカにおけるUHC実現に向けた政策枠組み“UHC in Africa”を発表し、更に平成29年1月には、UHC推進の取組をアフリカだけでなく全世界で具体的に実践していくためのイニシアティブを世銀と開始しました。 防災分野では、平成26年2月に世銀東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」を活用し、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。例えば、平成28年度は、キルギス共和国における災害時の危機対応システムの強化支援や、カンボジアにおける災害リスクファイナンスに関する政府の能力強化支援などのプロジェクトを新たに承認しました。 さらに、日本人は様々なM D B sで幹部として貢献しており、A D Bの総裁として中尾武彦氏、世銀グループの多数国間投資保証機関（M I G A）の長官として本田桂子氏、地球環境ファシリティ（G E F）（用語集参照）のC E Oとして石井菜穂子氏が務めています。日本としては、M D B sにおいて、日本人職員が一層活躍することを目指し、各M D B sと協力しながら、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの来日を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。 上記を踏まえ、達成度は「○」としました。		
	[主要]政6-2-2-B-2：地球環境保全に向けた議論への参画		
	目 標	我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：G E F）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：C I F）（用語集参照）の運営や、緑の気候基金（Green Climate Fund：G C F）について、同基金の制度設計に係る議論に積極的に参画していきます。	達成度
	実 績	平成28年12月にマラケシュで行われたC O P 22（気候変動枠組条約第22回締約国会議）での議論に加え、各基金の意思決定機関である評議会（G E F）、運営委員会（C I F）、理事会（G C F）の会合に出席し、各基金の運営や制度設計に係る議論に積極的に参画しました。	○
	（目標の設定の根拠） 我が国は、気候変動等の地球環境問題が開発途上国に与える問題の重要性を認識し、引き続き必要な援助を提供することにより開発途上国における地球環境の保全を支援する観点から、議論に積極的に参画する必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） 昨年度行われた主要な国際会議のほか、各基金の評議会や理事会等の会合にすべて出席し、評議員等として各基金の運営等の議論に積極的に参画し、地球環境保全活動に貢献したため、達成度は「○」としました。		
施策についての評価		s 目標達成	

評 定 の 理 由	MDBsを通じた支援に関しては、MDBsの業務運営についての議論に積極的に参画することにより、日本とMDBsの間の連携を深めることができました。
	国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、地球環境ファシリティ（GEF）等多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画するとともに、緑の気候基金（GCF）の案件実施にむけた制度設計にも貢献し、業績指標の目標値を達成しました。
	以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政 6－2－2 に係る参考情報

参考指標 1：国際開発金融機関（MDBs）に対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
日 (順位)	7.2% (第2位)	18.0% (第2位)	6.3% (第2位)	5.1% (第2位)
米	16.7	20.5	22.2	18.4
独	4.2	10.4	5.0	5.0
英	3.9	11.6	4.7	4.8
仏	3.9	7.0	4.7	4.8

	アジア開発銀行	
	通常資本 (OCR)	アジア開発基金 (ADF)
日 (順位)	15.6% (第1位)	37.7% (第1位)
米	15.6	14.3
独	4.3	5.9
英	2.0	4.9
仏	2.3	4.3

	米州開発銀行グループ			
	米州開発銀行			米州投資公社 (IIC)
	通常資本 (OC)	特別業務基金 (FSO)	多数国間投資資金 (MIF)	
日 (順位)	5.0% (第5位)	6.1% (第2位)	33.1% (第2位)	3.3% (第9位)
米	30.0	49.6	36.3	10.6
独	1.9	2.4	—	0.9
英	1.0	1.8	1.3	—
仏	1.9	2.3	0.9	1.9

	アフリカ開発銀行グループ	
	アフリカ開発銀行 (AfDB)	アフリカ開発基金 (AfDF)
日 (順位)	5.5% (4位)	10.4% (2位)
米	6.6	11.3
独	4.1	10.1
英	1.8	9.8
仏	3.8	9.9

	欧州復興開発銀行 (EBRD)
日 (順位)	8.6% (第2位)
米	10.1
独	8.6
英	8.6
仏	8.6

(出所) 各機関年次報告書等（平成29年5月末現在における最新版）。

(注) 国際復興開発銀行（IBRD）、アジア開発銀行（ADB）、米州開発銀行（IDB）通常資本の出資シェアに関しては、直近の増資に係る手続きが各国とも完了した場合の数字。

参考指標 2：国際開発金融機関（MDBs）等に対する拠出金 （単位：億円）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
MDBs	211.6	214.5	205.2	243.6	255.4
世界銀行グループ	130.1	124.4	116.7	146.1	143.9
アジア開発銀行	69.4	73.4	72.6	79.8	84.8
米州開発銀行	8.0	7.2	7.1	7.2	14.3
アフリカ開発銀行	3.7	8.3	7.7	7.5	10.6
欧州復興開発銀行	0.4	1.2	1.1	2.9	1.9
IMF 拠出金	34.8	39.9	40.4	35.1	42.0
合 計	246.4	254.4	245.6	278.7	297.4

（出所）国際局開発機関課及び国際機構課調

参考指標 3：国際開発金融機関（MDBs）の活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

世界銀行（セクター別融資等承諾額）

（単位：億ドル）

	24年	25年	26年	27年	28年
農業・漁業・林業	31.3	21.1	30.6	30.3	22.0
教 育	29.6	27.3	34.6	35.3	30.6
エネルギー・鉱業	50.0	32.8	66.9	45.1	72.0
金 融	17.6	20.6	19.8	40.5	30.9
保健・その他の社会サービス	42.0	43.6	33.5	66.5	57.0
産業・貿易	13.5	14.3	18.1	23.1	41.6
情報・通信	1.6	2.3	3.8	3.2	2.5
法務・司法・行政	87.3	79.9	88.4	81.8	86.1
運 輸	44.5	51.4	69.5	51.5	63.7
上下水・治水	36.1	22.2	43.3	47.6	52.5
合 計	353.4	315.5	408.4	425.0	459.0

（出所）世界銀行年次報告書

（注 1）世界銀行の年度は、前年 7/1～当年 6/30。

（注 2）国際開発協会分を含む。

アジア開発銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

	24年	25年	26年	27年	28年
農業・天然資源	10.4	6.9	9.8	10.0	10.9
エネルギー	26.0	34.8	25.1	50.0	37.9
金 融	7.8	5.6	10.6	22.9	17.8
産業・貿易	1.8	0.2	4.6	0.2	10.3
教 育	2.8	4.9	7.9	6.7	9.0
保健・社会保障	0.7	5.2	0	3.2	1.7
給水・衛生・廃棄物処理	12.1	14.1	17.4	18.1	15.8
運輸・通信	36.7	34.2	38.2	27.9	37.9
公共政策	14.4	10.9	15.6	15.5	22.3
多目的	4.6	15.0	0	0	0
合 計	117.2	131.9	129.2	154.5	163.5

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注 1）アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

（注 2）アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀 行グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	(27年12月)	174	151	17	8	15
	(28年12月)	173	150	19	10	17
日本人幹部職員数 (28年12月)		7	27	3	2	2
日本人比率 (28年12月)		2.9%	14.1%	1.1%	0.8%	0.9%

(出所) 各機関資料、理事室調べ

(注) 世界銀行グループに関して、「日本人職員数 (27 年 12 月)」は平成 27 年 6 月末時点、「日本人職員数 (28 年 12 月)」、「日本人幹部職員数 (28 年 12 月)」及び「日本人比率 (28 年 12 月)」は、平成 28 年 6 月末時点の数値。

参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲 (政 6 - 2 - 1) (2)】

参考情報

(1) JICA円借款業務

イ JICA円借款の供与実績

平成28年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で1兆7,535億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、日本再興戦略等の趣旨も踏まえ、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう取り組みました。アジア地域に対する円借款供与額は約1兆1,422億円で、円借款供与総額の約65%であり、主な供与国は、インド、バングラデシュ、タイ、ミャンマー及びベトナムでした。

ロ MDBsとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のMDBsの専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、円借款とMDBsの協調融資を行っています。

① EPSAイニシアティブ

我が国は、2005（平成17）年のG8サミットにおいて、アフリカにおける民間主導の経済成長を促進するため、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブEPSA（エプサ：Enhanced Private Sector Assistance for Africa）を表明しました。平成28年度はルワンダ、ガーナに対する円借款を供与しました。

今後も、EPSAの枠組みの下、質の高いインフラの整備等を通じ、アフリカにおける民間主導の経済成長の促進を図っていきます。

② IDB協調融資スキーム（CORE）

中南米地域における質の高いインフラ投資を支援するため、省エネルギー・再生可能エネルギー関連分野を対象に、米州開発銀行（IDB）と協調融資を行う枠組として、2012（平成24）年以降、CORE（コア：Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）を推進しています。平成28年度はボリビアに対する円借款を供与するとともに、対象地域を中南米の全途上国に拡大しました。

今後も、省エネルギー・再生可能エネルギー関連分野における協力を進め、中南米地域における質の高いインフラ投資を支援していきます。

(2) JICA海外投融資業務

JICAの海外投融資は、開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでは対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面から支えるものです。平成28年度は、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビュー等に努めました。

参考指標 5「国際協力銀行（J B I C）の出融資等実施状況（国際協力銀行業務）」【再掲（政 6－2－1）（5）】

参考情報

国際協力銀行（J B I C）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めており、平成28年度の J B I C 出融資および保証の承諾額合計は2兆2,397億円でした。

また、インドネシア、メキシコの各政府等が日本市場で円建ての国債、いわゆるサムライ債（用語集参照）を発行する際、これを円滑に行えるよう J B I C が支援を行い、平成 28 年度の J B I C による保証・一部取得を通じたサムライ債の発行額は 1,800 億円となりました。

参考指標 6：国際協力銀行（J B I C）によるサムライ債発行支援の実績

国際協力銀行（J B I C）によるサムライ債発行支援

（単位：百万円）

	国 名	発 行 人	サムライ債発行額
一部取得	インドネシア	インドネシア政府	100,000
保証	メキシコ	メキシコ石油公社	80,000

施策	政 6－2－3：債務問題への取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への参画		
	目 標	債務の持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、I M F、世銀やパリクラブ等の国際的枠組みにおいて、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。	達成度
	実 績	I M F、世銀やパリクラブ等の国際的枠組みにおいて、積極的に議論に参画し、パリクラブにおいては、累積債務問題に直面する開発途上国についての情報交換を積極的に実施したほか、パリクラブ合意に基づき、9月にはキューバとの間で債務救済措置に関する交換公文が締結されました。また、開発途上国における累積債務問題への対策として、I M F と世銀の共通枠組である債務持続性に係る枠組みの定期見直しに向けて、関係者との議論を継続しています。	○
	（目標の設定の根拠） 新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国が債務返済困難に陥らないために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。 （目標の達成度の判定理由） 平成28年度は、国際的枠組みにおける議論に積極的に参画し、債務問題の改善や解決に向けて日本の主張を反映する形で具体的な合意が得られたことから、達成度は「○」としました。		
施策についての評価		s	目標達成

評定の理由	我が国は引き続き、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおける議論に積極的に参画しました。
	パリクラブにおいては、累積債務問題に直面する開発途上国に関し、積極的に情報収集に努めました。また、平成27年12月に合意したキューバの延滞解消策については、平成28年9月に両国間で債務救済措置に関する交換公文を締結しました。
	また、国際開発協会（世界銀行のグループ機関）から支援を受けている最貧国等の債務持続性を測定するための枠組みの定期見直し（次回は平成29年中ごろ予定）に向けて、世界銀行や関係国と協議を継続しています。
	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

施策 政 6－2－4：開発途上国に対する知的支援							
測定指標（定量的な指標）	[主要]政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） (単位：%)						
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値	80以上	95以上	95以上	95以上	95以上	○
	実績値	98.6	98.7	98.9	99.1	99.1	
	(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。 (注2) 数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。 (目標値の設定の根拠) 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95以上」としています。 (目標の達成度の判定理由) 目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。						
	施策についての評定		s 目標達成				
評定の理由	税関の知的支援については、通関制度・税関手続きの簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構）等と連携しつつ、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。 財務総合政策研究所の知的支援については、複数国向けに、財政経済分野の人材育成のためのセミナー開催の他、個別国支援として、ミャンマー、ラオス向けに中小企業金融分野の技術協力等を実施しました。なお、上記セミナー等の参加者を対象に実施したアンケート調査において、定性的な意見として今後改善を検討すべきコメントもありました。 知的支援の実施に当たっては、相手国の要望に即している内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。						

としました。

政 6－2－4に係る参考情報

【財務総合政策研究所による知的支援】

	平成28年度の実施状況
財政経済セミナー	・開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、グループワーク指導等を行いました。 ・ミャンマーに対する中小企業金融支援の一環として、本年のセミナーでは、5名のミャンマー財務省職員等を受け入れました。
中央アジア・コーカサスセミナー	・中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アルメニア、アゼルバイジャン、キルギス、ジョージア、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員等を対象に、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、ポリシーペーパー指導等を行いました。
ウズベキスタン金融財政アカデミー支援	・ウズベキスタン政府により、財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサスセミナー（上述）へ招へいしました。 ・同アカデミーでの英語による講義及び修士論文の口頭試問への参加等のため、現地（タシケント）へ専門家を派遣しました。
ラオス開発銀行支援（中小企業金融分野）	・日本政策金融公庫（日本公庫）の協力の下、8月にルアンパバーン、パクセー及びビエンチャンの3都市において各2日間、2月にビエンチャンにおいて5日間の日程で、融資審査手法及び融資審査マニュアルの活用方法等に関するセミナーを実施しました。
ミャンマー中小企業金融支援	・日本公庫の協力の下、8月にミャンマー経済銀行等向けに、職員の融資審査能力の向上を目的としたセミナーを実施しました。セミナーでは、ミャンマーで馴染みの深い業種を使ったケーススタディー等を実施し、中小企業向け融資審査の具体的な手法について講義を行いました。 ・1月、ミャンマー経済銀行やミャンマー政府等の役職員を日本に招聘し、1週間の日程で中小企業金融に関するセミナーを実施しました。本セミナーでは、日本公庫の支店や台東区のインキュベーション施設等の視察も行いました。

【財務省関税局による知的支援】

		平成28年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	・ASEAN諸国を中心とした開発途上国の税関職員を対象に、関税評価や事後調査等の分野において、相手国の実情に即した受入研修を実施しました。
	JICAプログラム	・JICAと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー等を実施しました。
	WCOプログラム	・WCOに加入している開発途上国の税関職員を対象に、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 ・WCO本部及び同アジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域セミナー等を実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	・ASEAN諸国を中心に、関税評価や事後調査等の分野において、相手国の実情に即して専門家を派遣しました。
	JICAプログラム	・カンボジア関税消費税局、インドネシア経済担当調整大臣府、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ベトナム関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局、ボツワナ歳入庁へ長期専門家を派遣しました。また、各国からの要請に基づき短期専門家を派遣しました。
	WCOプログラム	・WCO本部及び同アジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域セミナー等を実施し、専門家を派遣しました。

参考指標 1：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

〔受入研修・セミナーの実績〕

（単位：件、人）

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
コース数	財務総研	4	2	2	3	3
	関税局	27	30	30	29	34
	合計	31	32	32	32	37
受入人数	財務総研	62	31	26	59	52
	関税局	299	316	283	327	393
	合計	361	347	309	386	445

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

〔専門家派遣の実績〕

（単位：件、人）

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
案件数	財務総研	8	7	9	7	6
	関税局	56	62	76	69	81
	合計	64	69	85	76	87
派遣人数	財務総研	38	37	39	38	31
	関税局	192	226	207	184	223
	合計	230	263	246	222	254

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

(注) 専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	これまでの経協インフラ戦略会議の議論等を踏まえ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、財務省所管のODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。
	JICA円借款業務に関しては、新設された円借款の活用を進める等、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。
	JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。
	MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画していきます。
	我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEF及びCIFの運営やGCFの制度設計に係る議論に、積極的に参画していきます。
	開発途上国の債務救済や債務に関する諸問題に取り組むため、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論に積極的に参加していきます。
	知的支援の実施に当たっては、引き続き、意見交換等を行い、相手国の要望に即した内容となるよう、必要に応じて見直しに努め、国際協力に積極的に取り組んでいきます。
	また、平成28年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成30年度予算要求において、必要な経費の確保に努めていきます。

財務省政策評価懇談会における意見	○ 施策政6-2-1「ODA等の効率的・戦略的な活用」は、参考指標4からみると総合評価は高いものの項目別では効率性が中程度が多く、持続性と並び今後検討を深める必要があると考える。
------------------	---

政策目標に係る予算額	区 分		平成26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の 状況 (千 円)	当初予算	79,364,420	78,309,697	77,290,463	77,834,856
		補正予算	△ 5,837	△ 3,372	85,691,850	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	79,358,583	78,306,325	N. A.	
	執行額（千円）	79,190,432	78,189,345	N. A.		
(概要)						
アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。						
(注) 平成28年度「執行額」等については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。						

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	開発協力大綱(平成27年2月10日閣議決定) 質の高いインフラパートナーシップ(平成27年5月21日公表) 質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ(平成27年11月21日公表) 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ(平成28年5月23日公表) 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)
-----------------------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	政策目標に係る予算額等の状況：平成26～28年度一般会計補正予算書（財務省）、平成29年度一般会計予算書（財務省）、平成26・27年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）
-----------------------------------	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	JICA円借款業務に関しては、新設された円借款の活用を進めるとともに、必要に応じた制度改善を実施するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を推進しました。 JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を推進しました。 MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEF及びCIFの運営やGCFの詳細設計に係る議論に、積極的に参画しました。 開発途上国の債務救済や債務に関する諸問題に取り組むため、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論に積極的に参加しました。 知的支援の実施に当たっては、引き続き、意見交換等を行い、相手国の要望に即した内容となるよう、必要に応じて見直しに努め、国際協力に積極的に取り組みました。 また、平成27年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成29年度予算要求において、必要な経費の確保に努めました。
------------------------	--

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、 関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修 所、財務総合政策研究所（研究部国際交流室）	政策評価実施時期	平成29年6月
-------	--	----------	---------

政策目標 6-3 : 日本企業の海外展開支援の推進

上記目標の概要	新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げています。こうした中、日本企業が持つ技術力をはじめとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。 政府は、世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むため、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かして、「インフラシステム輸出戦略」（2013年5月17日「経協インフラ戦略会議」決定、2016年5月23日改訂）には、2020年に約30兆円（2010年時点で約10兆円）のインフラシステムの受注目標を達成するとの目標を掲げています。加えて、各地域の膨大なインフラ整備需要に各国・国際機関と協働し、日本の官民の力を総動員して対応すべく、平成27年5月に「質の高いインフラパートナーシップ」、平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表しました。 財務省としては、「日本再興戦略2016」や「インフラシステム輸出戦略」、「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえ、下記に掲げる施策等を関係省庁、関係機関と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。 このような観点から、上記の目標を設定しています。 （上記目標を達成するための施策） 政6-3-1：円借款、国際協力銀行（J B I C）業務を通じた支援の推進
---------	--

政策目標 6-3 についての評価結果	
政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	施策6-3-1が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 日本企業の海外展開支援は、「日本再興戦略」において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な柱の一つとされており、円借款や国際協力銀行（J B I C）の活用を通じて推進しています。

施策	政6-3-1：円借款、国際協力銀行（J B I C）業務を通じた支援の推進		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-3-1-B-1：円借款を通じた支援の取組		
	目 標	日本企業の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供することを通じて、新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、円借款による支援を着実に実施していきます。	達成度
	実 績	平成27年11月21日に発表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」に続き、平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」として、J I C Aの円借款や海外投融資の制度改善や更なる迅速化を発表し、関	○

	係省庁で円借款金利体系の見直し、海外投融資の検討プロセスの見直し等について合意しました。また、平成28年度は、5件、約1,341億円のSTEP（本邦技術活用条件）による円借款供与をはじめとした着実な支援を実施しました。	
	（目標の設定の根拠） 我が国が開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、円借款は重要なツールの一つであるためです。 （目標の達成度の判定理由） 開発途上国や新興国の経済発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款の活用により、着実に支援するとともに、迅速化・制度改善策も発表したため、達成度は「○」としました。	
	[主要]政6-3-1-B-2：国際協力銀行（JBIC）を通じた支援の取組	
	目 標 JBICにおいては、「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえ、JBICによる更なるリスク・テイクや現地通貨建て融資の拡大を可能にする等、リスクマネーの供給拡大のための機能強化等を図り、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラプロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするための環境を整備します。	達成度
	実 績 平成27年11月21日に発表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」に基づき、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、特別業務勘定の新設等リスクマネー供給の拡大を内容とする法改正を行うなどJBICの機能強化を行いました。また、特別業務第1号案件としてイラク共和国電力省向け変電設備輸出事業を対象とした融資承諾が成立しました。（参考：JBICによる出融資等実施状況http://www.jbic.go.jp/ja/efforts/funding）	○
	（目標の設定の根拠） 我が国が開発途上国の持続的な経済発展に貢献しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、JBICによる出融資は重要なツールの一つであるためです。 （目標の達成度の判定理由） 日本企業の海外展開をより一層後押しするためのJBICの機能強化策を発表し、平成28年5月にJBIC法改正法が成立するなど、JBICを通じた支援の取組を推進したため、達成度は「○」としました。	
施策についての評価	s 目標達成	

評定の理由	開発途上国や新興国の経済発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款について、着実な支援を行うとともに、平成27年11月に発表された「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」に続き、平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」において、円借款の迅速化や外貨返済型円借款の中進国以上の国への導入やドル建て借款の創設等の制度改善策を発表しました。 J B I Cは日本企業の海外展開を支援する重要なツールであるところ、新興国の膨大なインフラ整備需要に応えるため、平成27年11月に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」において、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラ・プロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするためのJ B I Cの機能強化策を発表するとともに、平成28年5月にJ B I C法改正法が成立しました。 更に、国際開発金融機関（MD B s）やJ B I Cに期待する役割等について、民間企業との意見交換を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
--------------	---

政6-3-1に係る参考情報

参考指標1：円借款実施状況【再掲（政6-2-1）（2）】

参考指標2：J B I Cによる出融資等実施状況（国際協力銀行業務）【再掲（政6-2-1）（5）】

参考指標3：海外インフラ案件の受注金額【再掲（総5-1）（5）】

評価結果の反映	「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」等を踏まえ、円借款の金利体系の見直しを行う等新たに制度化・改善化を行った円借款や特別業務勘定の新設等リスクマネー供給の拡大等を内容とする法改正等により機能強化されたJ B I Cの活用を通じて、引き続き日本企業の海外展開支援を推進していきます。
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	○ 総合目標5参照
-------------------------	------------------

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成28年5月23日改訂） 質の高いインフラパートナーシップ（平成27年5月21日公表） 質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ（平成27年11月21日公表） 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表） 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）
---------------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
----------------------------------	-------------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	日本企業の海外展開支援を引き続き推進するため、円借款や J B I C 等の制度改革を実施しました。
------------------------	--

担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施時期	平成29年 6 月
-------	----------------	----------	-----------

政策目標 7-1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

(平成 28 年 10 月一部改正)

上記目標の概要	政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を行います。 (上記目標を達成するための施策) 政 7-1-1 : 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保 政 7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保
-----------------------	---

政策目標 7-1 についての評価結果

政策目標についての評価 B 進展が大きくない

評価の理由	施策 7-1-1 の評価は「s 目標達成」、施策 7-1-2 の評価は「b 進展が大きくない」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 政策金融の機能が適確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されている必要があります。 財務省が民業補完の観点から政府関係金融機関等の不断の業務の見直しを行うとともに、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を実施し、その結果を踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めることにより、経済対策や震災対応において中小企業者等への円滑な資金供給等を実施する等の必要なニーズに対して適切に対応しています。また、経済対策や震災対応において事業規模を拡大した貸付枠等に対して、十分な実績を上げています。 各機関の検査について、監督部局が検査対象機関から受けた報告等の情報を活用することや検査対象機関の業務の一部に焦点をあてた検査を実施する等、効率的な実施に努めています。 (平成28年度行政事業レビューとの関係) ・ 新創業融資等実施事業（日本政策金融公庫補給金） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 引き続き、貸付制度の政策目的や効果について厳格な検証を行うとともに、特別利率の水準についても妥当性を検討した上で必要な措置を講じる。 また、信用リスク低減のための補給金を通じた貸出金利の引下げについても、支援策としての在り方を検証した上で、必要な見直しを行う。

	「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善 貸付制度について、政策誘導の必要性、民業補完性等の観点から対象範囲や利率について見直しを行った。（事業番号0048） ・ セーフティネット貸付等実施事業（日本政策金融公庫出資金） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：現状通り 引き続き、優先度の高い施策に集中するよう努めるとともに、利用者のニーズや公庫における貸付実績等を踏まえ、概算要求へ適切に反映する。 「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：現状通り（事業番号0049） ・ 中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 引き続き、信用補完制度の持続性を維持するため、国からの出資金が単なる「赤字補てん」とならないよう、公庫、保証協会及び民間金融機関の間のリスク分担の在り方等を関係省庁と検討を行い、必要な措置を講じる。 「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善 信用補完制度について、制度の見直し、ひいては中長期的な収支改善に向けて、検討中。（事業番号0050） ・ 危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：現状通り 引き続き、補助金の対象業務について不断の見直しを行い、効果的・効率的な実施に努める。 「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：現状通り（事業番号0051）
--	--

施策 政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保			
測定指標（定性的な指標）	[主要]政7-1-1-B-1：中小企業・小規模事業者への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化		
	目 標	中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業の実施を確保します。	達成度
	実 績	「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策—成長と分配の好循環の形成に向けて—」を受けて、27年度中に行った保育・介護サービスを行う中小企業等や、地方での雇用創出や本社機能の地方移転等の地方創生への取組を行う中小企業等に対する融資の促進等の措置を引き続き実施しました。 また、「日本再興戦略2016」、「未来への投資を実現する経済対策」等を受けて、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確立するためには、中小企業・小規模事業者の活力を引き出していく必要があることから、日本政策金融公庫の融資制度等について、以下の措置を講ずるとともに、こうした国の施策に応じて各政府関係金融機関等が適正に業務を運営するよう監督していきました。 ①経営力の向上に取り組む中小企業等に対する資金繰り支援 ②中小企業等の資金調達の円滑化を図るため、借入金に係る信用保証契約の更新（借換保証）等に対応するための財務基盤の強化	○

（目標の設定の根拠） 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策―成長と分配の好循環の形成に向けて―」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議とりまとめ）を踏まえ、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記のとおり中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について措置を講じたため、達成度を「○」としました。		
[主要]政7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給の強化		
目 標	成長資金（資本性資金（用語集参照）等）供給業務の実施を確保します。	達成度
実 績	平成27年5月に改正された株式会社日本政策投資銀行法では、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進するため、日本政策投資銀行に、成長資金（資本性資金等）を時限的・集中的に供給する新たな投資の仕組みが創設されました。 また、「日本再興戦略2016」や「経済財政運営と改革の基本方針2016」等において、民間からの成長資金の供給を促すため、政府系金融機関等を積極的に活用するとされています。 これらを踏まえ、株式会社日本政策投資銀行の特定投資業務において、地域経済の活性化や企業の競争力強化の観点から、企業の経営資源を有効活用し、新たな事業の開拓や異業種間で行う有機的連携等の経営の革新を行う取組に対し、成長資金（資本性資金等）を供給するとともに、政府として同業務の適正な運営のための監督を行ってきました。 特定投資業務を通じた、平成28年度における個別案件への投融資決定件数は15件、共同ファンドへの支援決定件数は1件、共同ファンドからの投融資決定件数は6件、投融資決定額は908億円、実投融資額は1,005億円になりました。	○
（目標の設定の根拠） 「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（平成27年5月20日成立）を踏まえ、企業間連携や休眠技術の活用などの企業の成長に向けた積極的な取組を支援する必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記のとおり成長資金（資本性資金等）供給業務について平成28年度における特定投資業務の実績が出ていることから、達成度を「○」としました。		
施策についての評価	s 目標達成	

上記実績のほか、「経済財政運営と改革の基本方針2016」等を踏まえ、東日本大震災及び平成28年（2016年）熊本地震からの復興に貢献するよう、危機対応業務として、日本政策金融公庫からのリスク補完措置等を受け、指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）が円滑な資金供給を実施しています。

加えて、日本政策金融公庫では、

① 東日本大震災によって影響を受けた中小企業者の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」の継続や東日本大震災復興緊急保証の適用期限の延長、

② 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げ

等の措置を講じ、平成28年（2016年）熊本地震については、「平成28年熊本地震特別貸付」の創設や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証第4号」を九州各県（沖縄県を除く）に適用するなどの措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図っていきました。

上記の施策を講じた結果、政府関係金融機関等において、平成29年3月末までに、中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等を6.5兆円実施しました。また、東日本大震災復興特別貸付の実績が6.2兆円、東日本大震災復興緊急保証に係る保険引受額が2.6兆円になるとともに、平成28年熊本地震特別貸付の実績が1,844億円、保険引受額が1,142億円になりました。

さらに、平成29年3月末までに、「中小企業経営力強化法関連融資」による貸付が218億円の実績を上げるとともに、借換保証に係る保険引受額が1.7兆円になりました。このほか、新体制へ移行した平成20年10月から平成29年3月末までに、セーフティネット貸付等の実績は26兆円になりました。

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政7-1-1に係る参考情報

参考指標1：政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移（単位：億円）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	34,688	32,243	30,913	29,793	29,283
	農林水産事業	3,300	3,500	4,000	4,000	4,600
	中小企業事業	30,851	28,751	26,731	23,401	22,391
沖縄振興開発金融公庫		1,430	1,428	1,438	1,440	1,586
(株)国際協力銀行		23,980	23,110	22,500	18,200	32,600

（出所）政府関係機関予算書、各機関資料

（注）国際協力銀行については、平成24年4月より(株)日本政策金融公庫から分離され、(株)国際協力銀行が設立された。

参考指標 2：政府関係金融機関の融資残高の推移

(単位：億円)

		24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	72,482	71,759	71,262	70,012	70,597
	農林水産事業	26,268	26,037	26,429	26,733	27,535
	中小企業事業	64,593	63,543	61,820	59,127	56,857
沖縄振興開発金融公庫		8,940	8,175	8,151	8,057	8,199
㈱国際協力銀行		105,852	126,949	144,706	136,490	144,416

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注) 国際協力銀行については、平成24年4月より㈱日本政策金融公庫から分離され、㈱国際協力銀行が設立された。

参考指標 3：政府関係金融機関の金利の推移

(単位：%)

			H25. 3. 31	H26. 3. 31	H27. 3. 31	H28. 3. 31	H29. 3. 31
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	1. 95	1. 90	1. 65	1. 85	1. 71
		特利	1. 05	1. 00	0. 75	0. 95	0. 81
		①～③	～1. 55	～1. 50	～1. 25	～1. 45	～1. 31
	農林水産事業	農業基盤整備	1. 25	1. 15	0. 95	0. 35	0. 45
	中小企業事業	基準利率	1. 45	1. 60	1. 40	1. 30	1. 21
		特利	0. 55	0. 70	0. 50	0. 40	0. 31
		①～③	～1. 05	～1. 20	～1. 00	～0. 90	～0. 81
沖縄振興開発金融公庫		基準利率	0. 85 ～2. 95	0. 90 ～2. 70	0. 85 ～2. 15	0. 50 ～1. 95	0. 41 ～2. 00
㈱国際協力銀行		輸出	1. 39	1. 34	1. 16	0. 85	0. 98

(参考) 財政融資資金貸付金利 (財投金利)	0.10 ～1.50	0.20 ～1.30	0.10 ～1.30	0.10 ～0.70	0.01 ～0.70
(参考) 長期プライムレート	1.15	1.20	1.15	0.95	0.95

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 各機関の金利水準は一例。

(注2) 国際協力銀行については、平成24年4月より㈱日本政策金融公庫から分離され、㈱国際協力銀行が設立された。

参考指標 4：政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	6年5か月	6年9か月	7年1か月	6年10か月	7年2か月
	(生活衛生分)	8年5か月	8年7か月	8年7か月	8年9か月	9年5か月
	農林水産事業	13年4か月	12年9か月	13年1か月	12年10か月	12年11か月
	中小企業事業	7年0か月	7年1か月	7年3か月	7年0か月	7年11か月
沖縄振興開発金融公庫		11年5か月	12年10か月	13年4か月	11年1か月	14年5か月
㈱国際協力銀行		13年3か月	11年1か月	15年3か月	11年7か月	13年0か月

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 貸付金額による加重平均。

(注2) ㈱日本政策金融公庫国民生活事業（旧国民生活金融公庫）の計数は普通貸付ベース。

(注3) 国際協力銀行については、平成24年4月より㈱日本政策金融公庫から分離され、㈱国際協力銀行が設立された。

参考指標 5：政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数

(単位：億円)

㈱日本政策金融公庫					
国民生活事業	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
経常収益	1,633	1,591	1,528	1,508	1,475
経常費用	1,850	1,602	1,454	1,198	1,221
経常利益	△217	△11	74	310	255
特別損益	△2	△3	5	484	2
当期純利益	△219	△14	79	794	256
農林水産事業					
経常収益	663	639	588	473	482
経常費用	662	639	582	571	482
経常利益	1	0	6	△98	0
特別損益	△1	△0	△6	98	△0
当期純利益	—	—	—	—	—
中小企業事業					
経常収益	3,808	3,924	5,295	2,706	3,806
経常費用	7,091	6,484	5,570	4,911	3,445
経常利益	△3,283	△2,560	△275	△2,205	361
特別損益	△1	△1	△0	211	△0
当期純利益	△3,284	△2,561	△275	△1,993	360
国際協力銀行					
経常収益	2,017	—	—	—	—
経常費用	1,446	—	—	—	—
経常利益	571	—	—	—	—
特別損益	△46	—	—	—	—
当期純利益	525	—	—	—	—
沖縄振興開発金融公庫（行政コスト計算財務書類）					
業務収入①	△219	△200	△178	△163	△150
業務費用②	218	201	172	168	139
業務費用合計（①+②）=③	△1	1	△6	5	△10
機会費用④	8	4	5	3	0
行政コスト（③+④）=⑤	6	5	△1	8	△10
㈱国際協力銀行					
経常収益	—	2,170	2,261	2,573	2,400
経常費用	—	1,537	1,347	1,368	1,973
経常利益	—	634	914	1,205	427
特別損益	—	0	0	57	0
当期純利益	—	634	914	1,262	428

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 行政コスト計算財務書類において△(マイナス)は、国民負担が生じていない状態を表す。

(注2) 行政コスト計算財務書類は、平成13年6月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

(注3) 新体制後の㈱日本政策金融公庫（国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業、国際協力銀行）については、行政コスト計算財務書類を作成していない。

(注4) 国際協力銀行については、平成24年4月より(株)日本政策金融公庫から分離され、(株)国際協力銀行が設立された。

参考指標6：政府関係金融機関の延滞率の推移 (単位：％)

		23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	3.77	3.35	3.35	2.30	1.95
	農林水産事業	0.78	1.36	0.82	0.69	0.64
	中小企業事業	2.48	2.20	2.07	1.82	1.64
沖縄振興開発金融公庫		1.03	0.79	0.67	0.59	0.53
(株)国際協力銀行		－	1.47	1.19	0.25	0.25

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。
(注1) 延滞率＝(弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高/貸付残高×100)

施策	政7－1－2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政7-1-2-B-1：政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施		
	目 標	「平成28検査事務年度 検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証に努めます。	達成度
	実 績	検査基本方針に則り、政府関係金融機関等のうち4機関に対して、関係法令・規程等に基づき、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が適切に機能しているかを検証しました。結果、認められた態勢上の弱点等について、問題点の指摘等を行いました。 検査対象4機関のうち1機関については、平成28年11月に商工組合中央金庫から危機対応業務において不正行為が行われたとの届出があったことにより、当初想定していた機関への検査を取りやめ、商工組合中央金庫を検査対象とし、検査結果を踏まえ行政指導等を行いました。	×
	(目標の設定の根拠) 株式会社日本政策金融公庫法等、各政府系金融機関等の根拠法令に基づき、適正な業務運営の確保及び法令等遵守態勢を整備・確立する必要があるためです。		
	(目標の達成度の判定理由) 上記のとおり商工組合中央金庫の危機対応業務において、危機事象の影響を受けていることを確認する際に、顧客から受領した資料を職員が改ざんする等の不正行為が行われたことが判明しました。 主務省として過去の監督において不正行為の防止・発見が出来なかったこと、及び「基本計画」をふまえ4機関に対して各種体制にかかる検証に努めたものの、不祥事の発生を原因として急遽商工組合中央金庫を検査対象に追加し、当初想定していた機関への検査を取りやめたことから、達成度を「×」としました。		
施策についての評定		b 進展が大きい	

評 定 の 理 由	不正行為が行われたことが判明したことを受け、商工組合中央金庫に対して徹底調査と原因究明、必要な対応の実施、及び再発防止策の策定を指示（平成28年11月22日）しました。次いで、商工組合中央金庫の報告を受けた立ち入り検査を実施し、主務省の検査結果及び第三者委員会の報告書を踏まえた必要な対応に関する報告徴求命令を发出（平成29年1月20日）しました。 また、第三者委員会報告書公表後、商工組合中央金庫からの報告書を受けて、商工組合中央金庫に対して継続調査の実施や根本原因の特定等を求める業務改善命令（平成29年5月9日）を行いました。 商工組合中央金庫を除く検査対象3機関については検査結果を踏まえて、検査対象機関に対し検査指摘事項に対する改善報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施する等、指摘事項の改善を早期に実施できるよう監督を行いました。 以上のとおり、測定指標を「×」としたものの、上記の不正発生を受け、商工組合中央金庫に対し迅速に検査、行政指導等を行い必要な対応の実施を求めていること、及び商工組合中央金庫に対する業務改善命令（平成29年5月9日）により、今後、特定される根本原因等を踏まえ、今回のような不正行為の発生リスクも勘案した検査内容や、更なる行政対応を検討することとしていることから、当該施策の評価は、上記のとおり、「b 進展が大きくない」としました。
----------------------------------	--

政7-1-2に係る参考情報

参考指標1：政府関係金融機関への検査実績件数（単位：件）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
件数	4	4	3	3	4

評 価 結 果 の 反 映	以下のとおり、上記の施策を実施します。 政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。 また、商工組合中央金庫の危機対応業務における不正行為については、主務省として、商工組合中央金庫に対する業務改善命令により、今後、特定される根本原因等を踏まえ、今回のような不正行為の発生リスクも勘案した検査内容や、更なる行政対応を検討・実行するなど、監督責任を果たしていきます。 平成30年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めます。
--	---

財務省政策評価懇談会における意見	○ 地震や災害の際のセーフティネットは政府が提供せざるを得ないため、信用保証制度の100%の保証や、政策金融機関による短期的な貸出、セーフティネット貸出は続ける必要がある。 ○ 商工中金で起きた危機対応の融資に関する問題については、政策融資の中で営業という側面と政策的な目的を達するという2つの側面があり、どこでも起きかねない問題であると思われる。
-------------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の 状況 (千 円)	当初予算	71,467,744	72,148,244	70,317,431	68,285,028
		補正予算	70,899,108	1,497,599	61,298,292	
		繰越等	400,000	11,000,000	N. A.	
		合 計	142,766,852	84,645,843	N. A.	
	執行額（千円）		140,053,175	84,316,404	N. A.	

（概要）

株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金等の政府関係金融機関の運営に必要な経費

（注）平成28年度「繰越等」、「執行額」等については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	東日本大震災からの復興の基本方針 (平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定、平成23年8月11日改定) 第192回国会 財務大臣財政演説(平成28年9月26日) 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定) 未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日閣議決定)
-----------------------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	政府関係金融機関の財務状況・業務運営状況：「政府関係金融機関の出資融資額(補正額)」(財務省)等
-----------------------------------	--

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	(政府関係金融機関等の適正な運営の確保) 政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行いました。 (政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保) 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。
------------------------	--

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施時期	平成29年6月
-------	-----------	----------	---------

政策目標 8-1 : 地震再保険事業の健全な運営

上記目標の概要	地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任の一部を政府が再保険するもので、地震被害が大きく、損害額が巨額に上る場合、民間の損害保険会社だけでは支払いが困難になるので、損害額が一定の額を超過した場合、その超過した部分について、国が再保険金を支払うという仕組みです。地震再保険事業は、地震被害に遭った場合の被災者の生活の安定や生活再建等に寄与することを政策の目標としています。 そのためには、地震再保険事業を適切かつ健全に運営することが重要であることから、保険会社等に対して、地震保険検査を実施するとともに、地震保険の普及活動等を積極的に行うよう指導・助言等を行っています。 (上記目標を達成するための施策) 政 8-1-1 : 地震保険の普及 政 8-1-2 : 地震保険検査の実施
-----------------------	---

政策目標 8-1 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	(政 8-1-1 : 地震保険の普及) 普及率については、前年度比で1.0ポイント上昇して30.5%、付帯率については、前年度比で1.5ポイント上昇して61.7%となりました。主要な測定指標が目標値に達していることから、「s 目標達成」と考えられます。 - 普及率：世帯数に対する地震保険契約件数の割合を表したもの - 付帯率：新規に契約された住宅向けの火災保険契約件数のうち、地震保険を付帯した件数の割合を表したもの (政 8-1-2 : 地震保険検査の実施) 実績として5社に対して検査を実施し、主要な測定指標が目標値に達していることから、「s 目標達成」と考えられます。 以上のとおり、施策 8-1-1 の評価は「s 目標達成」、施策 8-1-2 の評価は「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
---------------------	---

政策 の 分 析	(必要性・有効性・効率性等)
	「地震保険に関する法律」(昭和41年法律第73号。以下「地震保険法」といいます。)第1条に「被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」と規定されており、この法律の目的を実現するため、地震再保険事業を健全に運営していくことは必要な取組です。
	また、地震保険法に基づき地震保険検査を実施することは、政府の再保険事業の健全な運営の確保に寄与する有効な取組です。
	なお、地震保険の加入促進のために、国民の目に留まるような積極的な広報活動を、損害保険業界と一体となって効率的に実施しています。
	(平成28年度行政事業レビューとの関係) ・ 地震再保険事業 平成28年度行政事業レビューにおいては、推進チームの所見で「現状通り」とされたことから、引き続き当該事業を維持することとしました。(事業番号0052)

施策		政 8 - 1 - 1 : 地震保険の普及						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政8-1-1-A-1：地震保険の普及率等の推移 (単位：%)							
	年 度		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	普及率	目標値	23.7以上 かつ前年度 より上昇	26.0以上 かつ前年度 より上昇	27.1以上 かつ前年度 より上昇	27.9以上 かつ前年度 より上昇	28.8以上 かつ前年度 より上昇	
		実績値	27.1	27.9	28.8	29.5	30.5	○
	付帯率	目標値	48.1以上 かつ前年度 より上昇	58.5	61.6	63.6	59.3以上 かつ前年度 より上昇	
		実績値	56.5	58.1	59.3	60.2	61.7	○
	(注1) 普及率の平成28年度実績値については、29年1月における暫定値であり、確定値については、29年8月頃に日本地震再保険株式会社のホームページ等に公表される予定。							
	(注2) 付帯率の平成28年度実績値については、28年2月から29年1月までの直近1年間における暫定値を記載しており、28年4月から29年3月までの実績値は、29年8月頃に損害保険料率算出機構のホームページ等に公表される予定。							
	(出所) 普及率については日本地震再保険株式会社資料、付帯率については損害保険料率算出機構資料。							
	(目標値の設定の根拠) 地震保険の普及の度合いを測る必要があることから、普及率と付帯率を測定指標として設定しました。 平成29年1月に複数段階で予定されている地震保険料率の引上げの1回目が実施される中で、普及率及び付帯率が、前々年度実績以上かつ前年度より上昇していれば、地震保険が普及したと考えられることから、普及率については28.8%以上、付帯率については59.3%以上で、かつ前年度より上昇させることを目標値としています。							

	(目標の達成度の判定理由) 目標値を上回る実績値となったことから達成度は「○」としました。
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	(地震保険の普及) 財務省としては、政府広報テレビ番組・政府広報ラジオ番組・ホームページ・ツイッター・フェイスブックを活用した広報活動を実施したほか、損害保険業界と意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました。普及率については、前年度比で1.0ポイント上昇して30.5%、付帯率については、前年度比で1.5ポイント上昇して61.7%となり、実績値が目標値を上回っています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり「s 目標達成」としました。

政 8－1－1 に係る参考情報

参考指標 1：地震保険制度における政府と民間の責任（危険）準備金残高

(単位：億円)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度
政府責任準備金	9,623	10,728	11,934	13,250
民間危険準備金	4,075	4,367	4,794	5,311
合 計	13,698	15,095	16,728	18,561

(出所) 平成27年度の政府責任準備金については、「特別会計決算参照書」(第192回国会提出)

(<http://www.bb.mof.go.jp/server/2015/dlpdf/DL201578001.pdf>)

民間危険準備金については、日本地震再保険株式会社調

巨大地震の発生に備え、「特別会計に関する法律」第33条第1項及び「地震保険に関する法律施行規則」(以下「地震保険法施行規則」といいます。)第7条第1項により、保険金支払の原資となる責任準備金を積み立てています。

施策	政 8－1－2：地震保険検査の実施						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政8-1-2-A-1：地震保険検査先数の推移						(単位:社)
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目 標 値	5社程度	5社程度	5	5	5	○
	実績値	5	5	5	5	5	
	(出所) 大臣官房政策金融課 (目標値の設定の根拠) 政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、地震保険法第9条第1項に基づき、検査を実施しています。地震保険の引き受けを行っている保険会社等31社（平成28年4月時点）のうち、5社を目標値としています。 (目標の達成度の判定理由) 平成28年度は、熊本地震に係る保険金の支払事務等が適切に行われているかを着眼点として検証した結果、損害割合の算出誤りや損害調査書の不適切な記載等が見受けられたため、損害保険会社に対して事務改善への対応について報告を求めました。実績値が目標値を達成したことから、達成度は「○」としました。						

施策についての評定		s 目標達成
評定の理由	(地震保険検査の実施) 5社に対して検査を実施しており、実績値が目標値を上回っています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s 目標達成」としました。	

政 8－1－2に係る参考情報

参考指標 1：過去の地震災害の支払額（元受保険会社の支払額）

(単位：百万円)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
元受保険会社支払額	55,884	22,014	13,287	8,215	388,528
(うち政府支払額)	(24,277)	(7,004)	(3,724)	(2,625)	(132,122)

(出所) 日本地震再保険株式会社調

「地震保険に関する法律施行令」第3条及び地震保険法施行規則第1条の3に規定する、官民保険責任額割合に基づき保険金が支払われています。平成28年度は、28年4月に発生した熊本地震によって支払額が増加しました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 財務省としては、ホームページ・ツイッター・フェイスブックを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界と意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。なお、日本損害保険協会を中心とした地震保険の普及促進に向けた平成29年度の広告・宣伝等の取組の中で、テレビ・新聞・ラジオ・ポスター・チラシ等を活用した広報活動が実施されるとともに、代理店の募集活動の支援や地震保険広報と防災を連動させた取組が実施される予定です。 また、損害保険会社に対し、政府の再保険事業の健全な運営の確保を図るため、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用などの必要な経費の確保に努めます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	○ 地震保険の目標値を達成したというのは非常に大きな成果だと思うが、付帯率等の水準についての議論も含め、目標値については引き続き検討してほしい。
------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	129,382,121	139,125,223	152,931,253	179,459,338
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	129,382,121	139,125,223	N. A.	
	執行額(千円)		3,724,141	2,626,913	N. A.	

(概要)

民間のみでは対応できない巨大地震発生の際に支払う再保険金及び地震保険検査等に係る経費

(注1) 平成28年度「繰越等」、「執行額」等については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定。

(注2) 予算の主な増要因は、地震保険料率の引上げや地震保険契約件数の増加等により再保険料収入が増加すること等によるものです。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	該当なし
----------------------------------	------

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	地震保険普及率等の状況：「地震保険の普及率」（日本地震再保険株式会社）、「地震保険の付帯率」（損害保険料率算出機構）
-----------------------------------	--

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	平成24年11月にとりまとめられた「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」（以下「PT」といいます。）の報告書及び平成27年6月に議論のとりまとめを公表したPTフォローアップ会合において、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されていたところですが、平成28年度においては、平成29年1月から段階的に予定されている地震保険料率の引上げが実施される中、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました。 なお、前年度において測定指標の達成度が「×」となった付帯率について、財務省としては、政府広報テレビ番組・政府広報ラジオ番組・ホームページ・ツイッター・フェイスブックを活用した広報活動を実施したほか、損害保険業界と意見交換などを行い、付帯率の改善に努めました。更に、地震保険制度創設50周年を機に日本損害保険協会が主催した「地震保険制度創設50周年記念フォーラム」において、木原財務副大臣が来賓の挨拶を行うなど、代理店に地震保険の必要性を再認識させ、取組推進の機運の向上を目指す業界の取組を後押ししました。 このほか、損害保険業界は、日本損害保険協会を中心とした地震保険の普及促進に向けた平成28年度の広告・宣伝等の取組の中で、特に消費者と直接接する代理店の募集活動を業界全体で支援するため、代理店向けセミナーを実施したほか、全国の地震リスクや補償の必要性について、代理店に消費者への説明材料を提供するなど、理解促進・加入促進策を実施しました。 こうした取組等によって、平成28年度の付帯率の達成度は「○」となっています。 また、平成28年度においては損害保険会社5社に対し、政府の再保険事業の健全な運営の確保を図るため、地震保険検査を引き続き実施しました。
------------------------	--

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施時期	平成29年6月
-------	-----------	----------	---------

政策目標 9-1 : 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

上記目標の概要	国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度です。 これを踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要であると認識しており、その際、「社会保障制度改革推進法」等に沿って取り組む社会保障制度改革及び諸外国との社会保障協定に適切に対応するとともに、福祉事業を含む全ての事業について、適正な運営を確保することが重要であると考えています。 (上記目標を達成するための施策) 政 9-1-1 : 被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応 政 9-1-2 : 諸外国との社会保障協定への対応 政 9-1-3 : 国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保
----------------	---

政策目標 9-1 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評定の理由	(被用者年金一元化をはじめとする社会保障制度改革への対応) 被用者年金制度の一元化後の事務の取扱いについて、各共済組合の実務担当者向け説明会を平成28年5月、6月に国家公務員共済組合連合会と合同で、地域ブロックごとに開催しました。また、年金受給資格期間等の制度改革があった際には、国家公務員共済組合連合会のホームページによる広報及びリーフレットの配布等により、各共済組合、年金受給者及び組合員向けに周知しました。 (諸外国との社会保障協定への対応) 国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するため、平成28年度においては、新たにスロバキア共和国との社会保障協定が署名されました。また、チェコ共和国との社会保障協定改正議定書が署名されました。 (国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保) 国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導したほか、国家公務員共済組合連合会等の運営する福祉施設については、収益力強化等により経営健全化を図るなど、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めました。 以上のとおり、全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
--------------	---

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 社会保障・税一体改革に盛り込まれた社会保障改革に適切に対応しながら、安定的で効率的な国家公務員共済制度の構築や適正な運営の確保は、内閣総理大臣施政方針演説をはじめとする政府の方針に沿ったものであるとともに、国家公務員の公務の能率的運営に資するために必要な取組です。 上記のとおり、被用者年金一元化後も、引き続き安定的で効率的な運営に努めています。
	(平成28年度行政事業レビューとの関係) 国家公務員共済組合連合会等助成費 引き続き、執行の実態に基づいた見直しを行うとともに、特定健康診査等交付事業の受診率の向上による業務の効率化など、更なる改善に向けた検討を行うとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、概算交付の執行方法について見直しを行い、執行実績に基づいて概算交付を行うように改善を図りました。(事業番号0053)

施策	政 9 - 1 - 1 : 被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政9-1-1-B-1 : 被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応		
	目 標	被用者年金制度の一元化後の事務の取扱いについて、各共済組合の実務担当者向けに説明会を行います。	達成度
	実 績	平成27年10月に被用者年金一元化及び退職等年金給付制度が施行されたことに伴い、各共済組合担当者に対する新制度の概要及び事務手続きの変更内容等に係る説明会を開催しました。	○
	(目標の設定の根拠) 各共済組合の実務担当者が一元化後の手続きを適正・円滑に執行するため、取扱いについて説明しておく必要があるためです。		
	(目標の達成度の判定理由) 被用者年金制度の一元化後の事務の取扱いについて、各共済組合の実務担当者向け説明会を平成28年5月、6月に国家公務員共済組合連合会と合同で、地域ブロックごとに開催しました。また、年金受給資格期間等の制度改革があった際には、国家公務員共済組合連合会のホームページによる広報及びリーフレットの配布等により、各共済組合、年金受給者及び組合員向けに周知したことから、達成度は「○」としました。		
施策についての評価		s	目標達成
評価の理由	被用者年金制度の一元化後の事務の取扱いについて、各共済組合の実務担当者向け説明会を平成28年5月、6月に国家公務員共済組合連合会と合同で、地域ブロックごとに開催しました。また、年金受給資格期間等の制度改革があった際には、国家公務員共済組合連合会のホームページによる広報及びリーフレットの配布等により、各共済組合、年金受給者及び組合員向けに周知しました。 被用者年金関係業務を行う実施機関間との年金情報の共有化については、関係省庁、各関係実施機関が参加する被用者年金一元化における情報共有化等のための担当者打合会を平成28年4月以降9回開催し、一元化後の各種手続きの調整及び情報共有化の円滑に努めました。 その他、国家公務員共済組合連合会の平成27年度業務概況書（厚生年金保険給付積立金）について、		

	財務大臣による運用評価を行い、平成28年12月27日に「平成27年度厚生年金保険法第79条の8第2項に基づく国家公務員共済組合連合会にかかる管理積立金の管理及び運用の状況についての評価の結果」を、また、平成29年3月31日に「厚生年金保険法第79条の9第1項に基づく積立金の管理及び運用の状況に関する報告書」を財務省のホームページに公表を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
--	---

政9-1-1に係る参考情報

参考指標1：男女別組合員数の年次推移

参考指標2：国家公務員共済年金受給権者数及び年金額の年次推移

参考指標3：国家公務員共済年金、厚生年金及び退職等年金の保険料率の推移

参考指標4：短期負担金・掛金収入及びこれらの総報酬に対する割合（平均掛金率）の年度別状況

参考指標5：短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移

（出所）財務省ホームページ

参考指標1、2、4、5 (http://www.mof.go.jp/budget/reference/kk_annual_report/fy2015/nenpou201501.pdf)

国家公務員共済組合連合会ホームページ

参考指標3 (<https://www.kkr.or.jp/seidokaikaku/pdf/H28.8.pdf>)

施策	政 9－1－2：諸外国との社会保障協定への対応		
測定指標 （定性的な指標）	[主要] 政9-1-2-B-1：諸外国との社会保障協定への対応		
	目 標	社会保障協定締結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います。	達成度
	実 績	平成28年度においては、新たにスロバキア共和国との社会保障協定が署名されました。また、チェコ共和国との社会保障協定改正議定書が署名されました。	○
	（目標の設定の根拠） 国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するためです。		
	（目標の達成度の判定理由） 平成28年度においては、新たに日本とスロバキア共和国との社会保障協定が署名されたこと及び日本とチェコ共和国との社会保障協定改正議定書が署名されたことから、達成度は「○」としました。		
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するため、平成28年度においては、新たにスロバキア共和国との社会保障協定が署名されました。また、チェコ共和国との社会保障協定改正議定書が署名されました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政 9－1－2に係る参考情報

参考指標 1：社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数

参考指標 2：社会保障協定の署名国数

(出所) 厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>)

施策	政 9－1－3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政9-1-3-B-1：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保		
	目 標	国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保します。	達成度
	実 績	国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導しました。	○
	(目標の設定の根拠) 国家公務員共済年金の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めるためです。		
	(目標の達成度の判定理由) 国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導したほか、国家公務員共済組合連合会等の運営する福祉施設については、収益力強化等により経営健全化を図るなど、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めたことから、達成度は「○」としました。		
施策についての評価		s	目標達成
評価の理由	国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導したほか、国家公務員共済組合連合会等の運営する福祉施設については、収益力強化等により経営健全化を図るなど、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政 9－1－3に係る参考情報

参考指標 1：男女別組合員数の年次推移【再掲（9－1－1）】

参考指標 2：国家公務員共済年金受給権者数及び年金額の年次推移【再掲（9－1－1）】

参考指標 3：国家公務員共済年金、厚生年金及び退職等年金の保険料率の推移【再掲（9－1－1）】

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していきます。その他の社会保障制度改革についても、関係省庁と連携を図って引き続き検討を進めていきます。
	各国との人的交流の促進を図る観点から、我が国と各国間の社会保障制度の適用について、厚生労働省等と協力して、今後、順次締結が予定されている各国との社会保障協定への対応を行います。
	国家公務員共済年金の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	
------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	70,397,559	74,351,954	70,481,812	64,963,552
		補正予算	△ 103,395	△ 82,494	△ 84,784	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	70,294,164	74,269,460	70,397,028	
	執行額(千円)		70,237,732	73,852,291	N. A.	

(概要)

国家公務員共済組合連合会等助成費

(注1) 平成28年度予算が減少しているのは、主に基礎年金拠出金の減に伴うものである。

(注2) 平成28年度「繰越等」、「執行額」等については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第190回国会 内閣総理大臣施政方針演説(平成28年1月22日) 第193回国会 内閣総理大臣施政方針演説(平成29年1月20日)
--------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「国家公務員共済組合事業統計年報」(財務省)、「社会保障協定」(厚生労働省)
---------------------------	--

前年度政策評価結果の政策への反映状況	被用者年金一元化及び退職等年金給付制度が施行されたことに伴い、各共済組合担当者に対して事務手続きの変更内容等に係る説明会を開催しました。 平成28年度には、新たにスロバキア共和国との社会保障協定が署名されました。また、チェコ共和国との社会保障協定改正議定書が署名されました。
--------------------	--

担当部局名	主計局(給与共済課)	政策評価実施時期	平成29年6月
-------	------------	----------	---------

政策目標 10－ 1：日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

上記目標の概要	財務省設置法（平成11年法律第95号）には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に關すること」が、財務省の所掌事務として規定されています。 一方、日本銀行法（平成 9 年法律第89号）には、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。」、また、「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と規定されています。 こうした法律の規定等を踏まえ、平成28年度においても引き続き、人件費を含む経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。 （上記目標を達成するための施策） 政10-1-1：経費予算の認可 政10-1-2：財務諸表の承認
---------	---

政策目標10－1についての評価結果

政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 日本銀行の運営は、国民に還元されるべき通貨発行益により賄われており、その公的性格から、適切な経費支出や適正な経理処理を担保するため、政府による公的チェックが必要であり、上記の各施策がそのために有効です。 財務省では、日本銀行法の規定等に基づき、経費予算の認可、財務諸表の承認等を行っており、これらを通じて、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されています。

施策	政10－１－１：経費予算の認可		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政10-1-1-B-1：経費予算の効率性の確保		
	目 標	日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の人件費を含む経費の予算が、効率的なものとなっていることを確認する等の審査を通して、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。	達成度
	実 績	平成29年度経費予算については、平成29年３月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。平成29年度経費予算の合計額は、全体で1,875億円（対28年度比▲0.9億円）となっており、一般事務費等が増加する一方、固定資産取得費等について削減が行われるなど、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています。	○
	（目標の設定の根拠） 財務省設置法第４条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が、財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第51条において、「日本銀行は、毎事業年度、経費に関する予算を作成し、当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。」と規定されているためです。		
	（目標の達成度の判定理由） 上記実績の通り、平成29年度経費予算については、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度開始前に認可したことから、達成度は「○」としました。		
施策についての評価		s	目標達成
評 定 の 理 由	平成29年度経費予算については、平成29年３月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。平成29年度経費予算の合計額は、全体で1,875億円（対28年度比▲0.9億円）となっており、一般事務費等が増加する一方、固定資産取得費等について削減が行われるなど、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政10－１－１に係る参考情報

参考指標１：認可対象経費の予算

(単位：百万円、%)

科 目		平成25年度 予算	26年度予算	27年度予算	28年度予算	29年度予算	前年度比
銀行券製造費	銀行券製造費	48,161	51,483	51,686	51,806	51,906	0.2
国庫国債事務費	国庫国債事務費	18,087	18,264	18,386	18,129	17,904	▲1.2
給与等	役員給与	343	421	422	427	428	0.4
	職員給与	38,017	41,265	41,542	42,197	42,223	0.1
	退職手当	9,761	9,782	9,975	9,831	10,201	3.8
	小 計	48,122	51,468	51,938	52,455	52,852	0.8
交通通信費	旅費交通費	1,978	1,974	1,995	2,027	2,090	3.1
	通信費	2,924	2,863	2,786	2,714	2,595	▲4.4
	小 計	4,902	4,837	4,781	4,742	4,685	▲1.2
修繕費	修繕費	1,997	2,049	2,456	2,440	2,928	20.0
一般事務費	消耗品費	1,281	1,296	1,367	1,422	1,393	▲2.0
	光熱水道費	2,162	2,508	2,502	2,350	2,300	▲2.1
	建物機械等賃借料	9,832	10,277	9,385	7,808	8,369	7.2
	建物機械等保守料	11,039	11,728	11,540	8,755	9,144	4.4
	事務費	31,108	30,052	28,967	30,842	30,601	▲0.8
	小 計	55,421	55,861	53,761	51,178	51,807	1.2
固定資産取得費	固定資産取得費	3,523	3,199	3,731	5,926	4,505	▲24.0
予備費	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0.0
合 計		181,214	188,161	187,739	187,676	187,588	▲0.0

施策	政10－１－２：財務諸表の承認		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政10-1-2-B-1：財務諸表の適正性の確保		
	目 標	日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の財務諸表について、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を通して、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。	達成度
	実 績	平成27年度決算及び平成28年度上半期決算に係る財務諸表については、平成28年５月及び同年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。平成27年度決算承認及び平成28年度上半期決算承認に当たり、日本銀行より、量的・質的金融緩和の実施に伴って生じ得る収益の振幅を平準化する観点から、債券取引損失引当金を積み立てることに関する承認申請がなされ、これを承認しました。	○
	（目標の設定の根拠） 財務省設置法第４条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が、財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第52条において、「日本銀行は、財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されているためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績の通り、平成27年度決算及び平成28年度上半期決算に係る財務諸表等については、適正な決		

	算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度又は上半期経過後二月以内に承認したことから、達成度は「○」としました。
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	平成27年度決算及び平成28年度上半期決算に係る財務諸表等については、平成28年5月及び平成28年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政10－１－２に係る参考情報

「平成28年度政策評価書」の評価対象期間は、平成28年4月1日～平成29年3月31日であることから、平成28年度決算に係る財務諸表の承認は、今回の評価の対象ではありません。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務が一層適正かつ効率的に運営されるよう努めます。
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
---------------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
----------------------------------	------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	27年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、財務諸表の承認においては日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていること等を確認し、また、経費予算の認可においては経費効率化の取組等を確認することを通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めました。
---------------------------	---

担当部局名	理財局（総務課調査室）	政策評価実施時期	平成29年6月
--------------	-------------	-----------------	---------

政策目標 11-1 : たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

上記目標の概要	たばこ事業については、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(用語集参照)をはじめとする世界的なたばこ規制の流れを受け、未成年者喫煙防止等に対する社会的要請が高まっています。また、塩事業については、原則自由の市場構造に転換したことを踏まえ、国の関与は必要最小限になっています。こうした状況を踏まえた政策の企画立案を行います。 (上記目標を達成するための施策) 政11-1-1 : たばこ事業の適切な運営と管理・監督 政11-1-2 : 塩事業の適切な運営の確保
---------	---

政策目標11-1についての評価結果

政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) たばこ・塩事業の健全な発展と適切な運営は、たばこ事業法及び塩事業法に規定されている目的に合うものであり、重要で必要な取組と言えます。 たばこ事業法、日本たばこ産業株式会社法及び塩事業法に基づき、製造たばこの特定販売業者、日本たばこ産業株式会社や塩製造業者等に対して、適切に申請等に対する許認可等及び管理・監督を行っているほか、塩事業者及び消費者にとって関心の高い情報である塩需給見通し及び塩需給実績を公表しています。また、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を踏まえた国内措置の円滑な実施に適切に対応しています。これらは政策目標の達成のために有効な取組と言えます。 なお、未成年者喫煙防止の取組については、警察庁やたばこ業界団体と連携して効率的に行っています。

施策	政11－1－1：たばこ事業の適切な運営と管理・監督						
測定指標（定量的な指標）	[主要]政11-1-1-A-1: 製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率（単位: %）						
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値	100.0	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	○
	実績値	100.0	99.7	99.9	99.9	99.9	
	(出所) 財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。 (注1) 平成24年度実績は当年度に申請を受理したもののうち当年度中に処理したものに係る達成率、平成25年度以降の実績は各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。 (注2) 標準処理期間：申請を受理した日の属する月末から2か月以内の期間をいいます。						

測定指標（定性的な指標）	（目標値の設定の根拠） 小売販売業の許可については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内に処理するように努めるとしているため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率は、99.9%となりました。そのため、達成度は、「○」としました。		
	[主要]政11-1-1-B-1：「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に係る国内措置に関する取組		
	目 標	「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の関係会議に参加するとともに関係省庁と連携しながら、同条約を踏まえた国内措置の円滑な実施に適切に対応します。	達成度
	実 績	「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を踏まえた国内措置の円滑な実施を図るため、同条約の締約国会議に参加するとともに小売定価認可の審査の機会に併せて、消費と健康との関係に関して注意を促すための文言（以下「注意文言表示」）のチェックを行い、当該文言が法令に基づき適切に表示されていることを確認しました。また、平成28年2月から注意文言表示及び広告規制について見直しを行うため財政制度等審議会たばこ事業等分科会において審議が行われ、同年6月7日に今後の見直しの方向性をまとめた報告書として「注意文言表示の在り方について」及び「広告指針の在り方について」（以下「両報告書」）が取りまとめられました。また、同年6月17日より7月19日の間で両報告書についてパブリックコメントを実施しました。 この他、政府内に設置された「受動喫煙防止対策強化チーム」の構成員として、関係省庁と連携しながら、政府全体の受動喫煙防止強化を進める取組に協力しているところです。 （注）注意文言表示及び広告規制の見直しについては、今後財政制度等審議会たばこ事業等分科会における審議を再開し、具体的な改正を行う予定。	○
	（目標の設定の根拠） 我が国が、平成16年6月に締結し、平成17年2月に発効した、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を踏まえ、国内措置の円滑な実施に適切に対応していく必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を踏まえた国内措置の円滑な実施に適切に対応しました。そのため、達成度は、「○」としました。		
	[主要]政11-1-1-B-2：未成年者喫煙防止に対する取組		
目 標			達成度
未成年者喫煙防止に必要な取組を行います。			
実 績			○
たばこの自販機を設置する場合には成人識別自販機を導入することを「たばこ小売販売業の許可の条件」としており、平成28年度においては、4915の小売店に対して許可条件を付与しました。 また、警察庁と連携して作成したたばこ販売時の年齢確認への協力を求めるポ			

測定指標（定性的な指標）		スターの活用を業界団体に要請するとともに、未成年者喫煙禁止法第5条に違反したたばこ小売販売業者には厳正に対処しており、平成28年度においては、3の小売店に対し、たばこ事業法に基づいて営業停止処分（1ヶ月以内）としました。 さらに、インターネットによりたばこを販売する場合には、あらかじめ公的な証明書により購入者の年齢確認等を行った上で販売をすることを「たばこ小売販売業の許可の条件」としており、平成28年度においては、インターネット販売を行っている4の小売店に対して許可条件を付与しました。 以上のとおり、未成年者喫煙防止の取組の推進を図りました。	
	（目標の設定の根拠） 未成年者喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。		
	（目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、未成年者喫煙防止に必要な取組を行いました。そのため、達成度は、「○」としました。		
	[主要]政 11-1-1-B-3：たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理		
	目 標	日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請に対し適切な許認可等の処理を行います。	達成度
	実 績	日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請については、たばこ事業法に基づき権限を委任している各財務（支）局等及び各税関とも連携して適切に対応しました。 東日本大震災によって被災されたたばこ小売販売業者の営業再開が円滑に行われるよう、被災地域での営業所の仮移転の許可を弾力的に運用しており、平成28年度においては、48件の処理をしました。 小売定価の認可申請に対しては、消費者の利益を不当に害さないか等の観点から適正に審査を行っており、平成28年度においては、609銘柄の認可を行いました。また、小売販売業の不許可処分に対する行政不服審査請求に対しては、平成28年度においては、5件の処理を行いました。	○
（注）特定販売業者とは、自ら輸入した製造たばこの販売を業として行う者です。 （目標値の設定の根拠） たばこ事業者からの申請に対する許認可等の申請に対して各財務（支）局等及び各税関とも連携し、円滑な運営を図るとともに、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行うためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請に対し適切な許認可等の処理を行いました。そのため、達成度は、「○」としました。			
施策についての評価		s 目標達成	

評 定 の 理 由	「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を踏まえた国内措置の円滑な実施を図るため、同条約の締約国会議に参加するとともに小売定価認可の審査の機会に併せて、消費と健康との関係に関して注意を促すための文言のチェックを行い、当該文言が法令に基づき適切に表示されていることを確認しました。この他、政府内に設置された「受動喫煙防止対策強化チーム」の構成員として、関係省庁と連携しながら、政府全体の受動喫煙防止強化を進める取組に協力しているところです。 たばこの自販機を設置する場合には成人識別自販機を導入することやインターネット販売の際の年齢確認といった許可条件の付与、また、業界団体に対する年齢確認の徹底の要請や、未成年者喫煙禁止法第5条に違反したたばこ小売販売業者に対する行政処分（3件）により、未成年者喫煙防止の取組の推進を図りました。 製造たばこ小売販売業の許可については、測定指標の目標値を達成しました。 日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請については、たばこ事業法に基づき権限を委任している各財務（支）局等及び各税関とも連携して適切に対応しました。 東日本大震災の被災地域での営業再開が円滑に進むよう、仮移転の許可を弾力的に運用しており、本年度は48件の処理をしました。 小売定価の認可申請に対しては、消費者の利益を不当に害さないか等の観点から適正に審査を行っており、平成28年度においては、609銘柄の認可を行いました。また、小売販売業の不許可処分に対する行政不服審査請求に対しては、平成28年度においては、5件の処理を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
-----------------------	---

政 1 1 - 1 - 1に係る参考情報

参考指標 1：小売販売業許可申請件数及び同許可件数

（単位：件）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
申請件数	13,716	12,716	11,571	8,932	8,370
許可件数	6,935	7,023	6,497	5,284	4,915

（出所）財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

参考指標 2：紙巻たばこの販売実績

（単位：億本、％）

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
販 売 数 量	1,951	1,969	1,793	1,833	1,680
国 産	1,162	1,201	1,074	1,104	1,014
外 国 産	789	769	719	728	667
国 産：外国産	59.6：40.4	61.0：39.0	59.9：40.1	60.3：39.7	60.3：39.7

（出所）一般社団法人日本たばこ協会調

施策	政11－１－２：塩事業の適切な運営の確保						
測定指標	[主要]政11-1-2-A-1：塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率 (単位：%)						
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成度
	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○
	実績値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
測定指標（定量的な指標）	(出所) 財務（支）局等からの報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。 (注1) 各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。 (注2) 標準処理期間：申請を受理した日の翌日から20日（平成28年6月までは1か月）以内の期間をいいます。 （目標値の設定の根拠） 塩の製造、特定販売及び卸売の登録については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日（平成28年6月までは1か月）以内に処理するように努めるとしているため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 平成28年度の塩の製造、特定販売及び卸売の登録に係る標準処理期間達成率は、100.0%となりました。そのため、達成度は、「○」としました。 (単位：件)						
	年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	登録件数	68	79	49	46	55	
	(出所) 財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。						
	[主要]政11-1-2-B-1：塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理						
	目 標	塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行い、塩事業者からの登録・届出に対し適切な処理を行います。					達成度
実 績	塩事業センターの平成29年度事業計画については、生活用塩の安定供給等の目的を達成するため、具体的事業内容として塩に関する調査研究等に係る事業（調査研究、情報等の提供等）及び生活用塩供給等に係る事業（円滑かつ安定的な供給、塩の備蓄）等が記載されており、塩事業センターの適正かつ確実な業務の運営を確保する観点から審査を行い、認可しました。 また、平成29年度の収支予算については、収入が48.1億円（対28年度比+0.6億円）、支出が47.9億円（対28年度比+0.4億円）であり、事業計画と同様に審査を行い、認可しました。 塩事業者からの登録・届出に関しては、塩事業法に基づき権限を委任している各財務（支）局等及び各税関とも連携して適切に対応しました。					○	

測定指標 (定性的な指標)	(目標値の設定の根拠) 塩事業センターの適正かつ確実な業務の運営を確保するとともに、塩事業者からの登録・届出に対しては各財務（支）局等及び各税関とも連携することで、塩事業の適切な運営を確保するためです。	
	(目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行い、塩事業者からの登録・届出に対し適切な処理を行いました。そのため、達成度は、「○」としました。	
	[主要]政11-1-2-B-2：塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表	
	目 標	達成度
	実 績	○
施策についての評価	(目標の設定の根拠) 塩事業者及び消費者に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図るためです。	
	(目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を作成し、公表を行いました。そのため、達成度は、「○」としました。	
s 目標達成		
評価の理由	塩製造業者等の登録については、測定指標の目標値を達成しました。 塩事業センターの平成29年度事業計画及び収支予算の認可申請については、適正に審査を行いました。 塩事業者からの登録・届出については、塩事業法に基づき権限を委任している各財務（支）局等及び各税関とも連携して適切に対応しました。 また、平成27年度塩需給実績及び平成29年度塩需給見通しを公表しました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

参考指標 1 : 塩需給見通し及び塩需給実績

(平成27年度塩需給実績)

(単位: 千トン)

	26年度	27年度	増減	前年比
A. 需要量 (消費量)	7,778	7,733	-45	-0.6%
生活用	179	166	-13	-7.1%
業務用	1,834	1,727	-106	-5.8%
ソーダ工業用	5,766	5,840	+74	+1.3%
B. 期首在庫	1,236	1,488	+252	+20.4%
C. 供給量	8,057	7,783	-274	-3.4%
うち国内産	928	938	+9	+1.0%
外国産	7,129	6,845	-283	-4.0%
D. 期末在庫	1,488	1,526	+38	+2.6%
E. 誤差脱漏 (B+C-A-D)	27	12		

(平成29年度塩需給見通し)

(単位: 千トン)

	生活用	業務用	ソーダ 工業用	合 計
需要見込数量(A)	151	1,885	6,150	8,186
期首在庫(B)	43	189	1,162	1,394
供給見込数量(C)	151	1,910	6,192	8,253
国内産	119	810	-	930
外国産	32	1,100	6,192	7,323
計(D) = (B) + (C)	195	2,099	7,353	9,647
期末在庫(D) - (A)	44	214	1,203	1,461

評 価 結 果 の 反 映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	(たばこ事業の適切な運営の確保)
	「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を踏まえた国内措置の円滑な実施に適切に対応するとともに、未成年者喫煙防止の取組を引き続き推進していきます。
	また、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づき、各財務(支)局等及び各税関ともに連携し、円滑な運営を図るとともに、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を引き続き行っていきます。
	(塩事業の適切な運営の確保)
	塩事業については、塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表、生活用塩の供給業務等を行う塩事業センターに対する事業計画及び収支予算の認可等、各財務(支)局等及び各税関が行っている塩事業者の登録・届出に関する事務の調整等を通じ、塩事業の適切な運営が確保されるように努めます。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	該当なし
----------------------------------	------

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	塩需給見通し、塩需給実績（財務省ホームページ）
-----------------------------------	-------------------------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	平成27年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 （たばこ事業の適切な運営の確保） 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を踏まえた国内措置の円滑な実施に適切に対応するため、同条約の関係会議に参加したほか、政府内に設置された「受動喫煙防止対策強化チーム」に参加するとともに、未成年者喫煙防止の取組を推進しました。 また、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づき、各財務（支）局等及び各税関とともに連携し、円滑な運営を図るとともに、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行いました。 （塩事業の適切な運営の確保） 塩事業については、塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表、生活用塩の供給業務等を行う塩事業センターに対する事業計画及び収支予算の認可等、各財務（支）局等及び各税関が行っている塩事業者の登録・届出に関する事務の調整等を通じ、塩事業の適切な運営が確保されるように努めました。
------------------------	---

担当部局名	理財局（総務課たばこ塩事業室）	政策評価実施時期	平成29年 6 月
-------	-----------------	----------	-----------

Ⅲ 財務省政策評価懇談会における意見 (全体に通じるもの)

【財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）】

- 評価書と附属説明書が統合され、全体で 460 ページから 300 ページにまとめられてすっきりした報告書になった点は評価したい。
- 政策評価プロセスを継続的に見直して改善を図っていることを高く評価する。今回も質的レベルを維持しつつ、重複を避けて読み手にわかりやすいものにする工夫が加えられているのは良い方向だと思う。今後もマンネリに陥らずに、引き続き評価の実効性を高めるにはどうすれば良いか、より効率的にできないかという観点で見直しを続けて頂きたい。
- 評価プロセスや評価書の改善のために、省庁間でベストプラクティスの共有はどれぐらい行われているのか。勿論、組織の目標や政策・ステークホルダーの性格が異なるので、参考にならないケースも多々あるとは思いますが、そのようなことも適宜検討頂けると良いのではないかと思います。
- 我が国の財政の現状、今後起こりうる「財政の崖」というものについて、国民的な議論が起きよう、エビデンスベースの議論が行えるような指標や資料、ストーリーとして国民が広く分かるようなものを提示することが、政策評価の面でも今後重要ではないか。

○ 租税特別措置等に係る政策評価

租税特別措置等に係る政策評価

1. 財務省における租税特別措置等に係る政策評価の実施方針について

租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（注）（以下単に「租税特別措置等」といいます。）について、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」及び「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、「政策評価に関する基本計画」（財務省）において、改正や延長等の要望が行われる際に事前評価を実施するほか、必要に応じて事後評価を行い、租税特別措置等について、基本計画対象期間内に一回は政策評価が行われるようにしています。

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条の規定により、法人税については租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律（平成22年法律第8号）第3条第1項に規定するもの、地方税については、法人の都道府県民税、市町村民税及び事業税で税額又は所得の減額を内容とするものについて、延長等の要望の際の事前評価が義務づけられています。

財務省では、毎年8月末までに、事前評価及び事後評価を実施して評価書を作成・公表しており、事前評価の政策評価書は税制改正要望に添付されて活用されています。また、作成した評価書は総務省に送付し、同省が各府省分をとりまとめて公表しています。なお、財務省では、これらの評価書を、翌年6月に作成する「政策評価書」に収載しています。

2. 平成28年度における租税特別措置等に係る政策評価の実施について

事前評価書

No.	租税特別措置等の名称	評価実施時期	評価結果	政策評価の結果の政策への反映状況
1	適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは非課税措置の延長	平成28年8月	別添1の通り	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った
2	退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃	平成28年8月	別添2の通り	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った
3	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	平成28年8月	別添3の通り	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称		適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは非課税措置の延長
2	対象税目		(法人税:外)(国税4) (法人住民税:外)(地方税1) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容		適格退職年金制度の廃止期限後も、閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護のために税制優遇措置(運用時の特別法人税課税の停止)の延長を要望する。なお、同税については、平成 29 年 3 月末まで課税停止措置が講じられている。 《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和 32 年 3 月 31 日法律第 26 号)第 68 条の 4 ・法人税法(昭和 40 年 3 月 31 日法律第 34 号)第 8 条、第 10 条の 2、第 83 条、第 84 条、第 87 条、第 145 条の 2、第 145 条の 3、第 145 条の 4、附則第 20 条 ・地方税法(昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号)第 23 条、第 51 条、第 292 条、第 314 条の 4
4	担当部局		財務省大臣官房総合政策課(政策推進室)
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 25 年度～31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		平成 11 年度 退職年金等積立金に対する特別法人税の課税停止 平成 13 年度 2年間の延長 平成 15 年度 2年間の延長 平成 17 年度 3年間の延長 平成 20 年度 3年間の延長 平成 23 年度 3年間の延長 平成 26 年度 3年間の延長
7	適用又は延長期間		恒久措置または3年間(平成 31 年度末まで)の延長とする。
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 適格退職年金制度の廃止期限後も、閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護を図る観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行う必要がある。 《政策目的の根拠》 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)(法人税法の一部改正) 第三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。 附則第二十条第四項に次のただし書を加える。 ただし、当該契約について同日において第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる事実が生じている場合は、この限りでない。 一 当該契約に係る退職年金の給付を受けている者又は給付を受ける権利を有している者のみが当該契約に係る信託の受益者(第二項第一号ロ

		の信託の受益者をいう。)、保険金受取人(同項第二号口の保険金受取人をいう。次号において同じ。))又は共済金受取人(同項第三号口の共済金受取人をいう。次号において同じ。))となっていること。 二 当該契約を締結していた事業主のその営む事業の廃止その他これに類する事由によって当該契約に係る保険金受取人又は共済金受取人が当該事業主が有していた当該契約に係る契約者の地位を承継していること。 三 確定給付企業年金法第二条第二項(定義)に規定する厚生年金適用事業所以外の事業所(当該事業所に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)の事業主が締結していること。 (参考) 平成二十三年度税制改正大綱(平成二十二年十二月二十六日閣議決定) 〔国税・地方税共通〕 9. 検討事項 (3)平成24年3月31日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、平成24年度税制改正において現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講ずるほか、関係府省において、受給権保護の観点から、未だ企業年金制度等への移行を行っていない適格退職年金契約の円滑な移行促進策を検討するなど適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進めます。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2-1 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成25年度評価時に設定した目標「勤労者の退職後の生活を支える適格退職年金制度の健全な運営を図る」は、本租税特別措置等による積立金に対する特別法人税の課税停止措置により、達成されていると考えられる。 適格退職年金契約は、平成24年3月末に他の企業年金への移行期間が満了したが、一定の要件が生じているもの(閉鎖型適格退職年金契約)については引き続き存続している(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)第三条)。 この閉鎖型適格退職年金契約については、受給権保護の観点から、受給者が存在しなくなるまで、税制優遇措置(運用時の特別法人税課税の停止)を継続することにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る必要があることから、以下のとおり閉鎖型適格退職年金契約の適用者数を達成目標に係る測定指標とする。 適用者数は、以下のとおり。 平成25年度末:117件(590人) 平成26年度末:98件(532人) 平成27年度末:79件(462人) 平成28年末:70件(408人)(推計)

			平成 29 年末:58 件(336 人)(推計) 平成 30 年末:45 件(265 人)(推計) 平成 31 年末:32 件(189 人)(推計) ※平成 32 年末以降の適用者数については、別紙のとおり。 ※平成 28 年3月末時点の適用者数に残存率を乗じ算出。 ※残存率計算方法は別紙のとおり。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 閉鎖型適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行うことにより、閉鎖型適格退職年金契約者の安定した老後の所得確保を図ることができ、閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護に寄与する。
9	有効性等	① 適用数等	《適用者数》 本租税特別措置等は、一定の要件が生じているため平成 24 年 4 月以降も存続している閉鎖型適格退職年金契約の全てに、適用されるものであることから、制度上、適用が一部に偏ったり、僅少となることはない。 適用者数は、以下のとおり。 平成 25 年度末:117 件(590 人) 平成 26 年度末:98 件(532 人) 平成 27 年度末:79 件(462 人) 平成 28 年末:70 件(408 人)(推計) 平成 29 年末:58 件(336 人)(推計) 平成 30 年末:45 件(265 人)(推計) 平成 31 年末:32 件(189 人)(推計) ※平成 32 年末以降の適用者数については、別紙のとおり。 ※平成 28 年3月末時点の適用者数に残存率を乗じ算出。 ※残存率計算方法は別紙のとおり。 ※「税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」には、適用実態等に関する情報がいないため、活用できない。
		② 減収額	《減収額》 平成 25 年度:27.4 百万円(国税:23.3 百万円、地方税:4.0 百万円) 平成 26 年度:24.0 百万円(国税:20.5 百万円、地方税:3.5 百万円) 平成 27 年度:20.8 百万円(国税:18.5 百万円、地方税:2.3 百万円) 《減収見込額》 平成 28 年 :18.4 百万円(国税:16.4 百万円、地方税:2.0 百万円) 平成 29 年 :15.2 百万円(国税:13.5 百万円、地方税:1.7 百万円) 平成 30 年 :12.0 百万円(国税:10.6 百万円、地方税:1.3 百万円) ※平成 30 年以降の減収見込額については、別紙のとおり。 ※平成 25 年度から平成 27 年度の減収額については、積立残高の実績値に基づき算出している。平成 28 年以降については、平成 28 年3月末時点の減

		収見込額に残存率を乗じ算出。なお、年度毎の減収見込額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。 ※残存率計算方法は別紙のとおり。 《算出方法》 (平成 25、26 年度) 資産額 × 1% × 残存率 = 減収見込額(国税) 資産額 × 0.173% × 残存率 = 減収見込額(地方税) (平成 27 年度以降) 資産額 × 1.044% × 残存率 = 減収見込額(国税) 資産額 × 0.129% × 残存率 = 減収見込額(地方税) ※運用時において、特別法人税の課税がなされると仮定。 平成 25、26 年度の特別法人税(国税: 1%、地方税 0.173%) 平成 27 年度以降の特別法人税(国税 1.044%、地方税 0.129%) ※閉鎖型適格退職年金に係る資産額は、1,775 百万円(平成 28 年3月末時点)。 ※「税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」には、適用実態等に関する情報がないため、活用できない。
③	効果・税収減是認効果	《効果》 ○達成目標の実現状況 受給権保護の観点から、閉鎖型適格年金契約の受給者が存在しなくなるまでの間、運用時の税制優遇措置を継続することにより、安定した老後の所得確保が図られる。 ○租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況 過去の実績については、平成 27 年3月度末時点で 98 件 532 人、平成 28 年3月末時点で 79 件 462 人に適用されており、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができた。 将来については、適用件数、適用者数ともに漸減するものの、運用時の税制優遇措置を閉鎖型適格年金契約の受給者が存在しなくなるまでの間継続することにより、安定した老後の所得確保を図るという達成目標を実現することができる。 ○租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響 現在のような低金利な運用状況下(2016 年8月 13 日時点の長期金利は -0.095%。直近の 10 年間でも 1.0%前後で変動)で、特別法人税 1.173%が課税された場合、閉鎖型適格退職年金契約者の安定した老後の所得確保が図れなくなる恐れがある。 《税収減を是認するような効果の有無》 過去の実績については、上記②のとおり、国税、地方税ともに減収が認められるが、閉鎖型適格退職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができた(適用数等は上記①のとおり)。 将来については、適用件数、適用者数の漸減に伴い、減収額も漸減しており、運用時の税制優遇措置を継続することにより、閉鎖型適格退職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることがで

				きる。よって、本措置による税収減は是認されるべきものである。
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、閉鎖型適格年金契約について現在と同様の税制優遇措置を講ずるものであり、上記政策目的の実現手段は当該措置以外には存在しない。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置は、閉鎖型適格年金契約について現在と同様の税制優遇措置を講ずるものであり、当該措置以外に上記政策目的にかかる他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	閉鎖型適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行うことで、適格退職年金契約の積立金の確保が図られ、閉鎖型適格退職年金契約者の安定した老後の所得確保に資することから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
11	有識者の見解			—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			平成 25 年 8 月 (H25 財務 01)

閉鎖型適格退職年金について

暦年	残存率 (単位: %)	適用件数	適用者数 (単位: 人)	減収見込み額(単位: 百万円)		
				計	国税	地方税
平成28年3月末	100.0	79	462	20.8	18.5	2.3
平成28年(3月末～12月末)	88.4	70	408	18.4	16.4	2.0
平成29年	72.8	58	336	15.2	13.5	1.7
平成30年	57.5	45	265	12.0	10.6	1.3
平成31年	41.0	32	189	8.5	7.6	0.9
平成32年	34.7	27	161	7.2	6.4	0.8
平成33年	26.1	21	120	5.4	4.8	0.6
平成34年	22.9	18	106	4.8	4.3	0.5
平成35年	14.9	12	69	3.1	2.8	0.3
平成36年	11.8	9	55	2.5	2.2	0.3
平成37年	8.5	7	39	1.8	1.6	0.2
平成38年	7.8	6	36	1.6	1.4	0.2
平成39年	6.2	5	29	1.3	1.2	0.1
平成40年	1.8	1	8	0.4	0.3	0.0
平成41年	1.1	1	5	0.2	0.2	0.0
平成42年	0.9	1	4	0.2	0.2	0.0
平成43年	0.2	0	1	0.0	0.0	0.0
平成44年	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0

※ 暦年は、注釈のない限り1月から12月の統計。

※ 平成28年3月末時点の減収見込み額(国税及び地方税)の算出過程は、別添のとおり。

※ 年度毎の減収見込み額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。

※ 平成28年3月末時点の適用件数等(業界団体調)に残存率を乗じ算出。

なお、残存率の計算方法は以下のとおり。

※ 残存率計算方法

○ 確定年金

支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。

(例: 10年確定年金…年金受給開始から10年後に支払終了として計算)

○ 保証期間付終身年金

各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。

○ 保証期間付有期年金

残存有期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。

○ 保証期間付××年年金等

各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存××年を比較して短い方を支払終了年月として計算。

※ 平均余命を用いる際の年齢は、平成23年6月末時点の年齢(男性を前提)を使用。

※ 平均余命は、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)別表 余命年数表を使用。

適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは
非課税措置の延長要望における減税見込み額について

<減収見込み額：国税（平成 28 年 3 月末）>

○課税額

【要望が実現しない場合】

$$1,775 \text{ 百万円} \times 1.044\% = \underline{18.53 \text{ 百万円}}$$

※ 1,775 百万円は、平成 28 年 3 月末時点の適格退職年金契約の退職年金等積立金の額（生命保険協会調）である。

【要望が実現した場合】

非課税となる。

○減収見込み額

減収見込み額は、要望が実現しない場合と実現した場合の差であり、18.53 百万円。

<減収見込み額：地方税（平成 28 年 3 月末）>

○課税額

【要望が実現しない場合】

$$1,775 \text{ 百万円} \times 0.129\% = \underline{2.29 \text{ 百万円}}$$

※ 1,775 百万円は、平成 28 年 3 月末時点の適格退職年金契約の退職年金等積立金の額（生命保険協会調）である。

【要望が実現した場合】

非課税となる。

○減収見込み額

減収見込み額は、要望が実現しない場合と実現した場合の差であり、2.29 百万円。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称		退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃
2	対象税目		(法人税:外)(国税5) (法人住民税:外)(地方税2) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容		《内容》 退職等年金給付の健全な運営を確保するため、積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する。 なお、特別法人税については、平成 29 年 3 月末まで課税停止措置が講じられている。 《関係条項》 法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 8 条、第 83 条、第 84 条、第 87 条 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 51 条、第 314 条の 4 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 68 条の 4、
4	担当部局		財務省主計局給与共済課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年～31 年
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		平成 26 年度:退職等年金給付に対する非課税措置の開始 ※退職等年金給付は「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 63 号)及び「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 96 号)により創設され、平成 27 年 10 月から制度を運用。
7	適用又は延長期間		恒久措置を要望
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図る。 《政策目的の根拠》 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の構築及び管理
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特別法人税を撤廃することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、国家公務員等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図る。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、更なる財

			政状況の悪化を招く可能性があり、年金資産の運用に著しい影響がある。 このため、特別法人税を撤廃することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、国家公務員等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図る。 ※平成27年度における退職等年金給付積立金の運用利回りの実績は1.48%であり、特別法人税1.173%が課税された場合、予定利率0.48%を下回ることになり、財政上必要な利回りを確保できなくなる。
9	有効性等	① 適用数等	<u>退職等年金給付積立金</u>(国家公務員共済組合連合会) 平成27年度末 508億円 ※平成27年10月より積立を開始しているため、当面の間、給付はないと想定した場合、将来推計値は以下のとおり。 平成28年度末 1,525億円(推計値) 平成29年度末 2,542億円(推計値) 平成30年度末 3,559億円(推計値) 平成31年度末 4,576億円(推計値)
		② 減収額	減収見込額 平成27年度:596百万円(国税:531百万円、地方税:66百万円) 《算出方法》 平成27年度末時点の積立金額(508億円)に、1.173%(国税:1.044%、地方税:0.129%)を乗じる。 ※将来の減収見込額(推計値) 平成28年度:1,789百万円(国税:1,592百万円、地方税:197百万円) 《算出方法》 上記9①における平成28年度末時点の積立金額(1,525億円)に、1.173%(国税:1.044%、地方税:0.129%)を乗じる。 平成29年度:2,982百万円(国税:2,654百万円、地方税:328百万円) 平成30年度:4,175百万円(国税:3,716百万円、地方税:459百万円) 平成31年度:5,367百万円(国税:4,777百万円、地方税:590百万円) ※算出方法は同上。
		③ 効果・税収減是認効果	《効果》 現在、特別法人税の課税凍結により老後の所得を確保している。さらに、特別法人税を撤廃することで、国家公務員共済組合連合会の実施機関や国家公務員等における課税への不安感を取り除くことができる。 《税収減を是認するような効果の有無》 特別法人税が課税された場合、財政状況に悪影響が生じる等、国家公務員等の安定した老後の所得確保の阻害要因となる恐れがある。 ※平成27年度における退職等年金給付積立金の運用利回りの実績は1.48%であり、特別法人税1.173%が課税された場合、予定利率0.48%を下回ることになり、財政上必要な利回りを確保できなくなる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	退職等年金給付制度は、税制上の措置を講ずることで、国として国家公務員等の老後の所得確保を支援することを目的としている。税制上の支援措置は他に代え難い強力な支援策である。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	退職等年金給付は法律で積立義務を図っている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	住民の老後の所得保障の充実及び財産形成の促進により、国家公務員等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図ることを目的としているため、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置
2	対象税目	(法人事業税:義)(地方税3) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を 10 億円とする課税標準の特例措置が講ぜられており、当該措置の機構の存続期限までの延長を要望する。 《関係条項》 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 12 第 1 項第 1 号ロ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 9 条第 3 項
4	担当部局	財務省大臣官房信用機構課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 16 年度～31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 16 年度 銀行等保有株式取得機構に係る課税標準の特例措置 創設 平成 21 年度 5 年間の延長 平成 26 年度 3 年間の延長
7	適用又は延長期間	機構の存続期限までの延長とする。
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成 13 年 11 月 28 日法律第 131 号) (目的) 第 1 条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑化を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

9	有効性等	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、機構は、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮することができる。
		① 適用数等	本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。 適用総額は、各年度274.8億円(資本金等の額(284.8億円)-特例適用後課税標準(10億円))である。 ※ 適用総額の計算にあたっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報(地方税法附則第9条第3項「銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置」)における課税標準(資本金等の額)27,478,679千円を活用している。
		② 減収額	○減収額 平成16年度から平成26年度まで各年度57百万円 平成27年度 86百万円 平成28年度 144百万円 ○減収見込み額 平成29年度以降、各年度144百万円 《算定根拠》 本特例措置の適用総額×法人事業税(資本割)税率 = 27,478,679千円^{※1} × 0.21%^{※2} = 57,705千円(～平成26年度) = 27,478,679千円 × 0.315%^{※2} = 86,557千円(平成27年度) = 27,478,679千円 × 0.525%^{※2} = 144,263千円(平成28年度) ※1 減収額の計算にあたっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報(地方税法附則第9条第3項「銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置」)における課税標準(資本金等の額)27,478,679千円を活用している。 ※2 東京都適用税率(税率の変更により、26年度の要望時点から減収見込み額の将来推計の値が増加)
		③ 効果・税収減是認効果	《効果》 本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構は銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮している。 その結果、銀行等による株式等の処分は円滑に行われてきており、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与している。 本特例措置が延長されなかった場合、解散時の債務超過(国民負担)を回避するべく、機構が株式等の買取りを抑制することが考えられ、その結果、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能発揮に支障をきたすおそれがある。

			《税収減を是認するような効果の有無》 本特例措置を講ずることにより、平成 29 年度以降の各年度において法人事業税 144 百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保することに繋がる。 その結果、機構が銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることから、税収減を是認する効果があるといえる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	機構の業務は、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであり、また、機構の解散時の債務超過(国民負担)を回避するため、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保するには、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、機構が銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮し、銀行等の業務の健全な運営の確保に貢献している。 その結果、銀行等が地域において金融機能を円滑に発揮することが可能となり、さらに金融システム全体の安定性確保及び地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月(H25 財務 03)

○ 参考資料

平成28年度において実施したアンケート調査の概要

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
1	国債広告の効果測定に関する調査委託業務 【政3-1-5に係る参考指標：個人向け国債及び、その商品性の認知状況の推移】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・金融商品の購入経験者（20歳以上）	平成28年8月～10月	電子メールで通知しインターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 （知っている、名前だけは知っている、知らない 等） ○主な質問項目 ・個人向け国債及びその商品性の認知状況
2	税関相談/通関手続に関するアンケート 【測定指標政5-3-3-A-2：輸出入通関における利用者満足度】	○実施場所 ・全国9税関本関 ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ○回収数（配布数） 1,385（1,775） ・通関業者 900（1,071） ・輸出入者 485（704）	平成29年2月	郵送、FAX、電子メールで配布・回収	○無記名 ○7段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・輸出入通関手続全体の満足度
3	税関の広報活動に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-2：講演会及び税関見学における満足度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者 ○回収数（配布数） 891（915） ・税関見学者 468（483） ・講演会参加者 423（432）	平成29年2月	見学会場、講演会場で配布・回収	○無記名 ○7段階評価 （大変良い、良い、やや良い、やや悪い、悪い、大変悪い、どちらともいえない） ○主な質問項目 ・講演会及び税関見学の満足度
4	税関相談/通関手続に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度】	○実施場所 ・全国9税関本関 ○実施対象者 ・輸出入者 ○回収数（配布数） 485（704）	平成29年2月	郵送、FAX、電子メールで配布・回収	○無記名 ○選択式 （知っている、知らない） ○主な質問項目 ・各通関制度の認知度 （事前教示制度、認定事業者制度等）
5	税関の広報活動に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ・全国の税関本関、支署、出張所 ・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者 ・一般旅客 ○回収数（配布数）	平成29年2月	（税関見学者等） 会場で配布・回収 （通関業者等） 郵送もしくは電子メールで配布・回収 （窓口来訪者） 窓口で配布・回収 （一般旅客） 各空港の旅具検査場で配布 郵送による回収	○無記名 ○選択式 （知っている、知らない） ○主な質問項目 ・各密輸取締り活動の認知度（空港・海上等パトロール、麻薬探知犬・X線検査装置による検査等）

		3,419 (8,672) ・税関見学者 468 (483) ・講演会参加者 423 (432) ・通関業者 900 (1,071) ・輸出入者 485 (704) ・窓口来訪者 148 (272) ・一般旅客 995 (5,710)			
6	税関相談に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-5 : 税関相談官制度の運用状況 (税関相談についての利用者満足度)】	○実施場所 ・全国の税関本関、支署、出張所 ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者 ○回収数 (配布数) 1,533 (2,047) ・通関業者 900 (1,071) ・輸出入者 485 (704) ・窓口来訪者 148 (272)	平成29年2月	(通関業者等) 郵送、FAX、電子メールで配布・回収 (窓口来訪者) 窓口で配布・回収	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・相談業務、カスタムスアンサー全体についての満足度
7	税関検査に関するアンケート 【政5-3-3に係る参考指標: 旅具通関に対する利用者の評価】	○実施場所 ・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・一般旅客 ○回収数 (配布数) 995 (5,710)	平成29年2月	各空港の旅具検査場で配布 郵送による回収	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・検査官の対応、申告手続のわかりやすさ、税関の密輸取締り等
8	知的支援に関する研修・セミナーのアンケート 【測定指標政6-2-4-A-1: 知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度】	○実施場所 ・研修所、セミナー会場 ○実施対象者 ・研修生、セミナー受講者	平成28年4月～平成29年3月の間 (各研修・セミナー時)	研修・セミナー中に配付 研修・セミナー終了時に回収	○5段階評価 ○主な質問項目 ・研修・セミナー全体の満足度

用 語 集

あ アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI)

平成 15 年 8 月の ASEAN+3 (日中韓) 財務大臣会議で合意された、域内の民間貯蓄を経済発展に必要な中長期の資金ニーズに結び付けることを目的とし、域内の債券発行体の多様化、市場インフラの整備等を通じて債券市場の育成を図っていくイニシアティブ。

い 一般歳出

国の一般会計の歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

え 円借款

開発途上国政府等に対して、低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸付けるもの。円借款の実施は、国際協力機構 (JICA) が担当。

か 海外 IR

国債に係る海外投資家との関係強化の取組のこと。投資家との対話等を通じて、投資家のニーズに応じた情報を正確かつタイムリーに提供している。

買入消却

国債の発行者である国が、償還期限が到来する前に国債を買い入れ、これを消却することで債務を消滅させること。

改革工程表

「経済・財政再生計画」推進のために経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会においてとりまとめられた、主要な改革項目 80 項目の全てについて、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化したもの (平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定)。

海外投融資

主として、民間セクターが開発途上地域で実

施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資するもの。

外国為替資金証券

特別会計に関する法律第 83 条第 1 項の規定に基づき「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」に発行される、政府短期証券。

改正京都規約 (税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約)

各国の税関手続の簡易化・調和を進めることにより国際貿易を円滑に発展させることを目的とした、税関手続に係る国際標準を規定する条約。昭和 48 年の WCO 総会 (於：京都) で採択された『税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約』(通称：京都規約) を改正する形で作成された。

貨幣回収準備資金

政府による貨幣の発行、引換及び回収の円滑な実施を図り、貨幣に対する信頼の維持に資することを目的に一般会計に設けられた資金。

貨幣のクリーン化

日本銀行に還流する貨幣の政府への回収割合を高めることにより、新規製造貨幣の市中流通を促進すること。

カレンダーベース市中発行額

あらかじめ定期的に額を定めて入札により発行する国債の、4 月から翌年 3 月までの発行予定額の総額。

き 気候投資基金

(CIF: Climate Investment Funds)

「クリーン・テクノロジー基金」と「戦略気候基金」の 2 つの基金から構成される。前者は、主要な途上国における温室効果ガス削減に資す

るプロジェクトを支援、後者はぜい弱な途上国の気候変動の影響を軽減する対策や、森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施。

基礎的財政収支

(P B : Primary Balance)

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。基礎的財政収支が均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出をまかなうこととなる。

記念貨幣

国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する貨幣。

旧里道・旧水路

道路法上の市町村道等に、また河川法上の河川等に認定されていないもので、公共物としての機能を喪失したもの。

行政財産

国の行政の用に供するため所有する財産であり、さらに用途によって4つの種類に分けられる。

- ・公用財産：国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）
- ・公共用財産：国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）
- ・皇室用財産：国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）
- ・企業用財産：国において国の企業（国有林野事業）又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産

基準の枠組み（国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み）

税関当局が国際貿易の安全確保及び円滑化を達成するために国際的に実施すべき方策をとりまとめたもの。

平成 13 年 9 月の米国同時多発テロを契機として行われたWCOにおけるテロ対策に向けた検討を踏まえ、平成 17 年 6 月の総会で採択された。

金利スワップ取引

様々な金利変動リスクをヘッジすることを基本的な目的として、異なる種類の金利の支払いを一定期間にわたって交換する取引。

財政投融资との関連では、固定金利と変動金利の交換によりデュレーション・ギャップを調整。

金融再生法開示債権

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成 10 年法律第 132 号・以下「金融再生法」という。）に基づく開示債権。金融再生法では、銀行の保有する債権（貸出金のほか支払承諾見返などを含む）を債務者の状況などに応じ、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」及び「正常債権」に分類し、それぞれ開示することとされている。

クラウドファンディング

クラウドファンディングは、インターネットを介して、個人から少額の資金を調達する仕組みを指す。この手法を用いた小口投資の代表例としては「ふるさと投資」があり、地方公共団体や地域金融機関等が連携して、地方創生等の地域活性化に資する取り組みを支えるべく、普及・促進が図られている。（出典：「ふるさと投資」の手引き（2015年7月「ふるさと投資」連絡会議、事務局：内閣官房））

け 原産地規則

国際的に取引される物品の原産国（原産地）を決定するための規則。一般特惠関税制度や経済連携協定による特惠税率を適用する場合に用いる特惠原産地規則と、WTO協定税率や不当廉売関税の適用等に用いる非特惠原産地規則がある。

原産地センター

東京税関業務部総括原産地調査官（部門）の通称。全国の税関における原産地認定について、原産地規則の統一的な解釈及び適用を確保するため必要な調査、情報の収集などのセンター機能を担う組織。

減免税センター

東京税関業務部総括審査官（減免税総括部門担当）の通称。全国の税関における減免税の適用の可否について、統一的な解釈及び適用を確保するため必要な調査、情報の収集などのセンター機能を担う組織。

こ 公的資金枠

政府保証枠及び破綻金融機関の資金援助等の原資に充当するための財政措置枠。

国内指定預金（一般口）

政府預金のうちの指定預金の一つ。国内指定預金は、利子の附される預金であり、一般口、外国為替資金口、食糧管理口及び財政融資資金口の各口座からなる。外国為替資金口、食糧管理口及び財政融資資金口は、各々外国為替資金特別会計、食料安定供給特別会計及び財政投融资特別会計に属する現金（当座預金に預けられているものを除く）を管理するための口座であり、一般口は、一般会計や上記以外の特別会計に属する現金（当座預金に預けられているものを除く）を管理する口座である。

国有畦畔・脱落地

農地に付随する畦等のうち、地租改正等明治の土地制度（地所名称区別及び国有土地森林原野下戻法等）に基づいて、国有地とされているものであり、また、公図上無番地の無主の不動産であり、登記簿上も、民有地と区分されておらず、国有財産台帳にも登載されていないもの。

国有財産

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、売払代金、貸付金等の債権、著作権、特許権等の知的財産権、地上権、鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、本評価書における国有財産とは、国有財産法第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）をいう。

また、国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産に分類される。

誤信使用財産

自己が正当に使用することができる財産であるとの誤信により使用が開始された等の経緯を有する財産。

コスト・アット・リスク分析（CaR分析）

様々な国債発行計画のパターンについて、将来の金利変動を確率的モデルで表現し、将来の利払費率の分布を計測することで、その特徴を把握・管理する分析。

国家的な記念事業

国が記念して行うにふさわしい事業。

国庫

国は、租税及び国債を主たる財源として現金を調達し、これにより公共事業、社会保障、教育、防衛等多様な行政を行っている。こうした財政活動の主体としてとらえた国のこと。

国庫金

国庫に属する現金のこと。

国庫金の過不足の調整

国庫金の受入（租税受入等）や支払（年金支払等）がなされる時期は様々であり、時期によって国庫には現金不足や余剰が生じる。国庫全体として現金の不足が見込まれる場合には、予算の支出を支障なく執行するため、財務省証券を発行することにより不足現金を調達する。国庫に一時的に余裕金（国庫余裕金）が発生した場合には、日本銀行に設けられている政府預金の中の当座預金から利子の付される国内指定預金に組み替えること等により国庫余裕金を管理している。

国庫原簿

予算決算及び会計令第 128 条の規定により、財務省が作成する国庫金の出納に関する帳簿。

さ

財政投融资

政府が国債（財投債）の発行により金融市場から調達した資金などを財源として、民間では困難な大規模・超長期プロジェクトの実施や、民間金融では困難な長期資金の供給を可能とするための投融资活動。

具体的な資金供給の手法として、①財政融資（地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して長期・固定・低利で行われる融資）、②産業投資（投資（主として出資）により長期リスクマネーを供給）、③政府保証（政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券に、政府が保証を行う）の 3 つの方法がある。

財政投融资改革（財投改革）

平成 13 年度に行われた財政投融资制度に関する改革。郵貯・年金の預託義務が廃止され、市場原理に則った資金調達を実現するため財投債や財投機関債が導入されるなどの制度変更が行われた。

財政投融资計画

当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける。

財政融資資金証券

財政融資資金法第 9 条第 1 項の規定に基づき「財政融資資金に属する現金に不足があるとき」に発行される、政府短期証券。

財投機関債

財投機関債は、財投機関が発行する政府保証のない公募債券であり、財投改革に伴い、各特殊法人等において、市場評価を通じ特殊法人等改革の趣旨に沿った業務運営効率化へのインセンティブを高める等の観点から平成 13 年度に導入されたもの。

財投債

国が発行する国債の一種。商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われるが、国債の発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに、償還・利払いが財政融資資金の貸付回収金によって賄われている点が、一般会計の歳出の財源となり、租税などを償還財源とする通常の国債とは異なる。このため、財投債は、経済指標のグローバルスタンダードである国民経済計算体系（SNA）上も、一般政府の債務には分類されておらず、また国の長期債務残高にも含まれていない。

財務省証券

財政法第 7 条第 1 項の規定に基づき「国庫金の出納上必要があるとき」に発行される、政府短期証券。

サムライ債

外国の政府・企業等の非居住者が、日本国内で円建てで発行する外債のこと。

し 市場化テスト

官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を活用することにより、国民のため、より良質かつ低廉なサービスを実現する仕組み。

事前教示制度

輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分（税番）、関税率、課税価格の決定方法等について照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度。文書により照会が行われる場合には、正式に文書により回答を行っており、当該照会に係る貨物の輸入申告の審査の際に尊重される。一方、口頭による照会については、文書による事前教示への回答とは性格が異なり、参考情報（ガイダンス）として口頭により回答する。（関税法第7条第3項）

事前選定

我が国へ到着する外国貨物等に関する情報を船舶等の到着前に入手し、当該情報等を活用して要注意貨物のスクリーニング（絞込・選定）を行うこと。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

2001年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）の後継として、2015年の9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標。①序文、②政治宣言、③持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals（SDGs）：17のゴールと169のターゲット）、④実施手段（MOI）、⑤フォローアップ・レビューから構成され、途上国のみならずも取り組むべき目標となっている点が特徴。SDGsの達成に向けて、日本国内外の取り組みを省庁横断的に総括し、優先課題を特定のうえ効果的に推進するため、2016年5月、総理を本部長とし、全大臣を構成員とする「SDGs推進本部」が設置。同年12月、推

進本部において、日本のビジョン、実施原則、優先課題、フォローアップ・推進体制等を記載したSDGs実施指針が決定。

資本性資金

金融機関が財務状況等を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことであり、貸出条件において、長期間償還不要な状態や配当可能利益に応じた金利設定、法的破綻時の劣後性といった資本に準じた性質が確保されているもの。

社会保障・税一体改革

社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すもの。

乗客予約記録（PNR: Passenger Name Record）

航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

情報技術協定（ITA）

Information Technology Agreementの略称。情報技術関連物品（半導体、パソコン等の144品目）の関税撤廃に関するWTO加盟有志国による閣僚宣言（平成9年発効。平成28年3月現在、82カ国・地域が参加）。

ITAの対象品目を拡大するための交渉が平成24年5月に開始され、平成27年7月に新たにITAの対象となるデジタルAV機器、医療機器を含む201品目を確定。その後、関税撤廃期間に関する協議を経て、同年12月の第10回WTO閣僚会議において交渉が妥結された。最終的には53か国・地域が交渉に参加。平成29年5月現在、我が国を含む49カ国・地域が協定を実施し、関税を撤廃・削減。

新型窓口販売方式（新型窓販）

個人を対象とした国債の窓口販売について、これまで郵便局のみで行われていた募集取扱方式による国債の窓口販売を一般の民間金融機関

でも行えるようにしたもの。

シングルウィンドウ

関係する複数のシステムを相互に接続・連携することにより、1回の入力・送信によって、複数の類似手続を同時に行えるようにするもの。

せ 税関相互支援協定

税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束。

政策コスト分析

財政投融资を活用している事業について、一定の前提条件を設定し、これに基づいて、財投対象事業を実施するために将来必要と見込まれる補助金等と既に投入された出資金等の機会費用を、各財投機関が試算したもの。

税制調査会

内閣総理大臣の諮問に応じ、租税制度に関する事項について調査審議することを目的として内閣府に設置された機関。

製造貨幣大試験

通貨に対する国民の信頼を維持するため、造幣局が製造した貨幣を財務省が検査し、その量目（重さ）が適正であることを公開の場で示すもの。

政府短期証券

一般会計と複数の特別会計が、法令の規定に基づき、その資金繰りに不足が生じる場合に発行できる短期証券。償還期限は原則13週間だが、国庫の資金繰りを効率的に行うための償還期限が2か月・6か月程度のものもある。

政府保証枠

預金保険機構等が民間金融機関等から資金の借入や債券発行する際に、政府がその債務を保証する金額の上限。

政府預金

会計法等の規定により、日本銀行において受け入れた国庫金は、国の預金（政府預金）とされている。政府預金は、その性格に応じて、当座預金、別口預金、指定預金、小額紙幣引換準備預金の4種類に区分されている。

そ 相続税物納申請財産

金銭による相続税の納付が困難である場合において、金銭の代わりに納付するため申請があった財産。

た たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

たばこの健康に対する悪影響を減らして人々の健康を改善することを目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装表示等の規制を行うことについて定めた条約。

弾力条項

「特別会計に関する法律」の規定に基づき、予算総則に定めるところに従って、年度中において各特別会計の経費を増額する必要がある場合に、収入の増加を確保することができる範囲内で支出の増加を認めるもの。

財政投融资計画との関連では、経済事情の変動等に応じ機動的かつ弾力的に対処するため、財政融資資金の長期運用予定額及び政府保証の限度額について、一定の範囲内で増額しうる措置が講じられている。

ち チェンマイ・イニシアティブ

アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流出により外貨支払いに支障をきたすような危機的な状況が生じた国に対し、危機の連鎖と拡大を防ぐため、短期の外貨資金を各国の外貨準備

(ドル) から融通するもの。

地球環境ファシリティ

(GEF:Global Environment Facility) 開発途上国による、地球環境の保全・改善への取組を支援するための資金メカニズム。以下の5分野を支援対象としている：気候変動対策、生物多様性保全、国際水域汚染防止、土地劣化対策、化学物質・廃棄物対策。

地区計画活用型一般競争入札

地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が、地区計画等の都市計画決定をした上で行う入札方式。

知的財産侵害物品

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品及び不正競争防止法の規定に違反する物品をいう。知的財産侵害物品は、関税法上、輸出又は輸入してはならない貨物として規定されている。(関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11)

と 特定国有財産整備計画

庁舎等その他の施設の使用の効率化及び配置の適正化を図るために、これを集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条)。

特定支援

(株)地域経済活性化支援機構が、金融機関等から経営者保証の付いた貸付債権等を買取り、事業者(主債務者)の債務整理を行うと同時に、経営者の保証債務について経営者保証ガイドラインに従った整理手続きを行うもの。

特定専門家派遣

(株)地域経済活性化支援機構が、地域における事業再生・地域経済活性化事業活動の支援の担い手となる金融機関やファンドの運営会社等に対し、事業再生等の専門的なノウハウを持った人材の派遣を行うもの。

特惠関税制度

開発途上国又は地域を原産地とする特定の輸出品について、一般の関税率よりも低い税率を適用して、開発途上国又は地域の輸出所得の増大、工業化の促進を図り、経済発展を推進しようとする制度。

ドーハ・ラウンド交渉

平成13年11月、ドーハでの閣僚会議で上げが合意された多角的貿易交渉(正式名称はドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda: 略称DDA))。現在交渉中の分野は、「農業」「非農産品市場アクセス(NAMA)」「サービス」「ルール」「開発」「貿易関連知的財産権(TRIPs)」「環境」等。

に 二国間通貨スワップ取極

(BSA: Bilateral Swap Arrangement)

外貨流動性を必要とする国に対して、支援国が、被支援国の自国通貨を対価に、ドルや円等のハードカレンシーを短期間供給する取極。

二段階一般競争入札

土地の利用等に関する企画提案書の内容が一定の水準に達すると認められる参加者を選定した上で行う入札方式。

日EU・EPA

日本とEUの間で交渉中の経済連携協定。EU加盟国はベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、

ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国の28カ国。

ひ 非譲許的借入

民間ベースの信用供与のように、金利、返済期間、据置期間等の借入条件が譲許的ではない（緩和されていない）借入のことを指す。
なお、これと対照的に、円借款等のODAはその条件が民間の信用供与に比して著しく譲許的である（緩和されている）。

評価センター

東京税関業務部総括関税評価官（部門）の通称。全国の税関における関税評価について、統一的な解釈及び適用を確保するため必要な調査、情報の収集などのセンター機能を担う組織。

ふ 不整形地

土地の形状がL字型や三角形など、整形ではない土地。

普通財産

行政財産以外の一の国有財産であり、原則として特定の行政目的に供されていない財産である。

不当廉売関税（アンチダンピング関税）

不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

プライマリーバランス（基礎的財政収支）

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。プライマリーバランスが均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

分類センター

東京税関業務部総括関税鑑査官（部門）の通称。全国の税関における関税分類について、統一的な解釈及び適用を確保するため必要な調査、情報の収集などのセンター機能を担う組織。

ほ 保税地域

外国から輸入する貨物について、その関税及びその他の税金を一時課税しないままにしておく場所であり、また輸出入貨物の税関手続（通関手続）をするための場所でもある。現在、保税地域の種類は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種となっている。

ま 前倒債

翌年度における国債の整理又は償還のため、予算をもって国会の議決を経た金額を限度として発行される借換国債。

み 緑の気候基金

（GCF：Green Climate Fund）平成22年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する多国間基金。事務局は韓国（仁川市）。同基金の支援業務を開始するための初期資金として43カ国から累計約103億ドルの拠出表明が行われている（我が国からは15億ドルの拠出を表明）。

未利用国有地

単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

ゆ 輸出事後調査

輸出者の事業所等を税関職員が個別に訪問して、輸出貨物に係る帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸出された貨物に係る手続

が関税法等関係諸法令の規定に従って、適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な輸出管理体制や通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

輸入事後調査

輸入者の事業所等を税関職員が個別に訪問して、輸入貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸入された貨物に係る申告内容が適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、是正を求めるとともに、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な課税を確保することを目的としている。

り 流動性供給入札

国債流通市場の流動性の維持・向上を目的として、流動性の不足している銘柄の国債を追加発行すること。

リオープン

新たに発行する国債を既発債と同一銘柄の国債として追加発行すること。

旅具通関

旅客又は乗組員の携帯品、別送品等の通関については、その輸出入形態の特殊性から簡便な手続が認められており、一般貨物の「業務通関」に対して「旅具通関」という。

A AE O（認定事業者）制度

Authorized Economic Operatorの略称。国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者に対して、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、当該事業者が迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認める制度。

ALM

資産・負債管理。Asset Liability Managementの略称。金融業務を行うにあたって発生する各種のリスクを回避するため、資産（資金運用）と負債（資金調達）のバランスを総合的に管理すること。

APEC

アジア太平洋経済協力。Asia-Pacific Economic Cooperationの略称。アジア太平洋地域の持続可能な発展を目的とし、域内の21エコノミーが参加するフォーラム。主要な活動は、域内の貿易投資の自由化・円滑化、経済・技術協力。

ASEAN

東南アジア諸国連合。Association of South East Asian Nationsの略称。インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10カ国が加盟。

ASEAN+3

ASEAN（東南アジア諸国連合）と日本、中国、韓国の3カ国。

ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）

ASEAN+3地域経済の監視（サーベイランス）・分析を行うとともにチェンマイ・イニシアチブ（CMIM）の実施を支援する国際機関。サーベイランス・ミッションを行い、域内経済状況を財務大臣・代理に定期的に報告する。

平成23年4月にシンガポール法人として設置され、その後平成28年2月に国際機関とするための協定が発効したことにより国際機関となった。

ASEM

アジア欧州会合。Asia-Europe Meetingの略称。

アジア・欧州間の協力関係の強化を目的として平成8年より開始された対話プロセス。アジア・欧州の51カ国と2機関が対等のパートナーシップを基礎とし、政治対話促進、経済面での協力強化及び文化・社会面等での協力促進に取り組む。

E EPA

経済連携協定。Economic Partnership Agreement の略称。FTAの要素（モノ・サービスの貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定。

F FATF

金融活動作業部会。Financial Action Task Forceの略称。資金洗浄対策及びテロ資金対策の発展と促進を目的とした多国間枠組み。主な活動は、資金洗浄・テロ資金供与に関する国際基準の策定、及びメンバー間の相互審査による当該基準の履行確保。

FB

政府短期証券。Financing Bill の略称。政府短期証券は、財政法や特別会計に関する法律等に基づき、国庫もしくは特別会計等の一時的な現金不足を補うために、国が発行する短期の資金繰り債。

FinTech

金融（Finance）と技術（Technology）を掛け合わせた造語であり、主に、ITを活用した革新的な金融サービス事業を指す。特に、近年は、海外を中心に、ITベンチャー企業が、IT技術を生かして、伝統的な銀行等が提供していない金融サービスを提供する動きが活発化している。

（出典：金融審議会 決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告 ～ 決済高度化に向けた戦略的取組み ～（2015年12月金融庁））

FILP

財政投融资計画。Fiscal Investment and Loan Program の略称。当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける（「財政投融资」参照）。

FSB

金融安定理事会。Financial Stability Board の略称。国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性の評価及びそれに対処するために必要な措置の特定・見直し、金融の安定に責任を有する当局間の協調及び情報交換の促進、規制上の基準の遵守におけるベストプラクティスについての助言・監視等を役割としている。第2回金融・世界経済に関する首脳会合（ロンドン・サミット：2009年4月）の宣言を踏まえ、旧金融安定化フォーラム（FSF）が、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として再構成された。

FTA

自由貿易協定。Free Trade Agreement の略称。関税やサービス分野の規制等を撤廃し、モノやサービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定。

FTAAP

アジア太平洋の自由貿易圏。Free Trade Area of the Asia-Pacific の略称。

G G20

20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Twentyの略称。アジア通貨危機後、G7等先進国と主要な新興市場国との間で国際経済問題について議論することを目的として、99年創設。2008年秋の金融経済危機以降、金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）に向けての準備会合としての役割も担うようになった。

G 7

先進 7 カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Seven の略称。世界経済の持続的成長及び為替相場の安定などを達成するための政策協調を行っている会合。日、米、英、独、仏、伊、加がメンバー。

G C C

湾岸協力理事会。Gulf Cooperation Council の略称。アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーンの 6 カ国で構成。

G R E E N

Global action for Reconciling Economic growth and ENvironmental preservation の略称。JBIC が、温室効果ガス排出量削減効果が大きい事業などに対し、地球環境保全効果に着目して行う出融資・保証業務。

H H S 条約

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約。International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System の俗称。WCO の場における協議・採択を経て、各国の関税率表の品目分類等を統一し、国際貿易の円滑化に資するために作成された条約。締約国は、HS 条約に基づき自国の関税率表及び輸出入統計品目表を作成し運用することが義務づけられている。

I I M F

国際通貨基金。International Monetary Fund の略称。米国ブレトン・ウッズにおいて調印された国際通貨基金協定に基づき、1945年に設立された。主な目的は、通貨に関する国際協力を促進すること、為替の安定を促進すること、国際収支困難に陥った加盟国へ融資を行うこと。

M M D B s

国際開発金融機関。Multilateral Development Banks の略称。世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行グループ、アフリカ開発銀行グループ、欧州復興開発銀行の総称。

N N A C C S

輸出入・港湾関連情報処理システム。Nippon Automated Cargo and port Consolidated System の略称。

税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生・動植物検疫手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用のシステム。

P P B

基礎的財政収支。Primary Balance の略。

P F I

Private Finance Initiative の略称。民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。

P R E 戦略

Public Real Estate 戦略の略称。公的不動産について、公共・公益的な目的を踏まえつつ、経済の活性化及び財政健全化を念頭に、適切で効率的な管理、運用を推進していこうとする考え方。

R R C E P

東アジア地域包括的経済連携。Regional Comprehensive Economic Partnership の略称。ASEAN の 10 カ国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド及びインドの 6 カ国が交渉に参加する広域経済連携。

T TPP

環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership) の略称。アジア太平洋における広域経済連携協定で、日本、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米、豪、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの計 12 カ国が参加。平成 27 年 10 月に大筋合意に至り、平成 28 年 2 月に署名が行われた。我が国においては、平成 28 年 12 月に本協定が国会で承認され、整備法案が可決・成立した。

迅速化・簡素化を図るために WTO 加盟国が実施すべき措置（事前教示制度の整備、貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備等）を規定。途上国には、実施までの移行期間を認めるとともに、自ら実施が困難な場合は、先進国等からの支援を通じた実施までの移行期間を認めることを規定している。

W WCO

世界税関機構。World Customs Organization の略称。正式名称は関税協力理事会 (Customs Cooperation Council) で、平成 6 年より WCO をワーキングネームとして使用。ベルギーのブリュッセルに本拠を置く多国間組織であり、税関制度の調和・統一等により国際貿易の発展に貢献することを目的とする。主な活動内容は、分類や税関手続に関する諸条約の作成及び見直し、貿易円滑化や安全対策等に関する様々な国際的ガイドライン等の作成の他、国際的な監視・取締りに係る税関協力や関税技術協力の推進等。

WTO

世界貿易機関。World Trade Organization の略称。自由貿易促進を主たる目的として作られた国際組織で、平成 7 年に設立。本部はスイスのジュネーブにあり、WTO 協定の管理・運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供。

WTO 貿易円滑化協定

WTO ドーハ・ラウンドの一分野として、平成 16 年 7 月に交渉が開始され、平成 25 年 12 月に妥結。平成 26 年 11 月に本協定に関する改正議定書が採択され、平成 29 年 2 月に 3 分の 2 以上の加盟国が受諾し、本協定は発効した。本協定は、貿易規則の透明性向上や税関手続の

本評価書に関する御意見等につきましては、財務省大臣官房文書課政策評価室
(hyouka@mof.go.jp) にお送りください。

財務省の政策評価に関する情報は、財務省のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.mof.go.jp>

